

さいたま市地域防災計画

(共通編)

令和6年3月
さいたま市防災会議

さいたま市地域防災計画

共 通 編

目 次

第1部 総 則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 各編の目標	2
第4節 計画の運用	2
第5節 計画の用語	3
第2章 さいたま市の概況	4
第1節 位置	4
第2節 自然・地勢	5
第3節 人 口	6
第4節 産 業	7
第5節 土地利用	8
第6節 活断層帯	9
第7節 河川・水路の概況	10
第8節 下水道	10
第3章 地震・風水害・その他の災害特性	11
第1節 過去の災害履歴	11
第2節 近年の災害時の対応課題	15
第4章 地震災害・風水害・大規模事故等の被害想定	17
第1節 地震被害想定	17
第2節 洪水被害想定	21
第3節 その他の災害の被害想定	22
第5章 災害対策の方針	25
第1節 災害対策の基本的視点	25
第2節 減災目標	29

第6章 防災関係機関の役割分担	30
第1節 地域防災組織	30
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	31
第7章 市民及び事業所の基本的責務	37
第1節 市民の果たす役割	37
第2節 事業所の果たす役割	38
第2部 災害予防計画	
第1章 災害に強い都市環境の整備	41
第1節 災害に強い都市空間の整備	43
【各部、総括部、環境部、復旧計画部、施設復旧部、各区】	
第2節 都市施設の安全化	56
【各部、総括部、復旧計画部、施設復旧部、水道部、各区、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)、(一社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)埼玉事業部、各通信(携帯電話)会社】	
第3節 防災拠点の整備	70
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、復旧計画部、教育部、各区】	
第4節 安全避難の環境整備	72
【総括部、情報・避難部、秘書・広報部、財政・被害調査部、福祉部、復旧計画部、施設復旧部、教育部、各区、警察署、鉄道事業者、自主防災組織】	
第2章 災害に強い防災体制の整備	83
第1節 災害活動体制の整備	85
【各部、総括部、財政・被害調査部、市民部、環境部、経済部、消防部、各区】	
第2節 災害情報収集伝達体制の整備	91
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、市民部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、各区】	
第3節 消防体制の整備	98
【消防部】	
第4節 医療体制の整備	100
【秘書・広報部、保健衛生部、消防部、各区、自主防災組織】	
第5節 非常用物資の備蓄及び調達体制の整備	104
【総括部、財政・被害調査部、経済部、水道部、教育部、各区、自主防災組織】	
第6節 緊急輸送体制の整備	109
【各部、総括部、財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部】	
第7節 遺体の埋・火葬体制の整備	112
【保健衛生部】	

第8節	防疫体制等の整備	113
	【保健衛生部】	
第9節	応急仮設住宅建設体制等の整備	114
	【財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部】	
第10節	文教対策	117
	【教育部、学校長】	
第11節	土砂災害予防に関する体制の整備	118
	【総括部、福祉部、施設復旧部】	
第12節	災害時に必要となる人材の育成・確保	120
	【各部、総括部、財政・被害調査部、市民部、福祉部、経済部、復旧計画部、施設復旧部】	
第13節	廃棄物処理体制の確立	120
	【環境部】	
第14節	復旧・復興の準備	122
	【各部、総括部、財政・被害調査部、各区】	
第3章	行政と市民の協力による防災対策	124
第1節	防災意識の高揚	126
	【各部、総括部、秘書・広報部、市民部、経済部、消防部、教育部】	
第2節	防災訓練の充実	130
	【各部、総括部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、教育部、避難所担当班、各区、防災関係機関、自主防災組織、市民、事業所】	
第3節	防災組織の育成強化	137
	【総括部、消防部、各区、自主防災組織、商工会議所】	
第4節	火災の発生防止	141
	【秘書・広報部、消防部】	
第5節	要配慮者の安全確保	145
	【総括部、保健衛生部、福祉部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、各区】	
第6節	帰宅困難者の安全確保	154
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、復旧計画部、施設復旧部、教育部、子ども未来部、各区、県、警察、鉄道事業者、事業所、災害時帰宅支援ステーション】	
第7節	ボランティアとの連携	161
	【市民部、福祉部、財政・被害調査部、経済部、復旧計画部、施設復旧部】	
第4章	縮災に関する調査研究	163
第1節	地震災害の縮災に関する調査研究	163
	【各部、総括部、財政・被害調査部、福祉部、環境部、復旧計画部、施設復旧部、消防部】	

第2節	風水害・その他災害の縮災に関する調査研究	168
	【総括部、消防部】	
第3部	災害復旧・復興計画	
第1章	総合的な復旧・復興計画	171
第1節	復旧計画の方針	172
	【各部、情報・避難部、総括部、財政・被害調査部、各区】	
第2節	復旧計画の推進	173
	【各部、各区】	
第3節	迅速な原状復旧の進め方	174
	【環境部、復旧計画部、施設復旧部】	
第4節	都市施設等の復旧計画	175
	【復旧計画部、施設復旧部、水道部、市内鉄道事業者、 東日本電信電話(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、 東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】	
第5節	災害復興計画の作成	179
	【各部、総括部】	
第2章	民生安定のための措置	182
第1節	罹災証明書等の発行	183
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、消防部、 各区】	
第2節	被災者の生活確保	190
	【各部、財政・被害調査部、福祉部、経済部、施設復旧部、各区】	
第3節	義援金品の配付	197
	【秘書・広報部、財政・被害調査部、福祉部】	
第4節	中小企業等の支援	199
	【経済部】	
第4部	災害時広域応援・受援計画	
第1章	災害時受援計画	201
第1節	受援計画の整備	202
第2節	国からの支援受入れ	203
	【総括部、物流オペレーションチーム、情報・避難部、財政・被害調査部、 保健衛生部、経済部、施設復旧部、会計部、各部、受援チーム】	
第3節	地方公共団体からの支援受入れ	204
	【総括部、物流オペレーションチーム、情報・避難部、財政・被害調査部、 保健衛生部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、会計部、消防部、水道部、 各部、受援チーム】	
第4節	公共的機関からの支援受入れ	205

	【総括部、物流オペレーションチーム、財政・被害調査部、市民部、保健衛生部、福祉部、経済部、会計部、県、各部、受援チーム】	
第5節	ボランティアの支援受入れ	206
	【市民部、各部、各区】	
第6節	人的支援の受入れ	207
第7節	物的支援（物資供給）の受入れ	209
第8節	受援対象業務	212
第2章	災害応援計画	213
第1節	災害応援の基本	213
	【各部、総括部、秘書・広報部】	
第2節	災害応援活動の展開	216
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、保健衛生部、環境部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、水道部】	
第3節	相互応援協定の発動	221
	【各部】	
第4節	被災者の生活支援	222
	【福祉部、施設復旧部】	

項目	実施担当	ページ	総括部	秘書・広報部	情報・避難部	財政・被害調査部	市民部	スポーツ文化部	保健衛生部	福祉部	子ども未来部	環境部	経済部	復旧計画部	施設復旧部	消防部	会計部	水道部	教育部
共通編																			
第1部 総則		1																	
第1章 計画の方針		1																	
第1節 計画の目的		1																	
第2節 計画の構成		1																	
第3節 各編の目標		2																	
第4節 計画の運用		2																	
第5節 計画の用語		3																	
第2章 さいたま市の概況		4																	
第1節 位置		4																	
第2節 自然・地勢		5																	
第3節 人口		6																	
第4節 産業		7																	
第5節 土地利用		8																	
第6節 活断層帯		9																	
第7節 河川・水路の概況		10																	
第8節 下水道		10																	
第3章 地震・風水害・その他の災害特性		11																	
第1節 過去の災害履歴		11																	
第2節 近年の災害時の対応課題		15																	
第4章 地震災害・風水害・大規模事故等の被害想定		17																	
第1節 地震被害想定		17																	
第2節 洪水被害想定		21																	
第3節 その他の災害の被害想定		22																	
第5章 災害対策の方針		25																	
第1節 災害対策の基本的視点		25																	
第2節 減災目標		29																	
第6章 防災関係機関の役割分担		30																	
第1節 地域防災組織		30																	
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		31																	
第7章 市民及び事業所の基本的責務		37																	
第1節 市民の果たす役割		37																	
第2節 事業所の果たす役割		38																	
第2部 災害予防計画		40																	
第1章 災害に強い都市環境の整備		41																	
第1節 災害に強い都市空間の整備		43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 都市施設の安全化		56	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災拠点の整備		70	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 安全避難の環境整備		72	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 災害に強い防災体制の整備		83																	
第1節 災害活動体制の整備		85	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 災害情報収集伝達体制の整備		91	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 消防体制の整備		98																	
第4節 医療体制の整備		100		●					●							●			
第5節 非常用物資の備蓄及び調達体制の整備		104	●		●							●						●	●
第6節 緊急輸送体制の整備		109	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 遺体の埋・火葬体制の整備		112							●										
第8節 防疫体制等の整備		113							●										
第9節 応急仮設住宅体制等の整備		114				●								●	●				
第10節 文教対策		117																	●
第11節 土砂災害予防に関する体制の整備		118	●							●				●	●				
第12節 災害時に必要となる人材の育成・確保		120	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第13節 廃棄物処理体制の確立		120										●							
第14節 復旧・復興の準備		122	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 行政と市民の協力による防災対策		124																	
第1節 防災意識の高揚		126	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 防災訓練の充実		130	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災組織の育成強化		137	●																
第4節 火災の発生防止		141		●															●
第5節 要配慮者の安全確保		145	●						●	●			●	●	●				
第6節 帰宅困難者の安全確保		154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 ボランティアとの連携		161				●	●			●			●	●	●				

項目	実施担当	ページ	協力第一部	協力第二部	協力第三部	協力第四部	協力第五部	区災害対策本部	関係機関等
共通編									
第1部 総則		1							
第1章 計画の方針		1							
第1節 計画の目的		1							共通事項
第2節 計画の構成		1							共通事項
第3節 各編の目標		2							共通事項
第4節 計画の運用		2							共通事項
第5節 計画の用語		3							共通事項
第2章 さいたま市の概況		4							
第1節 位置		4							共通事項
第2節 自然・地勢		5							共通事項
第3節 人口		6							共通事項
第4節 産業		7							共通事項
第5節 土地利用		8							共通事項
第6節 活断層帯		9							共通事項
第7節 河川・水路の概況		10							共通事項
第8節 下水道		10							共通事項
第3章 地震・風水害・その他の災害特性		11							
第1節 過去の災害履歴		11							共通事項
第2節 近年の災害時の対応課題		15							共通事項
第4章 地震災害・風水害・大規模事故等の被害想定		17							
第1節 地震被害想定		17							共通事項
第2節 洪水被害想定		21							共通事項
第3節 その他の災害の被害想定		22							共通事項
第5章 災害対策の方針		25							
第1節 災害対策の基本的視点		25							共通事項
第2節 減災目標		29							共通事項
第6章 防災関係機関の役割分担		30							
第1節 地域防災組織		30							共通事項
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		31							共通事項
第7章 市民及び事業所の基本的責務		37							
第1節 市民の果たす役割		37							共通事項
第2節 事業所の果たす役割		38							共通事項
第2部 災害予防計画		40							
第1章 災害に強い都市環境の整備		41							
第1節 災害に強い都市空間の整備		43	●	●	●	●	●	●	
第2節 都市施設の安全化		56	●	●	●	●	●	●	東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、東日本旅客鉄道㈱、東武鉄道㈱、埼玉新都市交通㈱、埼玉高速鉄道㈱、東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱、東彩ガス㈱、(一社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱埼玉事業部、各通信(携帯電話)会社
第3節 防災拠点の整備		70	●	●	●	●	●	●	
第4節 安全避難の環境整備		72							● 警察署、鉄道事業所、自主防災組織
第2章 災害に強い防災体制の整備		83							
第1節 災害活動体制の整備		85	●	●	●	●	●	●	
第2節 災害情報収集伝達体制の整備		91	●	●	●	●	●	●	
第3節 消防体制の整備		98							
第4節 医療体制の整備		100							● 自主防災組織
第5節 非常用物資の備蓄及び調達体制の整備		104							● 自主防災組織
第6節 緊急輸送体制の整備		109	●	●	●	●	●		
第7節 遺体の埋・火葬体制の整備		112							
第8節 防疫体制等の整備		113							
第9節 応急仮設住宅体制等の整備		114							
第10節 文教対策		117							学校長
第11節 土砂災害予防に関する体制の整備		118							
第12節 災害時に必要となる人材の育成・確保		120	●	●	●	●	●		
第13節 廃棄物処理体制の確立		120							
第14節 復旧・復興の準備		122	●	●	●	●	●		
第3章 行政と市民の協力による防災対策		124							
第1節 防災意識の高揚		126	●	●	●	●	●		
第2節 防災訓練の充実		130	●	●	●	●	●		防災関係機関、自主防災組織、市民、事業所
第3節 防災組織の育成強化		137							● 自主防災組織、商工会議所
第4節 火災の発生防止		141							
第5節 要配慮者の安全確保		145							●
第6節 帰宅困難者の安全確保		154	●	●	●	●	●		県、警察、鉄道事業者、事業所、災害時帰宅支援ステーション
第7節 ボランティアとの連携		161							

項目	実施担当 ページ	総括部	秘書・広報部	情報・避難部	財政・被害調査部	市民部	スポーツ文化部	保健衛生部	福祉部	子ども未来部	環境部	経済部	復旧計画部	施設復旧部	消防部	会計部	水道部	教育部
共通編																		
第4章 縮災に関する調査研究	163																	
第1節 地震災害の縮災に関する調査研究	163	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 風水害・その他災害の縮災に関する調査研究	168	●													●			
第3節 災害復旧・復興計画	171																	
第1章 総合的な復旧・復興計画	171																	
第1節 復旧計画の方針	172	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 復旧計画の推進	173	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 迅速な原状復旧の進め方	174										●		●	●				
第4節 都市施設等の復旧計画	175												●	●			●	
第5節 災害復興計画の作成	179	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 民生安定のための措置	182																	
第1節 罹災証明書等の発行	183	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 被災者の生活確保	190	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 義援金品の配付	197		●		●				●									
第4節 中小企業等の支援	199											●						
第4部 災害時広域応援・受援計画	201																	
第1章 災害時受援計画	201																	
第1節 受援計画の整備	202																	
第2節 国からの支援受入れ	203	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 地方公共団体からの支援受入れ	204	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 公共的機関からの支援受入れ	205	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第5節 ボランティアの支援受入れ	206	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 人的支援の受入れ	207																	
第7節 物的支援（物資供給）の受入れ	209																	
第8節 受援対象業務	212																	
第2章 災害応援計画	213																	
第1節 災害応援の基本	213	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 災害応援活動の展開	216	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 相互応援協定の発動	221	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 被災者の生活支援	222								●					●				

項目	実施担当	ページ	協力第一部	協力第二部	協力第三部	協力第四部	協力第五部	区災害対策本部	関係機関等
共通編									
第4章 縮災に関する調査研究		163							
第1節 地震災害の縮災に関する調査研究		163	●	●	●	●	●		
第2節 風水害・その他災害の縮災に関する調査研究		168							
第3節 災害復旧・復興計画		171							
第1章 総合的な復旧・復興計画		171							
第1節 復旧計画の方針		172	●	●	●	●	●	●	
第2節 復旧計画の推進		173	●	●	●	●	●	●	
第3節 迅速な原状復旧の進め方		174							
第4節 都市施設等の復旧計画		175							市内鉄道事業者、東日本電信電話㈱埼玉事業部、東京電力パワーグリッド㈱、東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱、東彩ガス㈱
第5節 災害復興計画の作成		179	●	●	●	●	●		
第2章 民生安定のための措置		182							
第1節 罹災証明書等の発行		183	●	●	●	●	●	●	
第2節 被災者の生活確保		190	●	●	●	●	●	●	
第3節 義援金品の配付		197							
第4節 中小企業等の支援		199							
第4部 災害時広域応援・受援計画		201							
第1章 災害時受援計画		201							
第1節 受援計画の整備		202							
第2節 国からの支援受入れ		203	●	●	●	●	●		物流オペレーションチーム、受援チーム
第3節 地方公共団体からの支援受入れ		204	●	●	●	●	●		物流オペレーションチーム、受援チーム
第4節 公共的機関からの支援受入れ		205	●	●	●	●	●		県、物流オペレーションチーム、受援チーム
第5節 ボランティアの支援受入れ		206	●	●	●	●	●	●	
第6節 人的支援の受入れ		207							
第7節 物的支援（物資供給）の受入れ		209							
第8節 受援対象業務		212							
第2章 災害応援計画		213							
第1節 災害応援の基本		213	●	●	●	●	●		
第2節 災害応援活動の展開		216	●	●	●	●	●		
第3節 相互応援協定の発動		221	●	●	●	●	●		
第4節 被災者の生活支援		222							

共 通 編

- 第 1 部 総 則
- 第 2 部 災害予防計画
- 第 3 部 災害復旧・復興計画
- 第 4 部 災害時広域応援・受援計画

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

さいたま市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さいたま市防災会議が策定する計画であり、本市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体（以降「防災関係機関」という）がその有する全機能を有効に発揮して、市民との役割分担を基に、本市の地域及び施設並びに市民に係わる災害に備え、災害予防、応急対策と復旧・復興に至る一連の防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

さいたま市地域防災計画の構成は、『共通編』、『震災対策編』、『風水害対策編』、『大規模事故等対策編』、『資料編』の5編構成とする。

『共通編』は、各種災害に共通する、総論、災害予防計画、復旧・復興計画、災害応援・受援計画を取りまとめる。

『震災対策編』は、地震災害を対象とした応急対策計画について取りまとめる。

なお、『南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画』を『震災対策編』の附編とする。

『風水害対策編』は、風水害を対象とした応急対策計画その他について取りまとめる。

『大規模事故等対策編』は、大規模事故等の災害を対象とした応急対策計画その他について取りまとめる。

『資料編』は、各種災害に関する資料を取りまとめる。

なお、具体的活動は細部計画及び各部の活動マニュアル等に記載する。

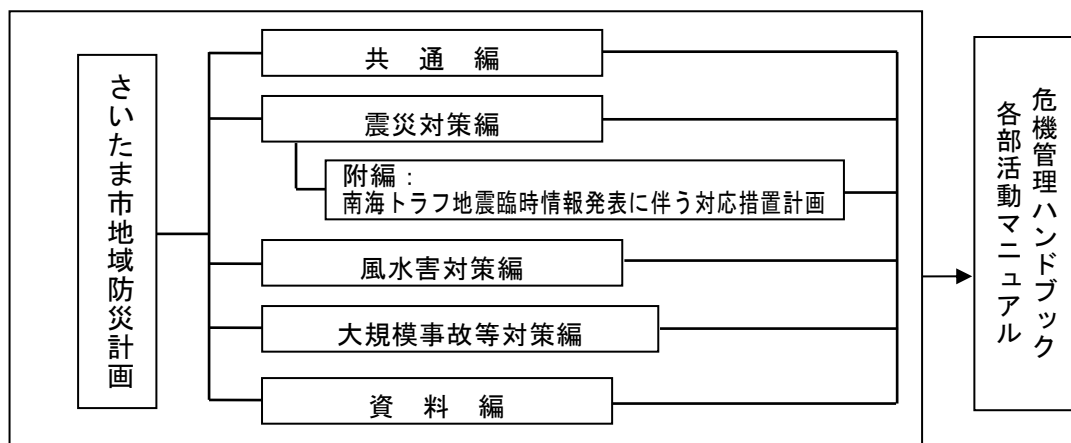


図1-1-1 全体計画の構成

第3節 各編の目標

地域防災計画の共通編は、地震・風水害その他の災害に共通する、総論、災害予防計画、復旧・復興計画を策定することを目標とする。

震災対策編は、地震災害及び地震後に発生する二次災害に対処しうる各種の応急対策計画を策定することを目標とする。

風水害対策編は、想定される最大規模の風水害に対応できる計画を策定することを目標とする。

大規模事故等対策編は、大規模事故等に対応できる計画を策定することを目標とする。

資料編は、各種協定等災害対応における参考資料を掲載し、応急対策時における支援要請に活用する。

第4節 計画の運用

第1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。

第2 他計画との関係

1 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係わる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

2 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づきさいたま市長が実施する救助又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

第3 計画の準用

本地域防災計画は、本市域内の災害対応について作成するが、本市域外において大規模な災害が発生し、本市として対応する場合は、本計画を準用する。

なお、災害予防計画を含め、震災対策については「さいたま市直下地震」を想定地震として作成する。風水害については、平成25年度被害想定調査の結果に基づくものとし、その他の災害については、一般的な被害想定によるものとする。

また、本地域防災計画共通編、震災対策編、風水害対策編、大規模事故等対策編、資料編はそれぞれを補完し、各編に記載がない事象への対処が発生した場合は、別編記載事項を準用するものとする。

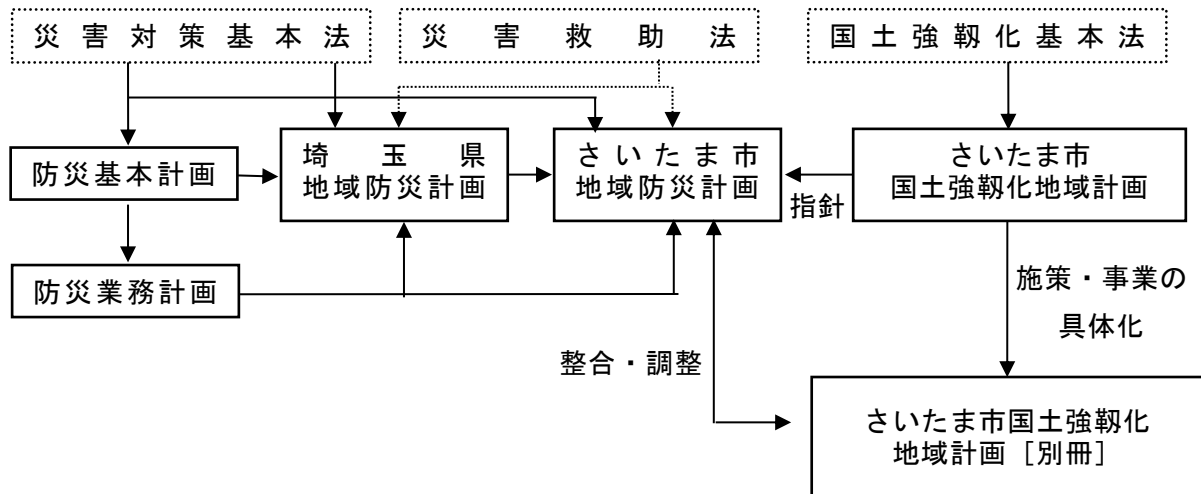


図1-1-2 他計画との関係

第4 計画の習熟及び周知徹底

各防災関係機関は本計画の趣旨を尊重し、平常時より防災に関する調査研究、人材育成、各関係機関との連携及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第5節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| 1 本市 | さいたま市 |
| 2 区 | さいたま市の各区役所 |
| 3 県 | 埼玉県 |
| 4 共通編 | さいたま市地域防災計画（共通編） |
| 5 震災編 | さいたま市地域防災計画（震災対策編） |
| 6 風水害編 | さいたま市地域防災計画（風水害対策編） |
| 7 大規模事故編 | さいたま市地域防災計画（大規模事故等対策編） |
| 8 資料編 | さいたま市地域防災計画（資料編） |
| 9 市本部 | さいたま市災害対策本部、災害警戒本部又は風水害警戒本部 |
| 10 区本部 | 各区の災害対策本部、災害警戒本部又は風水害警戒本部 |
| 11 危機管理センター | 市消防局庁舎3階に位置し、「災害対策室（本部員会議室）」
「オペレーションルーム」「関係課会議室」「関係機関室」
「危機管理部執務室」からなる施設
迅速かつ的確な危機管理対応を図っていく上で、情報の収集・
集約、分析、指揮・命令の確保並びに関係部署における適切な
対応など、危機管理の重要な要素を総括的かつ集中的に対処し
ていくための施設 |

第2章 さいたま市の概況

第1節 位置

本市は、埼玉県の南東部、東京都心から20～40kmに位置する内陸都市である。本市域は東西、南北とも約20kmの広がりを持ち、面積は約217km²である。

東京都心部とは密度の高い鉄道網、道路網で結ばれており、都心への移動利便性が高く、東京の後背地として東京都心部の都市機能の影響を多く受けてきた。

本市は政令指定都市であり、かつ県庁所在地、業務核都市でもあり、新幹線6路線などが集まる交通の要衝という特性を有する。

また、さいたま新都心は、首都圏の行政拠点であるとともに国の広域的な防災拠点に位置付けられているほか、さいたま新都心付近を国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）^(注)の進出拠点に位置付けることとされた。

(注) TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）：大規模な自然災害に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する組織。



出典：さいたま市都市計画マスタープラン

図1-2-1 さいたま市の広域的な位置

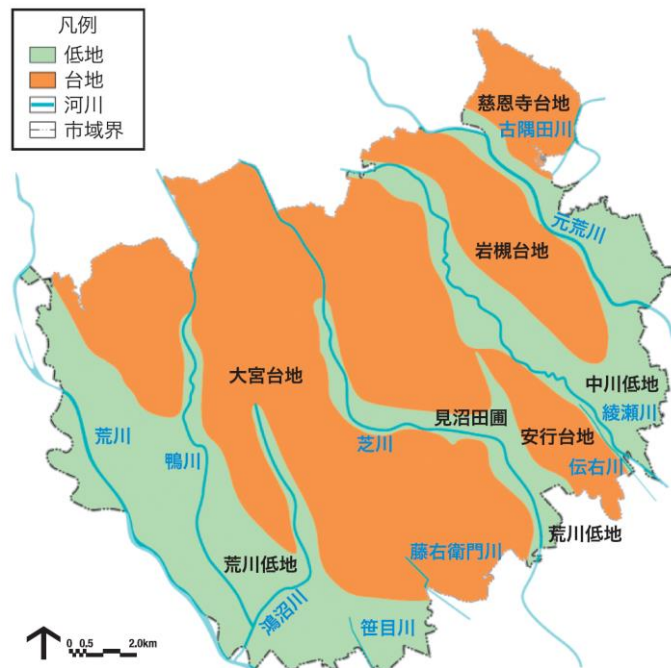
第2節 自然・地勢

本市は、関東ローム層の洪積台地と河川に沿って広がる低地からなる内陸都市である。標高は3～20mで、全体的には高低差が少ない平坦な地形であり、災害時の大規模な土砂災害の危険性は低いと考えられている。

この地形を構成する地質は、台地部は関東ローム層から構成されているのに対し、低地は、主に粘土層あるいは泥炭層（腐植土層）などの固結度の極めて低い軟弱地盤からなる。

また、台地を刻む^{かいせきこく}開析谷の低地では、軟弱地盤の上に、厚く埋土された人工改変地となり、おり原地形が分かりにくくなっている。

本市内には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川等の河川が流れ、荒川水系と利根川水系に分かれている。特に、荒川沿い、芝川沿いの見沼田圃、元荒川沿い等を中心に農地や樹林地が広がり、市内の緑の資源として重要な存在になっているだけでなく、首都圏においても貴重な自然環境を有している。



出典：さいたま市都市計画マスタープラン
資料：埼玉県の地形区分と名称図（1975村本達郎氏による）を基に作成

図1-2-2 さいたま市の地形

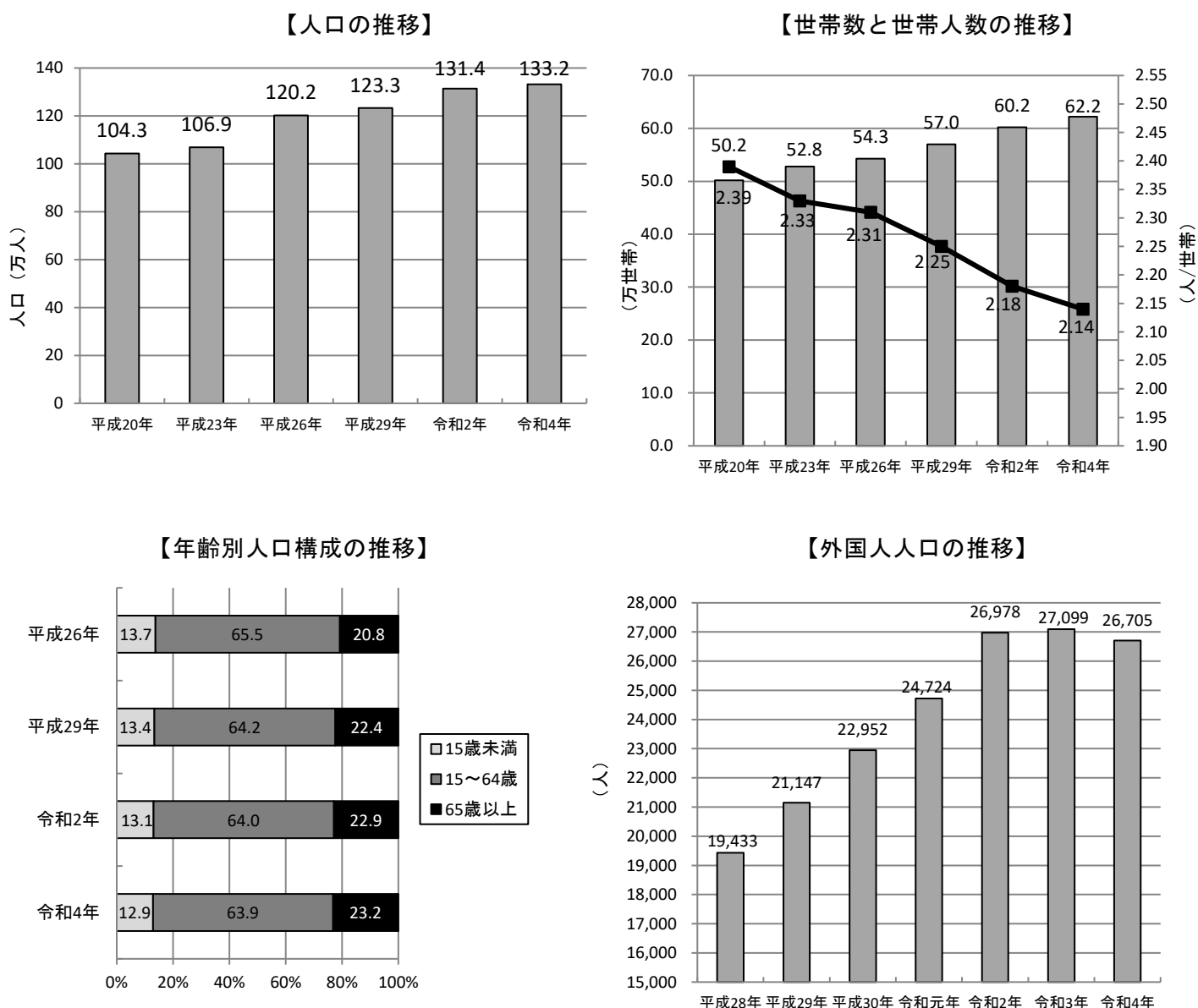
第3節 人口

本市の人口・世帯数の推移を見ると、一貫して増加を続けており、令和5年1月現在では、約134万人となっており、今後も人口が増加する見通しである。

一方、世帯人員数は減少を続け、近年は、高齢者世帯や高齢者以外の単身世帯、核家族の増加が目立ち、将来的にも世帯規模の縮小が続く見通しである。

全人口に対する65歳以上の人口が占める割合については、平成26年において約21%だが、令和4年には約23%となっており、今後も高まる見通しである。

なお、下記グラフの各年における基準日は1月1日としている。



出典：さいたま市統計書

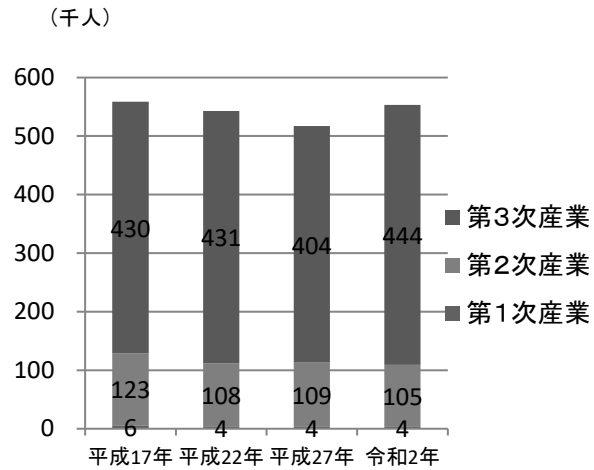
図 1-2-3 さいたま市の人口と世帯数の推移

第4節 産業

令和2年10月1日時点における産業別従業者では、第三次産業の従業者人口が約443,588人（全従業者の約80.3%）を占め、様々な人々が互いに依存しあう高度な形態が展開されている。

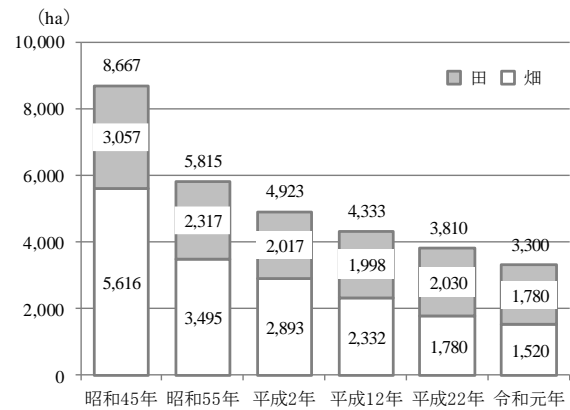
農業の指標については減少傾向にあるが、工業の指標については、堅調な傾向である。

【産業別従業者人口の推移】



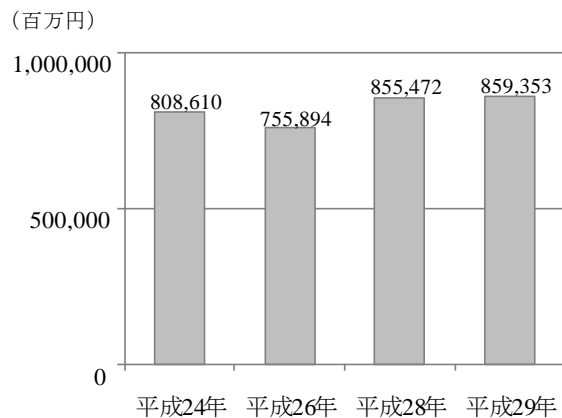
出典：国勢調査（総務省統計局）

【農業：耕地面積の推移状況】



出典：「作物統計調査」農林水産省

【工業：製造品出荷額等の推移】



出典：工業統計調査 経済産業省

図1-2-4 さいたま市の産業の推移

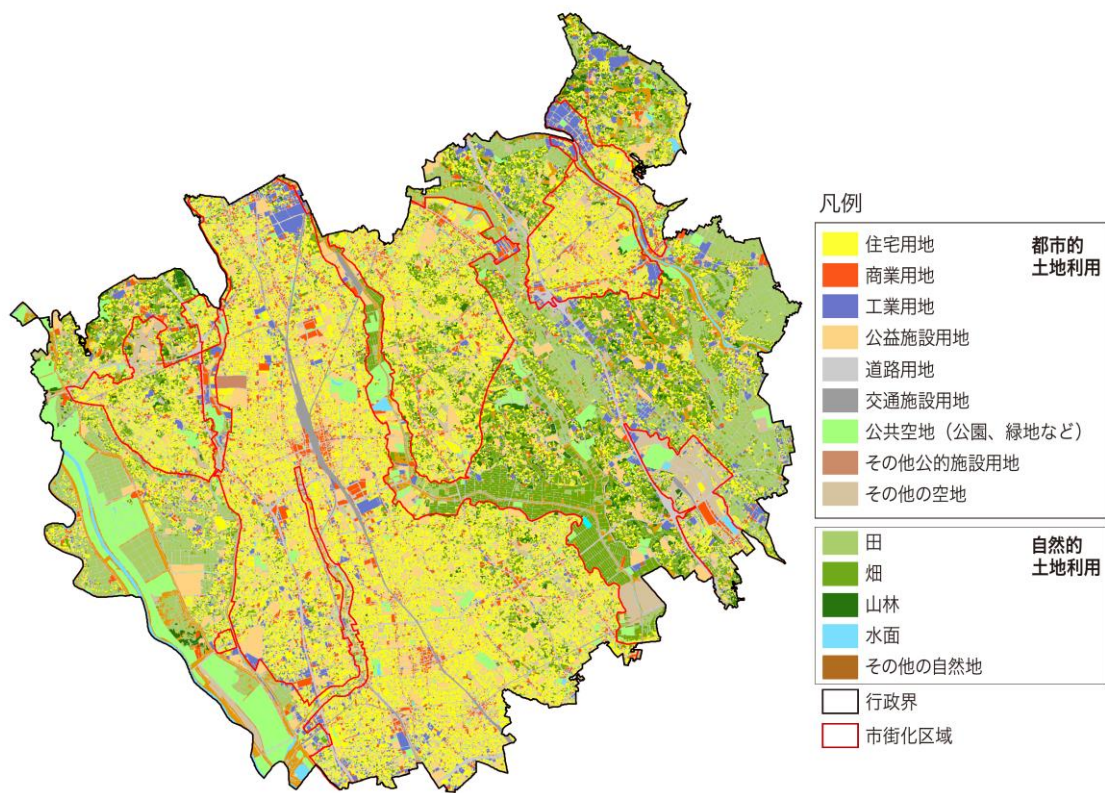
第5節 土地利用

商業業務地は、主に鉄道駅の周辺において形成され、特に大宮駅周辺、浦和駅周辺は商業施設の集積が高い地域となっている。

住宅地は、商業業務地周辺の鉄道利便性の高い地域を中心に立地している。工業地は新大宮バイパス沿道等をはじめ集積している地区もあるが、市街地内にも分散して立地している。

農地・緑地は河川沿いの低地等にまとまっているが、市街地内にも樹林地や農地等が点在している。

鉄道網、道路網ともに、東京都内から本市を経て、北関東から東日本を結ぶ南北方向の軸が多く、相対的に東西方向の軸が少ない特徴がある。



出典：さいたま市都市計画マスタープラン

図 1-2-5 土地利用の状況

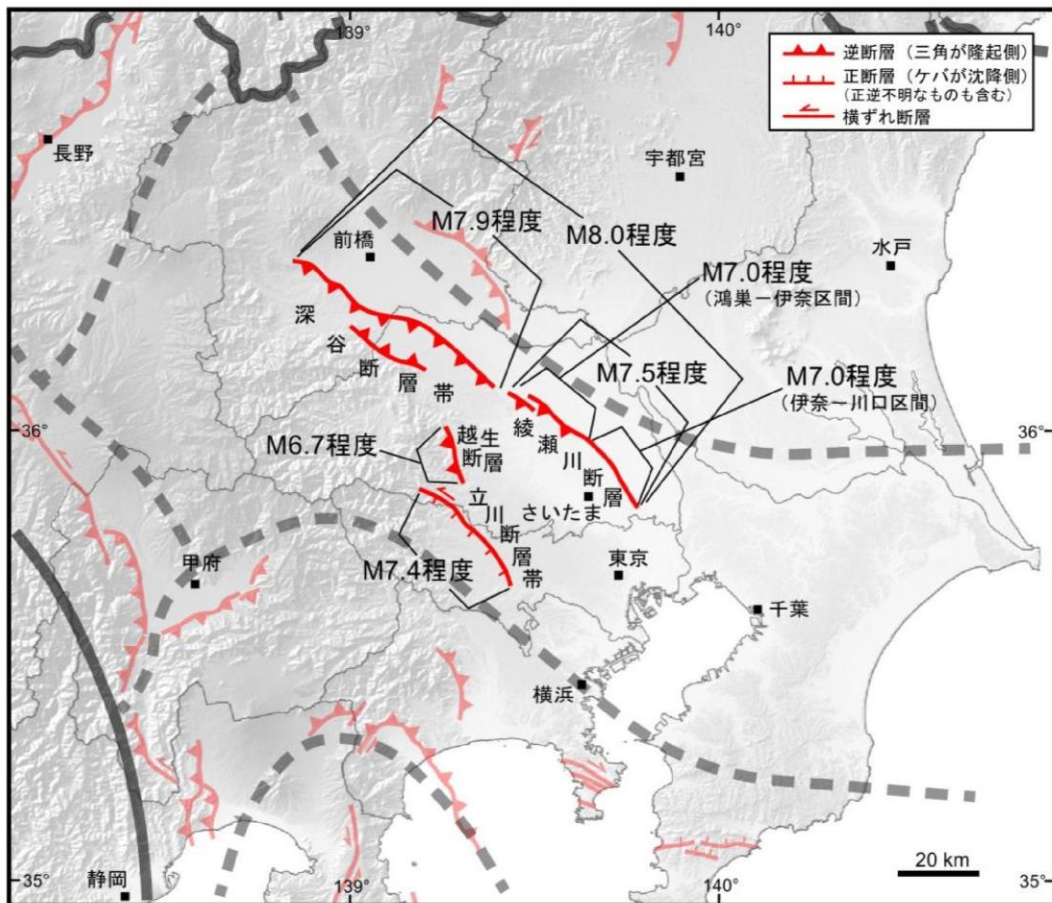
第6節 活断層帯

地震調査研究推進本部^(注1)は、地震が発生すると規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な断層帯について、震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

県内に存在すると推測される活断層及び活断層帯は、綾瀬川断層^(注2)、深谷断層帯、立川断層帯、越生断層の4断層・断層帯であり、本市直下には活断層帯は存在しないといわれている。

(注1) 阪神・淡路大地震を契機に、地震による災害から国民の生命、身体そして財産を保護することを目的とした「地震防災対策特別措置法」が制定され、この法律に基づき、地震に関する調査研究を推進するため、総理府(現・文部科学省)に設置された機関。

(注2) 綾瀬川断層は鴻巣－伊奈区間と伊奈－川口区間に分けられる。伊奈－川口区間には本市も含まれるが、この区間の断層形態、ずれの向き、過去の活動は不明であるが、断層の長さに対して1回の活動に伴う変位量が大きいことから、鴻巣－伊奈区間と伊奈－川口区間を合わせた2区間が同時に活動した可能性もある。



出典：文部科学省地震調査研究推進本部 地震調査委員会「関東地域の活断層の長期評価（第一版）」

図1-2-6 埼玉県内に推定されている活断層・活断層帯の位置

第7節 河川・水路の概況

本市を流れる河川は、荒川水系若しくは利根川水系に属している。このうち、一級河川は13河川であり、準用河川は15河川となっている。

近年これらの河川の流域は急速な都市化の進展に伴い、流域の農地や樹林帯などが有していた自然の保水・遊水機能が低下し、このため水害が発生しやすい状況となっている。

このことから、本市では国や県、近隣自治体と連携しながら河川・排水路の整備を実施してきたが、今後とも整備を推進する。

第8節 下水道

下水道は、市民の安全で快適な暮らしを実現するために、市街地に降った雨水を集めて河川等へ排除する内水排除施設としての役割を担っている。

現在までの下水道整備により、浸水被害等の発生頻度は減少しているものの、都市化の進展に伴い雨水流出量が増大していることや、気候変動の影響により雨の降り方が激甚化・頻発化していることから、雨水を速やかに排除するために、雨水幹線・貯留施設整備、都市下水路整備を今後とも推進する。

第3章 地震・風水害・その他の災害特性

第1節 過去の災害履歴

第1 地震災害

1 旧浦和地域

埼玉県とその周辺で発生した過去の被害地震の中で、近年で最も被害の大きかったのは大正12年（1923年）の関東大震災である。関東大震災は、震源地が相模湾、マグニチュード7.9とされ、埼玉県の震度は6程度とされる。旧浦和地域の被害は、大宮台地に位置する当時の浦和町では浦和刑務所の工作所が全壊したほかは、公共施設に大きな被害はなく、家屋の全壊27戸、半壊17戸、死者3人、火災の発生もなかった。一方、荒川沿いの低地に位置する旧六辻村では総戸数673戸のうち全壊229戸、死者13人と大きな被害であった。

表1-3-1 関東大震災による旧浦和地域内の被害

旧町村名	住家		死傷		学校		役場庁舎破損	工場全壊
	全壊	半壊	死亡	負傷	全壊	半壊		
浦和町	27	17	3	10				
六辻村	229	171	13	22			有	13
土合村	16	13					有	
美谷本村	72	63	2			1		
大門村	19	10		2	1			
野田村	24		4	3				
尾間木村	37	40	1	1			有	
谷田村	10	7		2			有	
三室村		2						
木崎村								
大久保村	0	8	1	1				

2 旧大宮地域

表 1-3-2 大正12年9月1日 関東大震災による旧大宮市内の被害

旧町村名	住家		死傷者
	全壊	半壊	
片柳村	1	3	
馬宮村	45	23	1
植水村	21	1	1
三橋村		2	
大宮町	9	2	64
宮原村	1	1	1
日進村	3		
指扇村	1		1
七里村	2		
春岡村	17	48	1
大砂土村			2

表 1-3-3 昭和6年9月21日 西埼玉強震による旧大宮地域内の被害

旧町村名	住家		死傷者
	全壊	半壊	
大宮町		2	19

3 旧与野地域

関東大震災のほかに、過去に、埼玉県に被害を与えたと記録されている地震は、全部で16地震である。なかでも大きな被害を与えた地震としては818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1894年の東京湾北部の地震、1931年の西埼玉地震が挙げられる。埼玉県内で発生した地震は、数少なく、近隣で発生する地震により影響を受けたものが多いことが言える。

なお、旧与野市においては地震に関する詳細な被害記録が少ないことから、これら地震による被害はほとんど起こっていないと考えられる。

4 旧岩槻地域

旧岩槻市の地質は、台地と低地に分けられ、地震の被害は低地のほうが大きかった。岩槻付近で記録に残るおもな地震は、元禄地震、安政地震、関東大震災がある。中でも安政5年（1858年）12月8日の地震の震源は、岩槻とされている。

関東大震災の被害状況は、次のようになる。

表 1-3-4 大正12年9月1日 関東大震災による旧岩槻地域の被害

旧町村名	住家		死傷者	行方不明者
	全壊	半壊		
岩槻町	84	25	16	
川通村	149	21	8	
柏崎村	23	8	4	
和土村	19	24	4	1
新和村	167	83	44	1
慈恩寺村	37	15	2	2
河合村	18	6	2	

5 さいたま市誕生以降

東日本大震災による本市の被害は、住家・家屋の全壊2戸、半壊43戸、死傷者16人であった。

表1-3-5 平成23年3月11日 東日本大震災による被害

市名	住家・家屋		死傷者	行方不明者
	全壊	半壊		
さいたま市	2	43	16	

第2 過去の風水害履歴

埼玉県で昭和20年以降に発生した風水害の中で、本市に大きな影響を与えた風水害としては、昭和22年カスリーン台風や令和元年東日本台風などがあげられる。

1 昭和22年カスリーン台風

昭和22年(1947年)9月14日から15日にかけて、埼玉県は台風による大雨で大洪水に見舞われた。これは、大正、昭和を通じて最大の水害で、明治43年以来の大災害であった。

台風の北上につれて、本州沖の前線が次第に活発となり、県内では14日朝から降り出した雨が夜になる頃から本格的な強雨になった。翌15日午後、盆を覆すような豪雨になり、秩父では日雨量520mm(15日)、時間雨量78mm(15日)を記録した。

これによる大雨のため、荒川は15日14時30分ごろ、田間宮村(現在の鴻巣市)で決壊、19時30分、熊谷市久下新田で決壊した。

また、利根川の東・原道鏡(現加須市)を始め、県内の中小河川で50余か所が決壊した。

氾濫した濁流は北埼玉地方に浸入し、田畑や家屋、人命に多大の損害を与えながら南下し、16日夜に入って白岡付近で荒川からの濁流と合流し、17日2時には3kmの水幅で春日部に達し、同日5時には吉川町(現吉川市)に達した。

このため県内では、北埼玉、北葛飾地区が県下最大の被災地となり、現在の本市域内でも水路の堤の破損、家屋の浸水や田畑の冠水など大きな被害がでた。

2 昭和57年台風18号

昭和57年9月12日、台風18号は静岡県御前崎付近に大型で並みの勢力で上陸し、次第に勢力を弱めながら、関東地方西部と東北地方を毎時数10kmの速度で横断した。この台風の影響で10日から13日にかけて静岡県、関東、東北を中心に大雨が降り、県内の秩父や熊谷では300mm以上の雨量を記録した。

3 関東・東北豪雨

平成27年9月、東海地方から北陸地方を縦断した台風第18号は、日本海に抜けてから低気圧に変わった。その低気圧に向け、南から暖かく湿った空気が関東地方に大量に流れ込んだ。さらに、日本の東側の太平洋にあった台風第17号を取り巻く東からの湿った風が衝突した結果、関東上空で二つの湿った大気の流れが衝突、行き場を失

った大気が上昇して積乱雲が次々に発生し、広範囲に大雨をもたらす「線状降水帯」になった。この影響で、9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方の16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新した。本市においても、270mm以上の雨量を記録した。

これによる大雨により、本市にも「土砂災害警戒情報」が発表されたことから、避難勧告を発令した。

4 令和元年東日本台風

令和元年10月12日19時頃に伊豆半島付近に上陸、その後関東地方の平野部を縦断し、13日未明には福島県沖の太平洋上に抜け、温帯低気圧に変わった。

この台風の影響により、本市内でも、大量の雨を降らせ、12日の日雨量は観測史上最大の約290mmを観測した。

本市では、台風最接近の2日前となる10日から避難所の事前開設について広く周知し、198箇所の避難所を12日10時に開設、自主避難者の受入れを行った。

また、河川水位が上昇し、氾濫のおそれが生じたことから、12日17時30分に「入間川流域」、同日18時30分に「鴨川・鴻沼川流域」に避難勧告（警戒レベル4）、13日3時5分「荒川流域」に避難指示（緊急）（警戒レベル4）を発令した。

この台風により、桜区をはじめとして多くの浸水被害が発生し、災害救助法が適用となった。

表1-3-6 令和元年東日本台風による被害

人的被害	重症	1
	軽症	1
家屋被害	全壊	2
	半壊	2
	床上浸水	968
	床下浸水	392
	一部損壊	86
非住家等被害	床上浸水	216
	床下浸水	28
	その他被害	21
道路被害	道路冠水（通行止め）	84
その他被害	倒木	15
公共施設等被害	学校	95
	公園	57
	その他公共施設	88

第2節 近年の災害時の対応課題

第1 地震時の対応課題

東日本大震災においては、地震の直後に被害想定を超えた大津波が発生し、沿岸部の市町村が多大な被害を受け、揺れによる被害よりも津波による被害が甚大であった。地震の規模が今まで考えられていたものより、はるかに大きかったことにも起因し、津波防潮堤等の規模をはるかに超えた津波が到来した。

これらの事から、内閣府等では、東海地震等の地震規模を修正して、揺れや津波の発生解析及び被害想定の見直しを行っているところであり、津波被害等の警戒地域の指定も大きく変わる可能性がある。

本市においては、沿岸部の市町村のように津波による大きな災害は予想されないものの、解析結果によっては、相当の被害発生が予想される可能性もあり、そのような場合には、津波等に備えて、被害の軽減を図ることを検討する必要がある。特に津波による人的被害については、津波発生を検知してから津波襲来までに時間的余裕があるため、避難等の防災行動をとることにより、人的被害等を軽減することが可能であり、津波等による人的被害ゼロを目指して、警報・避難システム等の防災体制の検討が必要である。

また、揺れや津波により多くの家屋が浸水・倒壊・流出した時など、罹災証明書の発行や災害がれきの処理に多大の時間と人手が必要となり、これらに対する相互協力などの確な対処を行えるように検討をしておく必要がある。

また、遠距離地域で発生した大規模な地震による長周期地震動の影響や、逆に直下地震に対する対処も求められている。

なお、平成28年熊本地震では、震度7の揺れが2回発生するなど想定外の揺れを記録した。この地震では、耐震化の推進、避難所での健康管理、被災者支援、支援物資の物流管理、受援及び応援体制の充実等が課題とされている。

第2 風水害時の対応課題

風水害については、地震のように周期的に発生するものではなく、長期間大規模な災害がないことや、短期間に大災害が連続して発生することもある。

市内を流れる川は、東から新方川・古隅田川・元荒川・綾瀬川・深作川・伝右川・芝川・藤右衛門川・笹目川・鴻沼川・鴨川・荒川・びん沼川等がある。

また、本市管理の準用河川及び普通河川がある。荒川などの大河川は、洪水調節用ダムや調節池などが建設され、昭和22年カスリーン台風以降河川の氾濫は起こっていないが、水防法の規定により国土交通省が指定・公表している、荒川流域における想定最大規模降雨（72時間総雨量632mm）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、荒川流域の低地部では、浸水深が10.0～20.0mに達すると予想されている。

また、綾瀬川については、県の作成による中川流域の想定最大規模降雨（48時間の総雨量596mm）によると、市内の綾瀬川流域では、浸水深が0.0～10.0m未満と予想されている。

一方、台地を刻んで流れる芝川、藤右衛門川、笹目川、鴻沼川では、流域内の都市化が進み、雨水を地中に浸透させることや一時貯留させる保水機能が低下しているため、浸水の発生する危険性が高い。県の作成による荒川水系芝川流域の想定最大降雨（2日間の総雨量839mm）によると、市内の芝川流域では、浸水深が0.0m～10.0m未満と予想されている。

その他、市内を流れていない利根川及び江戸川についても、想定最大規模降雨（72時間総雨量491mm）により、市内低地部の一部で浸水深が0.5m～3.0m未満に達すると予想されている。

内水については、想定最大規模降雨（総雨量249mm、時間最大雨量153mm）により、市内の広範囲で浸水深が0.0m～3.0m未満に達すると予想されており、また、一部の低地部では浸水深が3.0mを超える箇所もある。

このように、本市では本市域の低地部で浸水の危険性が高いことを示している。

また、突発的な短時間の豪雨（以降「集中豪雨」という）により、危険となる地下道（アンダーパス）等の注意を要する箇所があり、これらの位置は洪水ハザードマップ及び各区の内水ハザードマップで示しているところである。

さらに、急傾斜地崩壊等の土砂災害についても注意が必要である。

第3 その他の災害時の対応課題

その他の災害には、大規模火災災害、危険物等災害、農作物等災害、鉄道事故災害、道路災害、航空機事故災害、放射能事故及び放射能汚染災害、NBC災害等による人身被害、電気通信設備災害、電力施設災害、ガス施設災害、雪害、文化財災害、周辺火山噴火災害、旋風・突風・竜巻災害等がある。

近年特に放射能汚染災害、周辺火山噴火災害、旋風・突風・竜巻災害等についての被害が多くなっており、これらの分野において市民の安心・安全を守るための確な対応が求められている。

特に本市においても、平成23年の東日本大震災における津波災害により発生した、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えい対応を現在継続中であり、市民の生命の安全を第一に今後もその推移を見守り、的確に対処していく必要がある。

第4章 地震災害・風水害・大規模事故等の被害想定

第1節 地震被害想定

第1 想定地震

国は防災基本計画において、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」ことを想定し、平成25年12月に中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、マグニチュード7クラスの地震がどこでも起こりうると発表した。

これらのことから、本市に最も影響を及ぼす地震として、「さいたま市直下地震」を想定地震と設定し、被害想定調査（平成25年度）を実施した。

なお、平成17年3月、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会から関東平野北西縁断層帯の評価結果が発表され、綾瀬川断層は本市には存在しないとされた。^(注)

想定地震の断層諸元を表1-4-1に、位置を図1-4-1に示す。

(注) 平成27年4月24日地震調査研究推進本部地震調査委員会発表の「深谷断層帯・綾瀬川断層の長期評価（一部改訂）」において、綾瀬川断層は本市を含む、鴻巣-川口区間の約38kmに及ぶ可能性が発表されている。

表1-4-1 想定地震の断層諸元

諸元	さいたま市直下地震 ^(注)
緯度(度)	35.825
経度(度)	139.669
断層上端深さd(km)	5.4
長さL(km)	20.0
幅W(km)	19.1
走向θ(°)	315
傾斜δ(°)	45
気象庁マグニチュードM	7.3
地震モーメントM ₀ (Nm)	3.38×10 ¹⁹

(注) さいたま市被害想定調査報告書（平成25年度）さいたま市」より

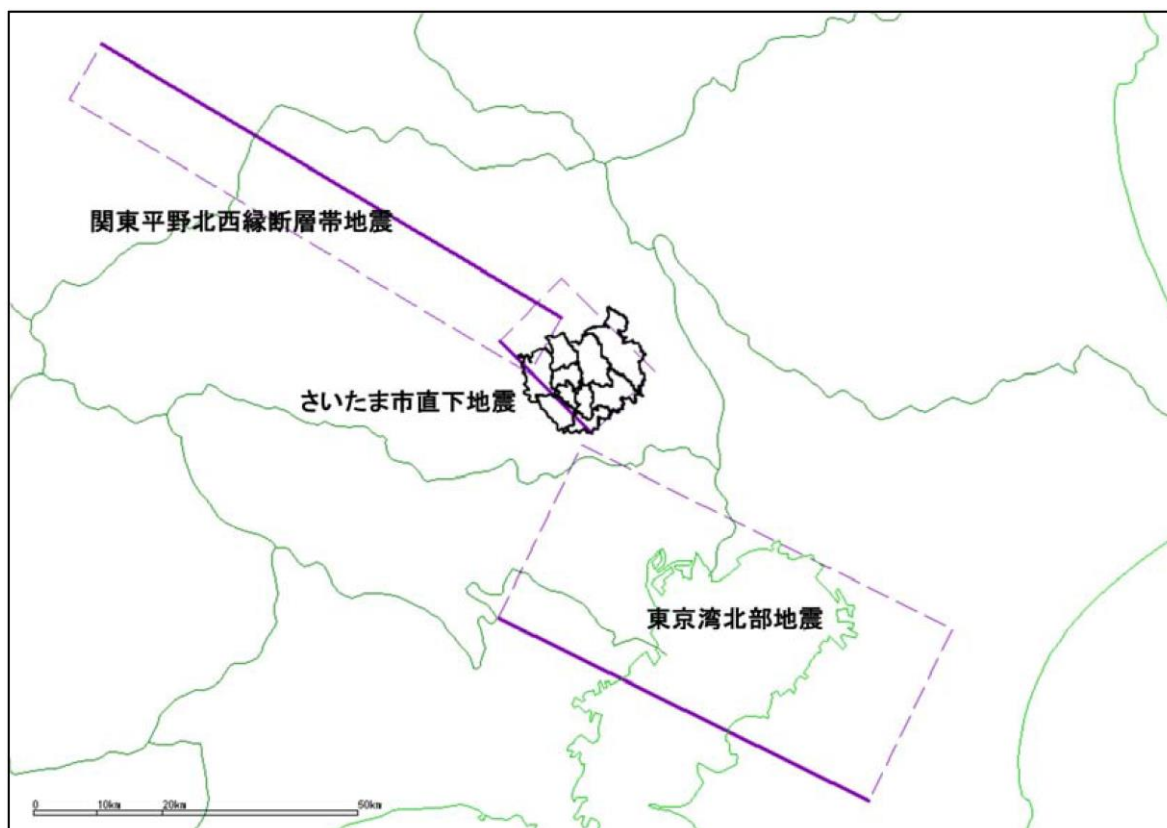


図 1-4-1 想定震源位置図

第2 想定被害

1 想定手法

(1) 地震被害の想定手法

さいたま市直下地震の被害想定の手法は、中央防災会議の「地震被害想定支援マニュアル」及び「埼玉県地震被害想定調査（平成24～25年度）」に準拠した。

具体的には、地震動を予測（地表面における最大速度分布）し、震度分布及び液化危険度分布を設定した。

(2) 被害想定条件

地震による被害のうち、特に出火や人的被害は、発生する季節や時刻、気象条件等により異なり、それに伴い死傷者数や建物焼失棟数などが大きく変化する。

本調査では、次のとおりとした。

○出火・延焼被害想定は、風速により異なるため、次のとおりとした。

表 1-4-2 被害想定風速条件

季節、時間帯	冬深夜	夏12時	冬18時
風速（平均風速時）	5.1m/s	4.0m/s	5.1m/s
風速（強風時）	8.0m/s	8.0m/s	8.0m/s

○人的被害、ライフライン（電力、通信施設）被害想定は、冬深夜、夏季の12時台、冬季の18時台の3ケースとした。

(3) 被害の予測単位

被害対象地域は、さいたま市全域とした。予測単位は、行政管理庁昭和48年告示143号（JIS規格C6304）に定める総務省標準地域メッシュを使用し、さいたま市全域を、基準地域メッシュ（約1km×1km）の各辺を更に20等分した約50mのメッシュで分割した。

2 想定される被害の概要

(1) 震度と液状化の予測

さいたま市直下地震の市全域の震度は、6弱以上となる。荒川に近い西区・桜区・中央区・南区ではほぼ全域、その他の区でも一部は震度6強となり、大きな被害が予想される。

液状化については、荒川・鴨川・鴻沼川・芝川・綾瀬川・元荒川沿いの低地で危険度は高くなるが、市中心部では液状化はほとんどおこらない。これは、本市の約8割がローム台地であり、西側の荒川沿いや東側の綾瀬川・元荒川沿いを中心に沖積粘性土・沖積砂質土がひろがる地質特性によるものと考えられる。

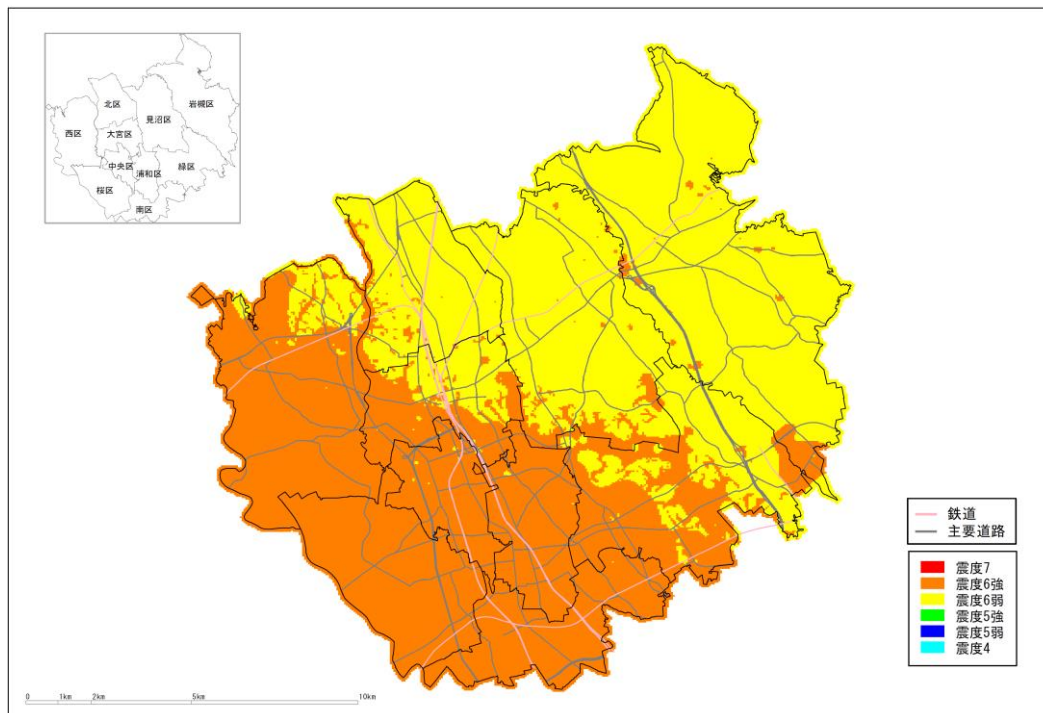


図1-4-2 震度予測結果（さいたま市直下地震）

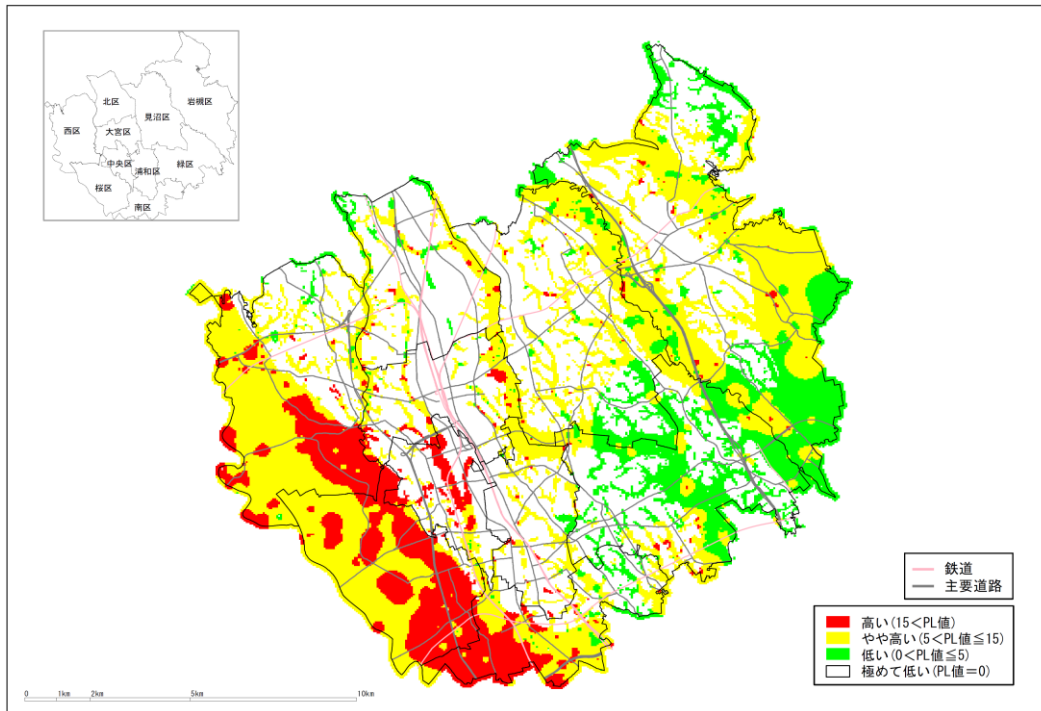


図 1-4-3 液状化予測結果（さいたま市直下地震）

(2) 被害の予測

強風時において、物的・人的被害の合計が最大となる冬の 18 時にさいたま市直下地震が発生した場合の被害想定調査結果は、次のとおりである。ただし、帰宅困難者は、通勤・通学・買い物・観光等で市外から流入する人口が多い、季節に関係なく平日の 12 時に発生した条件での値である。

表 1-4-3 さいたま市直下地震の被害の予測結果

種別	被害項目	被害単位	被害数
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地[箇所]	16
建物	揺れ	全壊棟数[棟]	17,300
		半壊棟数[棟]	48,400
	液状化	全壊棟数[棟]	203
		半壊棟数[棟] ^(注)	6,040
	急傾斜地崩壊	全壊棟数[棟]	2
半壊棟数[棟]		4	
火災 (冬 18 時)	出火	炎上出火件数[件]	101
	延焼	焼失棟数[棟]	44,900
人	死者	[人]	2,040
	負傷者	[人]	8,150
	重傷者	[人]	1,400
ライフライン	上水道	断水人口(1日後)	265,000
	下水道	機能支障人口(1日後)	57,300
	電力	停電軒数(1日後)	107,000
	通信	不通回線数(1日後)	95,500
	都市ガス	供給停止件数(直後)	257,000

種別	被害項目	被害単位	被害数
交通	道路	緊急輸送道路被害箇所数	46
		橋りょう被害箇所数	2
	鉄道	被害箇所数	227
生活支障等	避難者	避難者 直後・1日後[人] (内、避難所生活者)	204,000 (123,000)
		避難者 1か月後[人] (内、避難所生活者)	204,000 (61,300)
	帰宅困難者	人(平日12時)	116,000~141,000
	災害廃棄物	発生量[万m ³]	679
	経済被害	直接経済被害額[兆円]	3.88

(注) 液状化による半壊と棟数は、大規模半壊を含めている。

第3 長周期地震動の被害について

長周期地震動は、地震発生時に通常の震動とは異なり、2秒～20秒以上の周期で揺れる震動のことである。周期が長い場合は、通常の地震計では観測できない。

東日本大震災では、震源から離れた東京都内(23区の震度は「5強」)で長周期地震動を観測し、新宿センタービルなどの超高層ビルが最長13分間、最大108cmほど揺れた。

震源地が遠く通常の地震動を感じない場合でも、地質構造によっては増幅して伝播することがあり、超高層建築物等の固有周期と一致した場合は、中層階・上層階で大きな揺れを発生させ、エレベーターケーブルの切断や家具類の転倒等の被害を発生させる。この地震動は周期が長く、揺れを感じないため、避難行動等の防災行動を取ることが困難になることが多い。

また、石油コンビナートでは、スロッシング現象により火災を発生させる場合も報告されている。

今までこのような震動に対して、対策が取られてこなかったため、従来地震に強いとされてきた超高層ビルに対して破壊的ダメージをもたらすものと懸念され、また、近年注目されている制震構造や免震構造の建物においても、このような震動が大きな影響を与えることが危惧されている。

第2節 洪水被害想定

本市で実施された被害想定調査(平成25年度)によれば、6つの対象河川における洪水被害想定は、次のとおりである。

最大の荒川氾濫の場合、浸水想定範囲内の被災人口は30万人を越えると想定される。

表 1-4-4 洪水被害想定の結果

河川名	浸水建物棟数[棟]			被災人口[人]		
	計	床下	床上	計	床下	床上
荒川	88,680	21,005	67,675	337,681	69,259	268,422
利根川	11,824	9,617	2,207	27,554	22,668	4,887
江戸川	76	76	0	523	523	0
芝川・新芝川	10,141	6,281	3,860	46,766	33,754	13,011
綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川	4,361	2,356	2,005	8,263	4,023	4,240
鴨川・鴻沼川	33,752	14,573	19,179	146,115	75,499	70,615

第3節 その他の災害の被害想定

現在、一般的に解析が進んでいる地震災害と風水害の被害想定のほか、考えられる災害として、集中豪雨、広域放射能汚染災害、周辺火山噴火による災害、旋風・突風・竜巻災害等があり、これらの被害想定については未だ明確とはなっていないが、内閣府等より次のような考え方が示されている。

第1 集中豪雨の被害想定

集中豪雨とは、予測が困難な、突発的で局地的な豪雨を指す俗語であり、気象学的に明確な定義付けはなく、気象庁は予報用語として「集中豪雨」を用いていない。本計画では、短時間の強い降雨強度により、道路などの冠水をもたらす、突発的な降雨を集中豪雨と称する。

一般の風水害とは違い、集中豪雨の発生の予測は困難であるが、気象庁では、各地で被害をもたらしている集中豪雨問題で、目先数時間程度の局地的な大雨のポテンシャルを把握するための数値予測を行っている。

これによる被害は、アンダーパスなどの局地的な冠水による突発的な浸水被害が想定されるが、場所によっては、溺死するなど極めて危険な状況が発生させることもある。

第2 広域放射能汚染災害の被害想定

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年の東日本大震災における津波災害により発生した、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待されたが、空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原子力発電所の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

第3 周辺火山噴火による災害

火山の噴火災害では、降ってくる噴石による災害や、溶岩流による災害の対策が必要となるが、さいたま市には火山はない。しかしながら、富士山や浅間山など周辺の活火山が噴火した場合に、大量の降灰が予想され、これによる災害の発生が懸念される。

大量の降灰が発生した場合、視界不良となり交通機関などに影響を与えるため、交通対策などの処置が必要になる。

また、降雨等により大量の粉塵が排水施設を不能にし浸水被害につながることや、灰を吸い込むことによる健康被害等も予想され、これらへの対処も必要となる。

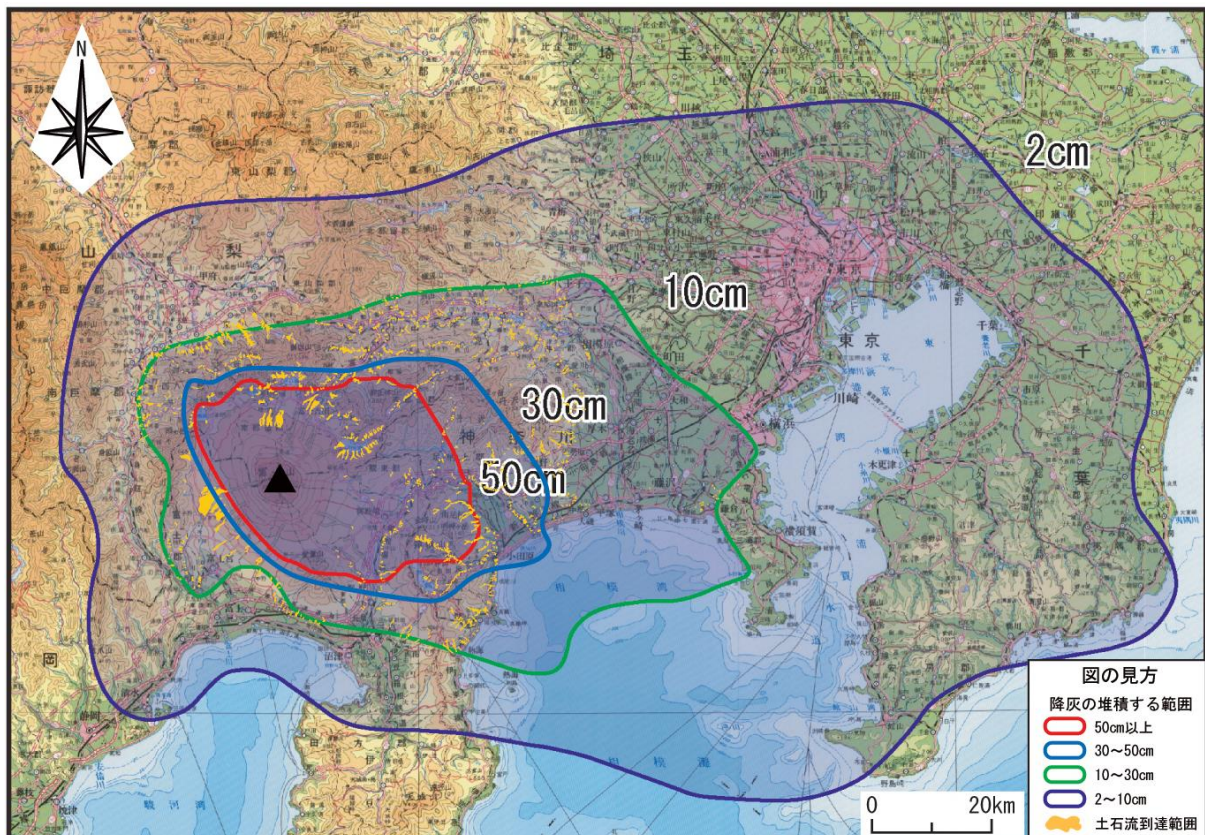


図1-4-4 降灰の予測図（出典：内閣府「富士山火山防災マップ」）

第4 旋風・突風・竜巻災害

旋風・竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には9月の台風シーズンに多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。主に海岸低平地帯に発生するが、夏場は内陸部でも発生する。

平成24年5月には茨城県常総市・つくば市で、死者1人、負傷者37人、全半壊234棟の被害が発生し、平成25年9月2日には、埼玉県越谷市等で負傷者76人、全半壊27棟の被害が発生している。過去の竜巻災害による被害を見ても、数百人の負傷者や数百棟に及ぶ全壊・半壊の住宅被害が起きており、人口が密集している被災地でひとたび竜巻が発生した場合には大きな被害が生じることを物語っている。

こうした相次ぐ竜巻災害による甚大な被害を踏まえ、政府において「竜巻等突風対策検討会」を開催し、次の2点を取りまとめている。

- ① 我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方
- ② 突風災害対策の強化に向けた関係省庁の取り組みと今後の予定

本市においても、竜巻等突風の危険があり、これらを踏まえて対策を検討し、実施可能な処置を講じる必要がある。

第5 風評被害等

風評被害は、不明確な情報を入手した者が、不適切な判断等により過剰に反応し、不適正な行動をとった結果発生すると言われている。

風評被害については、特定産地の農産物の安全性に問題が発生した時など、近傍周辺の安全な産品まで全て売れなくなると言った、経済的被害が大きい。

従って、このような被害を防ぐために、正確かつ明快な情報発信を行うなどの対処が必要である。

第6 津波被害

東日本大震災においては、地震の直後に大津波が発生し、沿岸部の市町村が多大な被害を受けた。

県が実施した被害想定調査では、津波は、荒川等を遡上してくるものの堤防を越えてはいないので建物被害等は生じる可能性は低いと考えられる。ただし、河川敷等における注意が必要となる。

第5章 災害対策の方針

前章の被害想定に基づいて、災害対策を検討するが、平成23年の東日本大震災のように想定を超える災害が発生することも考えられ、想定外を極力少なくすることを念頭に置く必要がある。

また、行政が全ての事象に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得ることから、市民や事業者に対し自助・共助の努力を求めていくことも必要となる。

なお、災害対策においては、高齢者、障害者、子ども、妊産婦、外国人、性別・性自認・性的指向等、すべての人の人権への配慮をする人権尊重の視点が必要である。

また、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いを十分に配慮するとともに、性的少数者（性的マイノリティ）への配慮を行うなど、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を取り入れる必要がある。

第1節 災害対策の基本的視点

第1 地震災害対策の視点

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、高度に発達した大都市が初めて経験した地震災害であり都市の有する脆弱性に関して、多くの教訓を残したほか、平成16年の新潟県中越地震や平成19年能登半島地震、新潟県中越沖地震等では、成熟した現代社会に対して防災の新たな課題を浮き彫りにした。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本における観測史上、最大の規模、マグニチュードを記録し、地震と津波により東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたほか、それを起因とした東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足や大量の放射性物質拡散、さらに、液状化の被害等、本市にも多大なる影響があった。

さらに、平成28年熊本地震では、前震が4月14日、本震が16日に発生、2回にわたり最大震度7を記録した地震であり、家屋の倒壊等により避難所生活を余儀なくされた住民の健康管理や支援物資の物流管理、被災市町村における受援体制などの課題が浮き彫りとなった。震災対策は、これらの教訓を生かしつつ、本市の地震災害特性及び近年の社会環境の変化に対応して、次の基本的視点から策定する。

1 想定地震の被害特性を反映させる

被害想定の結果から、本市において次のような典型的な都市型の地震災害の被害特徴が想定され、震災対策は、想定地震における被害特性を反映させて策定する。

- (1) 軟弱地盤の地域では、耐震性の低い老朽木造建築物を主体とした多数の建築物被害の発生
- (2) 木造住宅が建て詰まりしている地域などの既成市街地における大規模な延焼火災の発生
- (3) 建物被害と地震火災がもたらす多大な人的被害の発生

- (4) ライフライン機能低下の長期化と社会生活への多大な影響の発生
- (5) 道路や鉄道の寸断により被災地が分断され、孤立化（特に、本市の中央部にJR線が位置するため、想定地震によっては、被災地が東西に分断して孤立化することも予想される。）
- (6) 堤防、護岸等の河川施設の被害による水害等の発生
- (7) 帰宅困難者の発生
- (8) 避難所での健康管理
- (9) 支援物資の物流管理
- (10) 人的支援を含めた他都市との応援、受援体制の整備
- (11) 被災者支援

2 過去の大規模な地震災害の教訓を生かす

阪神・淡路大震災は、戦後我が国が初めて経験した大都市直下型の地震による大規模震災であり、以前から指摘されていた地震災害時の様々な事態における問題点ばかりでなく、新たに多くの震災対策上の問題点も明らかになった。

その後に発生した新潟県中越地震や能登半島地震、新潟県中越沖地震等では、地域の人々のつながりを中心とした地域防災力の向上や各避難所の運営、高齢者など要配慮者への支援のあり方など、成熟した現代社会に対して、防災の新たな課題が浮き彫りになった。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震では、これまでの被害想定を大きく超える災害が発生したため、そうした想定外の事象にも対処できる計画のあり方を考える必要が生じた。

3 自助・共助の充実（地域防災力の向上）

これらの問題点は、大規模な地震のみならず、すべての災害において起こりうると思われる。今後起こりうる地震災害において被害の軽減や二次災害の防止と迅速な応急復旧対策を実施するためにも、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び平成28年熊本地震等大規模な地震災害の教訓を整理し、「自助」、「共助」の視点から震災対策への反映を積極的に図る。

4 初動・情報収集伝達体制の強化

大規模な地震が起きた場合、発災後の数時間あるいは、その後の数日間程度の初期段階における対応が、被害の拡大を防止するうえで重要である。このため、職員が非常時に確実に参集できる体制及び被害状況を迅速かつ的確に収集、伝達できる体制を強化する。

5 広域支援体制の整備

被害想定の結果では、想定地震によっては本市の中核部で大きな被害が予想され、本市の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。こうした事態に備えて、九都県市や他市町村及び防災関係機関と広域支援体制を整備する。

6 発災後の時間経過に対応した的確な対策の立案

地震災害は、地盤の振動、地盤の変位、液状化による建物及び施設の一次被害の発生から、出火・延焼火災等の二次被害の発生、さらに、ライフライン機能や交通機能の低下、生活支障というような時間的経過に伴い被害の状況が拡大・変化する。このため、こうした被害の時系列的変化に的確に対応できる震災対策を立案する。

第2 風水害対策の視点

風水害対策については、想定される浸水被害（洪水被害）に対し、ハード的な対応を図り浸水被害の軽減を図っていくものとするが、予算等の制約から妥当投資額を考慮すると、浸水による施設被害ゼロを目指すことは現実的でない。しかしながら、次に示すようなソフト的対応をバランスよく実施し、浸水による人的被害ゼロを目指すことは可能であり、このような視点から対策を検討する。

1 市民を的確な避難行動へ導く

風水害時に洪水等浸水の危険が発生した時に、市民を的確な避難行動に導くために、次のような留意点が重要である。

- (1) 平常時から風水害の被害、防災等の知識について防災訓練等を通じて市民に普及・啓発する。特に空振りをおそれず、安全な時に避難を行い、100%自身と家族の安全を図るような避難文化を定着させる。
- (2) 市内気象情報サービス等の降雨情報や国土交通省その他の河川水位情報を活用し、ピンポイントで浸水被害予想地区の危険性を判定し、余裕を持って浸水予想情報・避難情報等を市民に伝達する。
- (3) 豪雨時には防災行政無線等のスピーカーの音が聞こえないこともあるので、自主防災組織等と連携した市民への確実な代替の伝達方法等も検討しておく。
- (4) 自主防災組織、消防団の強化、避難路・避難施設等の整備等により地域の防災力を高め、危険が予想された時に市民を的確な避難行動へと導く。

2 避難行動要支援者への支援

視聴覚障害者、寝たきりの要介護者等の避難行動要支援者に対しては、自主防災組織を中心に可能な限り見守りを行い、風水害時の避難補助等の的確な避難支援に努める。特に局所的な集中豪雨等による急激な増水により、寝たきりの高齢者が水死したという事例もあり、このような時には近隣の住民が協力して避難行動要支援者を避難させるなど、地域で的確に対応できるように、平常時から検討し備えておく。

第3 その他の災害対策の視点

その他の災害対策は次のような視点が考えられる。

1 集中豪雨対策の視点

集中豪雨については、現在明確に予想できる体制とはなっていないが、市内気象情報サービス等の降雨情報に基づいて、その兆候が見られた時は、市内のアンダーパス等の危険箇所に通行止め等の処置を行うように努める。

2 放射能汚染対策の視点

放射能汚染災害については、現在、明確な対策を模索中の段階であるが、市民の安全を第一に考えて、食品汚染対策、ホットスポット対策、処理ごみ汚染対策、風評被害対策等を適正かつ迅速に実施できるように検討していく。

3 周辺火山噴火災害対策の視点

本市では、周辺火山が噴火した際の溶岩流等の噴火災害は予想されないが、大量の降灰等の発生の可能性があり、農作物被害、交通障害、降雨時と重なった場合の排水施設障害等について、市民の安心・安全を確保する視点から、対応を検討しておく必要がある。

4 旋風・突風・竜巻災害対策の視点

旋風・突風・竜巻災害についても、市民の安全を第一の視点として、発生時に個々の市民ができる対応や、農業施設の被害軽減策の普及・啓発等について検討する。

5 風評被害対策等の視点

風評被害については、誤報や勘違いによる甚大な経済的打撃の発生を防ぐという視点から、正確かつ明快的な情報発信を行うなどの対処を検討する必要がある。

6 津波被害対策の視点

どのような事態にも対応可能な防災力を育成するという視点から、津波被害についても、その発生が予想された場合は、その被害想定と対応を検討するものとする。

第2節 減災目標

第1 地震災害の減災目標

大規模な地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、本市、関係機関、住民等が、さまざまな対策によって被害の発生の予防及び軽減を図ることが重要である。

このため、大規模な地震に対応するために、国は、被害想定に基づく人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的な減災目標を定めるとともに、その減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成された地震防災戦略を策定した。これを受け、県でも東京湾北部地震の発生を想定し、3つの減災目標（①死者・負傷者数の半減、②1週間後の避難者数の半減、③ライフラインの早期復旧）を規定し、「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」に基づき、着実な推進を図っている。

本市でも、県の減災目標に基づき、想定される地震災害の被害の発生の予防及び軽減に努める。

表1-5-1 地震災害の減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を半減させる	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者（1週間後）を半減させる	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧 など
ライフラインを60日以内に95%以上復旧させる	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ など

第2 風水害その他の減災目標

風水害その他については、次に掲げる事項を減災目標とする。

- 1 人的被害の軽減：ソフト的対応による人的被害ゼロを目指す。
- 2 要配慮者への支援：地域防災力の向上による、きめ細かな支援
- 3 地域防災力の向上による減災：集中豪雨、突風等、局所的被害の軽減
- 4 帰宅困難者対策：気象情報からの早期帰宅等による一斉帰宅困難者の半減

第6章 防災関係機関の役割分担

本市、県、指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関及び公共的団体は、本市域における災害について、その本来の任務を遂行しつつ相互に協力し、防災対策を実施しなければならない。

第1節 地域防災組織

第1 地域防災組織図

本市における防災組織は、次のとおりである。

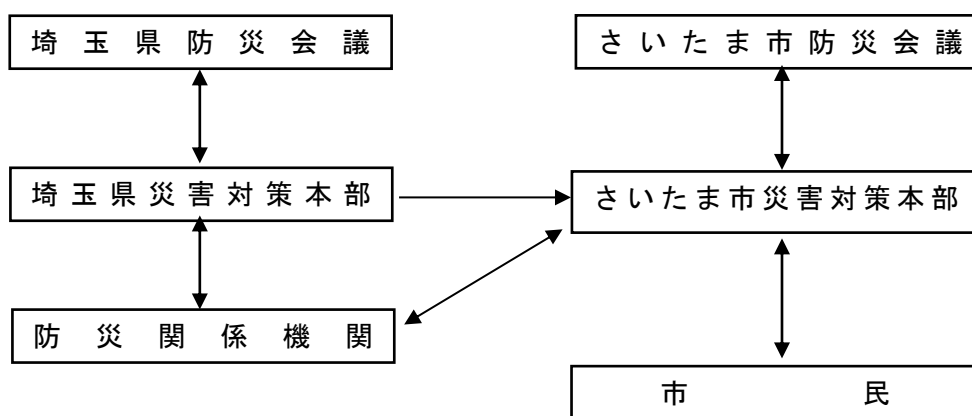


図1-6-1 さいたま市における防災組織

第2 さいたま市防災会議

さいたま市防災会議は、災害対策基本法第16条及びさいたま市防災会議条例に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、本市及びその他の防災関係機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。

1 組織

会長：さいたま市長

委員：指定地方行政機関、陸上自衛隊、県の機関、教育機関、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する者並びに市長が特に必要と認めて委嘱又は任命する者

幹事：委員の属する機関の職員のうち市長が委嘱又は任命する者で委員会及び専門委員を補佐する。

2 所掌事務

- (1) さいたま市地域防災計画を策定し、その実施を推進する。
- (2) 地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正し、要旨を公表する

こと。

- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 さいたま市

表1-6-1 さいたま市の事務又は業務の大綱

事務又は業務の大綱	
1	防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。
2	災害予防
(1)	防災に関する組織の整備に関すること。
(2)	防災に関する訓練の実施に関すること。
(3)	防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。
(4)	防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。
(5)	公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
(6)	前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
3	災害応急対策
(1)	情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
(2)	警報の伝達及び避難指示等に関すること。
(3)	消防、水防その他の応急措置に関すること。
(4)	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
(5)	帰宅困難者対策に関すること
(6)	災害を受けた児童生徒の応急教育に関すること。
(7)	施設及び設備の応急復旧に関すること。
(8)	清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
(9)	飲料水の供給活動の実施に関すること。
(10)	水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。
(11)	緊急輸送の確保に関すること。
(12)	社会秩序の維持に関すること。
(13)	前各号のほか、災害の防ぎよ又は各災害防止のための措置に関すること。
4	災害復旧
(1)	被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。
(2)	災害復旧上必要な資金計画に関すること。
(3)	被災者の生活確保に関すること。

第2 埼玉県

表1-6-2 埼玉県の事務又は業務の大綱

事務又は業務の大綱	
1	災害予防
	(1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
2	災害応急対策
	(1) 警報の発表・伝達及び避難指示等に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 (10) 災害救助法及び埼玉県災害救助資源配分計画に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整
3	災害復旧対策

第3 指定地方行政機関

表1-6-3 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。 3 管区内防災関係機関との連携に関すること。 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東財務局	1 災害査定立会に関すること。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 3 地方公共団体に対する融資に関すること。 4 国有財産の管理処分に関すること。
関東信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 2 応急措置 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係わる管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林業者等に対する資金の融通に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
関東運輸局 埼玉運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 3 災害時における不通区間の一回輸送の指導に関する事。
関東地方整備局 (大宮国道事務所) (荒川上流河川事務所) (北首都国道事務所)	<p>管轄する道路、河川についての計画、工事及び管理を行うほか、主に次の事項を行うように努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震災対策の推進に関する事。 (2) 危機管理体制の整備に関する事。 (3) 災害・防災に関する研究、観測などの推進に関する事。 (4) 防災教育等の実施に関する事。 (5) 防災訓練に関する事。 (6) 再発防止対策の実施に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関する事。 (2) 活動体制の確保に関する事。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関する事。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関する事。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関する事。 (7) 緊急輸送に関する事。 (8) 二次災害の防止対策に関する事。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関する事。 (10) 地方公共団体等への支援に関する事。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣に関する事。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣に関する事。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関する事。 3 災害復旧・復興 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施に関する事。 (2) 都市の復興に関する事。 (3) 被災事業者等への支援措置に関する事。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)の派遣に関する事。 3 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施(臨機の措置)に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関する事。 6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム:JETT)
埼玉労働局 (さいたま労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。 2 職業の安定に関する事。
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。 3 地殻変動の監視に関する事。
第三管区海上保安本部(東京海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る情報の収集、水難救助等に関する事。 2 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事。 3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関する事。

機関名	事務又は業務の大綱
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

第4 自衛隊

表 1-6-4 自衛隊の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関する事 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事

第5 指定公共機関

表 1-6-5 指定公共機関の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
東日本高速道路(株)	1 東日本高速道路の保全に関する事 2 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
首都高速道路(株)	1 首都高速道路の保全に関する事 2 首都高速道路の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	1 災害時に線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関する事 2 災害により線路が不通となった場合の措置に関する事 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行う事 (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する事 4 死傷者の救護及び処置に関する事 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する事 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関する事
日本郵便(株)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事
日本通運(株) 埼玉支店 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1 災害時応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事
東京電力パワーグリッド(株)	1 災害時における電力供給に関する事 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	1 電気通信設備の整備に関する事 2 災害時における重要通信の確保に関する事

機関名	事務又は業務の大綱
(株)NTTドコモ	3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
KDDI(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事。
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給確保に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く。)に関する事。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関する事。
日本放送協会 さいたま放送局	1 防災知識の普及・啓発に関する事。 2 災害応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。

第6 指定地方公共機関

表1-6-6 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
東武鉄道(株) (東武大宮駅) 埼玉新都市交通(株) (大宮駅) 埼玉高速鉄道(株)	1 鉄道施設等の安全確保に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東彩ガス(株)	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給の確保に関する事。
(株)テレビ埼玉	1 防災知識の普及・啓発に関する事。 2 応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
(株)エフエムナックファイブ	1 防災知識の普及・啓発に関する事。 2 応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
(一社) 埼玉県トラック協会	1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事。
(一社) 埼玉県バス協会	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。
(一社) 埼玉県LPガス協会 さいたま支部	1 LPガス供給施設の安全保安に関する事。 2 LPガスの供給の確保に関する事。 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事。
(一社) 埼玉県医師会、 (一社) 埼玉県歯科医師会、 (一社) 埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事。 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事。 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事。
水防事務組合 水害予防組合	1 水防施設資材の整備に関する事。 2 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。 3 水防活動に関する事。

第7 医師会

表1-6-7 医師会の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)浦和医師会 (一社)大宮医師会 (一社)さいたま市与野医師会 (一社)岩槻医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等

表1-6-8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の事務又は業務の大綱

団体名又は管理者名	事務又は業務の大綱
農業協同組合	1 本市が実施する農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 5 農産物の需給調整に関する事。
漁業協同組合	1 組合員の被災状況調査及びその応急対策 2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせん 4 本市が行う被害状況調査その他応急対策の協力
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事。 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事。
社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関する事。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
商工会議所等 商工業関係団体	1 本市が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
医療機関	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 3 災害時における傷病者の医療と助産救助に関する事。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難確保に関する計画の作成及び避難等の訓練に関する事。 2 災害時における収容者の保護に関する事。
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 2 被災時における教育対策に関する事。 3 被災施設の災害復旧に関する事。
婦人会・PTA等 社会教育関係団体	1 本市が実施する応急対策についての協力に関する事。
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及に関する事。 2 災害予防に関する事。 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関する事。 4 防災訓練の実施に関する事。 5 防災資機材等の備蓄に関する事。
防災アドバイザー	1 市及び区が実施する防災訓練への参加。 2 各自主防災組織等が行う講演会の講師や図上訓練の助言・指導、地区防災計画の策定支援。 3 防災知識の普及、意識啓発及び地域防災力向上に資する防災活動。 4 災害時における初期消火活動、情報収集活動、住民の避難誘導、負傷者の救出救護、給食給水等を効果的に行うこと。 5 地域住民及びボランティアとの協働により、避難所運営を円滑に行うこと。
その他公共的団体	1 本市が実施する応急対策についての協力に関する事。

第7章 市民及び事業所の基本的責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、本市及び防災関係機関はその総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界もある。

市民は「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、日ごろから防災についての正しい知識と行動力を身につける。

また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努めなければならない。

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- (1) 本市が提供するハザードマップ・ガイドブック・パンフレット等を活用し、防災に関する知識を習得
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策
- (4) ブロック塀等の改修及び生け垣化
- (5) 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- (6) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
- (7) 家庭動物に関する災害時における対応の検討
- (8) 飲料水、食料、生活必需品等（ペット分を含む。）の備蓄
- (9) 各種防災訓練への参加
- (10) 自主防災組織の結成及び参加
- (11) 家屋の風水害対策
- (12) 地震保険等災害保険への加入
- (13) 帰宅困難時の対応知識の習得
- (14) 災害時の情報の把握及び伝達・共有に関する知識・手法等の習熟
- (15) 過去の災害教訓の伝承

第2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達・共有
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 家庭動物の逸走防止
- (4) 適切な避難の実施と避難所の運営（ペットとの同行避難を含む。）
- (5) 洪水時の避難
- (6) 自主防災組織等との協力による要配慮者の救出
- (7) 組織的な応急対策、復旧・復興活動への参加と協力

第2節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

なお、災害対策に必要な物資及び人材等に関わる事業者については、災害時の事業継続及び国、県及び市の防災施策への協力を努めるものとする。

第1 平常時から実施する事項

- (1) 防災責任者の育成
- (2) 従業員に対する防災知識の普及
- (3) 帰宅困難時の対応知識の習得
- (4) 地域防災活動への参加、協力
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (8) 飼養又は保管している動物に関する災害時における対応の検討
- (9) 防災用資機材の備蓄と管理
- (10) 建築物の耐震化の促進
- (11) 施設、設備の安全管理
- (12) 広告、外装材等の落下防止
- (13) 建物の風水害対策
- (14) 災害時の情報の把握及び伝達・共有に関する知識・手法等の習熟
- (15) 緊急地震速報受信装置の設置と活用

第2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達・共有
- (2) 出火防止措置、初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難誘導

- (4) 応急救助・救護
- (5) 帰宅困難者対策の実施
- (6) 地域活動への支援
- (7) ボランティア活動への支援

第2部 災害予防計画

災害予防計画の考え方

地震やその他の気象現象の発生を防止することは不可能であるが、災害の発生に際して被害の発生を予防及び軽減することは可能であり、このため予防計画の策定、実行は重要な課題である。

例えば、大規模な地震による被害の発生を予防及び軽減するためには、危険性の高い木造住宅が建て詰まりしている地区における耐震・不燃化事業の推進、ライフライン等の施設構造物の安全化の推進などを強力かつ計画的に図り、耐震・耐火の都市構造へ転換を進める必要がある。

また、風水害による被害の軽減については、浸水被害が予想される地域の河川防災施設の安全化や避難体制の強化など地域防災力の向上を推進する必要がある。

さらに、これらの大規模な災害の場合、地域の防災関係機関の活動だけでは、被害の軽減に対して限界がある。このため、行政と市民は各々の役割を認識した上で、一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

災害予防計画は、本市における災害の被害特性に基づき、ハード及びソフト両面の対策を有機的に関連付け、災害時の被害の発生の予防及び軽減のために必要な施策を定める。

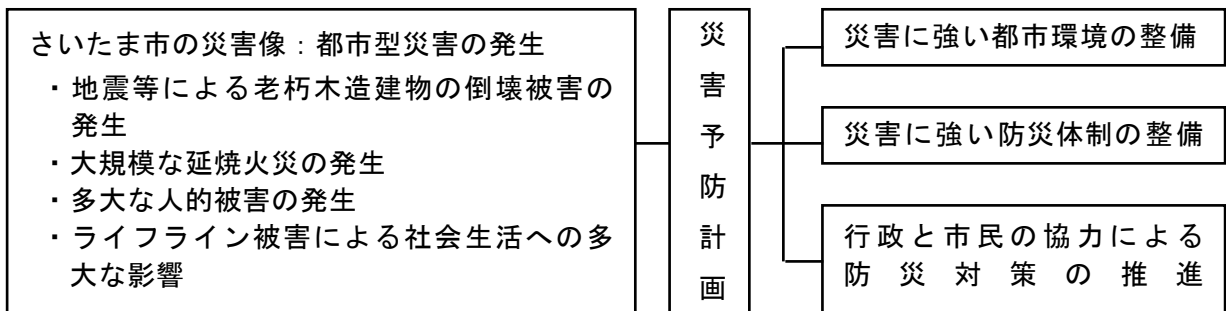


図2-1-1 災害予防における施策の体系

第1章 災害に強い都市環境の整備

地震災害に強い都市環境の整備を考えると、本市においては、既成市街地域に都市機能が集中するとともに、木造住宅が建て詰まりしている地区や都市基盤の未整備な地域があるなど地震に対して脆弱な条件を抱えており、被害を軽減あるいは拡大を防止するとともに、円滑な救援・救護活動を実施するためには、安全な市街地の整備、防災空間の確保、交通ネットワークの整備により地震に強い都市空間の形成が必要である。

さらに、ライフラインの途絶は、初期には消火栓を中心とする消火用水の確保を困難にし、長期の機能障害は被災後の市民生活に多大な影響を与える。このことから、迅速な消防活動、救援・救護活動の展開と都市生活の早期復旧を図るため、耐震性の向上と代替性の確保によるライフラインネットワークの形成を推進する。

また、本市は東北、上信越、北陸方面からの新幹線が集結し、東日本の玄関口となる対流拠点であり、災害時のバックアップ拠点機能を担う「東北圏・北陸圏・北海道連結首都圏対流どころ」として、災害に強い都市環境の整備を推進する。

さらに、国の地方支分局が集積するさいたま新都心は、大規模災害により東京都心にある国の中枢機能が失われた場合、首都圏の機能をバックアップするための最前線となるため、被災地以外からの応援人員や支援物資の受入れ等に備えた機能強化を図っていく必要がある。このため、さいたま新都心の広域防災拠点機能の整備や緊急輸送道路周辺のインフラ等の耐震化を図ることで、災害時の人、物、情報を円滑に流通させ、また、災害応急対策の拠点機能を発揮できる「広域防災拠点都市づくり」を推進する。

一方、風水害に強い都市環境の整備を考えると、水害に対する総合的な治水対策及び風水害に強い都市づくりを推進するとともに、災害時における迅速な救援・救護活動の展開と都市生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備などの対策を推進し、災害に強い都市環境の整備を推進することが必要となる。

また、大規模火災、鉄道・道路・航空機等大規模な交通事故、広域放射能汚染等の多種多様な大規模事故等についても、市民の生命の安全と財産の保全を第一に、災害時における迅速な救援・救護活動の展開と都市環境の安全確保を図るため、都市施設の安全性の向上、食品・汚染廃棄物などの各種安全基準の整備、危険情報の的確な伝達と安全対策の普及・啓発等の体制整備を推進し、多様な災害に対応可能な都市環境の実現が必要となる。

表 2-1-1 災害に強い都市環境の整備方針

災害種別	災害に強い都市環境の整備方針
地震災害	1 市街地、公園・緑地の防災空間、交通など多角的整備による地震に強い都市空間の整備 2 建物、交通、河川、宅地及びライフラインの都市施設の耐震・不燃化の促進 3 地域特性に応じた防災拠点の整備とネットワーク化及び安全な避難環境の整備の推進
風水害	1 河川及び下水道の整備、土地利用の適正化などによる流域内の総合的な治水対策の推進 2 多角的な都市づくりと都市施設の安全化の推進 3 地域特性に応じた防災拠点の整備とネットワーク化推進
大規模事故等	1 都市施設の安全性の向上 2 食品・汚染廃棄物などの安全基準の整備 3 危険情報の的確な伝達と安全対策の普及・啓発等

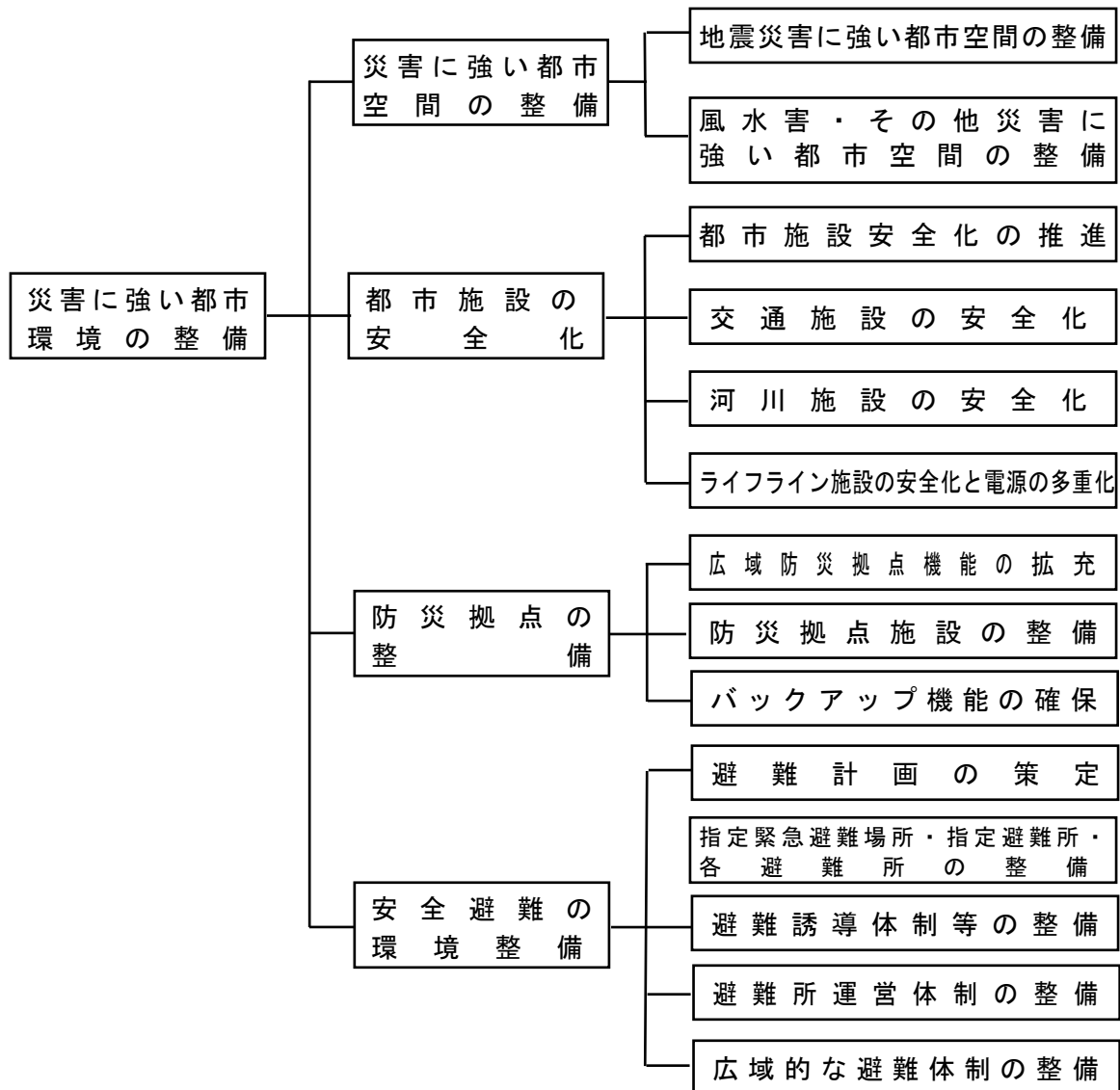


図2-1-2 災害に強い都市空間の整備に係る施策の体系

第1節 災害に強い都市空間の整備

表 2-1-2 災害に強い都市空間の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 防災都市づくりの推進
総括部	① 洪水ハザードマップの作成、公表 ② 液状化対策
環境部	① 地下水過剰揚水の規制 ② 地下水量の確保に関する対策の実施 ③ 地盤沈下状況の調査・観測の実施
復旧計画部	① 液状化対策 ② 宅地造成地における監視及び指導の実施 ③ 大規模盛土造成地に関する調査の検討 ④ 適正な土地利用の誘導・規制 ⑤ 市街地再開発事業・土地区画整理事業の推進 ⑥ 都市防災総合推進事業の推進 ⑦ 防災空間の確保 ⑧ 建築物の建て詰まりに対する解消策の検討 ⑨ 公園の整備の実施 ⑩ 緑地・生産緑地の保全 ⑪ 民有地の緑化の推進 ⑫ 被災宅地危険度判定体制の整備 ⑬ 水害危険地域の土地利用の適正化の促進
施設復旧部	① 道路の整備促進 ② 狭あい道路の拡幅普及・啓発 ③ 橋りょうの耐震補強整備の実施 ④ 本市管理河川の整備の促進 ⑤ 雨水流出抑制施設の整備 ⑥ 公共施設への貯留浸透施設の設置推進 ⑦ 洪水浸水想定区域等にある住宅への改良工事費の融資 ⑧ 河川・水路の整備 ⑨ 公共下水道の整備 ⑩ 水防用資機材の整備 ⑪ 内水ハザードマップの作成、公表 ⑫ 地盤沈下に関する調査の実施 ⑬ 水位情報システムの運用 ⑭ 液状化対策
各区	① 防災都市づくりの推進

本市は、これまでに災害時に危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業による市街地の耐震・耐火の推進、延焼遮断帯や避難スペースとなる道路及び公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。しかし、既成市街地においては、依然として建築物の建て詰まりや老朽化が見られる地区もあり、地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大、洪水による家屋の流出などの被害を招く危険性をはらんでいる。このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園等の整備による防災空間の確保、道路及び橋りょうの整備をより一層促進し、地震に強い都市空間の整備を計画的に推進する。

本節においては、災害に強い都市空間の整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 地震災害に強い都市空間の整備

【各部、環境部、復旧計画部、施設復旧部、各区】

1 防災都市づくりの推進

安全で安心して暮らせる都市空間の整備を効果的に推進するためには、多岐にわたる各種事業の調整を図りながら、計画的な土地利用、建築物の更新、生活道路等の都市基盤の整備など地域の状況に応じた防災力の向上に努めることが必要である。

また、市内における木造住宅が建て詰まりしている地域など地震災害の危険性の大きい地域については、不燃化の推進などが必要である。

このことから、地域における計画的、総合的な事業展開を図るため、都市計画マスタープランの「防災まちづくりの方針」や、そのアクションプランとなる「防災都市づくり計画」に基づいて、市民、事業者及び本市による協働、また、ハード及びソフト両面の連携などによる防災都市づくりを継続的に推進していく。

2 地盤災害の予防

地震波は、地下深部を伝播して地表面に到達するため、地表で経験する地震被害はその地盤条件によって異なる。したがって、地震被害を未然に防止あるいは軽減するには、その土地が有する地形、地質及び地盤条件を十分理解し、その土地の自然及び地震災害特性に適した土地利用を計画的に実施する必要がある。

本市の地形は、台地と低地からなる。低地では軟弱地盤のため地震動の増幅特性が大きく強い振動となり（震度が大きく）、また、周期の長い振動が起りやすいため木造建物等の被害が大きく、加えて浅層部に沖積層が分布する砂質地盤のところでは液状化が起りやすいため、ライフライン（地下埋設管）の被害も大きいといえる。

また、低地の人工改変地では下部の軟弱地盤の影響により、地震による不同沈下、亀裂（地割れ）が起りやすいためといえる。

このように、地盤災害は、低地での危険性が大きくなるが、近年の都市化は、これら地盤条件の悪い地域での開発が進行しているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地盤災害を予防するための諸対策の実施に努める。

また、過去の震災において、大規模盛土造成地が地滑りの崩落による被害が多発したことから、市民の生命・財産を守るために大規模盛土造成地の耐震化に努める必要がある。

(1) 液状化危険地域の予防対策

ア 液状化現象の調査研究

本市は、さいたま市地震被害想定調査の結果から、低地を中心とした沖積層が分布している地域では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が生じ、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性があり、今後液状化の調査研究に努める。

イ 液状化危険度分布図の作成・公表

本市内における液状化被害の危険性を示した液状化危険度分布図を作成し、公表するよう努める。

ウ 液状化対策工法の普及

地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法などの各種対策工法の普及に努める。

(2) 造成地の予防・対策

ア 宅地造成地における監視及び指導

造成地に発生する地震災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事に対する指導、監督を通じて実施する。

イ 大規模盛土造成地に関する調査の検討

大規模な地震により、甚大な被害が想定される場合は、宅地造成規制法に基づいた大規模盛土造成地に関する調査の実施を検討する。

(3) 地盤沈下の防止

ア 地下水の過剰揚水の規制

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐震性の劣化の可能性が指摘されているため、本市は広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制している。

イ 地下水量の確保

水道水源の地下水から河川表流水への転換や雨水の地下浸透の促進により、地下水量の確保を図る。

ウ 地盤沈下状況の調査・観測

水準測量や観測井戸による地下水の常時監視を行うなど、地盤沈下の状況を把握するための監視を行う。

(4) 土地利用の適正化

本市は各種調査の結果を踏まえ、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが 5 m 以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

市民自らが土砂災害に対しの確な判断をし、行動をとるために、土砂災害の危険性や防災対策の周知に努める。

(6) 被災宅地判定体制の整備

大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止するための危険度判定を実施し、応急復旧対策が講じられるよう被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

ア 被災宅地危険度判定に関する普及・啓発

イ 被災宅地危険度判定の実施体制の確立

ウ 被災宅地危険度判定の支援体制の確立

3 面整備事業の推進等による安全な市街地の整備

阪神・淡路大震災では、木造住宅が建て詰まりしている地区の建物倒壊や火災等により、大きな被害が発生した。本市においても、既成市街地では依然として建物の建て詰まりや老朽化が見られる地区があり、地震による建物倒壊、延焼による火災の拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

なお、この危険は風水害にも同様のことが言える。

これに対処するため、本市では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等を展開しており、今後とも地震災害に強い安全な市街地の整備を図る。

(1) 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は、市街地における道路、広場、公園等の公共施設と建築物を総合的かつ一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、商業・業務施設を適切に配置して経済基盤の強化を図るとともに、オープンスペースの多い地震災害に強い安全なまちづくりを実施するものである。このことから、駅を中心とした商業業務地において、市街地再開発事業を推進する。

(2) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

(3) 都市防災総合推進事業等の推進

都市防災総合推進事業は市街地の防災性の向上等を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上等を総合的に推進するものである。

また、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）は、老朽住宅の建替えや道路・公園等の公共施設の整備を併せて行い、段階的に改善を図るものである。

本市においては、特に大規模延焼火災の危険性の高い木造住宅が建て詰まりしている地区を対象に、これらの事業の導入の検討を進め防災性の向上を図る。

(4) 地籍の明確化の推進

道路境界確定測量を優先して進めるとともに、国土調査法に基づく地籍調査の実施等により、地籍の明確化を推進していく。

(5) 所有者不明土地の活用等

災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4 防災空間の確保、グリーンインフラの創出・保全

公園や緑地は、子供の遊び場、各種のレクリエーションの場及び散策・運動による健康維持・増進の場として、また、都市景観の構成要素として重要な役割を果たすと

同時に、地震災害時における延焼防止あるいは避難スペースとして防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保は地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題といえる。

このため、本市では、公園・緑地の整備や公共空地の確保に努めてきたところであり、今後とも公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全などにより市街地における防災空間の確保を図る。

また、公園緑地等の自然環境の持つ遊水・保水機能が、都市型水害の防災・減災に大きく寄与することから、公園緑地や農地等のグリーンインフラの創出・保全を推進する。

(1) 公園の整備

公園は、市民のレクリエーションやスポーツの場として、環境保全や都市景観の骨格としての機能に加えて、地震災害時における延焼防止の機能を有するとともに、避難スペースとして、救援・救護の拠点として重要な役割を有している。

また、都市型水害時には、公園の保水遊水機能が防災・減災効果を発揮することから、公園が不足している地域においては、公園の新設、既存公園の再整備を図るなど、歩いて行ける身近な公園整備を推進する。

(2) 防災公園の整備

防災公園は、災害時に生活物資等の中継基地等となる防災拠点や市街地火災等から避難者の生命を保護する避難スペースとして機能する防災拠点であり、次のような施設、設備等で構成し、その機能を発揮する。

なお、本計画に位置付ける防災公園の規模は、国土交通省が示す「防災公園の補助対象要件」に準ずるものとする。

- ア 備蓄倉庫を備えた管理施設
- イ 延焼防止、輻射熱の遮断のための植栽
- ウ 緊急輸送に対応するヘリポート
- エ 消防用水、雑用水として活用できる池又は設備
- オ 避難や防災活動の拠点（オープンスペース）となる芝生広場又は駐車場など
- カ 飲料水、生活用水を供給する耐震性貯水槽
- キ 太陽光施設を備え、負傷者等の収容施設となる多目的ホール
- ク 救援物資置場やテント用地となるエントランス広場
- ケ 公園と一体的に防災活動拠点の役割を果たす付近の病院、消防署

本市は、大規模な土地利用転換にあわせて、さいたま新都心の持つ広域防災拠点機能と合わせたオープンスペースとして、かつ TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）等の活動拠点としての機能を合わせもった防災機能を有する公園の整備を推進する。

(3) 緑地・生産緑地の保全

ア 緑地の保全

都市近郊の緑地は、市民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、地震災害時の火災延焼遮断帯や避難スペースなどとして重要な役割を担っている。

本市は、身近な緑とオープンスペースの確保を図るため都市緑地法による市民緑地の設置を行うほか、本市の単独事業として市内の貴重な資源となっている優れた緑地、雑木林等を対象にさいたま市みどりの条例に基づき自然緑地等の指定を行い、その保全に努めている。今後、これらの制度の積極的な運用により、都市における緑地の保全を図る。

イ 生産緑地の保全

市街化区域内の農地は、良好な環境の保全はもとより、防災上も火災の延焼防止、井戸等の農業施設の活用、被災者への生鮮食料供給等の重要な役割を担っている。

本市は、このような環境防災機能や生産機能を有する市街化区域内農地について、生産緑地地区の指定を行い、都市環境等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るとともに、生産緑地の保全に努める。

(4) 緑化推進事業

都市化の進展による緑の減少に備えるため、延焼の遅延・遮断効果を高める生け垣設置の助成や屋上緑化・壁面緑化の推進を図るなど、民有地の緑化に努める。

5 交通ネットワークの整備

道路・橋りょうは、単に人や物の輸送を分担する交通機能を有するのみならず、地震災害時には、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資の輸送ルートとなる等の多様な機能を有している。本市においては、現状では南北方向の幹線道路の整備が進んでいるのに対し、東西方向の幹線道路の整備が進んでおらず、また、本市の中央部にJR鉄道線が位置するため、地震により被災地が東西に分断され孤立化する可能性がある。

このことから、防災空間の確保が可能な都市計画道路について、各主要事業（プロジェクト等）との調整を図りながら、計画的かつ重点化に進める必要がある。

また、橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満たしていないもの等があるため、架替・修繕を推進し落橋防止対策を行う。

(1) 道路の整備

ア 道路の整備推進

都市の骨格である道路は、大きく幹線道路と生活道路に分けることができ、両者が適切に配置され、ネットワーク化されることによってその機能が有効に発揮される。

また、道路は地震災害時には避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、延焼防止のオープンスペースとして、地震災害に強いまちづくりに向けて重要な役割を果たす。

このことから、本市は、国と連携し、幹線道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、救援・救護、消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を推進する。

特に、緊急輸送、避難及び延焼防止の機能を有する都市計画道路のうち、本市と市外を連結し、円滑な広域支援体制に重要な役割を有する道路の整備を推

進する。

イ 狭あい道路の拡幅普及・啓発

最低幅員4m未満の狭あい道路の改善に向けて、狭あい道路の拡幅に関する普及・啓発活動を実施し、地権者の理解を得るとともに、地権者の理解と協力により道路の拡幅整備を行う。

(2) 橋りょうの整備

本市では、市管理の橋りょうについて、震災時における橋りょう機能の確保のため、耐震設計を満たしていない橋りょうについて順次補強対策を実施する。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路の橋りょうや鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋りょう（跨道橋）等を優先的に実施する。

第2 風水害・その他災害に強い都市空間の整備

【各部、総括部、環境部、復旧計画部、施設復旧部、各区】

本市は、これまでに風水害・その他災害発生時に災害の危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業、河川改修及び下水道の整備など、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、近年の都市化や、集中豪雨などにより、依然として浸水被害が発生する地区もあることから、本市の今日までの成果を踏まえつつ、より一層風水害・その他災害に強い都市づくりを計画的に推進する。

本項においては、風水害に強い都市づくりの推進のために必要な施策を定める。

なお、本節第1に示した、面整備事業の推進等による安全な市街地の整備、防災空間の確保、グリーンインフラの創出・保全、交通ネットワークの整備については、風水害・その他災害に強い都市づくりを目途としても実施するものとする。

1 風水害に強い都市空間の整備

本市においては、台風や豪雨等によって過去に内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきたが、その都度充実した治水対策を実施してきた。その結果、古くから水害の常襲地帯であった荒川沿いの低地帯では被害がかなり減少した反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。

本節第2においては、洪水を中心とした風水害対策（総合的な風水害対策）に必要な施策を定める。

(1) 流域総合治水計画

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、「大規模氾濫減災協議会」、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等へ参画し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協

働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進している。

ア 治水整備の促進

本市管理河川については、時間雨量 30mm～50mm 程度の降雨に対する治水上の安全を確保する。

イ 雨水流出抑制施設の整備

都市河川では雨水が一度に低地や河川に集中するために、雨水を一時的に貯留し、河川の水位が下がったときに徐々に排出して流量を調整する機能が必要であることから、各種基盤整備事業と連携して、雨水調整池の整備促進を図る。

さらに「開発行為等に関する道路等及び排水施設技術基準」により、民間の開発等に関して適正な指導を実施し、雨水排水について流出を抑制する施設整備を誘導する。

ウ 洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図の公表

本市は、国及び県の調査結果に基づき、本市に浸水被害の影響のある河川について、洪水ハザードマップを作成、公表している。記載内容は、洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図と被害の形態、指定緊急避難場所・指定避難所、避難時危険箇所、避難方向、洪水予報等避難情報の伝達経路、気象情報の所在、避難時の心得などである。豪雨や洪水のリスク評価の際には、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するように努める。

表 2-1-3 国・県の洪水浸水想定区域図の概要

対象河川	指定主体（指定時期）	想定条件
荒川	国土交通省（平成 28 年 5 月）	72 時間総雨量 632mm
入間川	国土交通省（平成 28 年 5 月）	72 時間総雨量 740mm
利根川、江戸川	国土交通省（平成 29 年 7 月）	72 時間総雨量 491mm
芝川・新芝川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	2 日間総雨量 839mm
綾瀬川、元荒川、新方川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	48 時間総雨量 596mm
鴨川、鴻沼川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	24 時間総雨量 674mm
新河岸川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	2 日間雨量 746mm

表 2-1-4 県の水害リスク情報図の概要

対象河川	指定主体（指定時期）	想定条件
中川流域	埼玉県（令和2年5月）	48時間総雨量596mm
鴨川流域	埼玉県（令和2年5月）	24時間総雨量674mm
芝川・新芝川流域	埼玉県（令和2年5月）	2日間総雨量839mm
新河岸川流域	埼玉県（令和2年5月）	2日間雨量746mm
笹目川	埼玉県（令和2年5月）	24時間総雨量690mm

エ 洪水浸水想定区域等における対策

洪水浸水想定区域等については、洪水ハザードマップを活用し、円滑な避難体制の確保を図るための取組を推進する。

ハザードマップの作成又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、

避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。さらに、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

表2-1-5 洪水浸水想定区域等における施設の対策

施設の種類の	施設管理者の対策
地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。	地下街等の所有者・管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑・迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行うとともに、計画に基づく訓練を行う。 また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自衛水防組織を設置し、市長に報告する。 なお、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置・変更を行ったときは、必要事項を市長に報告する。
要配慮者が利用する施設（社会福祉施設等）で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの。（資料編5-5）	施設の所有者・管理者は、施設利用者の洪水時の円滑・迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行うとともに、計画に基づく訓練を行う。 また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自衛水防組織の設置に努める。 なお、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置・変更を行ったときは、必要事項を市長に報告する。
大規模な工場等で、市の条例 ^(注) で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの。 (注) 水防法施行規則の基準（延べ面積が1万m ² 以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。	大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置・変更を行ったときは、必要事項を市長に報告する。

オ 流域貯留浸透事業

雨水流出量の抑制による治水対策として小・中学校等公共施設に貯留浸透施設の設置を進める。

カ 洪水浸水想定区域等にある住宅への改良工事費の融資

降雨等により浸水する専用住宅や店舗等併用住宅の改良を支援し、市民生活の安定を図ることを目的として、浸水から住宅を防ぐ改良工事を行うために必要な資金を、金融機関を通じて融資する。

キ 集中豪雨等への対応

集中豪雨については、降水短時間予報、高解像度降水ナウキャスト及び市内の雨量観測所の時間降雨強度を活用し、時間雨量 60mm 程度以上が 10 分間以上継続した場合（10 分間で 10mm 程度以上）には、要配慮者の救援救護、アンダーパス等の危険箇所の通行止め等の処置を検討することとする。

また、本市では、想定最大規模降雨（総雨量 249mm、時間最大 153mm）によって内水はん濫が発生した場合に想定される浸水区域や浸水深等を浸水シミュレーションにより示した内水ハザードマップを作成・公表している。

記載内容は、内水浸水想定区域図、指定緊急避難場所・指定避難所、浸水発生メカニズム、気象・避難情報の入手方法、関係機関の連絡先、避難時の注意点、日頃からのこころがけなどである。内水ハザードマップ等を活用し、事前に浸水想定区域の把握に努める。

なお、各危険箇所の雨水排水能力より降雨量の基準を定めることを検討していく。

ク 水位情報システムの運用

本市で保有している浸水に係る情報を一元化し、河川の氾濫や内水氾濫、アンダーパスの浸水を早期に把握できるように、水位情報システムを運用する。

ケ 大規模氾濫減災協議会への参画

本市は、水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づき開催される本市に影響のある各河川の減災協議会に参画し、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、各取組を実施する。

表 2-1-6 本市が参画する減災協議会一覧

協議会名	設立年月日	根拠法令
荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会	平成 28 年 5 月 31 日	水防法第 15 条の 9
利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会	平成 28 年 5 月 31 日	水防法第 15 条の 9
江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会	平成 28 年 6 月 28 日	水防法第 15 条の 9
埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会	平成 29 年 6 月 1 日	水防法第 15 条の 10

コ 流域治水協議会への参画

本市は、各流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換を促進させ、効果的に施策を推進するため、本市に影響のある各河川の流域治水協議会に参画し、各取組を実施する。

表 2-1-7 本市が参画する流域治水協議会一覧

協議会名	設立年月日
荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会	令和2年8月26日
江戸川流域治水協議会	令和2年8月25日
中川・綾瀬川流域治水協議会	令和2年8月25日

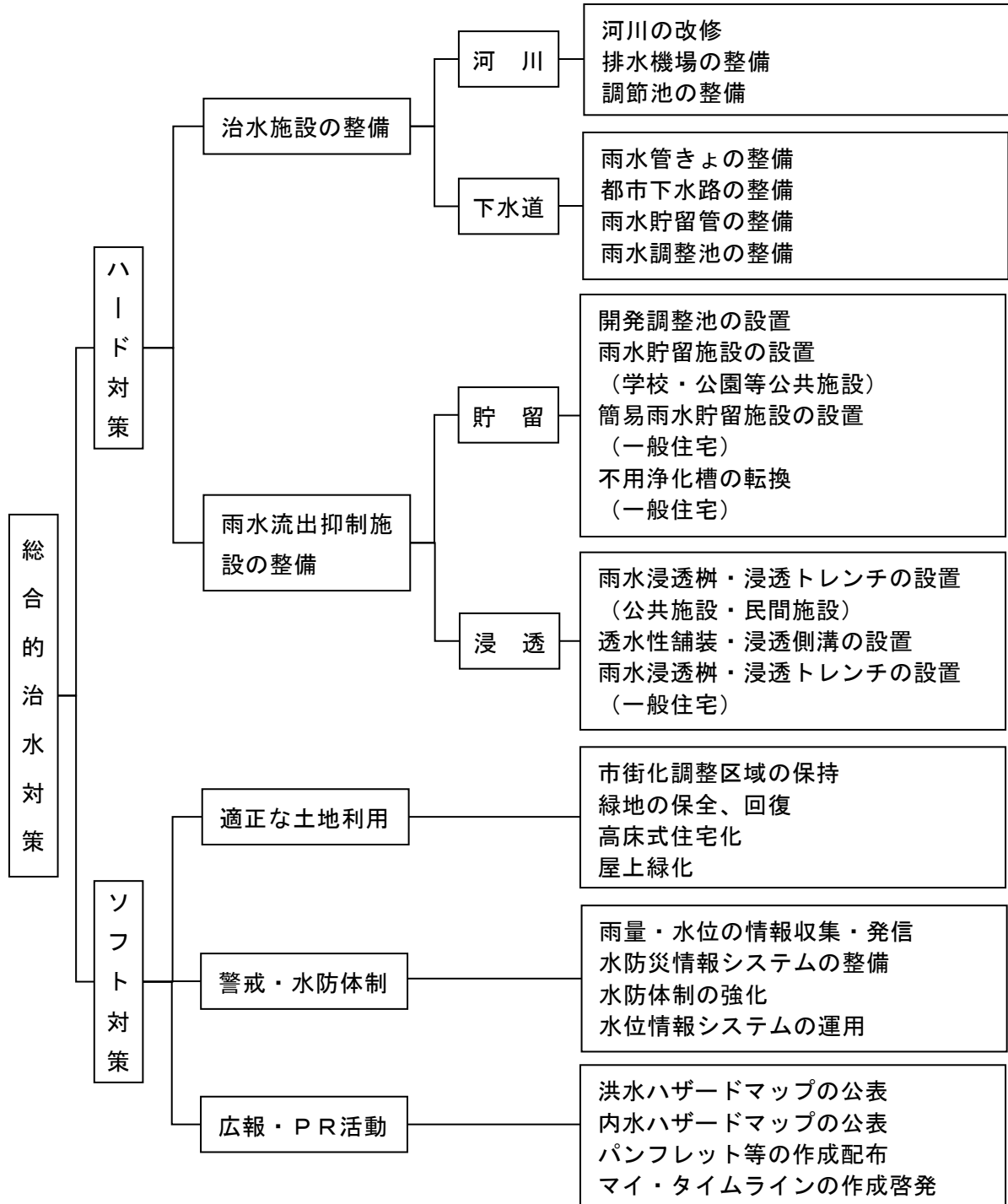


図 2-1-3 総合的な治水対策の概念

(2) 河川・下水道の整備

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、中小河川の浸水発生の危険性が大きくなっていることから、今後ともより一層河川・下水道の整備を促進する必要がある。

ア 河川・水路の整備

市内を流れる川は、東から新方川・古隅田川・元荒川・綾瀬川・深作川・伝右川・芝川・藤右衛門川・笹目川・鴻沼川・鴨川・荒川・びん沼川等がある。

河川の地形的特性は、河川勾配が緩く、流下能力も小さい。さらに、洪水時には荒川の水位が中小河川より高くなり、自然排水ができず強制排水に頼らざるを得ない。

また、社会的特性は、本市が首都圏に位置し交通も極めて便利であるため人口が急増し、急激な都市化現象による遊水保水機能の低下が要因となっている内水氾濫の増加、低地である水田地帯にまで宅地化が進んだことによる浸水の被害につながっている。

このような現況に対処し、治水安全度の向上を図るため、治水対策を実施している。

(7) 改修規模

洪水による災害の発生の防止又は軽減を図るため、将来的な計画を考慮しながら、当面の計画目標である時間雨量 30mm～50mm 程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を進めていく。

(イ) 河川の改修

河道の拡幅、掘削、護岸の改修を実施する。

a 準用河川改修事業

新川、上院川、黒谷川などの準用河川の改修を実施する。

b 普通河川改修事業

普通河川の改修を実施する。

(ウ) 調節池の建設

高水流量をすべて河道に集めるのではなく、調節池により流量の軽減を図る。調節池の建設については、県事業の芝川第一調節池、国事業の荒川第二・三調節池について実施中である。

(エ) 河川防災ステーションの整備

現在、国において、河川防災ステーションの整備を進めており、整備後はその具体的運用について本市及び関係機関において協議するものとする。

イ 下水道の整備

下水道整備は、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を主目的として実施されている。

都市型水害の対策として、治水安全度の向上を図るため、公共下水道の整備に努める。

(7) 下水道浸水対策事業

市街地における浸水被害を軽減するため、都市に降った雨を集め河川に排除する雨水幹線や雨水貯留施設の整備を実施する。

(3) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木建造物の耐久性の劣化の可能性がある。そこで、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させる。

なお、埼玉県水道事業整備基本構想では、県営水道事業計画の進展に伴い、地下水から河川表流水への水源転換を進めていくこととしている。

(4) 水害危険地域の土地利用の適正化

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、水害危険地域における土地利用の適正化を促進する必要がある。

(5) 水防用資機材の整備

本市は、水害時の水防活動に必要な水防用資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第2節 都市施設の安全化

表2-1-7 都市施設の安全化に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 市有建築物の耐震化等安全化の整備の実施 ② キャビネット等オフィス機器・家具類の転倒防止
総括部	① キャビネット等オフィス機器・家具類の転倒防止の推進 ② 事務所・一般家屋内の災害時の安全化の普及・啓発
復旧計画部	① 防火地域等の指定の拡大 ② ブロック塀の生け垣化の推進 ③ 浦和駅周辺の鉄道の高架化の実施 ④ 大規模盛土造成地に関する調査の検討 ⑤ 危険物取扱所等の耐震化の支援 ⑥ 道路施設の防災点検の実施、要対策箇所の整備の実施 ⑦ 道路施設の耐震性強化 ⑧ 本市域の鉄道の安全化の推進 ⑨ 本市管理河川施設の安全化の実施 ⑩ 本市域の河川施設の安全化の推進 ⑪ 下水道施設の安全化の実施
施設復旧部	① 民間建築物の建築指導等の実施 ② 民間建築物等の耐震化対策の実施 ③ 窓ガラス・看板等の落下防止対策の実施 ④ 自動販売機の転倒防止対策の実施 ⑤ 危険物取扱所等の耐震化の支援 ⑥ 市営住宅建替え事業の推進 ⑦ 道路施設の防災点検の実施、要対策箇所の整備の実施 ⑧ 道路施設の耐震性強化 ⑨ 本市域の鉄道の安全化の推進 ⑩ 本市管理河川施設の安全化の実施 ⑪ 本市域の河川施設の安全化の推進 ⑫ 下水道施設の安全化の実施 ⑬ 電線類の地中化等の道路美装化の推進 ⑭ 看板等落下物の防止対策
水道部	① 上水道施設の耐震診断調査等安全化の推進 ② 取水、導水、浄水及び配水施設等の耐震化工事等安全化工事の推進
各区	① 市有建築物の耐震化等安全化の整備の実施 ② キャビネット等オフィス機器・家具類の転倒防止
東日本高速道路(株)	① 管理する道路施設の安全化の実施
首都高速道路(株)	① 管理する道路施設の安全化の実施
東日本旅客鉄道(株)	① 管理する鉄道施設の安全化の実施
東武鉄道(株)	① 管理する鉄道施設の安全化の実施
埼玉新都市交通(株)	① 管理する鉄道施設の安全化の実施
埼玉高速鉄道(株)	① 管理する鉄道施設の安全化の実施
東京ガス(株)	① 都市ガス施設の安全化対策の実施
東京ガスネットワーク(株)	
東彩ガス(株)	① 都市ガス施設の安全化対策の実施
(一社)埼玉県LPガス協会	① LPガス施設の安全化対策の実施
東京電力パワーグリッド(株)	① 電気施設の安全化対策の実施
東日本電信電話(株)埼玉事業部 各通信(携帯電話)会社	① 電気通信施設の安全化対策の実施

防災上重要となる市有建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動、災害時の応急復旧対策において重要な役割を果たしている。

このため、本市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設の耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小

限にとどめるための予防対策を講ずる必要がある。

都市施設の耐震化等の安全化を推進していくため、相談窓口の開設及び都市施設の耐震化等の安全化の実施状況の把握を積極的に実施する必要がある。

また、地下水の揚水により地盤が不同沈下し、構造物の耐震性能が劣化したり、河川堤防の機能が劣化したりする危険性があり、このような地域では、総括部と環境部が連携し、地盤沈下に伴う影響の調査の必要性について、啓発を行っていくことも必要である。特に地盤沈下に伴う耐震性劣化等調査の必要性について、啓発を行っていくことは重要である。

本節においては、都市施設の安全化を推進するための必要な施策を定める。

なお、広域防災拠点都市を目指すため、緊急輸送道路周辺の建築物、インフラ・公共施設等の耐震化については重点的に推進するものとする。

第1 都市施設安全化の推進

【各部、復旧計画部、施設復旧部、各区】

1 耐震化等地震に対する都市施設安全化の推進

建築物や施設構造物等の耐震性を検討するに当たっては、原則としては国における耐震設計基準の見直しの動きに対応するものとするが、本市としては地震被害想定調査で想定した、「さいたま市直下地震」の震度を視野に置くものとする。

すなわち、建築物や施設構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度発生する確率を有する中レベルの地震動、東日本大震災級のプレート境界型巨大地震及び阪神・淡路大震災のような直下型地震に起因する高レベルの地震動を対象とする。

しかし、すべての建築物及び施設構造物等を高レベルの地震動に対しても無傷で耐えられるように整備することは、技術的及び財政的にも限界がある。このことから、人命の安全を第一とし、施設全体の被害を最小限に食い止めるように、既存の建築物に対しても耐震性を向上させ、安全化を図る。また、安全化の推進には、新規の建築物及び施設構造物等の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、的確な防災行動による人的被害の軽減なども含め、総合的にシステムの機能の確保を検討する。

(1) 建築物の耐震化・不燃化

阪神・淡路大震災では、多くの建築物が倒壊し、犠牲者の多くは住宅の倒壊による圧死であった。また、業務ビルや商業ビルの倒壊も多く、昼間であったならば違った形で多くの犠牲者が出たと考えられる。人命を守るという基本的な部分で建築物の果たす役割は大きく、被害を最小限に防ぎ、人命を保護するため建築物の耐震化を強力に推進するとともに、併せて不燃化を図る必要がある。

また、建築物の倒壊によって道路が遮断され、消火活動や救援・救護活動の障害となったことから建築物やブロック塀等の倒壊防止や落下物による危険の防止が必要である。

また、平成28年熊本地震では、従来の地震発生後の余震のほかにも、複数の地震が数時間から数日のうちに連続発生した。複数の地震や余震が起これば、最初の地震で損傷した建物が倒壊したこと等による死傷者発生等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士による調査体制等をあらかじめ整備するとともに、発災直

後には、被災建築物応急危険度判定をできるだけ早急に実施できる体制を整える必要がある。

ア 防火地域等の指定

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐため都市計画法で定める地域である。市街地火災が発生した場合、その影響を極力他の建築物におよぼさないように、防火地域等の指定をすることによって集団的に防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることができる。

これらの地域における規制は、建築基準法に定められており、一定規模以上の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすること、それら以外の建築物についても屋根、開口部、外壁等について防火上の観点から必要な規制が設けられている。

本市においても、従来より商業系用途地域や延焼する可能性の高い地域を中心に防火地域及び準防火地域の指定を実施しており、今後も防災上重要な地域を中心に、防火地域等の指定の拡大に努める。

イ 市有建築物の耐震化

昭和56年の新耐震設計基準以前に建築されたものについて、計画的に耐震診断を実施し、耐震化の必要があるものは耐震補強工事を実施する。特に、避難者が利用する避難所施設及び災害時において重要な役割を担う防災拠点施設については、優先して耐震化を計画的に行うこととする。

なお、今後建設する建築物についても、必要な耐震性能を有する施設として整備を行うものとする。

ウ 民間建築物等の耐震化

民間建築物等の耐震化等は、所有者又は使用者の自助努力で実施するものとし、本市はそのための助言、指導及び支援を行っており、今後ともより一層の助言等に努める。

(7) 建築指導等

本市では、建築物、建築設備及び工作物について、建築基準法^(注)に基づき審査、検査を実施し、必要に応じて指導を行っている。今後も、建築物の法令への遵守及び安全性等の向上を図るため、工事監理や完了検査受検の徹底など、確認及び検査を確実に実施し、法の適正施行に努めていく。

(注) 建築基準法の具体的内容としては、建築物等の構造耐力、防火及び避難の諸点についての安全確保を図る上で、次の規定がある。

- ・ 木造及び組積造等の一般構造規定
- ・ 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止
- ・ 一定規模以上の建築物について、構造計算を実施し、その安全性を確認する。
- ・ 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- ・ 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限
- ・ 避難階段及び非常用出入口等の諸規定
- ・ 一定規模以上の建築物の設計及び工事監理は、建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。また、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例において、防災構造に関して諸規定を設け、安全性についての実行を図っている。

(4) 耐震化対策

昭和56年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物や、竣工後に地盤沈下等の耐震性劣化の要因が生じた建築物の中には、必ずしも十分な耐

震性を有していない民間建築物も存在している。

本市は、「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を勘案した、「さいたま市建築物耐震改修促進計画」により、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、民間建築物の耐震性向上の促進を図る。

また、地震による被害の防止や避難経路の確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の改善を図る。このため、次の対策を講じる。

a 耐震化に関する相談

市民等の建築物の耐震診断、改修等に関する相談に対し、助成制度の案内や助言などを適切に実施する。

b 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。

c 耐震診断の実施

旧耐震基準で建てられた木造在来工法の戸建住宅については、無料で耐震診断員を派遣する。

d 耐震診断・耐震改修等助成金の交付

旧耐震基準で建てられた建築物の耐震診断を実施する市民に費用の一部を助成する。

また、診断の結果耐震性を有していない場合、改修、建替等に対する費用の一部を助成する。

e 建築関係団体との協力

建築関係団体と協力し、民間建築物の耐震性の確保を図る。

f 関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

g 既存ブロック塀等改善助成金の交付

道路等に面し、地震により倒壊の危険性があるブロック塀等の除却や建替を実施する市民に費用の一部を助成する。

(7) 窓ガラスその他の落下物等の防止対策

地震発生時や強風時の建築物の外壁、窓ガラス及び看板等の落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

a 落下物等調査の実施指導等

繁華街等の道路沿いにある建築物の所有者又は管理者に対し、落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じ落下物調査の実施を指導する。

b 改修等の指導

落下物等の危険発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

(8) 生け垣化の推進

市街地において延焼の遅延効果を高める、生け垣化の実施に対し、経費の

一部を助成しており、今後とも広く市民に対し生け垣化の啓発及び奨励を推進する。

エ その他施設の耐震化

(7) 自動販売機の転倒防止対策

a 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

本市は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及・啓発を行う。

b 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

本市は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

(4) 市営住宅建替え事業

安心・安全に暮らせる住まいづくりを推進するため、老朽化した市営住宅の計画的な建替えを進める。

オ 事務所・一般家屋内の地震時の安全化

本市は、地震発生時の大きな揺れに対し、事務所内・一般家屋内の安全化を図るため、キャビネット等オフィス機器・家具類の転倒防止等を推進するため次の対策を講ずる。

(7) 市庁内のキャビネット等オフィス機器・家具類の転倒防止の実施

市庁内のキャビネット等転倒の危険のあるものを固定し、キャスター付きのコピー機やデスク上の備品等にはストッパーを付けるなど、地震時の大きな揺れに対しても、オフィス内の安全が確保されるような処置を講ずる。

(4) 一般事業所、民家への普及・啓発

地震時の大きな揺れに対しても、事務所内や家屋内の安全が確保されるような耐震処置について、防災訓練時等のイベントを通じて普及・啓発を行い、これらの危険防止対策を推進する。

2 建築物の電源多重化

災害時の応急活動や災害後の円滑な復旧・復興に向け、建築物に必要な電力を確保するために、電源の多重化を行い、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。特に医療機関などの人命に関わる重要施設は、その設備が災害時においても継続して稼働することができるよう、電源を多重化する。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 風水害・その他災害に対する都市施設安全化の推進

風水害については、平成25年度被害想定調査結果に基づいて都市施設の安全化を検

討する。その他災害については、本編1部4章第3節に示した被害想定に基づいて都市施設の安全化を検討するものとする。

また、ハード面での整備の推進とともに、災害に対する正確な知識の普及・啓発、自主防災組織の育成等地域防災力の向上、的確な避難の実施等によるソフト的な対応とのバランスを保持した都市施設の安全化が必要であり、本市は、これらに留意して、都市施設の安全化を検討していくものとする。

第2 交通施設の安全化

【復旧計画部、施設復旧部、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)】

道路・鉄道は、災害時においては救援・救護や支援物資の輸送等の重要な役割を担っている。これらの施設が災害で大きな被害を被った場合には、人命にかかわる大事故が多発することが予想されるのみならず、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。このことから道路及び鉄道の施設の安全化は極めて重要な課題である。

1 道路施設の安全化

道路は災害時において、避難及び応急復旧対策を実施する上で不可欠である。このため各道路管理者は道路、橋りょうの耐震性等安全性の強化や防災施設の整備に努めており、引き続き、過去の大災害の被害状況を踏まえ、道路施設の安全化を推進する。

(1) 道路施設の安全化

本市は、管理道路に架かる橋りょう及び歩道橋について耐震診断等の安全調査を実施するとともに、老朽化した橋りょうについては架換え、補強等を実施している。

今後も、既設橋りょうの架換え、補強等を推進する。

また、管理道路、トンネル、橋りょう及び歩道橋等の防災点検を実施し、要対策箇所について整備を行う。さらに、応急資機材及び人員の確保、相互支援体制の強化を推進し、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障がないように努めている。

(2) 各道路管理者との連携

本市は、国土交通省、東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社と連携し、道路施設の安全性の強化や防災施設等の整備を実施促進している。

各道路管理者の地震予防対策を次に示す。風水害・その他災害予防についてはこれらに準じるものとする。

表2-1-8 国土交通省関東地方整備局の地震災害予防対策

国土交通省関東地方整備局の地震災害予防対策	
1	震災対策の推進
(1)	各種事業・計画に基づく対策の実施
(2)	所管施設等の地震に対する安全性の確保等
(3)	主要交通・通信機能の強化

国土交通省関東地方整備局の地震災害予防対策	
4	都市の防災構造化の推進
5	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
6	河川整備等の推進
7	土砂災害に対する安全性の確保
8	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導
9	宅地造成に伴う防災措置
10	港湾施設、航空施設の整備
11	避難場所・避難路等、防災拠点の確保・整備
12	ライフライン対策、要配慮者対策の推進
13	防災に関する広報・情報提供等
2	危機管理体制の整備
1	情報の収集・連絡体制、通信手段等、応急復旧体制等、緊急輸送の実施体制、代替輸送の実施体制、二次災害の防止体制、後方支援体制の整備
2	関係機関との連携
3	災害・防災に関する研究、観測などの推進
4	防災教育等の実施
1	防災に関する研修等の実施
2	防災知識の普及
3	人材の育成
5	防災訓練
6	再発防止対策の実施

出典：関東地方整備局 防災業務計画 第3編地震災害対策編 より抜粋

表 2-1-9 東日本高速道路株の予防対策

東日本高速道路株の予防対策	
1	高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な措置を講じる。
2	高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。
3	橋りょう等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。
4	地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。
5	地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

表 2-1-10 首都高速道路株の予防対策

首都高速道路株の予防対策	
1	概要
1	(1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月)等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
2	(2) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
2	高架橋の安全性強化
	落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。 なお、橋脚の耐震対策(鋼版巻き立て等で補強)は平成10年度に、地盤の液状化によって生じる地盤流動化対策は平成11年度に完了している。
3	災害時における情報収集・伝達等に必要な電気通信設備の常時点検
4	災害時における利用者の安全確保
5	資機材の備蓄等の措置
	震災時における緊急点検・応急復旧等の対策を実施するための資機材及び物資の備蓄を行う。
6	防災広報の実施
7	防災訓練の実施

2 鉄道施設の安全化

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するため、いったん災害が生じた場合には、多数の死傷者を伴う事故を引き起こすおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきており、今後とも施設の改良整備を促進し人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

本市は、各鉄道機関の予防対策に対し積極的な協力を努め、本市域の鉄道施設の安全化を促進する。

各鉄道事業者の地震予防対策を次に示す。風水害・その他災害予防についてはこれらに準じるものとする。

表 2-1-11 東日本旅客鉄道(株)の予防対策

東日本旅客鉄道(株)の予防対策	
1	施設の現状
(1)	線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。 耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。
(2)	主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。
2	事業計画
(1)	防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。
(2)	震災予防対策は、鋭意施工中であり、更に当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」(平成7年7月運輸省通達)により対応する。 また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

表 2-1-12 東武鉄道(株)の予防対策

東武鉄道(株)の予防対策	
1	施設の現況
(1)	線路、建造物の耐震設計は、鉄道建造物等設計標準等により、建築物の耐震設計は、法規で定められた構造強度基準により、変電所機器は重力加速度0.5G、架空線支持物は風圧の基準によりそれぞれ設計されている。
(2)	レンガ構造など明治、大正時代につくられた建造物は、逐次耐震性を考慮した建造物に更新している。
2	事業計画
	阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。

表 2-1-13 埼玉新都市交通(株)の予防対策

埼玉新都市交通(株)の予防対策	
1	駅及び基地施設を除き、全線東北・上越新幹線高架張出し部の両側又は片側に架設されている。
2	走行路の橋脚及び橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ、落橋防止については、けた座の縁端が耐震設計になっているほか、けたストッパー、けたの連結等を実施してある。

表 2-1-14 埼玉高速鉄道(株)の予防対策

埼玉高速鉄道(株)の予防対策	
	災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するよう施設の整備を図っている。

第3 河川施設の安全化

【施設復旧部】

風水害や地震災害により堤防等の河川管理施設が決壊・崩壊し、河川水が堤内地に流入すると、市民の生命及び財産に甚大な被害を与えることとなる。

このため、本市は、本市が管理する河川の施設の安全化を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所と連携を図り、本市域に係わる河川施設の安全化を促進する。

1 本市管理河川の安全化

市内を流れる国・県管理の一級河川は、東から新方川・古隅田川・元荒川・綾瀬川・深作川・伝右川・芝川・藤右衛門川・笹目川・鴻沼川・鴨川・荒川・びん沼川があり、また、本市管理の準用河川及び普通河川がある。

河川の地形的特性は、河川勾配が緩い上に、洪水時には荒川の水位が中小河川より高くなり、自然排水が困難となっている。

また、社会的特性は、本市が首都圏に位置し交通も至便であるため人口が急増し、急激な都市化現象による遊水保水機能の低下と内水氾濫の増加、低地である水田地帯にまで宅地化が進んだことによる浸水の被害につながっている。

このような現況に対処するため、治水安全度の向上を図り、改修を実施している。

また、災害時における河川施設の安全化に努めるとともに、河川や降雨に関する的確な情報収集を実施し、出水に迅速に対応できる体制を整えるように努める。

2 各河川管理者との連携

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所は、各々の管理河川に関し、堤防等の耐震診断、河道改修・浚渫等により、災害による水害発生の未然防止に努めてきており、今後もより一層の災害対策の実施を図っている。

本市は、これら各河川管理者の予防対策に積極的な協力に努め、本市域に係わる河川施設の安全化を促進する。

表2-1-15 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所の予防対策

荒川上流河川事務所の予防対策	
【地震災害予防対策】	
災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害を最小限にするため、以下の対策を実施する。	
1 震災対策の推進	所管施設の安全対策、通信機能の強化、河川整備、避難地・避難路の確保、防災拠点の確保、ライフライン対策、防災に関する広報・情報提供等を実施
2 危機管理体制の整備	情報収集・連絡体制、通信手段、応急復旧体制、緊急輸送体制、二次災害防止体制、後方支援体制の整備等を実施
3 災害、防災に関する研究、観測等の推進	関係機関との協力による研究開発の推進、防災施策への研究成果の速やかな反映等を実施
4 防災教育等の実施	防災に関する研修、防災知識の普及等を実施

荒川上流河川事務所の予防対策	
5	防災訓練 関係機関と連携した大規模災害想定訓練等を実施
6	再発防止対策 総合的かつ速やかな災害原因調査、調査結果を踏まえた再発防止対策を実施
【水害予防対策】 災害による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入することが危惧される区間の点検を実施し、基礎地盤の状況により、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及び浚渫等を実施し、水害発生を未然に防ぐことに努める。生後)等を実施するに当たって総合的な対策を定め、大規模な地震対策の円滑かつ迅速な運営を図る。	

出典：国土交通省荒川上流河川事務所 防災業務計画 震災編

表 2-1-16 埼玉県の予防対策

埼玉県の予防対策	
県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。	
また、埼玉県水防情報システム整備の早期完了に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。	
また、風水害・その他の予防計画の策定に当たっては、県内の気象条件、地勢地質土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、県土の開発、県民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効果的に実施している。	

出典：埼玉県地域防災計画より抜粋

第4 ライフライン施設の安全化と電源の多重化

【施設復旧部、水道部、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)、(一社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、各通信(携帯電話)会社】

市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。

また、災害発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める。

また、ライフライン施設等の機能の確保等を講ずるにあたっては、必要に応じ、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の安全化、自立・分散型電源の導入などによる電源の多重化、災害後の復旧体制の整備、資機材等の備蓄等を行うものとする。

1 上水道施設の安全化

本市は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害による被害を最小限にとどめるために必要な整備補強の施策を実施する。

また、水道施設の安全化を進めるため、既存施設の耐震診断等を実施し、これに基づき、順次計画的に耐震化の実施に努めるとともに、市民の飲料水及び生活用水の水源を確保するために、耐震化工事に併せて配水池の貯水容量の増量化を図るほか、応急給水及び応急復旧に必要な諸施策を推進する。

(1) 耐震診断調査

(2) 取水、導水、浄水及び配水施設等の耐震化工事

2 下水道施設の安全化

下水道は、市民の暮らし、安全及び環境を守るとともに、都市活動を支えるための根幹的社会的基盤である。

地震時における被害を最小化するため、対策優先順位に応じた下水道施設の耐震化を推進する。

(1) 管路施設

- ア マンホールと管路との接続部における可とう性継手の設置
- イ 埋戻し土の液状化対策やマンホールの浮上抑制対策の実施
- ウ 耐震性能向上を目的とした管きょ更生工法の実施
- エ 耐震化が困難な管路にあたって二条化などのバックアップ対策を検討
- オ 避難所などにマンホール型トイレ（便槽式）の整備

(2) 下水処理場・ポンプ場施設

- ア 建築物や土木構造物の耐震補強
- イ 配管類等における可とう性継手の設置
- ウ ポンプ場施設などに非常用発電設備の確保

3 都市ガス施設の安全化

(1) 震災対策

ア ガス製造施設

(ア) 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。

また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。

イ ガス供給施設

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。新設ガス導管については耐震性のあるガス用ポリエチレン管等を採用している。

また、既設設備はその重要性を考慮し計画的に取替え、又は補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、低圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感電遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。

(ウ) 環状の高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

ウ 検知・警報設備

災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

- (ア) 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー）
- (イ) ガス漏れ警報装置
- (ウ) 火災報知器
- (エ) 圧力計
- (オ) 流量計

エ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

オ 緊急放散設備等

製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等を整備する。

キ ガス工作物の巡視・点検・調査等

常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

ク 災害対策用資機材等の確保及び整備

(7) 災害対策用資機材の確保

供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材を確保し、災害時のため調達体制を整備する。

(イ) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食料・飲料水等を確保し定期的に保管状態を点検整備する。

(2) 暴風雪・大雨等対策

暴風雪・大雨等対策については、次のように計画する。

表2-1-17 東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱の暴風雪・大雨等対策

東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱の暴風雪・大雨等対策
＜暴風雪・大雨等対策＞ ガス施設の暴風雪・大雨等の対策にあたっては、これらの災害の発生に対し機能に重大な支障が生じないことを基本目標とする。 1 ガス製造設備（東京ガス㈱） (1) 浸水のおそれのある設備には防水壁・防水扉・排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。 (2) 暴風雪・大雨等の影響を受けやすい箇所の固定又は必要に応じて補強を行う。 (3) 暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。 2 ガス供給設備（東京ガスネットワーク㈱） 暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋りょう架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

4 LPガス施設の安全化

(一社)埼玉県LPガス協会は、次のような予防対策で地震・防災にのぞんでいる。

(1) 出動体制の整備

事業所は災害時の出動のため常時次の体制を整備しておく。

- ア 出動要員、命令系統を明らかにして、関係者に周知徹底しておくこと。
- イ 液化石油ガス製造事業者及び液化石油ガス販売事業者は1名以上出動
- ウ 特定液化石油ガス設備工事事業者、液化石油ガス関係事業者は本部長の要請により出動
- エ 必要な資機材等の整備、保管
- オ その他必要な事項

(2) 必要な資機材等の整備、保管

- ア 応急復旧用工作車両等（ガス漏洩検査のための機材等）
- イ テント
- ウ 広報連絡車
- エ 拡声器・携帯電話
- オ その他防災応急復旧備品

(3) 災害時におけるガス漏れ、一酸化炭素中毒の防止対策

- ア 24時間体制の集中監視システムの整備推進
- イ ヒューズガス栓等のガス漏れ防止器具の設置
- ウ 立消え安全装置付きコンロ及び過熱防止装置付きコンロの普及
- エ ガス漏れ警報器、不完全燃焼(CO)警報器の設置
- オ 燃焼器具（給湯器、風呂がま等）の屋外設置

(4) 防災教育訓練

ガス供給上の事故による二次災害を防止することを目的に緊急事故対策及び地震など非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。

さらに、県や本市の実施する大規模な災害を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を実施する。

5 電気施設の安全化

(1) 電気施設の安全化

電気事業者は、県と連携し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、本市との協力のもと努めるものとする。

表2-1-18 東京電力パワーグリッド㈱の電気施設の安全化

項目		電気施設の安全化
変電設備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書(土木学会)」等に基づき設計を行っている。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

出典：埼玉県地域防災計画

(2) 共同溝・電線類地中化の推進

都市景観の向上や歩行空間のバリアフリー化、防災対策、良好な住環境の形成、歴史的な街並み保全などの観点から、電線類の地中化をはじめとした道路美装化を推進する。

6 電気通信設備の安全化

東日本電信電話会社及び携帯電話各社は、災害が発生した場合にも電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と防災体制の確立を図ることを基本方針とする。

また、県と連携し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、本市との協力のもと努めるものとする。

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災がほかに重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
- (4) 被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

第3節 防災拠点の整備

表2-1-19 防災拠点の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 広域防災拠点都市づくりの推進 ② 非常用物資の備蓄拠点の整備 ③ 防災施設の整備の推進
総括部	① 防災中枢拠点の整備 ② 防災中核拠点の整備 ③ 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備
復旧計画部	① 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備
教育部	① 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備
各区	① 防災中核拠点の整備 ② 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

災害時の応急復旧対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急復旧対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが必要である。このため、本市は応急復旧対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

本節においては、防災拠点の整備を促進するための必要な施策を定める。

第1 広域防災拠点機能の拡充

【各部】

大規模災害により東京都心にある国の中枢機能が失われた場合に代替拠点となって国の機能を維持するため、国の地方支分局が集積するさいたま新都心を中心としたエリアを広域防災拠点として整備し、広域的な防災体制を構築する。

表2-1-20 さいたま新都心とその周辺における広域防災拠点の機能拡充

さいたま新都心の広域防災拠点の機能拡充	
1	さいたま新都心を中心とした広域防災拠点機能を検討し、拡充を行う。
2	市民の避難場所となり、かつ広域防災拠点を補完する防災機能を有するセントラルパークの整備
3	災害活動の場となるオープンスペース（防災機能を持った都市公園等）の整備

第2 防災拠点施設の整備

【各部、総括部、教育部、各区】

災害時の応急復旧対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急復旧対策に必要な機能ができる限り集約されていることが重要である。

また、防災拠点の整備には、防災拠点施設の維持管理、有効活用及び運用体制の強化、災害時・平常時の機能の複合化、更に総合的な対策の実施などの観点から、物・人・情報の複合整備を進めていくことが必要である。

防災拠点施設の機能の体系は次に示すとおりであり、本市は防災拠点施設の機能整備及び拡充を、今後もより一層推進する。

1 防災中枢拠点の整備

本市における応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有する拠点として市役所を位置付け、災害情報の収集分析機能、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、市域全域を対象とした飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄機能、非常用自家発電設備、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、支援物資等の集配機能などを総合的かつ複合的に有するように整備する。

また、災害時における電源確保のため、平常時から電源の多重化に向けた整備を行うとともに、防災教育や防災訓練の場として使用できるよう整備する。

なお、市本部は、危機管理センターに設置するが、ここが被災し使用できない場合は、さいたま市防災センターを、バックアップ機能を備えた代替施設とする。

2 防災中核拠点の整備

防災中枢拠点や各避難所との情報連絡中継拠点として各区役所を位置付け、飲料水、食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄拠点、支援物資の集配等の拠点として機能するとともに、防災中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能も有するよう整備する。

また、災害時における電源確保のため、電源の多重化に向けた整備を行う。

3 地域防災拠点の整備

学校等の指定避難所を、「地域の防災拠点」として位置付ける。

また、自治会館を所有する地域にあつては、自主防災組織が自ら避難所を補完する施設として運営ができ、最寄りの防災拠点となる避難所運営委員会に参加していることを条件に、当該自治会館を、「身近な地域の防災拠点」として位置付け、非常用物資の備蓄、太陽光発電・蓄電池、発電機等の整備を推進する。

なお、自主防災組織が結成されているマンションにおいて、一定スペースが保たれた集合場所についても同様とする。

4 広域拠点備蓄倉庫

近隣自治体からの支援物資を受け入れるための集積場所として、北区宮原町2丁目地内に広域拠点備蓄倉庫を位置付ける。平常時には、本市の主要倉庫として、備蓄物資を保管し、発災初期より全市域を対象に供給を行う。

5 備蓄拠点の整備

備蓄拠点として災害対策庫等を位置付け、災害時における物資の供給をスムーズに行えるよう周辺に自動車用エネルギーが供給できるハイパーエネルギーステーションなど必要施設の整備を図る。

なお、備蓄倉庫等については、本編第2部第2章第5節「非常用物資の備蓄及び調達体制の整備」参照のこと。

6 災害時支援物資輸送拠点

本市が被災した場合のほか、首都圏が被災した際における大規模物流による広域支援を行う拠点として、佐川急便(株)北関東支店（さいたま営業所等）を位置付ける。当

該拠点は、大量に届く支援物資を受け入れるほか、本市が被災した場合だけでなく、首都直下地震を見据えた支援物資の輸送拠点物流の中継拠点としても活用する。

なお、当該拠点では、支援物資の集積、仕分け、避難所等への配送までの一連の活動を行う。

7 防災設備の整備の推進

市民の安心・安全に配慮するため、公共施設等において、コージェネレーションシステムや自家発電設備、電気自動車等による給電設備、太陽光発電設備等の防災機能を付加した整備を推進する。

第3 バックアップ機能の確保

【各部、秘書・広報部、情報・避難部、各区】

通常の通信手段が機能しなかった場合のバックアップ機能を確保し、情報の収集・集約・伝達・共有のあらゆる場面をサポートできるようなシステムを構築する。

また、データベース処理の機能を駆使し、集約したデータが伝達されると同時に共有化され、状況が瞬時に解るようなシステムを検討する。

第4節 安全避難の環境整備

表2-1-21 安全避難の環境整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部 情報・避難部	① 避難計画の策定 ② 広域避難場所の整備 ③ 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備 ④ 指定緊急避難場所・指定避難所の標識整備 ⑤ 避難誘導體制（帰宅困難者を含む）の確立 ⑥ 市民に対する指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等の周知 ⑦ 市民に対する避難時の所持品の周知 ⑧ 広域的な避難体制の整備 ⑨ 帰宅困難者用一時滞在施設の整備
秘書・広報部	① 指定緊急避難場所・指定避難所等の広報
財政・被害調査部	① 指定緊急避難場所の整備
福祉部	① 福祉避難所の整備
復旧計画部	① 広域避難場所の整備 ② 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備
教育部	① 指定緊急避難場所・指定避難所の整備
各区	① 市民に対する指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等の周知 ② 避難誘導體制（帰宅困難者含む）の確立
警察署	① 避難誘導體制（帰宅困難者含む）の確立
鉄道事業者	① 帰宅困難者誘導體制の確立
自主防災組織	① 指定緊急避難場所・指定避難所等の把握 ② 避難誘導體制の確立

地震による家屋の倒壊、火災による家屋の焼失、風水害による家屋の流出などにより生活の場を失った被災者及び延焼火災や洪水等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるように、本市の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、指定緊急避難場所と各避難所（指定避難所・要配慮者優先避難所・福祉避難所・二次避難所等）の整備及び避難誘導體制の

整備、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

本節においては、安全避難の環境整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 避難計画の策定

【総括部】

安全な避難活動を円滑に実施するため、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。また、避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。

本市は、次の事項に留意し避難計画の策定に努める。

- 1 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地等
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- 4 各避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 5 各避難所の管理・運営に関する事項
- 6 各避難所の整備に関する事項
- 7 避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項

なお、風水害においては、以下の点にも留意する。

- 1 本市は、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にする。
- 2 避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- 3 本市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

- 4 避難指示等の発令の際には、避難所を開設するが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく発令するものとする。避難指示等の対象地域、判断時期等について、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局に助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- 5 市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を位置付け、理解と協力を得る。避難にあたっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。
- 6 事業者に対しては、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう促す。

表 2-1-22 避難場所等の種類と用途

種類	用途
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から緊急に逃れ、身の安全を確保することができる場所。地震や洪水、大火災等の異常な現象の種類ごとに指定する。災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、円滑かつ安全な避難を促進することを目的に指定。
広域避難場所	指定緊急避難場所の一つ。災害時に火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のことで、その大きさは、原則としておよそ 10ha 以上の面積を有する場所とする。ただし、幹線道路、鉄軌道等、耐火建物等により、火災の輻射熱から身体を守ることができる場合は、5 ha 以上の面積とする。各避難所のように避難生活をする場所としての位置付けはない。
一時集合場所	地域の自主防災組織等が、災害時に自主的に参集し、その後、最寄りの指定避難所に誘導する、といった防災活動を開始するための集合場所。地域の住民が災害時に一時的に退避するための場所としても機能する。
指定避難所	災害時に、住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った者への収容・保護及び一時的にも生活が可能となる機能を有する施設。災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有する施設を指定。
要配慮者優先避難所	指定避難所のうち、要配慮者（障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設。
二次避難所	発災後、直ちに開設するのではなく、避難者を指定避難所だけでは受け入れることが困難となった際に利用する施設。
福祉避難所	<p>高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。本市においての福祉避難所は、原則として災害発生当初から開設することではなく、災害発生から 3 日程度経過後の開設を想定している。</p> <p>福祉避難所の指定基準については、災害対策基本法施行令及び同法施行規則により以下のように定められている。</p> <p>（災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。 <p>（内閣府令：災害対策基本法施行規則第 1 条の 9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
身近な地域の防災拠点	自治会館やマンションの集会所など、一定の条件が整った避難施設として登録した施設で、自主防災組織によって運営される。防災拠点である指定避難所を補完する施設として位置付ける。避難所運営委員会活動の継続を主な登録条件としている。
一時滞在施設	帰宅困難者を一時的に受け入れるために開放する施設。主要駅付近の大規模収容施設（公共施設、民間施設）を中心に指定している。

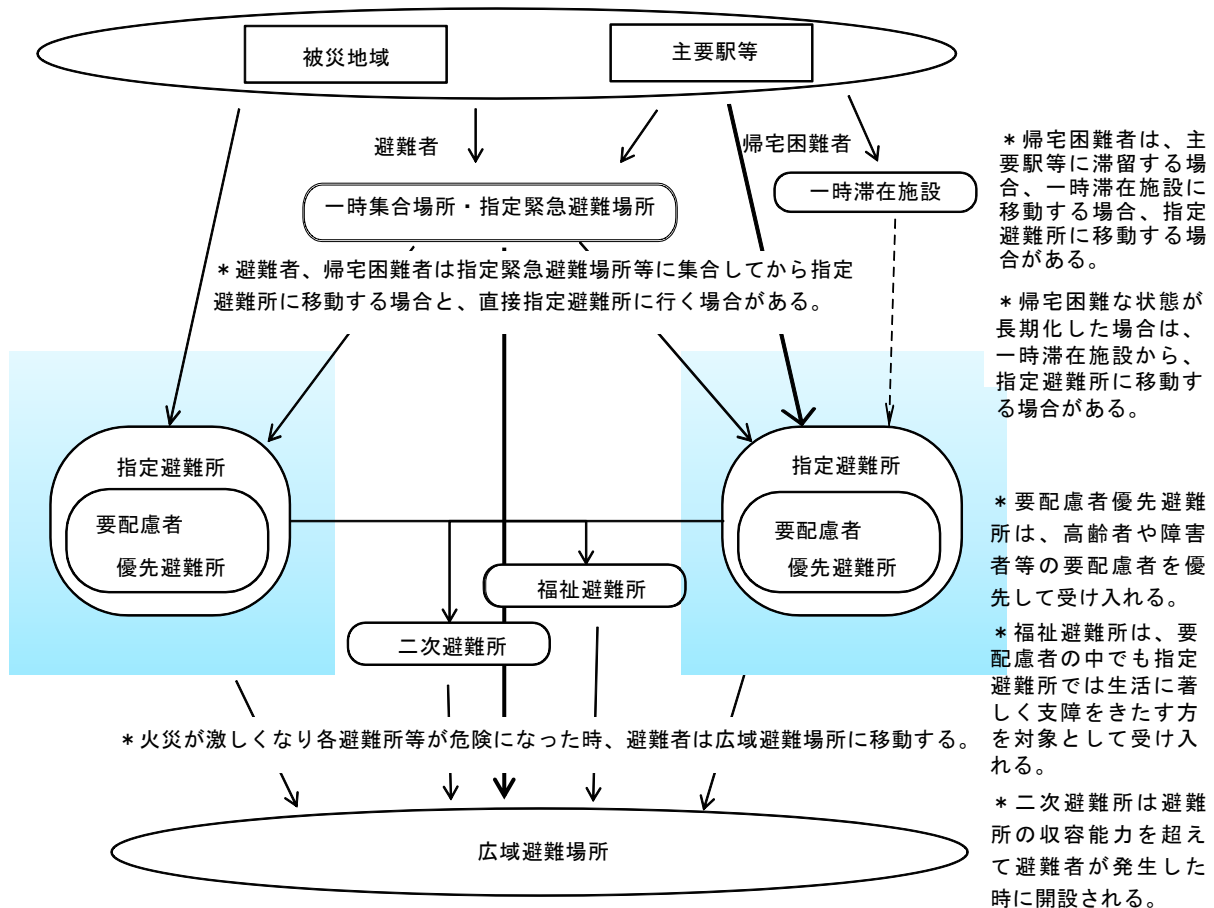


図 2-1-4 避難場所・各避難所等の概念図

第2 指定緊急避難場所・指定避難所・各避難所の整備

【総括部、財政・被害調査部、福祉部、復旧計画部、施設復旧部、教育部、自主防災組織】

本市は、学校、公民館、公園などの公共施設を活用し、これまでに 260 か所の指定避難所、276 か所（うち 189 か所については、指定避難所と兼ねる）の指定緊急避難場所を整備してきたところであり、今後も整備・拡充に努める。

また、指定避難所のうち公民館は、高齢者や障害者など要配慮者優先の指定避難所と位置付けている。さらに、これらの一般的な指定避難所では生活に著しく支障をきたす障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を受け入れる避難所施設として本市と要配慮者の受入れに関する協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所と位置付けており、今後も整備・拡充に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

その他、指定避難所だけでは避難者を受け入れることが不可能になった場合に備えて、公共の収容施設や民間の大規模収容施設と協定を締結し、二次避難所として活用できるよう検討するとともに、主要駅周辺の施設については、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設として確保に努める。

なお、災害対策基本法により、大規模な火事、地震、洪水、土砂災害等から安全を確

保する場所を「指定緊急避難場所」、避難者を一時滞在させる場所を「指定避難所」として指定することとしているため、指定に当たっては、同法の指定基準への適合性を確認し、県知事への通知、公示及びハザードマップによる周知等を推進する。

また、複合災害時における緊急避難場所及び避難所の指定についても、複数の災害に対応できる避難施設の整備等の対策を進めるとともに、複合災害を想定した図上訓練の実施等を通じて具体的な避難対策の検討を行う。

市民は、本市が整備する指定緊急避難場所とは別に、自主防災活動等を通じて、災害時に一時的に避難する空地等の把握に努める。

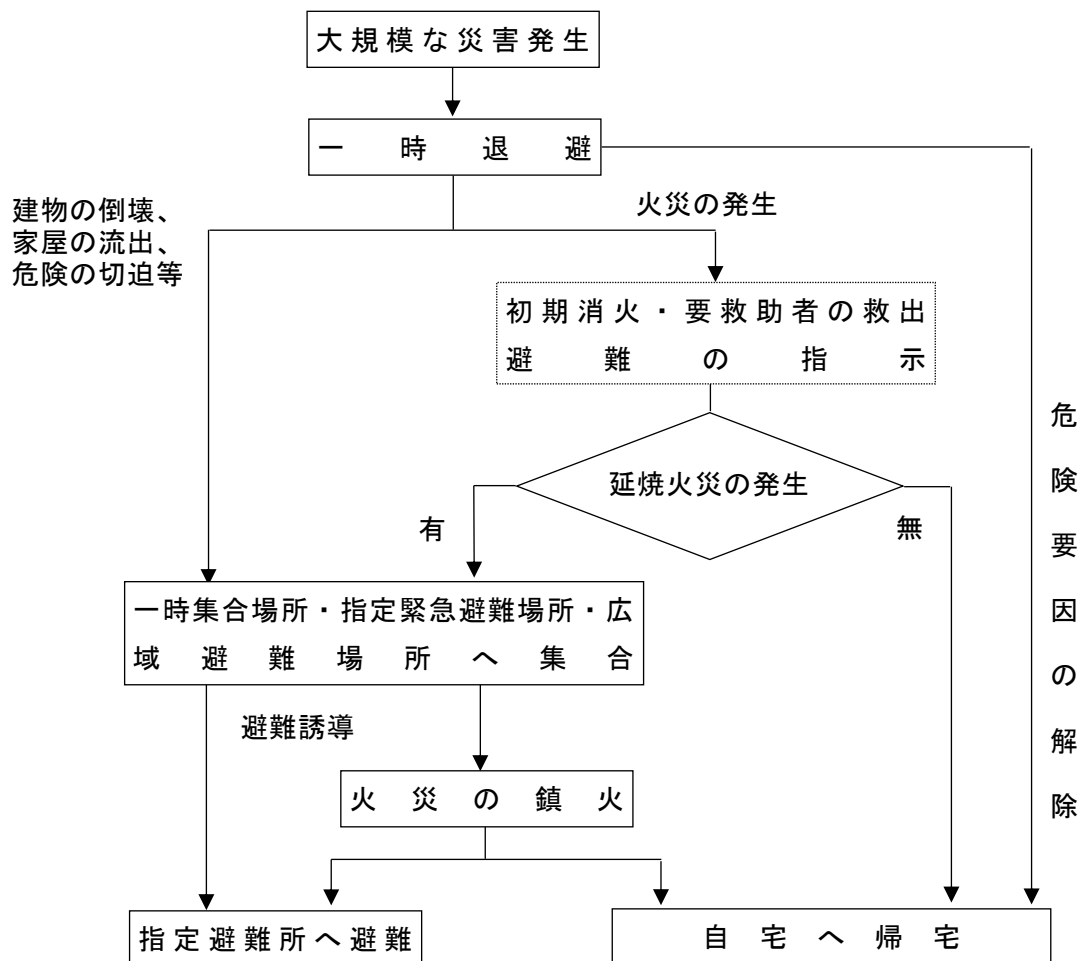


図2-1-5 避難行動のフロー

1 指定避難所の整備

住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った者の収容・保護及び一時的に生活が可能となる機能を有する施設を指定避難所とし、学校や公民館等、260 か所について整備を推進している。

原則として、本市が整備する指定避難所における避難者1人当たり必要専有面積は2㎡を基準とする。

今後も、前記同様に整備・拡充を図るほか、特に防災拠点として、耐震・耐火・突風等災害に強い構造であることや生活スペースが十分確保できることなどを考慮し、

また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、機能の充実を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

2 広域避難場所の整備

災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、大規模公園又はそれと隣接する空地等を含めた一帯を活用し、おおむね次の基準により指定し、整備する。

(1) 面積

ア 原則、面積 10ha 以上の公共空地であること。又は、公共空地及びこれに近接して一体的に利用できる土地を含む区域の合計面積として、10ha 以上であること。

イ 10ha の面積を満たさない場合であっても、幅員の広い幹線道路、鉄軌道、堤道及び耐火建築物等により有効な延焼の遮断ができ、輻射熱から避難者の生命を守ることができる場所については、面積 5 ha 以上であること。

(2) 敷地構成

空き地又は耐火建築物の敷地で構成される土地の場合、木造建築物の面積が原則として 2% 未満であること。

(3) 避難距離

広域避難場所までの避難距離は、おおむね 3 km 以内であること。

3 指定緊急避難場所の整備

災害発生時に人命の安全を確保するため、これまで公園、広場、学校等 276 か所を指定緊急避難場所として洪水に備えた垂直避難を可能とする施設を含め、指定を行っており、今後も整備に努める。

なお、整備にあっては、避難活動や救護活動の障害となりうる幹線道路、河川、鉄道等の位置を考慮する。

4 一時集合場所の把握

一時集合場所は地域の自主防災組織等が、防災活動を開始するための場所で、地域の住民が災害時に一時的に退避するための場所としても機能する。そのため、市民は自らの一時集合場所を平日頃より把握するよう努める。

なお、一時集合場所選定の目安は、次のとおりである。

- (1) 高齢者・子供にとって避難が容易な場所であること。
- (2) 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- (3) 市民によく知られた地域に密着した場所であること。

5 要配慮者優先避難所及び福祉避難所の整備

公民館等を要配慮者の優先避難所とする。

また、民間社会福祉施設との協定内容の見直しや拡大、福祉相談員の配置の検討等、福祉避難所の設置に向けた取組を行う。

なお、避難所から福祉避難所への移送については、バス協会の協力により、災害応急対策に必要な人員や、移動が困難な人を迅速に輸送する体制を整えるものとする。

6 二次避難所の確保

コミュニティセンター・文化施設等の大規模な収容スペースを備えた公共施設や協定を締結した大規模民間施設は二次避難所として位置付けられ、避難者が多く発生し指定避難所のスペースが不足してきたような場合には、避難所施設として活用することとする。

また、妊産婦・乳幼児の世帯を受け入れる二次避難所として保育所の活用を検討する。

7 一時滞在施設の確保

駅周辺の大規模収容施設（公共施設、民間施設）を中心に災害時における帰宅困難者対策のために、一時滞在施設として、民間事業者と協定を締結するなど、平常時から確保に努める。

第3 避難誘導體制等の整備

【総括部、情報・避難部、各区、警察署、鉄道事業者、自主防災組織】

安全な避難活動を実施するためには、指定緊急避難場所・指定避難所の整備に伴い、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る必要がある。

1 避難に活用される道路の整備

全ての道路は避難に活用されるため、狭あい道路の拡幅、歩道の整備、ブロック塀等の危険防止等、道路の整備を通じて安全な避難路を確保する。

また、市民は自主防災活動を通じて安全に避難できる道路の把握に努める。

2 避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難場所標識等の整備を図る必要がある。本市では、指定緊急避難場所及び指定避難所を標示した避難場所標示板、避難場所まで適切に市民を避難誘導できる避難場所誘導板、また来訪者等へ避難場所を周知するための避難場所案内図の整備を実施しており、今後もより一層の整備に努める。

なお、整備の際には、日本工業規格（JIS）に基づく図記号の使用に努める。

(1) 避難場所標示板

平常時より災害時に対する啓発用とし、指定緊急避難場所及び指定避難所であることを明示する。

なお、設置済の標識の維持管理を実施するとともに、多言語による表記とする

など外国人へ配慮した整備に努める。

(2) 避難場所誘導板

平常時より災害時に対する啓発用とし、周辺住民に対する避難場所の方向を示す。

なお、設置済の標識の維持管理を実施するとともに、多言語による表記とするなど、あらゆる要配慮者が理解容易な表記の整備に努める。

(3) 避難場所案内図

平常時より災害時に対する啓発用とし、大型案内図については区内全域の指定緊急避難場所及び指定避難所の位置を示し、地域案内図については地域ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所の位置を示す。

なお、設置済の標識の維持管理を実施するとともに、多言語による表記とする等あらゆる要配慮者へ配慮した整備に努める。

3 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難指示等を発令した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導體制、避難方式を検討しておく必要がある。

(1) 避難順位

家屋の倒壊、焼失、流出、その他避難を必要とするおそれがある場合は、さいたま市被害想定調査の結果を基に、災害の危険性の高い地域の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

(2) 誘導體制

警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。

(3) 避難方式

段階避難（指定緊急避難場所等→指定避難所）あるいは直接避難が適切かを、地域の社会的特性を基に、あらかじめ検討する。実施する際は、被害特性も考慮する。

一般的な避難行動では、避難者・帰宅困難者が直接避難所に行く場合と、一旦、最寄りの指定緊急避難場所等に参集してから、近隣の避難所に行く場合が想定される。

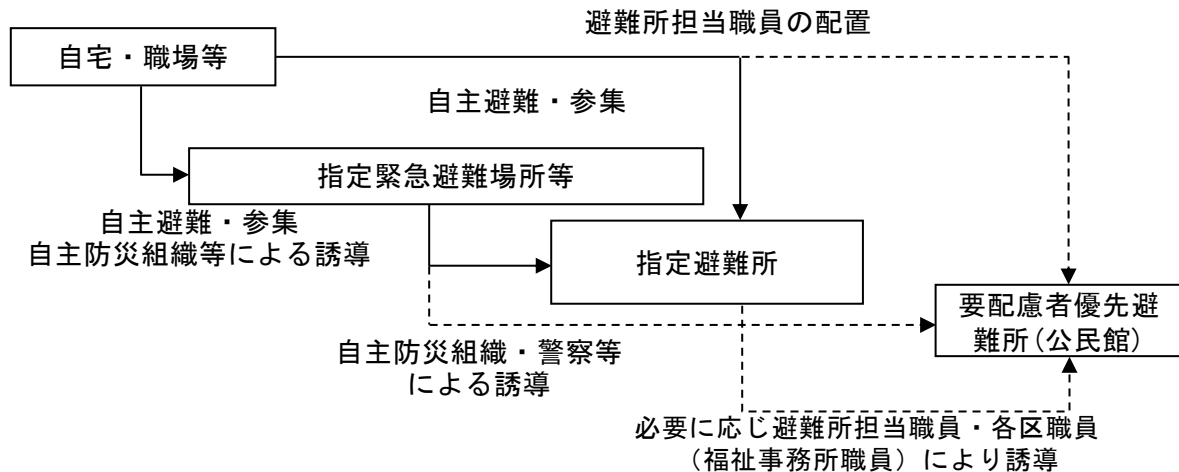


図2-1-6 地域住民、市内通勤・通学者の避難場所等への避難フロー

4 市民への周知

本市は、ハザードマップや避難訓練等を通じて、次のことについて市民に周知を図る。

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

指定緊急避難場所・指定避難所について、あらかじめ指定し、住民に周知する。

(2) 所持品の制限

避難時の携帯品は、貴重品、食料、最低限の身の回り品等、退居に支障を来たさない最小限度のものとする。

第4 避難所運営体制の整備

【総括部、情報・避難部、各区、自主防災組織】

1 避難所運営

避難所運営の実効性を高めるため、以下の点に留意して避難所運営を見直す。

- (1) 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- (2) 避難所単位での物資、資機材の備蓄
- (3) 避難所の管理・運営体制
- (4) 要配慮者への支援体制
- (5) 市及び区本部との情報連絡体制
- (6) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員の役割分担
- (7) 生活再建の支援体制

2 避難所運営委員会の整備等

大規模災害に備え、指定避難所（要配慮者優先避難所を除く）ごとに避難予定の自治会などの地域住民や施設管理者及び避難所担当職員で組織する「避難所運営委員会」の設置を推進する。

また、避難所運営訓練、避難所運営マニュアル、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア・防災アドバイザー等を活用し、避難所運営委員会による運営

体制を強化する。

避難所運営では、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第5 広域的な避難体制の整備

【総括部】

市内が、甚大な被災を受け、又は、放射能その他の危険物により、長期間にわたり、市外（県外）に避難を余儀なくされた場合に備え、広域の自治体との相互協定を締結しておくとともに、避難における移動手段等の各種支援が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等についても検討しておくものとする。

また、協力を求められた場合は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供するため、受入対象となる利用可能な避難所等の指定を促進する。

第2章 災害に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震では、これまでの想定を上回る地震が発生したため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする応急対応、広域な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市においても、近年著しい都市化の進展と人口の増加により町並みは大きく変わり、大規模な地震が発生した場合は、その被害規模は、阪神・淡路大震災と類似した都市型の地震被害となる可能性が高いといえる。

これらのことから、今後本市で起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災これまでに発災した大規模災害が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

一方、本市における風水害の危険性を見ると、仮に荒川が氾濫した場合は、その被害規模は甚大となる可能性が高い。

このことから、今後本市で起こりうる風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的及び一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

また、大規模火災や事故災害、放射能汚染などその他の災害についても、市民の生命と財産の安全を第一に可能な限りの確に対応し、不測の事態にも柔軟に対応できる防災体制の整備を目指す。

表2-2-1 災害に強い防災体制の整備方針

災害に強い都市環境の整備方針	
1	緊急時の対応能力を強化するとともに、広域的な防災体制の整備を推進する。
2	迅速かつ的確な情報収集伝達体制の整備を推進する。
3	消防、救援・救護及び医療体制の整備を推進する。
4	防災資機材及び非常用物資の備蓄を推進する。
5	非常用物資等の輸送体制の整備を推進する。

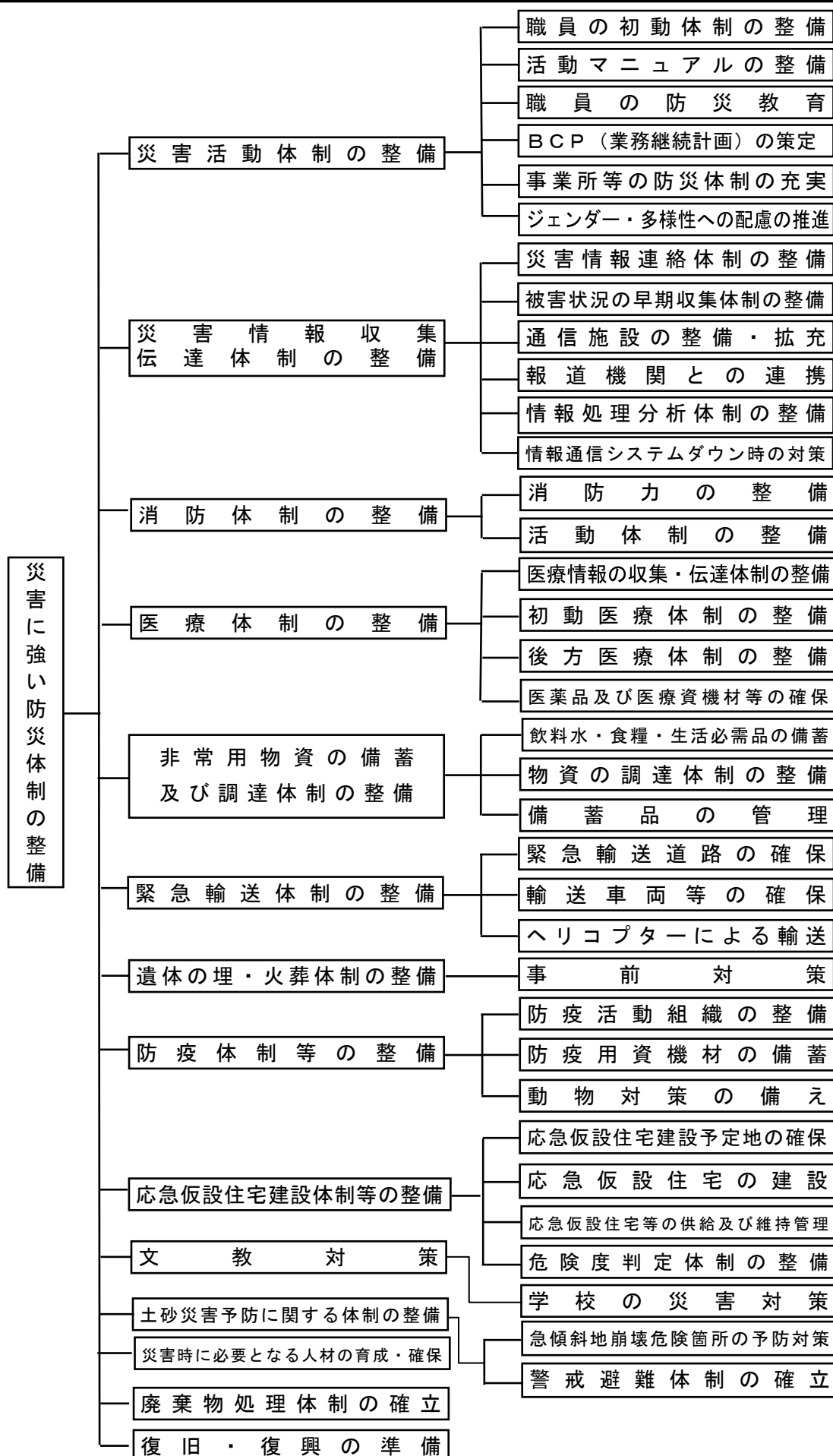


図2-2-1 災害に強い防災体制の整備に係る施策の体系

第1節 災害活動体制の整備

表2-2-2 災害活動体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害時の活動マニュアルの整備 ② 業務継続計画（BCP）の策定 ③ 危機管理センターの開設・運営の準備 ④ 所管施設の防災体制の充実促進
総括部	① 初動配備体制の整備 ② 危機管理センターの統括 ③ 職員動員計画の策定 ④ 緊急連絡機器の整備 ⑤ 動員職員連絡網の整備 ⑥ 市職員の防災教育の実施 ⑦ 広域支援体制の充実整備 ⑧ 公共的団体との協力体制の確立 ⑨ 事業所の防災力強化の促進 ⑩ 企業・団体との防災ネットワークの形成の促進 ⑪ 事業所の業務継続計画（BCP）策定の総括 ⑫ 危険物施設における防災体制の充実促進 ⑬ 集客施設における防災体制の充実促進 ⑭ 高層建築物における防災体制の充実促進 ⑮ ジェンダー・多様性への配慮の推進
市民部	① ジェンダー・多様性への配慮の推進
環境部	① 危険物施設における防災体制の充実促進
経済部	① 事業所の防災力強化の促進 ② 企業・団体との防災ネットワークの形成の促進 ③ 事業所の業務継続計画（BCP）策定の促進
消防部	① 危険物施設における防災体制の充実促進 ② 集客施設における防災体制の充実促進 ③ 高層建築物における防災体制の充実促進
各区	① 業務継続計画（BCP）の策定 ② 危機管理マニュアルの整備 ③ 所管施設の防災体制の充実促進

本市において、大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合には、建物倒壊等の被害区域は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急・救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすことも予想される。このため、初動体制を初めとした緊急対応体制の強化及び広域支援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

本節においては、災害活動体制の整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 職員の初動体制の整備

【総括部、各部、各区】

1 初動配備体制の整備

大規模な災害時には、初期段階の防災体制の迅速な立ち上がり、その後の防災対策の成否を左右することから、特に夜間・休日等の勤務時間外に大規模な災害が発生した場合の初動体制を確立するため、緊急参集体制の整備を図る。

2 緊急連絡機器の整備

本市は、緊急時における連絡機器について、準備体制要員に対して災害時優先携帯電話を配備するなど、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制

の整備を図る。

3 職員動員計画の策定

災害対応の長期化を考え、職員の動員人数、ローテーションをあらかじめ定めておく必要があることから、職員動員計画の策定を行う。

4 動員職員連絡網の整備

危機管理責任者は、災害発生時に迅速な対応が図れるよう動員名簿を作成し、伝達方法を明らかにしておくものとする。

5 危機管理センターの開設・運営の準備

危機管理センターの開設・運営に必要な平素の準備、派遣人員の選定や資機材の維持管理等を行う。

第2 活動マニュアルの整備

【各部、各区】

個々の職員が、災害発生直後の初動期及びその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部・区において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。活動マニュアルの作成に際しては、さいたま市直下地震その他の災害も想定し、最大の被害での対応のマニュアルを作成する。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応し、毎年度検討を加え、必要に応じて修正を行う。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

- 1 災害時における体制（動員体制等）
- 2 活動・初動体制、施設・備蓄、連絡先、個人別覚書（携帯品等）
- 3 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 4 通信が途絶し指示が受けられない時の行動指針
- 5 地震・風水害・その他災害に関する基礎知識

第3 防災行動計画（タイムライン）の作成

【各部、各区】

災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第4 職員の防災教育

【総括部】

職員に対し、平常時から本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく的確な判断力の養成及び実行力の充実、職員の役割の理解と平常時の準備を図るため防災教育を計画的に実施する。

1 職員の役割の理解と平常時の準備

各部の活動マニュアル、各区の危機管理マニュアル及び職員危機管理ハンドブックに基づいて各職員に災害発生時の役割を付与し、各職員はこれを明確に理解するとともに、その役割を果たすために平常時の準備を行う。

2 訓練の実施

応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練などの各種訓練を継続的に実施する。

3 研修会、講演会の実施・参加

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、過去の災害の教訓を生かした研修会、講演会を実施する。

また、市長や幹部職員は外部研修に参加して災害対応力の向上に努める。

なお、研修等の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第5 BCP（業務継続計画）の策定

【各部、各区】

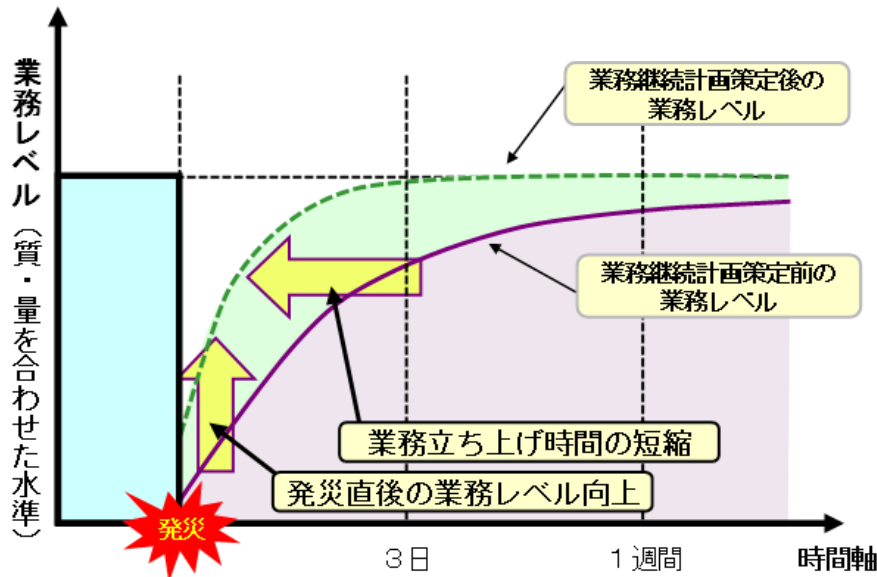
1 BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、発生した災害に適切に対応するとともに、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、次の特徴をもっている。

- (1) 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること

- (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること



出典：さいたま市業務継続計画【自然災害対策編】

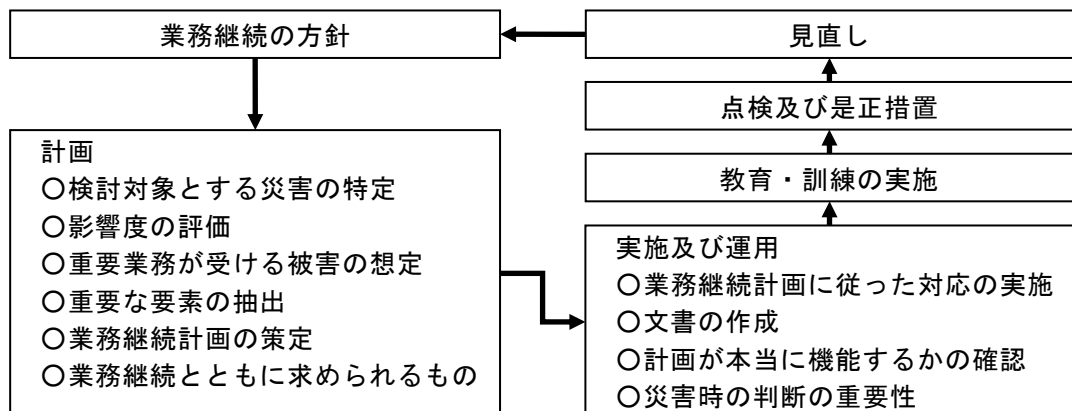
図 2-2-2 BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図

2 本市のBCPの策定

本市は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、本計画を策定している。

応急活動を行う一方で、本市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短の期間で復旧できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、本市は、災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、BCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していく。



参考：内閣府「事業継続ガイドライン 第一版」

図 2-2-3 BCPのマネジメントサイクル

なお、BCP策定の留意事項として、行政データバックアップの確認、被災時の代替オフィススペース・代替機器の確保、災害時業務実施支援要員の確保に係る協定の締結等の事項を検討する。

3 本計画とBCPとの関係

本計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための予防・応急・復旧対策等に重点を置いており、自らは無事で住民や企業の救援に全力で当たることができるという前提のため、深刻な被害を受けた場合における業務の継続が考慮されていない。

一方、BCPは、自らの深刻な被害を想定して合理的に対応を考える計画となっている。

第6 事業所等の防災体制の充実

【総括部、財政・被害調査部、経済部、消防部】

地震等の大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

1 一般企業

(1) 事業所の防災力強化の促進

本市は、企業が災害後速やかに事業継続できるよう事業所の防災力強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進及び事業所と地域との一体化を目的として、県とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また、一般企業を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など、本市は、防災組織整備の支援指導を行っていく。

(2) 企業・団体との防災ネットワークの形成

災害時において、地域の企業・団体が、得意分野の物資等を提供する協力体制の充実を図るため、本市は、協定締結企業等の拡大に努め、企業・団体との防災ネットワークの構築を促進する。

また、本市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害時の被害の拡大を防止する。

(3) 事業所のBCP策定

企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

本市は、企業等における、BCP策定等の自主的な防災対策を促進するため、BCP策定に関する啓発を行う。

(4) 企業の操業再開への取組

中小事業所・商店を対象とした操業再開に向けての融資の検討や、BCP策定におけるサプライチェーン^(注)の検討を啓発する。

(注) 供給連鎖 原材料の調達から生産・販売の物流を経て最終需要者に至る諸活動の一連の流れのこと。

(5) 事業所の帰宅困難者対策の促進

一斉帰宅の抑制のため、社員を一時的に滞在できるよう事業所内に1日～3日程度の備蓄品を整備する等の計画策定の推進を図る。

2 危険物施設等

本市は、危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

3 集客施設

本市は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

また、帰宅困難者が発生した時の対応等について、啓発・指導を行う。

4 高層建築物（長周期地震動への対応）

東日本大震災では、震源から離れた東京都内（23区の震度は「5強」）で長周期地震動を観測し、新宿センタービルなどの超高層ビルが最長13分間、最大108cmほど揺れた。

震源地が遠く通常の地震動を感じない場合でも、地質構造によっては増幅して伝搬することがあり、超高層建築物等の固有周期と一致した場合は、中層階・上層階で大きな揺れを発生させ、エレベーターケーブルの切断や家具類の転倒等の被害を発生させる。この地震動は周期が長く、揺れを感じないため、避難行動等の防災行動を取ることが困難になることが多い。

本市は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第7 ジェンダー・多様性への配慮の推進

【総括部、市民部】

東日本大震災や阪神・淡路大震災、その他大型台風など過去の災害経験から、女性と男性が災害から受ける影響や災害時の支援のニーズの違い、性別や年齢等による避難所での役割の固定化、高齢者、障害者、子ども、外国人、性的少数者（性的マイノリティ）など地域社会を構成する方々の多様性への配慮などの問題が明らかになった。

こうした災害・復興状況における諸問題を解決するため、多様性や男女双方の視点に配慮した防災を進め、女性のニーズを反映した災害対策の確立や男女ともにリーダーを配置する等、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立が必要である。

本市は、防災や災害復興の諸事業において、政策・方針決定過程への参画も含めた女性の積極的な参画を推進するとともに、性別や年齢等にかかわらず、意見を述べ合い、助け合い、誰もがともに支えあう地域づくりに努める。

第2節 災害情報収集伝達体制の整備

表2-2-3 災害情報収集伝達体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 情報システムダウン時の対策 ② 情報連絡体制の確立
総括部	① 災害情報ネットワークの構築 ② 情報連絡体制の確立 ③ 災害時用ランドマーク表示の促進 ④ 自主防災組織等からの情報収集体制の整備 ⑤ 防災行政無線等の整備 ⑥ 防災拠点及び指定避難所の機能強化 ⑦ 通信システムの安全対策の実施 ⑧ 災害ホームページ等の整備充実 ⑨ 災害情報のデータベース化の整備 ⑩ 被害想定シミュレーションシステムの整備 ⑪ 被害予測シミュレーションシステムの整備 ⑫ 情報システムダウン時の対策
秘書・広報部	① 報道機関との連携強化 ② 災害ホームページ等の整備充実
情報・避難部	① 災害情報ネットワークの構築 ② 情報連絡体制の確立 ③ 通信システムの安全対策の実施 ④ 災害情報のデータベース化の整備 ⑤ 情報システムダウン時の対策
経済部	① 風評被害防止のための情報発信の方法の検討
消防部	① 被害状況の早期収集体制の整備
各区	① 防災拠点及び指定避難所の機能強化 ② 自主防災組織等からの情報収集体制の整備

地震等の大規模な災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するハード及びソフト両面のシステムを複合的に構築することが必要である。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になりつつあり、こうした成果を踏まえる必要もある。

また、想定される災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくるので、夜間に災害が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を確保しておく必要がある。

本節においては、災害時における情報収集伝達体制の整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 災害情報連絡体制の整備

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、市民部、経済部、復旧計画部、
施設復旧部、各区】

大規模な災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生するため、これらの災害情報を、本市及び防災関係機関の相互間で迅速かつ的確に収集・伝達・処理する災害情報ネットワークの構築及び通信機器の整備を図る必要がある。また、本市及び各防災関係機関は、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

1 災害情報ネットワークの構築

本市は、市本部、市全域の防災拠点及び各防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有化できる災害情報ネットワークの構築に努める。

災害情報ネットワークは、次に示す全体構成図のとおりである。

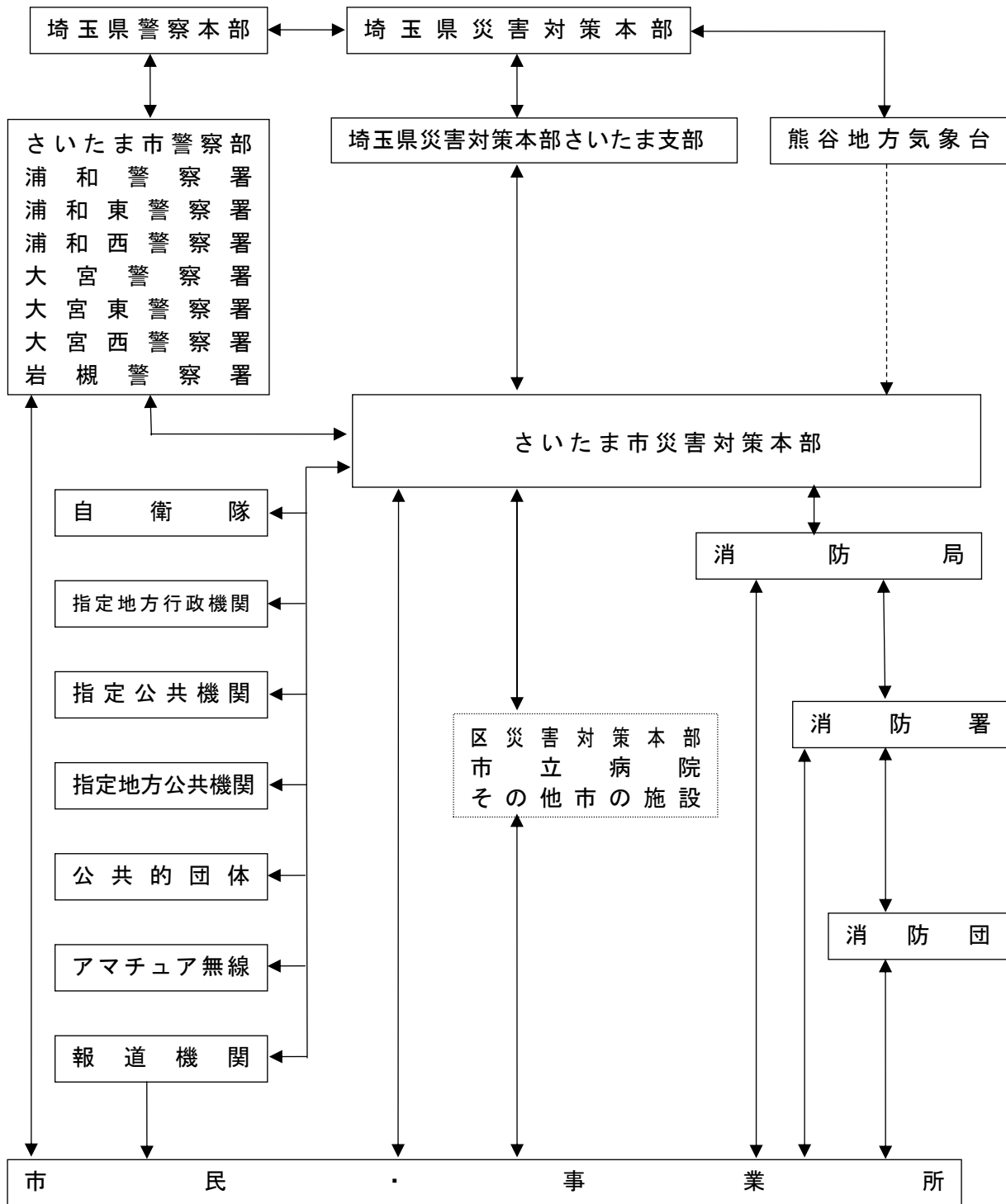


図 2-2-4 災害情報ネットワークの全体構成図

2 情報連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、迅速に情報の収集伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。

(1) 危機管理センター及び区民情報センターの機能強化

本市は、市及び区本部が迅速かつ的確な応急対策を実施し、被害を最小限に止

められるように、必要な情報を即時に収集・分析・伝達する組織として、市本部に危機管理センター及び区本部に区民情報センターを設置することとしている。

現在、総合防災情報システム等により災害情報のネットワーク化を図っていることから、引き続き、危機管理センター及び区民情報センターの機能強化に努める。

(2) 防災拠点及び指定避難所の機能強化

各防災拠点等が迅速に情報を収集し、危機管理センター及び区民情報センターへ伝達することは、市及び区本部が的確な意志決定を実施する上で極めて重要である。

現在、総合防災情報システム等により災害情報のネットワーク化を図っていることから、引き続き、各防災拠点及び指定避難所等の機能強化に努める。

(3) 防災関係機関との連携強化

本市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファックス番号等）を相互に通知し、災害発生時における通信連絡が、夜間、休日を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

(4) 市民・事業所を含む情報共有の強化

危機管理センター等に液晶パネル・ホワイトボード等により、共有すべき情報を明示するとともに、インターネット、防災行政無線、広報車、各防災拠点での掲示板等により、市民・事業所等を含む情報共有について強化を図る。

3 災害時用ランドマーク表示の促進

本市は、被害状況の早期収集や緊急輸送等ヘリコプターの活動を支援するため、ランドマークとなる公共施設の屋上における施設名表示を促進する。

4 風評被害の防止

本市は、産業復興において支障となる風評被害を防止するため、被害状況や復興状況に関する情報発信のあり方をあらかじめ検討する。

第2 被害状況の早期収集体制の整備

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、消防部】

本市は、災害発生直後の被害状況を早期に把握するため、参集職員による情報収集、高所カメラ等による状況把握、自主防災組織、アマチュア無線及びタクシー無線等の活用による情報収集体制の整備を図る。

なお、総合防災情報システムを活用し、迅速かつ的確な情報収集及び情報共有を図る。

1 参集職員による情報収集

災害発生後は、交通路の遮断や電話の不通などにより、情報の収集が制限され、応急復旧対策に大きな影響が与えられることが考えられる。そのため、災害発生後、各配置場所へ参集する職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努め、危機管理センター又は区民情報センターへ報告するものとする。

2 高所カメラ等による状況把握

本市は、平成28年度に衛星通信システム、平成29年度及び令和4年度に高所カメラの更新を行い、取得する映像の増加・映像品質の向上等により拡充を図った。

この高所カメラにより、24時間体制で市内の災害を監視し、市内の被害状況を把握することで、衛星通信システムを介して国、県及び他の自治体へ迅速かつ的確に伝達することができ、速やかな受援が可能となる。

3 自主防災組織等からの情報収集

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を混乱なく実施するため、自主防災組織の協力を得て情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶、輻輳等も考えられるので、今後他の通信手段についても検討する。

4 アマチュア無線等からの情報収集

災害時にアマチュア無線クラブ、タクシー無線局及び赤帽埼玉県支部で得られる被害情報を有効活用できるよう、情報収集体制の整備に努める。

5 防災関係機関からの情報収集

国の機関、県の機関、警察署、陸上自衛隊及びライフライン事業者等の関係機関から情報収集し被害状況の把握に務めるものとする。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

なお、県防災航空隊、陸上自衛隊などのヘリコプターによる情報収集等を容易にするため、「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項」等を踏まえ、市役所をはじめ、中学校等の公共施設の屋上へのヘリサイン表示を実施している。

第3 通信施設の整備・拡充

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部】

市域の主要な施設をはじめ、本庁舎内の各部署及び各車両、各区役所、支所、市民の窓口、物資集積場、市民や防災関係機関に対し、円滑な災害情報の収集・伝達のため、通信施設の整備充実を図る。

1 防災行政無線等の整備

(1) 同報系防災行政無線の整備

災害発生時の避難情報及び各種災害情報を迅速かつ正確に伝達するため、デジタル方式による同報系防災行政無線を整備している。統制局を市役所、防災センターに置き、再送信子局及び屋外拡声子局（放送塔）を市内各所（資料編5-1）に設置している。

(2) 移動系防災行政無線の整備

災害情報の収集伝達を行うため、双方向通信やデータ通信に優れ、より実用性が高いデジタル移動通信システムを導入、市及び区本部、各避難所、出先機関等を結ぶデジタル方式による移動系防災行政無線を整備している。

(3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備

気象庁からの緊急地震速報や内閣官房からの国民保護に関する情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を整備している。

また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を同報系防災行政無線設備と連動し、緊急地震速報（本市で震度5弱以上の予測の場合）、特別警報及び国民保護に関する情報が屋外拡声子局（放送塔）から自動放送されるよう設定している。

(4) 公衆無線 LAN の整備

災害発生時には、携帯電話通信網の輻輳などから、公衆無線 LAN の有効性が認められている。避難者が情報収集等に活用できるよう、指定避難所等への公衆無線 LAN の整備を検討する。また、既に公衆無線 LAN が整備されている場所については、災害時に無料開放が可能な設定に変更するなどの対応を検討する。

(5) 新たに開発される通信システムの活用

通信システムの高度化に伴い、開発される通信システムの動向を把握し活用について検討する。

2 通信システムの安全対策

本市は、災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

(1) 非常用電源の確保

停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

(2) 通信システムのバックアップ

通信システムにおいて主要となる設備のバックアップを整備するとともに、通信ルートにおいても多重化を検討する。なお、機器の整備にあたっては国が進める公共安全 L T E（P S - L T E）に配慮する。

(3) 地震動・風水害その他への備え

通信システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施す。

また、屋外に設置する場合は、全天候型のボックスを使用するなど、暴風雨や雪害等悪天候においても稼動可能とする。

3 情報発信システムの整備

(1) 災害ホームページの整備充実

平常時の防災情報の提供に加え、災害が発生した場合に、本市のホームページを災害用のページに切り替え、インターネット上にて最新の情報を提供するとともにボランティアセンターでの活用も図る。

(2) 埼玉県災害オペレーション支援システムの活用

避難所開設状況や避難に関する情報等を市民に対し、迅速に伝達するため、埼玉県災害オペレーション支援システムにより、Lアラート（災害情報共有システム）に情報を配信し、公開する。

(3) その他災害情報発信手段の整備充実

防災行政無線メール、防災情報電話サービス、テレ玉データ放送、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、SNS 等、情報発信手段の多重化及び災害時優先電話、災害時特設公衆電話等、災害時もつながり易い情報発信手段の整備充実を図る。

第4 報道機関との連携

【秘書・広報部】

災害時においては、災害情報、被害状況、ライフラインの復旧状況など市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えて社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、本市は、災害時における放送について各報道機関や民間ローカル局等と協定を締結しているが、引き続き報道機関との連携強化に努める。

第5 情報処理分析体制の整備

【県、総括部】

1 災害情報データベースの整備

日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータ整備を行う。

2 災害情報シミュレーションシステムの整備

災害情報のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

3 人材の育成

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

第6 情報通信システムダウン時の対策

【各部、総括部、情報・避難部】

情報通信システムが、通信施設被害や回線不良等で使用できなくなった場合の災害情報の伝達体制、伝達手段等について次の対策を講ずる。

- 1 計画停電を含む停電等の場合は、電源対策を講じる。
- 2 通信の輻輳等により、連絡が不良の場合は、メール等により対応する。
- 3 施設や回線が被災し、早期復旧が見込めない場合は、連絡員による情報伝達等に切り替える。

第3節 消防体制の整備

表2-2-4 消防体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
消防部	① 消防署所の整備 ② 消防車両等及び資機材の整備 ③ 防火水槽の整備 ④ 通信施設の整備 ⑤ 消防団の充実・強化 ⑥ 消防緊急情報システムの整備 ⑦ 活動体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、同時に数多くの火災や建築物の倒壊が発生し、市民の生命、身体及び財産に多大な危険が生じる。

また、道路、水道、電話などの障害を伴う広域的な複合災害となり、初期の段階から効果的な消防活動を展開する必要がある。

また、大規模な風水害が発生した場合は、広域的な災害となることが予測され、効果的な消防活動を展開する必要がある。

このため消防機関は、火災の消火及び人命の救出・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な地震や風水害等の発生時は、本市の消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要になると予測されるため、緊急消防援助隊等の支援部隊の円滑な支援が得られるよう市内に活動拠点を整備し受援体制を整えておく必要がある。

本節においては、総合的な消防体制の整備を推進するために必要な施策を定める。

第1 消防力の整備

【消防部】

大規模な災害発生に伴い、同時に数多くの火災や建物の倒壊・流出が発生するため、火災の消火活動、倒壊建物からの人命の救出・救助活動及び傷病者への応急処置や医療機関へ搬送する救急活動など、消防の全組織を動員し、効果的な活動を行わなければな

らない。

このような広域複合的な災害に対処し被害を最小限にとどめるため、消防職員・団員及び消防施設・資機材並びに消防水利等の総合的な消防力の整備を図る。

1 消防署所の整備

大規模な災害が発生した場合に災害活動の拠点となる消防署所は、地勢や地域の人口、建物の密集度、道路状況等の地域の特性を考慮し、適正に配置するとともに必要な消防職員を配置することが重要である。さらに、消防局庁舎は、防災活動拠点の核であり、災害出場する消防部隊の指揮・統括を行う中枢機能として、また、消防署所は、地域の重要な災害活動拠点として、各庁舎の耐震性の確保とともに情報収集等の機能の強化を図る。

2 車両・資機材の整備

大規模な災害が発生した場合、同時に数多くの複合災害が発生し、火災の消火活動及び倒壊・流出家屋からの救出・救助活動等は困難を極めることが予測され、より効果的な活動を確保するために消防車両等の増強や機能の整備を図るとともに救助用資機材を増強し、東日本大震災の教訓から必要となる資機材を配備する。

(1) 消防車両等の整備

複雑多様化する災害に対応するため、消防機動力の確保に必要な消防車両の整備を図るとともに、消防車両に供給する燃料の備蓄についても整備する。

(2) 資機材の整備

建築物の倒壊等による人命救助活動に欠かせない障害物の排除器具や切断・破壊用器具、画像探索機等の高度救助用資機材及び電磁波等による生体を探査する高度探査装置の整備・充実を図る。

また、地域の災害活動拠点となる各消防署所にも一般的な救助用資機材を増強するとともに過去の大規模災害の教訓から必要となる資機材を配備する。

3 防火水槽の整備

大規模な災害が発生した場合、水道管の破損、断水等により、消火栓が使用不能になることも予測されることから、火災の消火用水を確保するため、耐震性の防火水槽を公共施設等に積極的に設置し、消防水利の整備を図る。

また、消火用水として有効な池や沼、プール等は、消防水利に指定して、使用可能な状態を保持し、消火活動に必要な水利の確保を図る。

4 通信施設の整備

大規模な災害が発生した場合、同時に数多く発生する火災等の災害状況を把握することが必要となることから、市内全域を網羅する高所カメラの整備に努めている。

また、衛星地球局や消防救急無線のデジタル化とともに情報通信の高度化を図り、他の消防機関及び各消防署所と消防局間における映像を含めた迅速で効率的な情報収集及び連絡体制の強化を図る。さらに、通信手段の多様化の観点から衛星携帯電話等を整備していく。

5 消防団の充実・強化

大規模な災害発生に伴う同時多発・広域複合的な災害の消防活動及び平常時における地域住民への防災指導、巡回広報、特別警戒など、地域と密接に繋がる消防団員の活動が欠かせないため、消防団員の充足を図る。また、消防団車庫の耐震性の確保等安全性の向上及び情報連絡用の通信機器の充実を図り、地域の活動拠点としての機能を整備し、災害による火災の延焼防止及び救出・救助等の活動に有効な資機材を増強するとともに消防団員の活動技術の向上を図る。

6 消防緊急情報システムの整備

災害発生通報を受け、消防車等の出動を行う指令管制システムの機能を維持し、迅速、的確かつ円滑な消防救急活動を推進する。

第2 活動体制の整備

【消防部】

大規模な災害が発生した場合、同時に数多くの火災や建物の倒壊・流出が発生する。これらの被害を最小限にとどめるため、火災の消火、倒壊・流出建物からの救出・救助及び傷病者への応急処置や医療機関へ搬送など、迅速に活動態勢を確立しなければならない。

このため消防機関は、災害発生時における初動態勢及び情報の収集・伝達体制を確立し、消防組織の総力を挙げた効率的かつ効果的な指揮運用と消防部隊の活動並びに緊急消防援助隊をはじめとする他の機関への応援要請及び受援体制などを含めた「さいたま市震災消防計画」に基づき、消防機関の活動体制の整備推進を図る。

第4節 医療体制の整備

表2-2-5 医療体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部	① 医療救護所の設置状況の広報
保健衛生部	① 医療情報のネットワーク化の推進 ② 医療救護班の整備 ③ 医療救護所の整備 ④ 応急処置体制の整備 ⑤ トリアージタグ（傷病者選別標識）の周知徹底 ⑥ 自主救護体制の整備 ⑦ 後方医療支援体制の確立 ⑧ 災害拠点病院との連携 ⑨ 搬送体制の整備 ⑩ 広域医療協力体制の整備
消防部	① 自主防災組織等における自主救護体制の整備指導 ② 救命講習会の実施 ③ 災害時の負傷者の搬送体制の整備
各区	① 医療救護所設置体制の整備 ② 医療救護所の整備
自主防災組織	① 自主救護体制の整備指導

大規模な災害発生時には、多くの傷病者が発生し、一時的に医療機関に集中することが予想される。これら多くの傷病者に対して、迅速かつ的確な救助や医療救護を実施するため、平常時より医師会等との調整を図り医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、輸送体制を整備推進する。

第1 医療情報の収集・伝達体制の整備

【保健衛生部】

本市及び医療機関、防災関係機関等が迅速に情報収集・伝達を実施するため、相互に医療情報を共有化できる情報のネットワーク化を推進する。

第2 初動医療体制の整備

【秘書・広報部、保健衛生部、消防部、各区、自主防災組織】

災害発生直後の傷病者等に対し応急的な医療措置を講ずるため、医療救護班の編成、医療救護所の設置、医薬品及び医療資機材の確保など、初動医療体制の整備を推進する。

1 医療救護班の整備

医師及び看護師等により医療救護班を編成する。班構成及び必要な班編成は、災害の状況により医師会等との協議により確保する。

2 医療救護所の整備

保健衛生部及び各区は、災害発生時に医療救護所が適切に設置できるよう、あらかじめ設置場所を定め、地震時の震度や風水害時の避難情報等に基づき、医療救護所を設置し、初動医療の確保を図るものとする。

なお、秘書・広報部は医療救護所設置状況について、速やかに市民へ広報する。

3 トリアージタグ^(注)（傷病者選別標識）の周知徹底

本市及び医師会等医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

(注) トリアージとは、「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して「治療や後方搬送の優先順位を決める」ことを言う。トリアージタグは治療の優先順位をしめす、識別標のことを言う。判定結果は4色のマーカー付きカード（トリアージ・タグ：不要な色の部分は切り取り、先端にある色で状態を表す）で表示され、一般的に傷病者の右手首に取り付けられる。治療できないもの及び、治療対照群（治療不要も含む）が3段階と、計4段階に分類している。

黒（Black Tag） カテゴリー0（死亡群） 死亡、又は、生命徴候がなく救命の見込みがないもの。


赤（Red Tag） カテゴリーⅠ（最優先治療群） 生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置をすべきもの。

黄（Yellow Tag） カテゴリーⅡ（待機的治療群） 赤ほどではないが、早期に処置をすべきもの。一般に、今すぐ生命に関わる重篤な状態ではないが、処置が必要であり、場合によって赤に変化する可能性があるもの。

緑（Green Tag） カテゴリーⅢ（保留群） 今すぐの処置や搬送の必要ないもの。完全に治療が不要なものも含む。

搬送や救命処置の優先順位はⅠ → Ⅱ → Ⅲ → 0 となり、0は搬送・救命処置が行われないことがある。

トリアージ・タグ				
氏名 (Name)		性別 (Sex)	年齢 (Age)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施日・時刻		トリアージ実施者氏名		
月	日	時	分	
搬送機関名		救急医療機関名		
トリアージ実施場所				
意識	清明	覚醒している		
バイタルサイン	呼吸	頻度で正常	頻度でも正常ない	
呼吸	回/分	呼吸困難、無呼吸		
脈拍	回/分	整、不整、触知せず		
血圧	/	mmHg		
トリアージ区分	0	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ



トリアージタグの色別表示図は、黒（0）、赤（Ⅰ）、黄（Ⅱ）、緑（Ⅲ）の4つの色帯で構成されています。

4 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、指定避難所などにおいて軽微な傷病者に対し、応急救護活動を実施できるよう、応急手当講習会（AEDの取扱いを含む）を受講し、自主救護体制の整備に努める。

第3 後方医療体制の整備

【保健衛生部、消防部】

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、重傷者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

1 後方医療体制の確立

本市は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷患者や高度救命措置が必要な患者等を受け入れる等の後方医療の体制について、県と協議の上確立を図る。

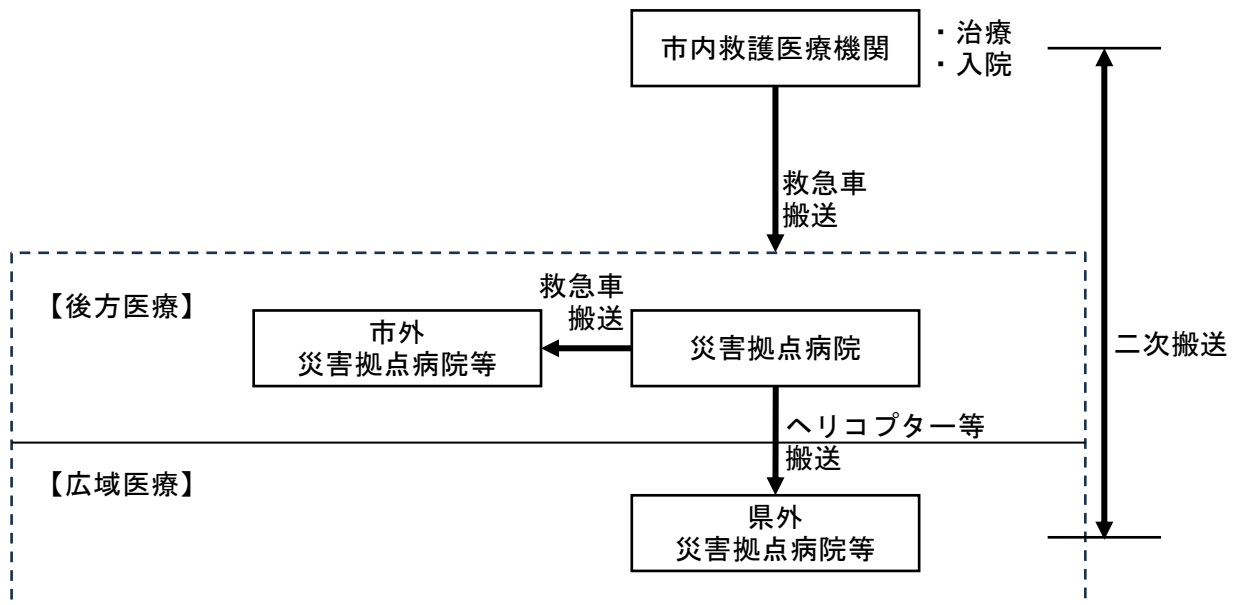


図 2-2-5 後方医療体制の流れ

2 災害拠点病院等との連携

後方医療機関として、次の機能を持つ災害拠点病院及び災害時連携病院と迅速・円滑な対応が図れるように、災害の種別に応じた医療体制について、病院との連携のあり方を検討する。

災害拠点病院の機能：

- (1) 重篤救急患者の救命を行う高度診療
- (2) 患者等の広域搬送（受入れ及び搬出）への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (4) 応急用資機材の貸出し

災害時連携病院の機能：

- (1) 中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ
- (2) 県内で活動する自己完結型の医療救護チームの派遣

3 搬送体制の整備

医療救護所が医療機関敷地内に設置される場合、傷病者の市外への広域搬送などを想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(1) 搬送順位

傷病者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

(2) 搬送経路

傷病者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) ヘリコプター搬送

本市は、傷病者の緊急搬送のため、県等にヘリコプターによる搬送を依頼する。

4 広域医療協力体制の整備

大規模な災害が発生すると、多数の傷病者が発生することが予想され、この場合医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、県内地域及び県外地域からの広域医療協力の体制について、県及び相互応援協定を締結している自治体との協議の上調整及び整備を図る。

第4 医薬品及び医療資機材等の確保

【保健衛生部】

災害時に、医療救護所で使用する医薬品等や救護医療機関で不足する医薬品等の確保に関する必要な対策を行う。

1 医薬品及び医療資機材等の備蓄

本市は、災害時に医療救護所で使用する医薬品及び医療資機材の備蓄等について、医師会・薬剤師会等関係機関と協議の上整備を図る。

2 医薬品及び医療資機材等の調達

本市は、災害時に救護医療機関において医薬品及び医療資機材等の不足が生じることのないよう、県、日本赤十字社等と調達体制の整備について協議を行う。

第5節 非常用物資の備蓄及び調達体制の整備

表2-2-6 非常用物資の備蓄及び調達体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 食糧・生活必需品・その他非常用物資の備蓄及び需要把握 ② 市民に対する家庭内備蓄の推進の啓発 ③ 備蓄倉庫の整備 ④ 要配慮者及び女性向け物資の備蓄推進 ⑤ 備蓄品の品質管理及び機能の維持 ⑥ 生活用水の確保
財政・被害調査部	① 災害時の物資の受入体制の整備 ② 物資集積場の開設及び閉鎖
経済部	① 食糧・生活必需品等の調達体制の整備 ② 物資の配送及び配布の統括
水道部	① 飲料水の備蓄 ② 応急給水資機材の備蓄 ③ 検水体制の維持
教育部	① 炊き出し実施体制の整備
各区	① 指定避難所防災倉庫の管理

本市は、災害時の市民生活を確保するため、食糧、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を実施する。

また、災害発生の際及び時間帯等は、事前に特定できないため、被害が最大になるケース

にも対応できるよう品目を選定する必要がある。さらに、食糧・生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者に十分配慮した品目を積極的に補充する必要がある。

本節においては、非常用物資の備蓄等の整備を推進するために必要な施策を定める。

第1 飲料水・食糧・生活必需品の備蓄

【総括部、水道部、教育部、各区、自主防災組織】

災害時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るため、特に飲料水・食糧・生活必需品の供給は重要である。このため、本市は、飲料水・食糧・生活必需品等の確保及び供給に関して整備を推進する。

1 飲料水等の備蓄

災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。本市は、これまでに、給水車、折畳式給水コンテナなどの応急給水資機材の整備、浄配水場応急給水施設、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の設置等を実施し、飲料水等の備蓄の充実を図っている。

(1) 行政備蓄

ア 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

イ 目標給水量

次のとおりとする。

表2-2-7 1日当たり目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	30ℓ/人・日	生命維持のための最低限必要な水量
4日～7日目	200ℓ/人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量
8日～20日目	1000ℓ/人・日	浴用、洗濯等に最低限必要な水量
21日～28日目	2500ℓ/人・日	被災前の通常給水量

ウ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄配水場応急給水施設、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を図っている。

エ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、給水車、折畳式給水コンテナなどの応急給水資機材の整備を推進するとともにメンテナンスを行う。

オ 検水体制の維持

飲用水の水源となる井戸は定期的に検査を行い、災害時に飲用の可否を調べるため、水質検査を行える体制を維持する。

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから災害に備えて、最低3日分以上の飲料水を備蓄す

るよう指導・啓発を図る。

(3) 流通備蓄

災害時に迅速かつ安定して物資を供給できる事業者との協定を締結し、飲料水の確保を図る。

(4) 井戸の活用

ア 市民が所有する井戸で、災害時に市民に開放できるものを、自主防災組織が「防災対策用指定井戸」として指定し、災害時の市民の生活用水の確保を図っている。

イ 本市の所有する井戸について、災害時の活用や検水体制の整備を推進する。

ウ 市内の事業所及び公衆浴場等の所有する井戸について、災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

エ 県で整備している防災井戸について、今後災害時に活用できるよう関係機関と協議する。

2 食糧・生活必需品・その他の備蓄

(1) 備蓄の基本方針

本市は、住宅を失った市民が指定避難所等で一時的に生活するための食糧、生活必需品や応急活動用資機材の備蓄を今後とも計画的に実施する。

なお、備蓄にあたっては、災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、他地域からの支援物資が到着するまでの間について、3日分以上、できれば7日分以上の家庭内備蓄を指導・啓発するとともに、本市は指定避難所等の備蓄の整備に努める。

また、災害時の食糧供与の対象者は、被災者及び災害救助従事者等とし、生活必需品供与（貸与）の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことができない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

本市は、災害時に必要となる食糧、生活必需品、その他応急活動用資機材の備蓄を、今後とも計画的に実施する。

表2-2-8 本市と県の備蓄の割合

	本市	県
被災者	1.5日分以上	1.5日分以上
災害救助従事者	3日分	3日分

表2-2-9 市民の備蓄目標

市民
3日分以上（できれば7日分以上）

(2) 備蓄品の配慮

ア 要配慮者への配慮

乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要で

あるため、本市及び県は、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行い、指定避難所等では食物アレルギー情報を表示する等、周知を図る。

イ 女性への配慮

生活必需品については、避難時の女性用品の不足に注意し、女性向け物資の備蓄に十分配慮するなど、女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資を整備する。

また、女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫する。

(3) 備蓄倉庫等の整備

ア 広域拠点備蓄倉庫

平常時には、本市の備蓄物資を保管し、発災初期より全市域を対象に供給を行う。

また、供給したことに伴って空きスペースに近隣自治体からの物資を受入れ、随時避難所に供給を行うものとする。

イ 拠点備蓄倉庫

市内の地域性を考慮して拠点備蓄倉庫を設置し、緊急用食糧、生活必需品、その他応急用資機材の整備を進め、災害時の円滑な救援活動を期する。

なお、現在、次の11か所を拠点備蓄倉庫としている。

表2-2-10 拠点備蓄倉庫

区	名称
北	大宮災害対策庫
大宮	防災センター
大宮	大宮区役所倉庫
中央	与野災害対策庫
桜	記念総合体育館倉庫
浦和	本庁舎地下倉庫
浦和	市営浦和駅東口駐車場倉庫
南	市営武蔵浦和駅南自転車駐車場2F倉庫
南	サウスピア地下倉庫
緑	美園備蓄倉庫
岩槻	岩槻区馬込民間倉庫

ウ 備蓄場所

災害時の交通路の遮断を考慮し、備蓄の分散化を図る。指定避難所を中心に地区のバランスや地域性を考慮し、小・中・高等・中等教育学校の余裕教室、公民館の倉庫の利用等を含めて、備蓄場所を順次整備する。被災者の一時的な生活のために必要な食糧、生活必需品、応急活動用資機材の備蓄を進め、コミュニティを単位とする災害発生初期の円滑な救援活動を期している。

(4) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食糧の炊き出しについては、小・中・中等教育学校の学校給食施設を活用し、給食担当職員（栄養士・調理員）を中心に、社会教育関係団体及

びボランティアによる要員の確保、また、災害時において都市ガスが使用できなくなった場合、LPガスを利用できる設備の整備などの実施体制の整備を図る。

なお、LPガスの調達については、埼玉県LPガス協会さいたま支部に協力を依頼する。

3 生活水の備蓄

応急対策期に移行するに伴い、トイレ、入浴等生活を営むための生活水の需要が増加することが予想される。そのため、生活水の備蓄を推進する。

(1) 本市の備蓄

公共施設・民間施設に設置されている防火水槽の貯留水を生活水として活用する。ただし、消火用水としての利用を優先する。

(2) 自主防災組織の備蓄

自主防災組織指定の防災対策用指定井戸を活用する。

(3) 市民の備蓄

市民は日頃から浴槽等に貯水を心掛け、最低3日分以上の生活水の備蓄に努める。

また、災害時において個人所有の井戸及び農業用井戸については、市民に開放し、生活水として活用することに努める。

第2 物資の調達体制の整備

【総括部、財政・被害調査部、経済部】

本市は、食糧及び生活必需品等物資の調達について、必要数量等の想定や備蓄の状況を踏まえ、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

これらの物資について、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と協定を締結しているが、更なる充実を図るために、各流通業者等と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど一層物資の確保に努めるとともに、災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からの連絡体制の確認等コミュニケーションの強化に努める。

また、災害時の食糧及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結することやエネルギーセキュリティが確保された車両構成とするなど輸送力の確保に努める。

災害時に届けられる支援物資については、物流に関するノウハウ、人員、車両及び設備を兼ね備えた施設である「災害時支援物資輸送拠点（佐川急便㈱北関東支店（さいたま営業所等）」やその他の協定物流施設を活用し、円滑な供給に努める。今後においても、円滑な受入れと荷捌きにより、効率的な配布ができるように検討する。

第3 備蓄品の管理

【総括部】

本市は、備蓄品の計画的な入れ替えを実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

第6節 緊急輸送体制の整備

表2-2-11 緊急輸送体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部（各車両管理者）	① 災害時の輸送車両等の増強の検討
総括部	① 緊急輸送道路の指定の検討 ② 緊急輸送道路の役割に関する市民への啓発 ③ 飛行場外離着陸場及び災害時緊急離着陸場の確保 ④ ヘリコプター輸送に関する関係機関との連携強化 ⑤ 災害派遣等従事車両証明書の発行
財政・被害調査部	① 災害時の交通対策等の連携体制の整備 ② 災害時の輸送車両等の確保及び調達体制の整備 ③ 緊急輸送車両等の事前届出の推進
復旧計画部	① 緊急輸送道路及び沿線の整備 ② 応急復旧時の活動体制の整備 ③ 災害時の交通対策等の連携体制の整備
施設復旧部	① 緊急輸送道路及び沿線の整備 ② 橋りょう耐震補強及び落橋防止対策事業の推進 ③ 応急復旧時の活動体制の整備

本市は、災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、被害想定調査の結果や地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町村、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。本節においては、緊急輸送体制の整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 緊急輸送道路の確保

【総括部、財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部】

災害時において、救援・救護活動などの必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、本市は、災害時に緊急輸送に用いる道路をあらかじめ指定するとともに、交通対策の実施及び緊急輸送道路の応急資機材に関する整備を推進する。

1 緊急輸送道路の指定・整備

(1) 市指定の緊急輸送道路

本市は、資料編【資料2-9】のとおり、緊急輸送道路を指定する。

なお、今後の道路整備状況により新たな指定について検討する。

(2) 県指定の緊急輸送道路

県は、本市域における災害時の緊急輸送道路として資料編【資料2-8】のとおり指定している。

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の耐震化等安全化を促進し、災害による倒壊・流出建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所の調査及び対処を検討する。

緊急輸送道路に指定されている路線については、4車線化の整備を促進する。

(4) 緊急用河川敷道路の活用

国において、現在、災害時における河川施設の応急復旧や避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で整備している荒川の河川敷地内の緊急用河川敷道路（計画延長左岸 21.6km、右岸 18.5km、計 40.1km）について、利活用を検討する。

(5) 橋りょう耐震補強及び落橋防止対策

災害時における緊急輸送道路上の橋りょうや跨道橋・跨線橋について、重点的に耐震補強対策を実施する。

(6) 路面下空洞調査の実施

緊急輸送道路における路面陥没による重大事故を防止し、安心安全かつ円滑な通行を確保するために、路面下空洞調査を実施する。

(7) 応急復旧時の活動体制の整備

ア 協力体制の整備

本市は、災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国、県、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、近隣市町村、警察、建設業協会等との協力体制をあらかじめ整備する。

イ 復旧状況等の情報提供体制の整備

本市は、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(8) 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の役割について、平常時より市民へ周知する。

2 交通対策等の連携体制

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通対策の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、国、県及び防災関係機関と連携し、整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

本市は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

第2 輸送車両等の確保

【各部、財政・被害調査部】

災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、本市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

1 輸送車両等の増強

本市は、災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両等の増強にあたっては、単一の燃料に依存しすぎず、災害時における燃料調達リスクの分散化を意識した車両導入など、長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制

本市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を災害時に迅速に調達できるように、次の関係機関との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

なお、調達された燃料は委託されて公務を行う民間車両にも供給されるものとする。

表2-2-12 輸送車両の調達先

輸送車両の調達先
・日本通運株式会社 埼玉支店 ・埼玉県トラック協会（浦和支部、大宮支部、岩槻支部） ・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 埼玉県支部 ・AZ-COM丸和・支援ネットワーク ・株式会社丸和運輸機関 ・一般社団法人埼玉県バス協会 ・その他、輸送関係機関、関連企業等

表2-2-13 燃料等の調達先

燃料等の調達先
・埼玉県石油商業組合（浦和支部、大宮支部、岩槻支部） ・その他、関係機関、関連企業等

3 緊急輸送車両等の事前届出の推進

本市は、災害時に応急対策を円滑に実施するため、県公安委員会への輸送車両等の事前届出を推進する。

第3 ヘリコプターによる輸送

【総括部】

本市は、他市、他県等の関係機関のヘリコプターによる物資の輸送や傷病者の搬送を円滑に実施するため、飛行場外離着陸場の確保を行うとともに、関係機関へ周知を行い、連携強化に努める。

表2-2-14 飛行場外離着陸場

名称	所在地
西遊馬公園	西区西遊馬地区内
農研機構 農業機械研究部門	北区日進町1丁目地内
さいたま市防災センター	大宮区天沼町1丁目地内
秋ヶ瀬公園	桜区道場地内
浦和競馬場	南区大谷場1丁目地内
見沼臨時グラウンド	緑区新宿地内
埼玉スタジアム2002公園	緑区中野田地内
岩槻北部工業団地記念公園	岩槻区古ヶ場1丁目地内

第7節 遺体の埋・火葬体制の整備

表2-2-15 遺体の埋・火葬体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
保健衛生部	① 災害時の遺体の埋・火葬体制の整備

災害によって亡くなった方の遺体については、速やかに搬送し、埋・火葬に必要な処置を行う。本節においては、遺体の埋・火葬体制の整備に必要な施策を定める。

第1 事前対策

【保健衛生部】

本市は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の火葬能力を超える遺体の火葬の必要が生じた場合に備えてあらかじめ関係業者あるいは他の自治体との協定を締結する等の事前対策を進める。

また、死者への尊厳や遺族感情に配慮し、また、効率的に検視・検案・死体調査・身元確認等を行える施設を遺体収容所として指定しておくよう努める。

第8節 防疫体制等の整備

表2-2-16 防疫体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
保健衛生部	① 災害時の防疫活動組織の整備 ② 防疫用資機材の備蓄 ③ 動物対策の備え

大規模な災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、被災地における防疫活動を実施する。本節においては、防疫体制の整備に必要な施策を定める。

本市は、災害時の防疫活動を迅速及び的確に実施するため、次のとおり防疫体制の整備に努める。

第1 防疫活動組織の整備

【保健衛生部】

本市は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫活動ができるよう動員計画及び必要な資機材の確保計画を策定する。

また、関係事業者（団体含む。）あるいは他の自治体と災害時における防疫協力体制を整備する。

第2 防疫用資器材の備蓄

【保健衛生部】

本市は、防疫及び保健衛生用資器材の確保計画に基づき必要な資器材を備蓄する。

第3 動物対策の備え

【保健衛生部】

1 逸走防止と所有者明示に関する普及・啓発

県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、家庭動物が逸走しないよう適切な施設で飼養するよう努めるとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるように、飼い主が所有者明示の措置（首輪、犬鑑札及び注射済票、迷子札、マイクロチップの装着等）を取ることにについて普及・啓発をする。

2 ペットとの同行避難及び指定避難所での飼養に関する普及・啓発

県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、市民に対して、ペット^(注)の同行避難についての周知を行うとともに、飼い主に対して動物がケージ等に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行い、避難生活における動物のストレス発症や他の避難者とのトラブルの防止に備えるよう普及・啓発する。

(注) ペットとは、家庭動物のうち、犬や猫など小型の動物を指す。ただし、著しく大型や危険など、同行避難や避難所の受け入れが困難な動物は含まない。

第9節 応急仮設住宅建設体制等の整備

表2-2-17 応急仮設住宅建設体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
財政・被害調査部	① 応急仮設住宅の用地・資材置場選定の実施
復旧計画部	① 応急仮設住宅の用地・資材置場選定の実施
施設復旧部	① 応急仮設住宅の資材置場選定の実施 ② 応急仮設住宅の建設 ③ 応急仮設住宅への入居及び民間賃貸住宅の提供に関する体制の整備

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を実施するための体制整備を推進していくことが重要である。

このため、あらかじめ被災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、建設に伴う人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の供給体制を整備することも重要である。

本節においては、応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 応急仮設住宅建設予定地の確保

【財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部】

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保する。

1 応急仮設住宅建設予定地の選定基準

応急仮設住宅の建設予定地は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅建設予定地を次の基準から適切な用地を選定する。

- (1) 飲料水が得やすい場所
- (2) 保健衛生上適当な場所
- (3) 交通の便を考慮した場所
- (4) 居住地域と隔離していない場所

2 応急仮設住宅の用地選定

応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、市有地等から建設予定地を選定する。

なお、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り多くの用地の確保に努める。

表 2-2-18 応急仮設住宅用地の主な候補地

区	応急仮設住宅用地の主な候補地
西区	三橋総合公園、秋葉の森総合公園
北区	番場公園、つつじヶ丘公園、市民の森
大宮区	大平公園、大和田公園
見沼区	堀崎公園、春おか広場
中央区	与野中央公園、八王子公園
桜区	西堀高沼公園、田島氷川公園
浦和区	駒場運動公園、浦和総合運動場
南区	別所沼公園、明花公園
緑区	大崎公園、美園臨時グラウンド
岩槻区	岩槻城址公園、北部工業団地記念公園、岩槻文化公園

3 応急仮設住宅の資材置場選定

応急仮設住宅を建設するための資材置場の確保が必要となることから、応急仮設住宅建設予定地に限ることなく、市有地、公園及び道路等の公有財産からも確保を図るよう努める。

第2 応急仮設住宅の建設

【施設復旧部】

本市では、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を5団体と締結しており、その協定に基づき、応急仮設住宅の建設が円滑に進むように努める。

第3 応急仮設住宅等の供給及び維持管理

【施設復旧部】

家を失い、自ら住宅を確保できない被災者に、応急仮設住宅等を提供するとともに維持管理を行う。

また、応急仮設住宅等への緊急入居及び住宅情報等の提供を行う。

第4 危険度判定体制の整備

【復旧計画部・施設復旧部】

被災建築物の応急危険度判定、宅地等の危険度判定を円滑に行うための体制整備を図るとともに、余震等による建築物、宅地等の二次災害の軽減・防止のための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

また、資格を有する市職員の不足が予想されるため、市職員に講習会情報の提供などを行い、人材育成を推進して、これの実施体制の拡充を図っていく。

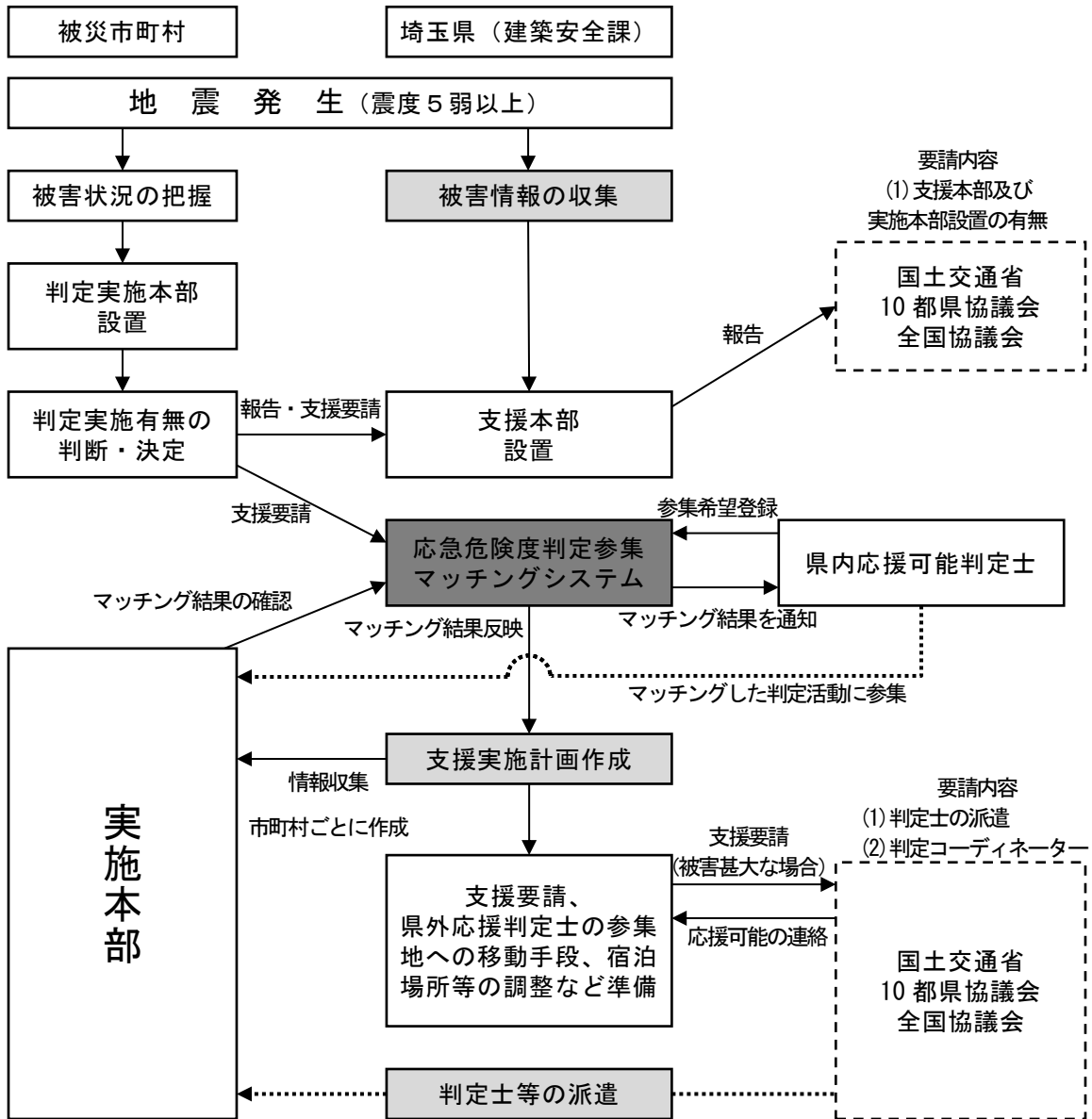


図 2-2-5 被災建築物緊急危険度判定士派遣のおおまかな流れ

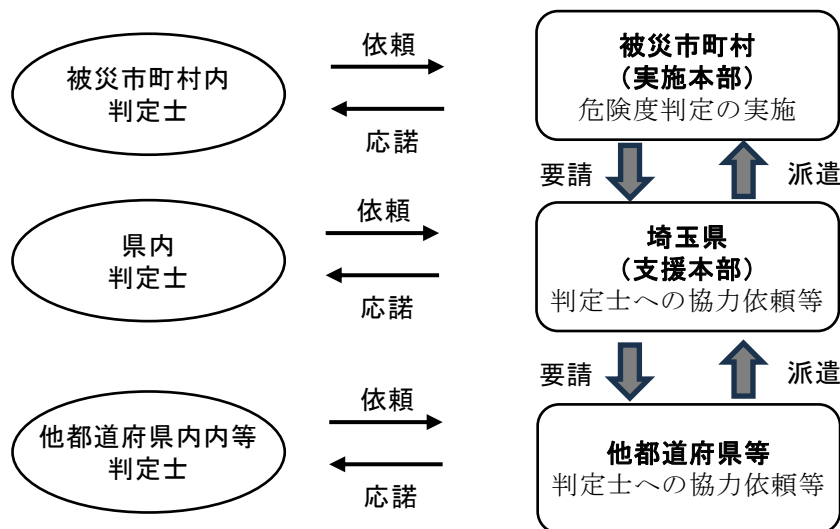


図 2-2-6 被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ

第10節 文教対策

表2-2-19 文教対策に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
教育部	① 学校の災害対策の推進 ② 教材用品の調達及び配給方法の計画立案
学校長	① 災害時の応急教育計画の樹立 ② 災害発生時の応急対策の検討

災害時において、児童生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

第1 学校の災害対策

【教育部、学校長】

1 本市による学校の災害対策

- (1) 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- (2) 教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画をたてておくものとする。

2 校長等における学校の災害対策

- (1) 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- (2) 校長は災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。
 - ア 本市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - イ 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - ウ 平常時から避難所運営委員会へ協力する。また、応急的な避難所開設に備えて準備を行う。
 - エ 災害時における学校施設の避難所利用にかかる職員の協力体制を確立する。
 - オ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - カ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - キ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第11節 土砂災害予防に関する体制の整備

表2-2-20 土砂災害予防に関する体制の整備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 土砂災害を想定した防災訓練の実施 ② 土砂災害警戒区域等の住民の緊急時の情報伝達システムの整備 ③ 盛土による災害の予防対策
福祉部	① 土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設に関する情報収集・整理
復旧計画部	① 盛土による災害の予防対策
施設復旧部	① 土砂災害警戒区域等の巡視・点検

大雨等により発生する可能性のある急傾斜地崩壊等の土砂災害を予防するため、体制整備に努める。

第1 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

【総括部、施設復旧部】

1 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害を及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

2 土砂災害防止対策の周知

市民自らが土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、土砂災害の危険性や防災対策の周知に努める。

第2 警戒避難体制の確立

【総括部、福祉部、施設復旧部】

1 土砂災害警戒区域等の公表

本市は、県の指定を受け、市内の土砂災害警戒区域等の位置を示した土砂災害ハザードマップを作成、公表している。記載内容は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の位置や概要、指定緊急避難場所・指定避難所の位置、避難情報の種類・伝達系統・入手方法、日頃の備えなどである。

表2-2-21 本市における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

警戒区域等の名称	代表住所	警戒区域	特別警戒区域
指扇領辻3	西区峰岸	○	○
峰岸	西区峰岸 西区宝来	○	—
南中丸	大宮区堀の内町2丁目 見沼区南中丸	○	○
南中丸-2	見沼区南中丸	○	—
新右エ門新田-2	見沼区中川	○	○
大和田一丁目2	見沼区大和田1丁目	○	○
大和田二丁目	見沼区大和田2丁目 見沼区見沼2丁目	○	—

警戒区域等の名称	代表住所	警戒区域	特別警戒区域
御蔵台	見沼区東新井 見沼区御蔵	○	—
西山新田	見沼区御蔵	○	—
木野下	見沼区御蔵	○	○
稲荷下	見沼区山 見沼区西山新田	○	○
大崎	緑区大崎	○	○
大門-1	緑区大門	○	○
大門-2	緑区大門	○	○
金崎-2	緑区下山口新田	○	○
神82-1	緑区下山口新田	○	○
神82-2	緑区下山口新田	○	○
桜山	岩槻区表慈恩寺	○	—

2 土砂災害警戒区域等における対策

本市の土砂災害警戒区域等の指定箇所に対し、次のとおり土砂災害警戒区域等ごとに警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 土砂災害警戒区域等の自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- (3) 土砂災害警戒区域等内における社会福祉施設等要配慮者関連施設の所在を調査し、危険箇所にある施設については、その施設の避難行動要支援者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- (4) 土砂災害警戒区域等の地形形状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- (5) 土砂災害警戒情報や各種情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

表2-2-22 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における施設の対策

施設の種類	施設管理者の対策
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。	施設の所有者・管理者は、施設利用者の急傾斜地の崩壊等発生時に円滑・迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行うとともに、計画に基づく訓練を行う。 なお、当該計画の作成・変更を行ったときは、必要事項を市長に報告する。

第3 盛土による災害の予防対策

【総括部・復旧計画部】

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、県と協力して各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行えるよう、実施体制の整備に努める。

当該盛土について、対策が完了するまでの間に、本市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。

第12節 災害時に必要となる人材の育成・確保

表2-2-23 災害時に必要となる人材の育成・確保に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害時に必要となる人材の育成・確保
総括部	① 各部における各種人材の育成支援 ② 各部における各種人材の確保支援
財政・被害調査部	① 被災家屋調査員の育成の推進 ② 被災家屋調査員の確保の推進
市民部	① 各部・班、関係団体における一般ボランティアの確保の推進
福祉部	① 介護ボランティア等の確保の推進
経済部	① 通訳ボランティアの確保の推進
復旧計画部	① 被災宅地危険度判定士の養成の推進 ② 被災宅地危険度判定の実施体制の確立
施設復旧部	① 被災建築物応急危険度判定士の育成支援 ② 被災建築物応急危険度判定士の確保の推進 ③ 震災建築物の被災度区分判定に係る人材の育成・確保の推進

本市は、災害時の被害想定に基づき、必要となる被災建築物応急危険度判定士、被災家屋調査員、被災宅地危険度判定士、防災アドバイザー、介護士、通訳等の必要な人材の需要を把握し、その育成、又は、本市域外からの支援による確保について年次計画等を作成し、実施する。

なお、応急危険度判定士、被災家屋調査員、被災宅地危険度判定士、震災建築物の被災度区分判定に係る人材については、県や関係団体の講習会の市庁内外への情報提供等により、その育成・確保を図っていく。

その他、災害対応業務の量の飛躍的な増加に伴い、部内での対応が困難となった場合は、当該業務に限り、災害対策本部員会議等を通じ、部を越えた職員配置を要請することができる。

第13節 廃棄物処理体制の確立

表2-2-24 廃棄物処理体制の確立に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① 災害廃棄物、がれき及び生活ごみ等の収集、運搬の総合計画の企画立案、廃棄物処理体制の確立及び統括に関すること。 ② がれき処理に関する災害廃棄物の環境汚染防止処置に関すること。 ③ 災害廃棄物等の施設への搬入に関すること。 ④ 災害廃棄物・がれき及び生活ごみ等の処理に関すること。 ⑤ 災害廃棄物及びがれき等のリサイクル計画に関すること。 ⑥ 災害廃棄物及びがれき等の一時集積場所の確保に関すること。 ⑦ 最終処分場における災害廃棄物及びがれき等の処理に関すること。

平成25年度被害想定調査の結果では、さいたま市直下地震の揺れや火災により6,790,000 m³の災害廃棄物が生じると想定された。これらに対応可能となるよう次の事項を検討し、必要な計画を策定する。

第1 災害時廃棄物仮置場設置計画の策定

【環境部】

大規模な災害時には、大量のがれきや指定避難所の生活ごみ等の災害廃棄物の発生が

予想され、また、通常のがれき処理施設も被災の可能性があることから、災害時廃棄物仮置場の設置計画を検討し策定する。

第2 災害時廃棄物運搬計画の策定

【環境部】

大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物運搬手段・ルートが機能しない可能性もあることから、災害時の廃棄物一時集積場所の確保を含め、災害時の廃棄物運搬計画を検討し策定する。

第3 災害時廃棄物処理場の確保

【環境部】

大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理場も被災する可能性もあることから、災害時の廃棄物処理場を検討し確保する。

第4 災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

【環境部】

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。その他の危険廃棄物と併せて、災害時の危険物処理対策を検討する。

また、これらによる環境汚染防止に関しても検討する。

第5 廃棄物処理体制の確立

【環境部】

仮置場での保管については、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を被災後確保できる体制を整備する。

処理については、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

また、管轄する施設の被災等で処理能力の低下も考えられるため、周辺自治体、民間業者等と相互協力について協定を締結し、災害時の廃棄物処理能力を確保する。

なお、民間業者等とは令和2年7月に災害時災害廃棄物の処理の協力に関する協定（資料4-13-10）を締結している。

第6 生活ごみ及びし尿の適正規模の体制確保

【環境部】

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

第7 広域連携による廃棄物処理

【環境部】

大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第14節 復旧・復興の準備

第1 罹災証明書発行の事前対策

【総括部、財政・被害調査部、各区】

本市では、大規模災害発生後の市民生活の安定と速やかな復興を実現するため、罹災証明書の迅速な発行と被災者台帳の整備を目的とする被災者生活再建支援システムを導入したところである。このシステムを活用し、被害調査員を養成するなど、迅速な罹災証明書の発行に努める。罹災証明書発行の事前対策は、次のとおりである。

1 判定基準等の研修・教育の実施推進

財政・被害調査部は、県や民間建築関係組織が実施する調査方法や判定基準の研修の情報等を市職員へ提供し、これらへの積極的な参加を促進する。

また、被災者生活再建支援システムを活用し、被害調査員の養成に努めるものとする。

判定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、「損害割合」により被害の程度を判定することを原則とする。

なお、これらの見直しが行われた場合は、常に更新されるものとする。

2 他都市の協力体制の確立

災害発生時、支援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

3 調査携帯物品等の備蓄

財政・被害調査部は、傾斜計、メジャー等調査携帯物品を備蓄する。

第2 復興の準備

【各部】

大規模な被害が発生したときは、より安全で住みやすいまちを再生し、被災者の暮らしを一日も早く取り戻していくことが重要となる。そのため、復興期に生じる問題を緩和する手段を事前に検討し準備しておくことが、円滑な復興と被災者の生活再建を実現につながる。

そこで、市がとるべき都市・住宅分野の復興対策、市民との協働で取り組む復興まちづくりについて、基本的な方針、復興本部設置等の体制、復興のシナリオと手順について検討し、災害復興マニュアル作成を事前に検討する。

第3章 行政と市民の協力による防災対策

市民や事業所の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、本市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障害者及び外国人等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

表2-3-1 行政と市民の協力による防災対策の整備方針

行政と市民の協力による防災対策の整備方針	
1	防災広報・防災教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練により市民・事業所の実践的な防災行動力の向上を図る。
2	自主防災組織の育成により、地域における組織的な防災行動力の向上を図る。
3	高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者に対する防災対策を推進する。
4	被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うボランティアとの連携体制を構築する。

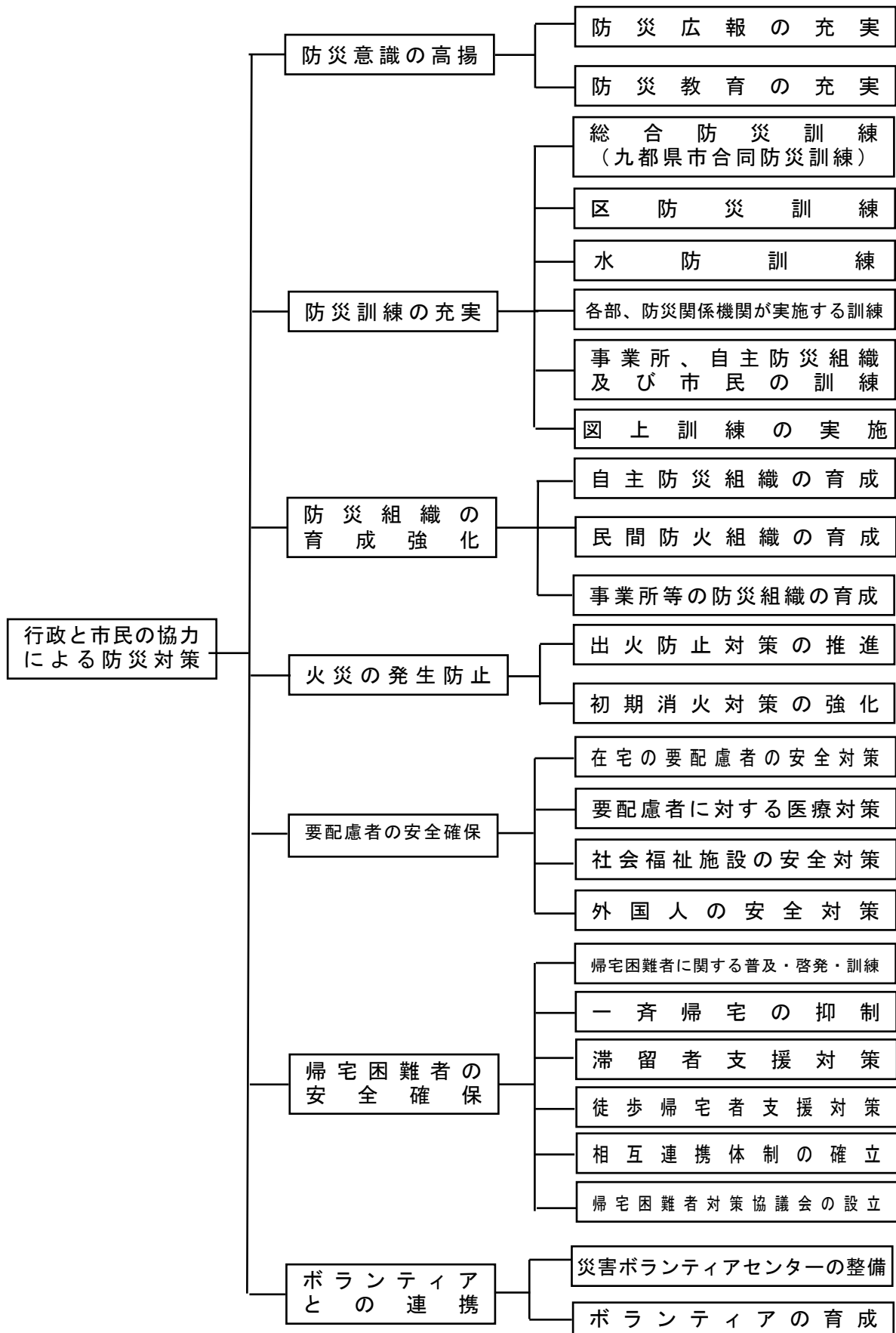


図2-3-1 行政と市民の協力による防災対策に係る施策の体系

第1節 防災意識の高揚

表2-3-2 防災意識の高揚に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 各所管業務に関連した防災教育の実施
総括部	① 広報紙等を用いた市民への防災知識の普及 ② 市民への防災知識の啓発資料の作成配布 ③ マスメディアを活用した防災意識の高揚・啓発 ④ 防災に関する講習会、研修会の開催 ⑤ 社会教育施設における防災教室等の実施 ⑥ 各種社会教育団体の研修等における防災の啓発 ⑦ 事業所の防災教育の実施 ⑧ 防災教育用資料の貸し出しの実施
秘書・広報部	① 広報紙等による市民への防災知識の普及
経済部	① 事業所の防災教育の実施
消防部	① 防災展示ホールを活用した防災教育の実施 ② 事業所の防災教育の実施
教育部	① 学校における防災教育の実施 ② 社会教育施設における防災教室等の実施 ③ 各種社会教育団体の研修等における防災の啓発

災害による被害を未然に防止し軽減する上で、本市及び防災関係機関等が各種の応急復旧対策を推進すると同時に、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

本節においては、市民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。

表2-3-3 周知する防災知識

周知する防災知識	
1	地震・風水害・その他災害の起きる仕組みと予想される被害
2	地域の地震・風水害・その他災害の危険度
3	地震災害・風水害・その他災害の状況別の行動指針
4	平常時から実施すべき地震・風水害・その他災害への備え
5	地震・風水害・その他災害の防災対策の現状

第1 防災広報の充実

【総括部、秘書・広報部】

本市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、引き続きPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催、マスメディアの活用等を実施し、防災広報の充実を図り、地震災害・風水害・その他災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

1 広報紙による防災知識の普及

本市は、市発行の広報紙に防災関連記事を定期的に掲載し、広く市民に防災知識を普及する。

2 啓発資料の作成配布

本市は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するポスタ

一、リーフレット、冊子等を作成し、配布する。

3 マスメディアの活用

本市は、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く市民に対して防災意識の高揚を呼びかける。

また、適宜、テレビ埼玉やエフエムナックファイブの本市広報番組を活用し、市民へ防災についての啓発を実施する。

第2 防災教育の充実

【各部、総括部、市民部、経済部、消防部、教育部】

本市は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及・啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。防災教育の推進にあたっては、ジェンダーや多様性の視点に配慮する。

1 市民への防災教育

本市は、講演会、研修会等のあらゆる機会を利用して、広く市民に対して防災教育を実施する。

(1) 講演会、研修会の開催

本市は、火災予防運動、防災の日、防災とボランティアの日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119 番の日等の行事を通じて、地震災害・風水害・その他災害等についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識の普及に努める。

また、地域の防災力向上を図るための研修会を開催する。

(2) 防災展示ホールの活用

本市は、防災センター内に設置している防災展示ホールにおいて、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 出前講座等の実施

本市は、市民への防災教育の一環として、自主防災組織などへ出前講座を実施し、普及・啓発に努める。

(4) 市民の備蓄等の推進

災害から自分の身を守るための知識の習得や、家庭や職場における備蓄など、市民一人一人の自助の取り組みを促進することが、地域の防災力の向上のために不可欠である。

特に高層マンションなど、停電時に物資の運搬が厳しくなる場所での備蓄や、物資を運ぶための燃料の備蓄など、公的機関ではカバーしきれないものについての備えが市民一人一人にあれば、地域の防災力は格段に向上する。

このため、あらゆる機会をとらえた普及・啓発により市民の備蓄を推進する。

また、高層マンションについては、「高層マンション防災ガイドブック」を活用して、高層マンションにおける地震発生時の対応や日ごろの対策、自主防災組

織などを中心とした防災コミュニティづくりなどを普及し、マンション内の自主防災組織や防災備蓄の整備を促進する。

(5) マイ・タイムラインの作成など避難行動に関する理解促進

風水害についてはある程度予測可能な災害であることから、市民一人一人が早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し風水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時期列で整理するマイ・タイムラインの作成に関するパンフレットを作成、配布するなど適切な避難行動に関する普及・啓発を行う。

(6) 地震情報等の普及・啓発

地震や気象防災に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、東海地震に関連する情報、気象防災等の解説に努める。

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導をする。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、緊急地震速報を活用した避難訓練等を行うとともに防災に関する専門家や地震災害・風水害・その他災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED 研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施するように努める。

さらに、学校における消防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害・風水害・その他災害等の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時に、教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に、特に留意する事項について研修を実施し、その内容の周知徹底を図る。

3 社会教育における防災教育

本市は、市民各層の防災意識を高めるための事業を積極的に展開する。

- (1) 公民館等の社会教育施設において防災教室などの市民への学習の場を設ける。
- (2) P T A・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発

に努める。

4 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要であり、本市は、事業所における防災教育の充実に向けての環境の整備に努める。

5 防災上重要な施設における防災教育

本市は、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店など防災上重要な施設における施設管理者が実施する防災教育を支援し、事業所における防災知識の普及・啓発の促進を図る。

6 防災教育用資料の貸し出し

本市は、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のための資料の貸し出しを行い、防災知識を広く普及する。

第2節 防災訓練の充実

表2-3-4 防災訓練の充実に係る担当部署と主な実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 総合防災訓練 ② 区防災訓練 ③ 図上訓練 ④ 水防訓練
総括部	① 災害に関する市民アンケート調査 ② 防災訓練の分析・評価 ③ 災害通信連絡訓練 ④ 緊急輸送道路の応急復旧訓練 ⑤ 事業所・自主防災組織・市民の防災訓練の支援 ⑥ 他都県市町防災訓練への参加
情報・避難部	① 災害通信連絡訓練
福祉部	① 関係施設における避難救助訓練
復旧計画部	① 緊急輸送道路の応急復旧訓練
施設復旧部	① 緊急輸送道路の応急復旧訓練
消防部	① 消防訓練
教育部	① 関係施設における避難救助訓練
避難所担当班	① 総合防災訓練 ② 区防災訓練 ③ 図上訓練
各区	① 総合防災訓練 ② 区防災訓練 ③ 図上訓練
防災関係機関	① 総合防災訓練 ② 区防災訓練 ③ 水防訓練 ④ 非常招集訓練 ⑤ 図上訓練
自主防災組織	① 総合防災訓練 ② 区防災訓練 ③ 水防訓練
市民	① 総合防災訓練 ② 区防災訓練 ③ 水防訓練
事業所	① 事業所防災訓練

災害時の応急・復旧対策が円滑に実施されるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。このため、本市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の養成を図るとともに、防災関係機関相互間及び防災関係機関並びに市民の連携と防災体制の整備を強化するとともに協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与し、併せて防災意識の高揚を図り、応急・復旧対策の完全遂行を期するため、防災訓練を継続的に実施する。

なお、訓練効果の向上が見込まれる場合は、各訓練を同時に実施する。

本節においては、防災訓練の充実に促進するための必要な施策を定める。

第1 総合防災訓練（九都縣市合同防災訓練）

【各部、避難所担当班、各区、防災関係機関、自主防災組織、市民】

本市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急・復旧対策を網羅する総合的な訓練として九都縣市と連携し、総合防災訓練を実施することにより、防災対策の習熟

と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図るとともに、市民と連携した市民主体の防災訓練を実施し、防災体制の強化並びに市民の防災意識、防災行動力の向上を図る。

1 実施の時期及び回数

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

2 実施場所

市内で、防災訓練に適した場所とする。

3 実施方法

本市主催又は他都県市との共催により、防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得ながら、区と連携して実施する。

4 訓練内容

表2-3-5 総合防災訓練の内容

主とする組織	訓練内容
本市	市本部訓練 広域支援訓練 情報伝達・広報訓練 避難・救護訓練 火災防御訓練 交通対策訓練 ライフライン応急復旧訓練 混乱防止訓練 個別訓練 等
区	区本部等の設置運営訓練 職員の非常招集訓練 災害情報の伝達収集訓練 避難所運営訓練（開設訓練・夜間訓練） 医療救護所運営訓練 避難誘導訓練 支援物資受入れ・配布訓練 市民災害対応訓練 等
防災関係機関	消火訓練 情報伝達・広報訓練 救出救助訓練 救急救護訓練 災害医療訓練 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練 ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 支援物資輸送訓練 等
自主防災組織・市民	初期消火訓練 応急救護訓練 炊き出し訓練 巡回点検訓練 要配慮者の安全確保訓練 避難訓練 避難誘導訓練 避難所運営訓練 等

5 来場者アンケートの実施

本市は、防災行政の取り組みや訓練の検証等の参考とするため、来場者アンケートを実施する。

6 訓練の検証

訓練の準備段階では、実施機関等の役割を確認するとともに、防災組織体制における問題点等を抽出し、防災組織体制の実効性を点検する。

また、訓練終了後には、訓練の分析・評価を行い、必要に応じて今後の訓練のあり方等の見直しを図る。

第2 区防災訓練

【各部、避難所担当班、各区、防災関係機関、自主防災組織、市民】

各区は、大規模な災害の発生を想定し自主防災組織等の協力を得て、区及び市民主体の区防災訓練を実施し、防災体制の強化並びに市民の防災意識及び防災行動力の向上を図る。

1 実施の時期及び回数

地域の実情に応じて、訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

2 実施場所

区内で防災訓練に適した場所とする。

3 実施方法

区主催により、防災関係機関、関係団体及び区民の協力を得ながら実施する。

4 訓練内容

表2-3-6 区防災訓練の内容

主とする組織	訓練内容
本市	災害情報の伝達収集・広報訓練 避難誘導訓練 避難所運営訓練 医療救護所訓練 自主防災組織等の活動支援訓練 等
区	区災害対策本部等の設置運営訓練 職員の非常招集訓練 災害情報の伝達収集訓練 避難所運営訓練（開設訓練・夜間訓練） 医療救護所運営訓練 避難誘導訓練 支援物資受入れ・配布訓練 市民災害対応訓練 等
防災関係機関	消火訓練 救出救助訓練 救急救護訓練 ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 支援物資輸送訓練 等

主とする組織	訓練内容
自主防災組織・市民	初期消火訓練 応急救護訓練 炊き出し訓練 巡回点検訓練 要配慮者の安全確保訓練 避難訓練 避難誘導訓練 避難所運営訓練（開設訓練・夜間訓練）等

第3 図上訓練の実施

【各部、各区、防災関係機関】

本市、区、防災関係機関等が連携を図りながら、ロールプレイング方式等を採用した図上シミュレーション訓練を実施する。

1 九都縣市合同防災訓練・図上訓練

九都縣市と合同で防災関係機関等と一体となった総合的かつ実践的な訓練を行うことにより、九都縣市相互の連携及び防災関係機関等との連携について検証し、九都縣市における防災対応能力の向上を図る。

(1) 実施の時期及び回数

九都縣市で決定した時期及び回数で実施する。

(2) 実施方法

他都縣市との共催により、防災関係機関の協力を得ながら実施する。

2 さいたま市図上訓練

地域防災計画及び各部活動マニュアル等の検証及び課題抽出並びに、市及び区本部等における情報収集・分析・判断対応能力の養成を図る。

(1) 実施の時期及び回数

隔年1回以上実施する。

(2) 実施方法

防災関係機関の協力を得ながら実施する。

第4 水防訓練

【各部、防災関係機関、自主防災組織、市民】

本市は、暴風雨や大地震による堤防の決壊・破壊、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、水防法第32条の2の規定に基づき水防訓練を実施する。

1 実施の時期

洪水が予想される台風期前の訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

2 訓練種目

次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

- (1) 水防工法訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 水防資材輸送訓練
- (4) 通信、情報連絡訓練
- (5) 招集訓練
- (6) 広報訓練
- (7) その他水防上必要な訓練

第5 各部、防災関係機関が実施する訓練

【各部、防災関係機関】

本市及び防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

1 消防訓練

消防機関は、地震災害・風水害・その他災害等を想定した実効性の高い研修、訓練を実施する。

(1) 実施の時期及び回数

災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

(2) 実施場所及び方法

市内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

(3) 訓練内容

- ア 初動出場対応訓練
- イ 災害情報収集活動訓練
- ウ 遠距離中継送水訓練
- エ 大規模災害対応訓練
- オ 防災市民組織等との連携活動訓練
- カ 非常招集訓練
- キ その他消防に関する訓練

2 避難救助訓練

本市は、災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

(1) 実施の時期及び回数

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

(2) 実施の場所

学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

(3) 実施方法

ア 本市による避難救助訓練

本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施する。

イ 保育園、小・中・高等・中等教育学校等、病院及び社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、災害時の幼児、児童生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

3 災害通信連絡訓練

本市は、災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

(1) 実施の時期及び回数

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時実施する。

(2) 実施方法

本市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 実施事項

- ア 災害に関する予測、警報の通知及び伝達
- イ 被害状況報告
- ウ 災害応急措置についての報告及び連絡

(4) 訓練内容

- ア 通信連絡訓練
- イ 非常無線通信訓練
- ウ 衛星通信訓練

4 非常招集訓練

本市及び各防災関係機関は災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常招集訓練と同時に本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(1) 実施の時期及び回数

総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。

(2) 実施方法

さいたま市地域防災計画に定めるほか、各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

5 緊急輸送道路の応急復旧訓練

本市は、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

6 その他の訓練

本市及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ的確な対策活動を実施するための訓練を必要に応じて実施する。

第6 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【事業所、自主防災組織、市民】

地震災害・風水害・その他災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟する。

1 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

本市は、事業所等に対し、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練への積極的な参加を促す。

2 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

なお、訓練にあたっては、必要に応じて、消防機関が指導するものとする。

訓練項目は、消火訓練、通報訓練、救護救助訓練、避難訓練又はそれらを組み合わせた防災訓練とするとともに、避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施に努めるものとする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

本市は、自主防災組織の実施する防災訓練を支援する。

3 市民の訓練

市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

また、本市及び防災関係機関は、市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

第3節 防災組織の育成強化

表2-3-7 防災組織の育成強化に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 自主防災組織の結成促進 ② 自主防災組織の育成強化 ③ 避難所運営委員会の体制強化 ④ 民間防火組織の育成強化 ⑤ 事業所等の防災組織の育成指導
消防部	① 民間防火組織の育成強化 ② 事業所等の防災組織の育成指導
各区	① 自主防災組織の結成促進 ② 自主防災組織の育成強化 ③ 避難所運営委員会の体制強化
自主防災組織	① 組織編成及び活動内容の充実
商工会議所	① 会員事業所及び商店街に対する防災知識等の普及・啓発

大規模災害時には、本市及び警察等の防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を実施することとなるが、道路及び橋りょうの損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。

このような場合には、市民も行政側の防災体制に協力するのみでは十分とはいえず、進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持って、災害発生直後における初期消火、人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本節においては、自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を定める。

第1 自主防災組織の育成

【総括部、各区、自主防災組織】

災害時における地域の自主的かつ組織的な防災活動力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進並びに活動内容及び支援の充実を推進する。

1 自主防災組織の結成促進

自主防災組織は、市民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数で組織されることが望ましく、具体的には既存の自治会を単位として組織化されている。

本市は、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の結成促進に努めており、今後とも組織未結成の自治会等への啓発活動を実施していく。

2 自主防災組織の活動内容充実

自主防災組織の活動内容及び組織編成の基本は、次のとおりであり、自主防災組織は地域の実状に応じた組織づくりと活動内容の充実に努める。

表2-3-8 自主防災組織災害対策本部の設置基準等

項目	基準
自主防災組織災害対策本部の設置基準	1 地域で相当規模の被害が予想される場合。 2 相当規模の災害が発生し、本市の災害対策本部が設置された場合。
自主防災組織災害対策本部の設置場所	自主防災計画で定める自治集会施設等

表2-3-9 基本的班別活動内容

班	平常時	災害時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の策定 ・年間の活動計画の策定 ・防災知識の普及・啓発 ・会の庶務及び経理 ・本市をはじめとした防災機関等との連携 ・各班合同の防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営 ・各班との連絡、調整
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止、消火器等の消火技術の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動 ・火災情報の本部及び関係機関への連絡
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する情報の収集、記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・伝達、広報活動、各区役所等とのパイプ役
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路、指定緊急避難場所・指定避難所の確認と危険箇所（川、ブロック塀等）の点検 ・自治会区域内及び周辺の防災マップ作成 ・人員名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認 ・指定避難所の設置協力 ・住民の避難誘導
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安全確保、救援 ・救援救護班詰所の設置及び運営 ・負傷者の救護 ・医療機関との連携 ・支援物資受入れ、配分
給水給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水・給食活動の訓練 ・地元食料販売者等との食料供出の協定 ・地域にある井戸の把握 <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲料水として使用できる場合は、指定井戸の届け出を行う。 ※ 飲料水として利用できなくても生活用水としての活用を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の調達、配分

(注) 災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を行う。

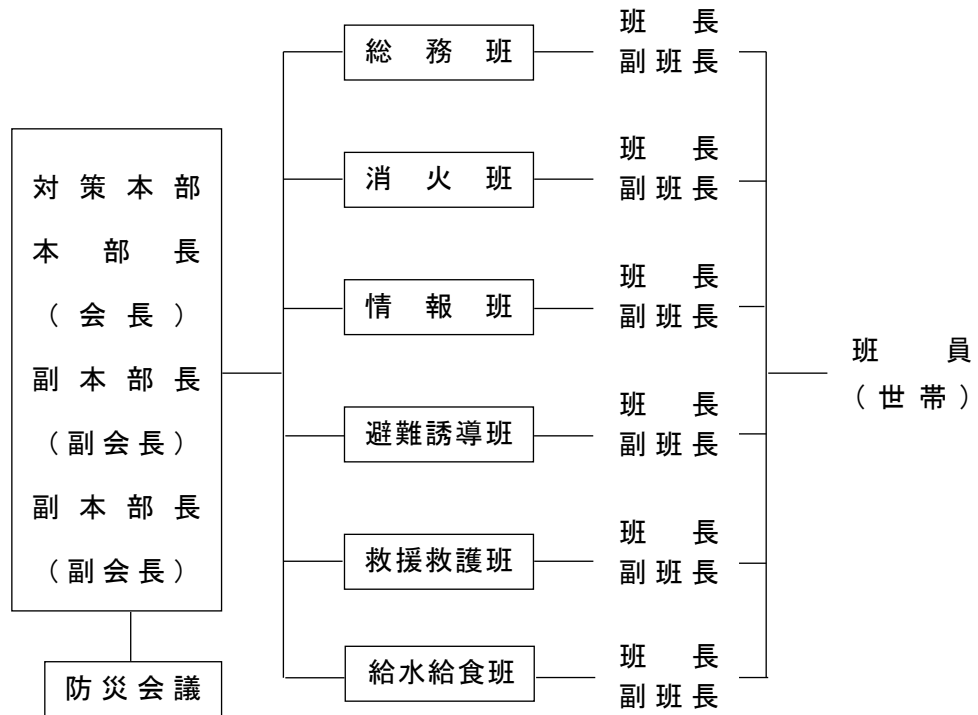


図 2-3-2 基本的な自主防災組織の組織表

表 2-3-10 各班共通の活動内容

活動内容の各班共通事項	
1	防災計画の策定
2	防災訓練の実施
3	関係資機材等必要物資の調達及び管理
4	災害時は、各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を実施する。
5	自治会区域内及び周辺の防災マップの作成
6	自治会区域内の人員名簿の作成

表 2-3-11 自主防災組織の動員基準 (例)

発令区分	事態の規模	本部	編成規模
1号体制 (警戒体制)	・災害の発生が予想される場合 ・小規模の災害	設置しない	1 会長 2 副会長 3 会計 4 総務班 (副) 長 5 情報班 (副) 長 等
2号体制 (非常配備体制)	現に災害が発生しつつあり、かつ相当規模の災害が予想される場合	設置する	1 会長 2 副会長 3 会計 4 総務班 (副) 長、班員 5 情報班 (副) 長、班員 6 消火班 (副) 長、班員 7 避難誘導班 (副) 長、班員 8 救出救護班 (副) 長、班員 9 給食給水班 (副) 長、班員
3号体制 (特別非常配備体制)	大規模な災害	設置する	防災2号に加え、一般会員が防災組織に入る。

3 自主防災組織の育成強化

本市は、自主防災組織の育成強化のため、次に示すような支援を実施しており、今後とも支援内容の充実に努める。

(1) 技術的指導の実施

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。本市では、自主防災組織が実施する防災訓練の際に消防職員による消火器の取扱方法などの技術的指導を実施している。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成を目的として、防災リーダーの養成や関係機関の協力体制の確立に努め、自主防災組織連絡協議会との連携により、リーダー研修会等の開催や、各種パンフレットの作成・配布を実施している。

(3) 補助金の交付による活動支援

本市は自主防災組織の活動に対し、補助金の交付による支援を行う。

(4) 自主防災組織のネットワーク化

本市では、全自主防災組織から構成される、さいたま市自主防災組織連絡協議会が組織されており、リーダー研修会等の各種事業を実施している。引き続き、自主防災組織間の情報交換等のネットワーク化を強化するとともに、自主防災組織未結成の自治会への啓発活動も併せて実施していくよう努める。

(5) 避難所運営委員会の設置推進

本市は、災害時の避難所の運営に備えて、自主防災組織及び自治会、施設管理者などが、平常時から協議や活動を行うための避難所運営委員会の設置を推進する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、避難所運営委員会には女性の参画を推進し、避難所での生活における男女のニーズの違いに配慮するとともに、日ごろから性別や年齢等にかかわらず、意見を述べ合い、助け合える環境づくりを啓発・推進していく。

4 地区防災計画の策定促進

災害対策基本法による地区防災計画の策定を通じて、地域防災力の向上を図るため、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。促進にあたっては、防災アドバイザーと連携し、市民や自主防災組織に対して地区防災計画の策定に係る情報提供等を行うものとする。

また、引き続き、地区防災計画の提案手続き等の検討をする。

第2 民間防火組織の育成

【総括部、消防部】

地域社会においては市民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。そのため、本市は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図り、民間防災組織の育成活動を推進する。

第3 事業所等の防災組織の育成

【総括部、消防部】

1 本市の役割

大規模な地震災害・風水害・その他災害等が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等は防災組織を結成し、地域と密着した組織的な対応が被害の拡大を防止する上で重要である。このため、本市は、市内の事業所等の防災組織の育成指導に努める。

2 商工会議所の役割

商工会議所は、会員事業所並びに地域内の商店街に対し、防災知識の普及、指定緊急避難場所・指定避難所の位置、防災施設・設備の維持管理等の周知啓発活動に努める。

第4節 火災の発生防止

表2-3-12 火災の発生防止に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部	① 市民に対する出火防止に関する広報活動の実施
消防部	① 火気使用器具の出火防止対策の推進 ② 危険物施設等における出火防止対策の推進 ③ 化学薬品を使用している学校及び研究所等における出火防止対策の推進 ④ 百貨店等の防火対象物における出火防止の指導 ⑤ 市民に対する出火防止に関する広報活動の実施 ⑥ 住宅用火災警報器の普及促進 ⑦ 市民に対する初期消火対策の推進 ⑧ 事業所に対する初期消火対策の推進 ⑨ 市民と事業所の防災における連携強化

大規模な災害に伴う被害は、建物の倒壊だけでなく火災も数多く発生し、水道管の破損等により消火活動が阻害され、火災が拡大して被害が甚大になるおそれがある。

地震災害・風水害・その他災害時の火災による被害を最小限にとどめるには、出火防止と初期消火が重要である。

地震発生時には、ストーブ等の転倒による出火を防止するため、対震自動消火装置付きの移動式ストーブの使用を徹底するほか、多数の人々が出入する百貨店等の防火対象物及び危険物施設等における警報設備や消火設備等の維持管理の徹底と耐震化を推進するとともに、地震発生時の火災の早期発見と市民の相互の協力による効果的な初期消火を行なわなければならない。

風水害・その他災害時では、避難時に自宅等の火元の確認、指定避難所での火の用心、出火時の初期消火活動など、細かい配慮が必要になる。

また、ライフラインの復旧後における電気器具や火気使用器具等から発生する火災にも注意が必要である。

本節においては、災害に伴う火災の発生防止のために必要な施策を定める。

第1 出火防止対策の推進

【秘書・広報部、消防部】

災害に伴う火災の発生原因は、使用中のガス、石油等を燃料とする火気使用器具等の転倒・落下・破損などによる出火、また、容器の落下等による化学薬品等の漏洩や引火性の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設での危険物の漏洩に伴う出火などが多くを占める。

これらの火災を防止するため、出火につながる要因についての安全対策を推進し、市民の防火・防災に関する知識の普及及び意識の高揚を図り、災害に伴う出火を防止する。

1 火気使用器具の出火防止

地震災害については、「地震→消火」の意識は比較的浸透しており、地震発生の際は、コンロやストーブ等の火気使用器具の消火は行われている。しかし、これまで以上の大規模な地震が発生した場合には、身の安全を第一に行動し、揺れが収まった時に、素早く出火の有無を確認し、出火した場合は消火器等で確実に消火することが必要である。

液体燃料を使用する移動式ストーブは、地震により自動的に消火する装置（対震自動消火装置）又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することが、火災予防条例により義務付けられており、これらの徹底を図るとともに、その他の火気使用器具についても地震の揺れに対する安全装置付きの器具等の普及に努めるほか、消火器等の防災設備の設置普及に努める。

風水害・その他災害についても、避難時の火元の確認等出火防止に対する細かい配慮が必要であり、これらに対する普及・啓発を実施していく。

また、被災後、やむを得ず避難をするため自宅等から離れるときは、ブレーカーの切断やガスの元栓の閉鎖を必ず行うように積極的に啓発し、ライフラインの復旧に伴う電気器具やガス器具からの出火を防止する。

2 危険物施設等の出火防止

地震災害・風水害・その他災害により、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所等の危険物施設並びにLPガス等の高圧ガス施設等からの出火及び爆発を防止するため、施設の管理者は、建築物及び設備の耐震化を積極的に推進するとともに、大規模な災害の発生時には、バルブの閉鎖又は装置の緊急停止など、危険物保安監督者及び危険物取扱者による保安管理体制を確立して、危険物施設等の保安設備の維持管理を徹底し、危険物やガスの飛散・漏洩に伴う出火の防止を図る。

また、随時、消防職員による立入検査を実施し、危険物施設等の安全管理の徹底とともに災害に伴う出火防止について指導を行う。

3 化学薬品の出火防止

学校や研究所等で使用している化学薬品は、地震の揺れ等により容器が棚等から落下、破損し、衝撃や露出などによる出火の危険性が大きいため、落下防止策等を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管しなければならない。このため施設の管理者は、化学薬品の取扱い・保管に必要な知識が

ある者の中から責任者を定め、保管状況について定期的に点検を行うなど安全管理を徹底し、地震の揺れに伴う落下及び出火の防止を図る。

4 出火防止の指導

多数の人々が入り出る百貨店等の防火対象物については、火気使用設備・器具の固定など転倒・落下の防止措置をはじめ、火災に対する警報・消火装置などの消防用設備等の耐震化の推進と適正な維持管理及び消火・避難訓練の実施等については、機会を捉えて啓発を行い、さらに、消防職員による立入検査を実施し、事業所の安全管理の徹底とともに、大規模な災害が発生した場合における関係者の災害対応要領、及び災害に伴う出火防止について指導を行う。

5 出火防止の広報

市民の防火・防災に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、市広報紙への掲載をはじめ、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、電光掲示板、広報車等による巡回広報、ラジオ、テレビ及びインターネット等を利用し、大きな地震が発生した場合には、身の安全を第一に行動し、揺れがおさまったときに、すばやく出火の有無を確認し、出火した場合には消火器等で消火し、近隣住民の協力による火災の拡大を防止することなどを積極的に広報する。

また、風水害・その他災害時に、避難が必要になった場合の、自宅の火の元・ガスの元栓・コンセント等の確認等の配慮が必要なことなどを積極的に広報するものとする。

第2 初期消火対策の強化

【消防部】

大規模な地震災害・風水害・その他災害が発生すると、火災が同時に数多く発生し、拡大することが予測される。

災害によって発生した火災の被害を最小限にとどめるには、火災の初期における消火が重要であり、水バケツや消火器等を使用した家族や近隣住民による迅速な初期消火とともに、自主防災組織や事業所の自衛消防隊等の消火による火災の拡大防止が必要である。

消火器等の設置とともに、自主防災組織又は事業所で実施する消防訓練等に参加し、効果的な消火方法を身につけるなど、初期消火対策の強化を図る。

1 市民の初期消火

災害に伴い発生する火災の初期消火に対応できるよう、浴槽の水張り保持の励行や水バケツ及び消火器等の消火器具を積極的に備える。

また、発生した火災を消火するため、地域に組織された自主防災組織等による消火・防災訓練等に積極的に参加し、すばやく、落ち着いた行動による効果的な初期消火方法を身につける。

2 事業所の初期消火

事業所に設置される消火設備をはじめとする消防用設備等については、地震災害・風水害・その他災害時にも機能するよう耐震化等の促進を図り、災害に伴い発生する火災の初期消火に対応できるよう維持管理を行い、消火器等の初期消火器具等の増設に努める。

また、発生した火災を消火するため、防火対象物の関係者は、自衛消防隊をはじめとする従業員に対し、効果のある迅速な消火方法を習得するよう消防計画に基づき消火訓練を定期的を実施する。

3 市民と事業所の連携

災害による火災が発生した場合は、住民や地域の自主防災組織による初期消火とともに近隣事業所の消火施設を活用した自衛消防隊の消火協力が必要となる場合がある。

この様な場合には、協力の依頼や情報の提供など双方が連携し、効果的な消火を行うために、平素から消防・防災訓練を合同で実施するなど、相互の協力意識を高め、地域における防災行動力を高める。

第5節 要配慮者の安全確保

表2-3-13 要配慮者の安全確保に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿の適切な活用の検討 ② 要配慮者及びその介護者を対象とした防災知識の普及・啓発 ③ 防災・緊急時安心カードの普及 ④ 要配慮者に配慮した指定避難所の運営体制等の整備 ⑤ 要配慮者に対する社会福祉施設等との連携体制の確立 ⑥ 自主防災組織等に対する避難行動要支援者名簿を活用した個別避難支援プランの作成推進 ⑦ 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設の情報整理 ⑧ 要配慮者を含めた防災訓練の実施
保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者に対する医療対策
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 一人暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対する連絡・通信システムの設置促進 ② 要配慮者及びその介護者を対象とした防災知識の普及・啓発 ③ 要配慮者に対する社会福祉施設等との連携体制の確立 ④ 巡回ネットワーク等を活用した災害時の避難行動要支援者の支援体制の確立 ⑤ 災害時の被災者からの相談体制の確立 ⑥ 社会福祉施設における災害対策計画の策定（社会福祉施設管理者） ⑦ 社会福祉施設における防災教育・防災訓練の充実（社会福祉施設管理者） ⑧ 災害時における被災した在宅要配慮者の受入体制の整備（社会福祉施設管理者） ⑨ 要配慮者情報を活用した避難行動要支援者名簿の作成 ⑩ 地域との連携体制の強化（社会福祉施設管理者） ⑪ 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設の情報整理
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人の所在の把握 ② 外国人に配慮した防災基盤の整備 ③ 外国人に対する防災知識の普及・啓発 ④ 防災訓練への外国人の参加促進 ⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保
復旧計画部	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者に配慮した防災基盤の整備
施設復旧部	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者に配慮した防災基盤の整備
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時安心キットの普及及び緊急時医療情報パスの普及
各区	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿等の適切な活用 ② 要配慮者に対する社会福祉施設等との連携体制の確立 ③ 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設の情報整理 ④ 外国人の所在の把握

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）は、平成23年に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害において、多くの者が犠牲となった。このため、本市は、超高齢化社会、国際化社会に対応し、これら避難行動要支援者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等も参考に積極的に推進する。

本節においては、要配慮者、特に避難行動要支援者や避難行動要支援者の避難支援を行う地域の担い手（以下「避難支援等関係者」という。）の安全確保を推進するための必要な施策を定める。

第1 在宅の要配慮者の安全対策

【総括部、福祉部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、各区】

本市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な防災対策を推進するとともに、自治会、自主防災組織及び民生委員、NPO 等による協力、連帯の体制の確立に努める。

1 避難行動要支援者名簿の活用

本市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時における迅速な避難の支援や安否の確認等の対応が図れるよう、避難行動要支援者の特性に応じた、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の整備を図り、平常時においても適切な活用を行う。

2 避難支援等関係者となる者

本市において、避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーの担い手としては、消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、自主防災組織、自治会、NPO 等が挙げられる。

なお、避難支援の実効性を高めるため、ここに掲げている者だけに限らず、地域に根差した幅広い団体等も、各地域の実情によっては避難支援等関係者となりうる。

3 名簿に掲載する者の範囲

各地域の避難支援等関係者の人数には限りがあることから、在宅の要配慮者を優先して名簿に掲載することとし、掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

表 2-3-14 名簿に掲載する者の範囲

区分	名簿に掲載する者の範囲	
要介護者	単身高齢者世帯又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援・要介護認定者（軽度者）	要支援1、2 要介護1
	介護保険の要介護認定者（中・重度者）	要介護2～5
障害者	①障害支援区分認定者	
	②視覚障害者	1級・2級
	③聴覚障害者	2級・3級
	④身体障害者（肢体不自由）	1級・2級
	⑤身体障害者（内部障害）	1級
	⑥知的障害者	㉠・A・B
	⑦精神障害者	1級・2級
	⑧身体・知的障害児	
	⑨特別障害者手当受給者	

（注）災害時に支援が必要で、名簿への掲載が必要と認められる場合や自ら名簿への掲載を希望する者について、上記の掲載範囲に限らず掲載することができる。

4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

本市は名簿を作成するに当たり、福祉部が保有する情報を避難行動要支援者のデータベースとしてまとめ名簿を作成することとし、作成後、福祉部、総括部、消防部、各区で共有する。

また、名簿の作成に当たっては、平常時から自主防災組織、自治会、民生委員等の

地域に提供する名簿への掲載に係る書面による同意を得られた者を掲載する。

5 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、本市では上記4に掲げた方法に基づき年に1回名簿の更新を行う。

また、災害時に支援を必要とし、自ら名簿への掲載を希望する者等については、随時登録申請を受け付け、申請のあった次の更新時から名簿に反映させる。

6 名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、以下のとおりである。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 以上に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

7 名簿の提供

本市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理人から名簿提供に係る同意書の提出があった場合は、あらかじめ自主防災組織、自治会、民生委員に名簿を提供する。

また、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要とする場合は、災害対策基本法第49条の11第3項を根拠として、名簿提供に係る同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿を提供する。

8 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置及び市が求める措置

名簿には、上記6に掲げる秘匿性の高い個人情報に記載されている。よって、本市では当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り名簿を提供するとともに、配付時等において、避難支援等関係者個人には災害対策基本法により守秘義務が課せられていることの説明や、必要以上に名簿を複製しないよう注意喚起を講ずる。

また、名簿の提供を受けた者に対しては名簿情報の漏えいの防止のため、以下の必要かつ適切な措置を求める。

- (1) 名簿情報について、避難支援等の目的以外のために利用し、又は名簿の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。
- (2) 名簿の提供を受けた者のほか、名簿情報を利用し避難支援等の実施に携わる者又はこれらであった者は、正当な理由なく名簿情報を漏らしてはならない。

9 連絡・通信システムの活用

本市は、地震災害・風水害・その他災害時における迅速かつ確かな救援活動を実施するため、一人住まいの高齢者及び重度の身体障害者に対応するため、福祉緊急通報サービス事業者との連携、聴覚・言語障害者などに対応するNET119、メール119及びFAX119などの連絡・通報システムの整備について充実を図る。障害者に対しては、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、外国語話者からの119番通報に対して、通訳業者と連携し、24時間体制の多言語対応を推進する。

10 避難支援等関係者の安全確保

避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。

そのため、本市は避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努めるとともに、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、平常時から制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

11 防災知識の普及・啓発

本市は、要配慮者及びその介護者を対象に、広報紙、パンフレット、防災行動マニュアルを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

12 防災・緊急時安心カード、緊急時安心キットの普及

本市は、要配慮者への効率的な救援・救護を実施するため、要配慮者が支援を必要としている内容がわかる防災・緊急時安心カード、緊急時安心キットの普及に努める。

13 要配慮者に配慮した防災基盤の整備

本市は、歩道や横断歩道を車椅子利用者にも支障のないように整備する等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備を推進する。

14 要配慮者に配慮した指定避難所の運営体制等の整備

本市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に実施するためのデータ放送の配信やファックスの設置、要配慮者を考慮した生活支援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に配慮した生活環境が提供できるように指定避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮が

なされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

15 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

本市は、指定緊急避難場所・指定避難所や病院、社会福祉施設等の役割分担を明確化し、平常時から連携体制の確立に努める。

(2) 社会福祉施設との連携

本市は、災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設に入所できるように、平常時から社会福祉施設等との連携に努める。

また、災害時には、福祉避難所としての利用や被災者に対する介護相談など、施設の有する機能の活用に努める。

(3) 見守りネットワーク等の活用

本市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細やかな支援体制の確立に努める。

(4) 自治会・自主防災組織への加入促進

災害時における円滑な避難支援を実現するためには、平常時から地域住民どうしとの関係構築や自治会・自主防災組織への加入が重要となる。そのため、本市は自治会・自主防災組織の未加入者に対し、自治会・自主防災組織への加入を促すとともに、平常時における地域活動こそ災害時に必要不可欠である旨の普及に努める。

16 相談体制の確立

本市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう、平常時から相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

17 自主防災組織等による名簿を活用した個別避難支援プランの作成推進

災害時の救助、避難誘導等を円滑に行うためには、平素から避難行動要支援者個人のきめ細かな情報を収集し、個別に避難先、避難経路、手段、避難支援等関係者等、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法、本人不在で連絡が取れない時の対応をまとめた個別避難支援プランを作成しておくことが必要である。

平常時からの見守り活動とあわせた地域密着の支援活動とするため、避難行動要支援者本人の理解の下に、自治会・自主防災組織や民生委員等による個別避難支援プランの作成を推進する。

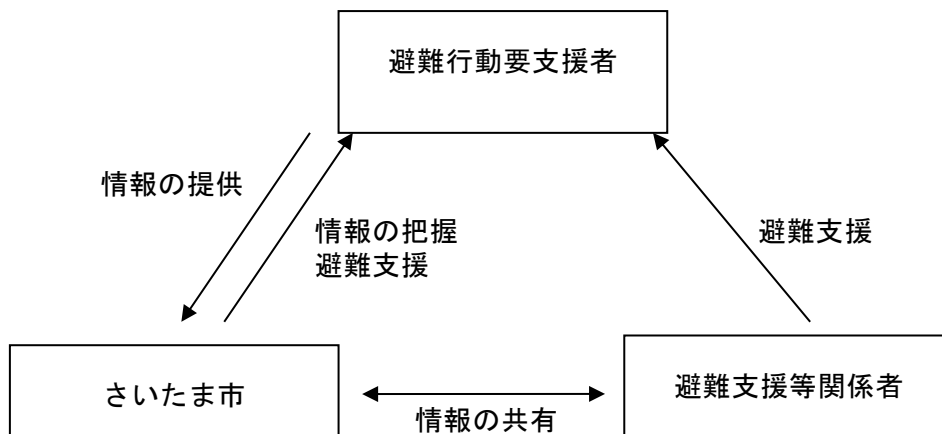


図 2-3-3 避難行動要支援者の避難支援

第2 要配慮者に対する医療対策

【保健衛生部、福祉部】

指定避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活あるいはショック等は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、要配慮者への影響が大きいことから、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

1 在宅療養者への対策

(1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

(2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

2 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

3 停電時の対応

常時医療機器の使用による介護が必要な在宅療養者に対し、停電時の対応の必要性について普及・啓発を行う。

第3 社会福祉施設の安全対策

【総括部、福祉部】

本市は、市立社会福祉施設の防災力向上に必要な安全対策の推進を図るとともに、市立以外の施設についても安全対策の相談等に努める。

1 災害対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した災害対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

イ 職員及び入所者とその家族の連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡できるよう緊急連絡網を整備するなどの緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の指定緊急避場難所・指定避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

本市は、被災により施設の建物が損壊した場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させる等、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は市内又は県内における同種の施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

(4) 社会福祉施設の耐震性の確保

施設管理者は、建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 食糧、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を備蓄（3日分以上）しておくものとする。

表 2-3-15 食糧、防災資機材等の備蓄

食糧、防災資機材等の備蓄
1) 非常用食糧（老人食等の特別食を含む）
2) 飲料水
3) 常備薬
4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）
5) 照明器具
6) 熱源
7) 移送用具（担架、ストレッチャー等）

2 洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設の情報整理

本市は、洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設等要配慮者関連施設について、その名称、所在地、連絡方法等を整理し、浸水被害の発生するおそれのあるときには迅速に対処できるよう準備する。

3 防災教育の充実

施設管理者は、職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施す

るとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底に努める。

4 防災訓練の充実

施設管理者は、職員及び入所者に対し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練の定期的な実施に努める。

5 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制を整える。

なお、本市では「さいたま市老人福祉施設協議会」・「介護老人保健施設運営法人」・「障害者（児）入所施設運営法人」と要配慮者の受入れに関する協定を締結しているが、今後も福祉避難所の設置に向けた協定締結先の拡大や内容の見直しを図るものとする。

6 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるように平常時から近隣の自治会、町内会、ボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携に努める。

また、本市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑に実施できるように協力を努める。

7 情報伝達体制の整備

本市は、社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

第4 外国人の安全対策

【総括部、経済部、各区】

本市に在住している多数の外国人が、災害時にパニック等の社会的混乱を起こさないよう、外国人の安全確保に必要な予防対策の推進に努める。

1 外国人の所在把握

本市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人に配慮した防災基盤の整備

本市は、指定緊急避難場所、指定避難所の表示等、防災に関する案内板について、多言語による表記を進め、外国人にもわかりやすい案内板等の整備に努める。

3 防災知識の普及・啓発

本市は、日本語を理解できない外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ

機関を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、本市のホームページや広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック等の様々な広報媒体を利用し、生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

4 防災訓練の実施

本市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

本市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

地震災害・風水害・その他災害及び事故による停電等で、広域に交通機関が長期間不通となった場合、多数の通勤・通学者や一般買い物客等が帰宅困難となることが予測される。東日本大震災では、さいたまスーパーアリーナをはじめとする避難所に一時滞在した帰宅困難者^(注)は6,823人である。このとき、市内では、揺れによる被害が殆ど無かったにもかかわらず、鉄道全線が運行を停止し、駅構内から乗客を退避させたことから主要駅周辺には、多くの滞留者が発生した。

平成23年9月に首都圏に台風が襲来したときのように、地震以外の風水害やその他の原因で広域かつ長時間の交通障害が起きた時にも、帰宅困難者は発生するが、台風の襲来を予測した民間企業の中には午前中に業務を終了して社員を早期帰宅させた企業もあり、混乱なく社員を帰宅させた事例もある。

また、帰りそびれた人々の中にも、東日本大震災の教訓から、無理に帰宅せず、会社内等に留まった人も多く、東日本大震災の時のような大混乱の状態はかなり緩和された。これらの経験から、帰宅困難者対策の基本は、滞留する帰宅困難者を分散させて一斉に帰宅しようとする者の発生を抑えることであり、そのために会社や学校で社員や学生を極力留め置く、又は、一時滞在施設等を準備して交通機関が回復するまでそこで留め置くなどの対処策が有効であることが解ってきた。

本市は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本としつつ、各交通機関並びに事業所等と連携を図りながら、帰宅困難者の安全対策を推進する。共通編では、災害時にこれらの対策を有効に発揮するために、平常時に行っておくべきことを中心に記載する。

なお、本市では帰宅困難者対策の対象となる帰宅困難者を、次のように設定する。

(注) 帰宅困難者とは災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者。通勤・通学者及び買い物客等が対象となり、勤務先等の施設内に待機できない者には一時滞在施設の提供等の支援が必要になる。

また、混乱収束後には徒歩帰宅者のための一時休息所、道路情報等の提供の支援が必要になる。

表2-3-16 帰宅困難者の安全確保に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ② 各事業所、各交通機関、防災関係機関の相互連絡・協力体制の確立
総括部	① 帰宅困難者の啓発活動・訓練の調整 ② 一斉帰宅の抑制の推進 ③ 関係機関との協定の締結 ④ 一時滞在施設・指定緊急避難場所確保の検討 ⑤ 駅等滞留者の支援策の検討・実施 ⑥ 徒歩帰宅者支援対策の検討・実施 ⑦ 帰宅困難者の一時滞在施設運営計画策定 ⑧ 備蓄品の管理・確保の推進 ⑨ 災害時帰宅支援ステーション整備の推進 ⑩ 帰宅困難者対策協議会への参加
秘書・広報部	① 帰宅困難者対策の広報 ② 一斉帰宅の抑制の広報 ③ 駅等滞留者支援対策の広報 ④ 徒歩帰宅者支援対策の広報
情報・避難部	① 帰宅困難者の啓発活動・訓練の検討・実施 ② 一斉帰宅の抑制の推進 ③ 一斉帰宅の抑制の民間事業者への協力要請 ④ 駅等滞留者の支援策の検討・実施 ⑤ 帰宅困難者の一時滞在施設運営計画の検討・実施 ⑥ 帰宅困難者の帰宅支援の検討・実施 ⑦ 徒歩帰宅者支援対策の検討・実施 ⑧ 帰宅困難者の誘導體制の確立 ⑨ 帰宅困難者対策協議会への参加
復旧計画部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
施設復旧部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ② 道路情報の提供検討
教育部、子ども未来部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ② 一斉帰宅の抑制について、備蓄品の整備、1日～3日程度の児童生徒、園児を保護する計画策定等
各区	① 帰宅困難者の啓発活動の実施支援 ② 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ③ 一斉帰宅の抑制の普及・啓発 ④ 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導検討 ⑤ 駅等滞留者の支援策の検討・実施 ⑥ 徒歩帰宅者支援対策の検討・実施 ⑦ 各事業所、各交通機関、防災関係機関の相互連絡・協力体制の確立
県	① 帰宅支援道路の設定
警察、鉄道事業者	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ② 駅等滞留者の対応を検討 ③ 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導検討 ④ 徒歩帰宅者の対応検討 ⑤ 各事業所、各交通機関、防災関係機関の相互連絡・協力体制の確立 ⑥ 帰宅困難者の誘導體制の確立 ⑦ 帰宅困難者対策協議会への参加
事業所	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ② 一斉帰宅の抑制について、備蓄品の整備、1日～3日程度の社員を保護する計画策定等 ③ 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導検討 ④ 徒歩帰宅者の対応検討 ⑤ 各事業所、各交通機関、防災関係機関の相互連絡・協力体制の確立 ⑥ 帰宅困難者対策協議会への参加
災害時帰宅支援ステーション(注)	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加 ② 徒歩帰宅者支援対策の検討 ③ 各事業所、各交通機関、防災関係機関の相互連絡・協力体制の確立

(注) 災害時帰宅支援ステーションとは一般道路沿いにあるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、徒歩帰宅者に対して、情報やトイレ・休息所の提供などの支援を行う施設

第1 帰宅困難者に関する普及・啓発・訓練

【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、復旧計画部、施設復旧部、教育部、子ども未来部、各区、警察、鉄道事業者、事業所、災害時帰宅支援ステーション】

本市は、大震災や事故等により広域に交通障害が発生し、通勤・通学・買い物等で外出中の市民が帰宅困難となった場合に取りべき行動や支援について、市民に次のような必要な知識について啓発活動・訓練を実施していく。

- 1 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- 2 災害時の行動の原則は、「自身の安全確保、傷病者の救援・救護、情報の収集・確認、行動の決定」という手順で行動する等、状況を確認して、無理のない計画の立案、実施（特に、帰宅困難となった場合は、無理に帰宅せず一時的に安全な場所に避難することも含めて行動を決定する）
- 3 災害用伝言板サービスや災害用伝言ダイヤル 171 等を利用した安否の確認
- 4 本市では、市内又は市外において、帰宅困難となった通勤通学者、買い物客、旅行者等を想定し、九都県市合同防災訓練の一環として、広域連携による帰宅困難者対策訓練の実施
- 5 市内に在住し、本市域外で帰宅困難な状態になった人に対し、市ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ラジオ放送などあらゆる手段を用いて市内の被害情報等の情報発信

また、平常時の帰宅困難者に関する啓発・訓練等に関し、各部の主な役割は次のように要約される。

表 2-3-17 帰宅困難者に関する啓発・訓練等における平常時の各部署の役割

担当部署	主な役割
各部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
総括部	① 帰宅困難者の啓発活動・訓練の企画・調整
秘書・広報部	① 帰宅困難者対策の広報
情報・避難部	① 帰宅困難者の啓発活動・訓練の実施主体
復旧計画部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
施設復旧部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
教育部、子ども未来部	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
各区	① 帰宅困難者の啓発活動の実施主体 ② 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
警察、鉄道事業者	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
事業所	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加
災害時帰宅支援ステーション	① 帰宅困難者を想定した防災訓練への参加

第2 一斉帰宅の抑制

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、子ども未来部、各区、事業所】

大震災や事故等により広域に交通障害が発生した場合、膨大な数の帰宅困難者の発生が予測され、これらが一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる。

本市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図り、平日に発災した場合の帰宅困難者は、事業所や学校に所属する人が多いため、企業や学校の協力による一斉帰宅の抑制を図る。事業所・学校等は、自らの従業員や教職員・児童生徒を一定期間施設内に留め、そのための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族間の安否確認等の体制整備を図る（事業者への啓発・協力要請）。

また、事業所等の中でも大規模集客施設には、来客者等を保護するために一泊程度の一時的な収容、一時滞在施設、指定避難所への誘導等、企業が果たすべき社会的責任の考え方について啓発を行い、帰宅困難者対策に関する協力を促す。

一斉帰宅の抑制に関し、平常時の各部の主な役割は次のように要約される。

表2-3-18 一斉帰宅の抑制に関する平常時の各部署の役割

担当部署	主な役割
総括部	① 一斉帰宅の抑制の推進
秘書・広報部	① 一斉帰宅の抑制の広報
情報・避難部	① 一斉帰宅の抑制の推進 ② 一斉帰宅の抑制の民間事業者への協力要請
教育部、子ども未来部	① 一斉帰宅の抑制について、備蓄品の整備、1日～3日程度の児童生徒、園児を保護する計画策定等
各区	① 一斉帰宅の抑制の普及・啓発
事業所	① 一斉帰宅の抑制について、備蓄品の整備、1日～3日程度の社員を保護する計画策定等

第3 滞留者支援対策

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、各区、警察、鉄道事業者、事業所】

大震災や事故等により広域に交通障害が発生した場合や比較的早期に交通障害の復旧が見込まれる場合は、鉄道駅周辺や路上に滞留者の発生が予想される。

交通障害により滞留者が発生し、交通状況の改善が見通せない場合、本市は、滞留者に対し、一時滞在施設や指定避難所での受入れを行うとともに、徒歩による帰宅支援を行う。

平常時の滞留者支援対策に関し、各部の主な役割は次のように要約される。

表2-3-19 滞留者支援対策に関する平常時の各部署の役割

担当部署	主な役割
総括部	① 関係機関との協定の締結 ② 一時滞在施設確保の推進 ③ 駅等滞留者の支援策の検討・実施 ④ 帰宅困難者の一時滞在施設運営計画策定 ⑤ 備蓄品の管理・確保の推進
秘書・広報部 情報・避難部	① 駅等滞留者支援対策の広報 ① 駅等滞留者の支援策の検討・実施 ② 帰宅困難者の一時滞在施設運営計画の検討・実施 ③ 帰宅困難者の帰宅支援の検討・実施 ④ 徒歩帰宅者支援対策の検討・実施 ⑤ 帰宅困難者の誘導體制の確立
各区	① 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導検討 ② 駅等滞留者の支援策の検討・実施
警察、鉄道事業者	① 駅等滞留者の対応を検討 ② 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導検討 ③ 帰宅困難者の誘導體制の確立
事業所	① 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導検討

1 駅周辺等滞留者へ支援

本市は、交通障害が復旧するまでの一時滞在施設の確保、毛布や水・食糧の提供、交通状況などの情報提供等、駅等滞留者への支援策を検討し実施する。

また、本市は、大震災や事故等により本市内において帰宅困難となった人々が一時的に滞在することができるよう、駅周辺の公共施設やホテル等、民間施設との協定を締結し、帰宅困難者に一時滞在場所を提供する。

2 帰宅困難者受入れのための指定避難所の整備

大震災や大規模事故などで、交通障害が長期にわたる場合は、帰宅困難者のための指定避難所を開設し、交通障害が解消されるまで帰宅困難者の安全を確保するものとし、それを整備する。

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者のそれぞれの避難事情を考慮し対応する必要がある、次のような事項を検討しておく。

(1) 入退出情報の管理

物資の適切な調達と配分及び指定避難所の安全対策を考慮して、帰宅困難者について入退出の管理を行う。指定避難所の運営スタッフの人数や混雑の程度などを踏まえ、地域住民と区別して入退出管理用の名簿を作成する。

(2) 生活物資の提供

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食糧・毛布といった生活物資を提供する。

また、物資は、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

(3) 避難スペースの取扱い

地域住民用と帰宅困難者用の利用スペースを分離しておく。屋外スペースや近隣の利用可能な施設も、活用方法を検討しておく。

(4) 情報の提供

本市は、各地の被害状況、公共交通機関の復旧状況、道路の通行制限情報、天気予報、災害用伝言板サービス及び災害用伝言ダイヤルの利用方法等の情報提供を検討する。

(5) 要配慮者

帰宅困難者のうちの傷病者、妊産婦、障害者などの要配慮者については、地域住民の要配慮者と同様の利用環境を確保する。

(6) 地域住民の理解

指定避難所の円滑な運営のためには、地域外の住民である帰宅困難者を指定避難所に受け入れることについて、地域住民の十分な理解を得ることが不可欠である。そのため、公共交通機関の運休や道路被害等により多数の帰宅困難者が発生し、支援が必要となっている状況を地域住民に十分説明し、助け合いの精神を醸成することが重要である。

また、帰宅困難者の発生の規模に応じて二次避難所の開設も考慮すべきである。

第4 徒歩帰宅者支援対策

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、施設復旧部、各区、警察、鉄道事業者、事業所、災害時帰宅支援ステーション】

大震災や大規模事故などで、交通障害の発生により徒歩帰宅者が発生した場合、本市は、徒歩帰宅者に対し安全な帰宅経路選択のための道路情報の提供、帰宅途上における水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖や熱中症対策などの支援を行う。

このため、徒歩帰宅者が秩序を保って本市の施設を利用できるように検討するとともに、帰宅途上にあるコンビニエンスストアやファミリーレストランなどの民間施設に災害時帰宅支援ステーションとして支援を行うよう協力要請を行い、協定の締結を進める。

平常時の徒歩帰宅者支援対策に関し、各部の主な役割は次のように要約される。

表 2-3-20 徒歩帰宅者支援対策に関する平常時の各部署の役割

担当部署	実施項目
総括部	① 関係機関との協定の締結 ② 災害時帰宅支援ステーション整備の推進
秘書・広報部	① 徒歩帰宅者支援対策の広報
情報・避難部	① 徒歩帰宅者支援対策の検討・実施 ② 帰宅困難者の誘導體制の確立
施設復旧部	① 道路情報の提供検討
各区	① 徒歩帰宅者支援対策の検討・実施
警察、 鉄道事業者	① 徒歩帰宅者の対応検討 ② 帰宅困難者の誘導體制の確立
事業所	① 徒歩帰宅者の対応検討
災害時帰宅支援ステーション	① 徒歩帰宅者への支援

第5 相互連携体制の確立

【総括部、情報・避難部、復旧計画部、施設復旧部、教育部、子ども未来部、各区、警察、鉄道事業者、事業所、災害時帰宅支援ステーション】

本市は、災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施することができるよう、各事業所、各交通機関並びにその他防災関係機関が相互に連携・協力できる体制づくりに努める。

なお、交通障害が長期化し帰宅困難者の避難場所等への誘導が必要になった場合の、誘導體制について検討しておく。

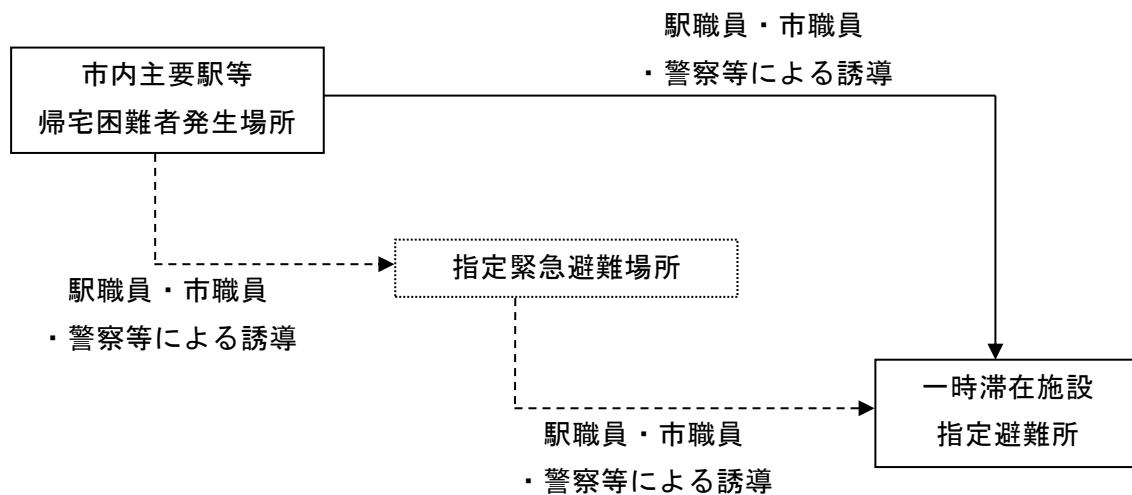


図 2-3-4 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所への誘導フロー

平常時の相互連携体制の確立に関し、各部の主な役割は次のように要約される。

表 2-3-21 相互連携体制の確立に関する平常時の各部署の役割

担当部署	主な役割
総括部 情報・避難部 復旧計画部、施設復旧部 教育部、子ども未来部 各区 警察 鉄道事業者 事業所 災害時帰宅支援ステーション	① 各事業所、各交通機関、防災関係機関の相互連絡・協力体制の確立

第6 帰宅困難者対策協議会の設立

【総括部、情報・避難部、警察、鉄道事業者、各事業所等】

本市は、県、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。本市は、協議会を通じて、帰宅困難者対策に関連する広域の関係機関等との連携を強化していくものとする。

平常時の相互連携体制の確立に関し、各部の主な役割は次のように要約される。

表2-3-22 相互連携体制の確立に関する平常時の各部署の役割

担当部署	主な役割
総括部 情報・避難部 警察 鉄道事業者 事業所	① 帰宅困難者対策協議会の設立

なお、駅周辺に帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者の指定緊急避難場所等への誘導が必要になった場合や、一斉帰宅の抑制により職場や学校等に留まることが困難となった場合、近隣の一時滞在施設へ誘導する際の体制について検討しておく。

第7節 ボランティアとの連携

表2-3-23 ボランティアとの連携に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
市民部	① 災害ボランティアセンターの整備 ② ボランティアの育成 ③ ボランティアグループのネットワーク化 ④ 普及・啓発活動の推進
福祉部	① 福祉ボランティアの育成・確保
財政・被害調査部	① 専門ボランティア（被災家屋調査員）の育成・確保の推進
経済部	① 専門ボランティア（通訳）の育成・確保
復旧計画部	① 専門ボランティア（宅地危険度判定士）の育成・確保の推進
施設復旧部	① 専門ボランティア（被災建築物応急危険度判定士）養成の推進

地震災害・風水害・その他災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築する必要がある。

本節においては、ボランティアとの連携協力の整備を推進するための必要な施策を定める。

第1 災害ボランティアセンターの整備

【市民部】

本市は、災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と協力して運営を行う。そのため市社会福祉協議会との間で協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルを整備し、役割分担等や災害ボランティアセンターの

設置予定場所について定めるように努め、その内容について両者協議のうえ必要に応じて見直しを行う。

表 2-3-24 災害ボランティアセンターの組織機能

災害ボランティアセンターの組織機能	
1	ボランティアニーズの把握
2	ボランティアの受入れ
3	支援ニーズとボランティア活動のマッチング
4	市本部、関係機関との連絡調整

第2 ボランティアの育成

【市民部、福祉部、財政・被害調査部、
経済部、復旧計画部、施設復旧部】

本市は、市社会福祉協議会と連携して災害時に活動するボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの把握

本市は、平常時から市社会福祉協議会の把握するボランティア団体及び個人の理解を得て、災害時に活動するボランティアの育成を図る。

なお、応急危険度判定士、被災家屋調査員、被災宅地危険度判定士に係るボランティアについては、県や関係団体が開催する講習会を通して、その育成を推進する。

2 ボランティアグループのネットワーク化

本市は、市内のボランティア団体等の主体性を尊重した支援を図るとともに、ボランティア連絡協議会等を通じボランティア団体等のネットワーク化の促進により、地震災害・風水害・その他災害時における活動能力の向上に努める。

3 普及・啓発活動の推進

本市は、市社会福祉協議会と連携し、災害時に活動するボランティアに対する市民や企業の関心を高めるため、ボランティア関係の講習会、ボランティアや本市担当者との交流会の開催を検討する。

また、学校教育への導入等も検討する。

4 情報共有会議の整備・強化

本市は、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備について、調査・研究する。

第4章 縮災に関する調査研究

縮災に関する調査研究は、災害の予防対策や応急対策を検討するために重要であり、有効な対策を導くために、自然科学、技術工学、社会科学といった多様な面からのアプローチが必要である。

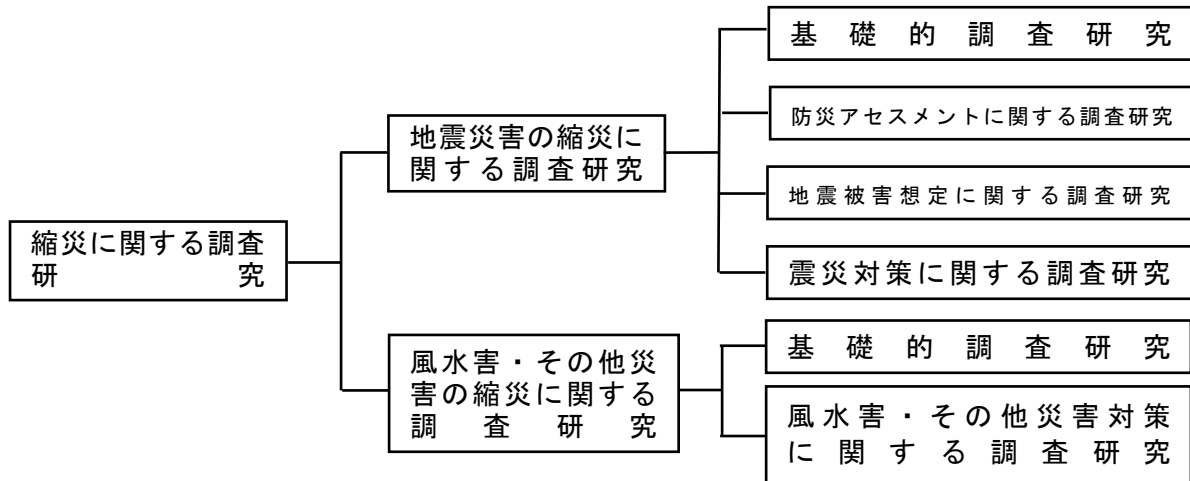


図2-4-1 縮災に関する調査研究に係る施策の体系

第1節 地震災害の縮災に関する調査研究

表2-4-1 地震災害の縮災に関する調査研究に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 地震災害時の情報伝達に関する調査研究の推進 ② 地震災害時の社会的混乱防止に関する調査研究の推進
総括部	① 防災調査研究データベースの整備の検討 ② 地震及び地震防災に関する調査研究体制の強化 ③ 県が実施する地震観測の協力 ④ 関係機関が実施する地震及び防災に関する調査研究への協力と研究成果の活用 ⑤ 防災アセスメント調査の実施 ⑥ 地区別防災カルテの作成 ⑦ 地震災害に関する被害想定調査の実施 ⑧ 避難時の安全確保に関する調査研究の推進 ⑨ 緊急輸送道路網に関する調査研究の推進 ⑩ 地震災害時の被災者の生活確保に関する調査研究の推進
財政・被害調査部	① 地震災害時の被災者の生活確保に関する調査研究の推進
福祉部	① 地震災害時の被災者の生活確保に関する調査研究の推進
環境部	① 地震災害時の被災者の生活確保に関する調査研究の推進
復旧計画部	① 災害復興に関する調査研究の推進 ② 防災・減災の視点における都市計画の調査研究の推進 ③ 大規模盛土造成地の震災対策に関する調査研究の推進 ④ 都市施設等の震災対策に関する調査研究の推進
施設復旧部	① 既存建築物の耐震対策に関する調査研究の推進 ② 緊急輸送道路網に関する調査研究の推進
消防部	① 地震発生時の大規模火災対策に関する調査研究の推進

地震による災害は、その災害事象が広範でかつ複雑である。震災対策を総合的かつ効果的に推進する上で、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究は極めて重要である。

大きな破壊力を有する大規模な地震に対し、災害を発生させない機能、拡大させない機能及び安全の確保を図る機能等を不断に維持することが必要であるため、時代の変化に即した災害波及構造の解析等を実施する必要がある。このため、県あるいはその他の機関が実施した調査研究の成果を有効に活用する必要がある。

また、震災予防計画の一環として実施する調査研究は、最終的に震災対策に資することを目的としており、したがって、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施することを検討する必要がある。

表 2-4-2 地震災害の縮災に関する調査研究方針

地震災害の縮災に関する調査研究方針	
1	地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究を推進するために必要な体制等の基盤の整備を検討する。
2	今後地震災害に関する調査研究が進み、かつ本市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査及び被害想定調査を検討する。
3	震災対策に関する調査研究の推進に努める。

第 1 基礎的調査研究

【総括部】

1 調査研究基盤の強化

本市は、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究を推進するために必要な体制等の基盤の整備を検討する。

(1) 防災調査研究データベースの整備

自然条件及び社会条件の把握は、地震災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード及びソフト両面で地域別データ、国内外における実際の震災事例についてもデータとして収集し、防災調査研究データベースの整備を検討する。

(2) 調査研究体制の強化

地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制の強化を検討する。特に、県及び防災関係機関が実施する活断層等の観測研究体制の協力を努める。

(3) 地震観測の協力

地震の調査研究の基礎的データ収集のため、県が実施する地震計の設置及び地震観測体制の協力を努める。

2 調査研究成果の活用

本市は、県、防災関係機関、関係研究機関等が実施する地震及び地震防災に関する調査研究に協力し、その成果を用いて科学的な震災対策の立案に活用するよう努める。

第2 防災アセスメントに関する調査研究

【総括部】

地震災害の被害を軽減するためには、平常時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的かつ科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント調査」という。

本市では、今後地震災害に関する調査研究が進み、かつ本市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の実施を検討する。

1 防災アセスメント調査

(1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風等）のことをいう。ここでは、地域に影響を及ぼす地震等を抽出・検討する作業を実施する。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している弱点である。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を実施する。

災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅が密集している地域、危険物施設の集中地域等の社会的な要因があげられる。

(3) 災害履歴の検討

ここでは、過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。

2 地区別防災カルテの作成

地域全体の総合的な災害危険度判定把握から、実際に各地区の総合的な危険度把握のために地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテとは、中学校区単位に、学区の概況と課題、地震被害想定の子測図、防災マップで構成されるものである。

第3 地震被害想定に関する調査研究

【総括部】

地震災害に関する総合的な被害想定は、震災対策等を有効に具体化するための目標を設定することを目的としているため、実際の地震災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験検証等をおりまぜた科学的な想定とし、震災対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して実施している。

また、地震による被害がどこで、どの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し改善事項を指摘して、とるべき予防対策及び応急対策に資するものである。

特に、直下型地震の特性や、阪神・淡路大震災その他の大震災での被害を踏まえ、直

下型地震が市の中核機能に与える影響の想定を実施する必要がある。

これらの考え方にに基づき、基礎的調査研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を実施するものとする。さらに、地震被害想定をシステム化することによって、平常時に防災訓練や震災対策立案支援や、計測震度計とのリンクによる地震後の即時地震被害の想定に活用することができる。

本市では、今後、地震災害に関する調査研究が進み、本市における社会環境の変化に応じ、被害想定調査の実施を検討する。

第4 震災対策に関する調査研究

【各部、総括部、財政・被害調査部、福祉部、環境部、
復旧計画部、施設復旧部、消防部】

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は多岐にわたっている。したがって、こうした地震災害に対する有効な震災対策を検討するために、現象を様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていく必要がある。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例を見れば明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるのは何か、被害をくい止める方法は何かを常に調査研究して地震災害の縮災策の向上に努めることも重要である。

特に、東日本大震災、熊本地震等での被害を基に、都市型の地震災害や地震発生直後の行政対応に関する調査研究を実施し、その成果を今後の防災行政に反映させることが望まれる。

さらに、迅速かつ適切な震災復興が円滑に実施できるよう、復興対策についても、阪神・淡路大震災を始めとする復興事例の調査研究を実施する必要がある。

本市は、これら震災対策に関する調査研究の推進に努める。

1 都市施設等の震災対策に関する調査

都市施設は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な震災対策に関する調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等による都市機能の信頼性向上及び迅速な復旧などのための調査研究の推進に努める。

2 既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物や宅地造成地の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。

また、耐火建築物を一体的かつ計画的に整備することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能になる。大規模盛土造成地の耐震性のための方策等についての調査研究の推進に努める。

3 地震大火災対策に関する調査研究

地震発生時、同時多発的に発生が予想される大規模火災の対策を科学的データに基づき、出火防止、初期消火、拡大防止及び避難の安全確保等の基本的な重要事項に関する調査研究の推進に努める。

- (1) 初期消火に関する調査研究
- (2) 大規模な火災の防止に関する調査研究
- (3) 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

4 大規模火災からの避難の安全確保に関する調査研究

広域避難場所は、大規模な火災に際しても常に安全性が確保されなければならない。現在指定している広域避難場所は、それ自体本来の使用目的がある。このため、広域避難場所の安全性は、それ自体の変化、あるいは周辺環境の変化に影響を受ける。したがって、広域避難場所の選定に当たっては、周辺環境の変化も含めて安全性についての調査研究の推進に努める。

- (1) 広域避難場所の確保を図るとともに、広域避難場所の機能の向上を図るための整備に関する調査研究
- (2) 広域避難場所と避難路の安全性を図る延焼遮断帯設定のための調査研究
- (3) 避難時に障害となる道路交通の動態調査及び避難の円滑化に関する調査研究
- (4) 大規模な火災時に発生のおそれがある火災旋風からの広域避難場所の安全性の調査研究

5 緊急輸送道路網に関する調査研究

地震発生後の関係機関による応急対策の実施に当たり、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要であり、効果的な緊急輸送が実施できるように迅速な緊急輸送道路の確保等についての調査研究の推進に努める。

- (1) 基幹防災道路の調査研究
- (2) 防災拠点を連携する防災道路の調査研究（各道路管理者の連携）
- (3) 鉄道被害の代替輸送の確保の調査研究

6 地震災害時の情報伝達に関する調査研究

地震災害時においては、地震情報、被害情報、被災地の状況に関する情報及び対策に関する情報等各種の情報を、行政が被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝達することが極めて重要である。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、緊急地震速報の利活用など、最も効果的な情報の伝達方法、伝達内容等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究の推進に努める。

7 地震災害時の社会的混乱防止に関する調査研究

地震災害時においては、生命の維持、生命の確保及び経済的・社会的秩序の維持等に対する不安から、パニックなどの社会的混乱状態が発生する危険性がある。したがって、地震発生後の経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、

本市の社会的特性を考慮し調査研究の推進に努める。

8 地震災害時の生活確保に関する調査研究

地震災害時において、被災者に対し食糧、飲料水、生活必需品及び住宅を供給し、その生活を確保することは、地震発生後の社会的混乱を防止する意味からも極めて重要である。したがって、地震発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等に関する調査研究の推進に努める。

9 震災復興に関する調査研究

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。したがって、事前に震災復興のあり方、行政上の手続き等についての調査研究の推進に努める。

第2節 風水害・その他災害の縮災に関する調査研究

表2-4-3 風水害・その他災害の縮災に関する調査研究に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 防災調査研究データベースの整備の検討 ② 風水害・その他災害の防災に関する調査研究体制の強化 ③ 関係機関が実施する風水害・その他災害の防災に関する調査研究への協力と研究結果の活用 ④ 市内雨量観測網・水位観測網を活用した浸水被害予想の検討 ⑤ 集中豪雨発生時の警報システムの検討 ⑥ 放射能危険度レベル推定システムの研究の検討 ⑦ 火山灰量推定システム研究の検討 ⑧ 旋風・突風・竜巻災害の予測システムの活用方法の検討 ⑨ 反社会テロに対する情報収集と対応の検討 ⑩ 風評被害に関する事例研究の検討 ⑪ 津波被害が予想された場合の被害想定と対応研究の検討
消防部	① 大規模火災時延焼シミュレーションに関する研究実施の検討

風水害・その他による災害は、その災害事象が広範なもの、局所的なものなど多様である。

これらの災害対策を総合的かつ効果的に推進する上で、これらの災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究は極めて重要であるが、まだ、経験の浅い災害や、そのメカニズムが解析途上のものもあり、その対応は一律ではない。

第1 基礎的調査研究

【総括部】

1 調査研究基盤の強化

本市は、風水害・その他災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究を推進するために必要な体制等の基盤の整備を検討する。

(1) 防災調査研究データベースの整備

地震災害と同様に、自然条件及び社会条件の把握は、風水害・その他災害においても調査研究の基礎となるものであり、ハード及びソフト両面で地域別データ、国内外における実際の災害事例についてもデータとして収集し、防災調査研究デ

ータベースの整備を検討する。

(2) 調査研究体制の強化

風水害・その他災害に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制の強化を検討する。

2 調査研究成果の活用

本市は、県、防災関係機関、関係研究機関等が実施する風水害・その他災害の防災に関する調査研究に協力し、その成果を用いて科学的な風水害・その他災害対策の立案に活用するよう努める。

第2 風水害・その他災害対策に関する調査研究

【総括部、消防部】

風水害・その他災害対策に関する調査研究においては、風水害のように対策実施の確度を向上させるための調査研究もあれば、対策を検討するための基礎的研究を行うものがある。

1 風水害に関する研究

本市は、風水害については、データの蓄積もあり、被害想定についても一定の成果を得ているが、今後は市内に設置された雨量計による雨量観測網や市内の中小河川の水位観測所網を活用した、ピンポイントの局所的浸水被害予想を、リアルタイムで行い、確度の高い避難指示等の発令を行えるような体制の実現を検討する。

2 大規模火災に関する研究

本市は、風向風速についてもデータを蓄積し、大規模火災時の延焼シミュレーションにより危険地域の予測と安全な避難経路の割り出しなどを推定する研究の実施を検討する。

3 集中豪雨に関する研究

本市は、市内の雨量観測網を利用した、集中豪雨の発生時の警報システムを検討する。

4 放射能汚染に関する研究

本市は、放射能汚染について、気象データと市内の放射線量のデータよりホットスポットの発生の関係を研究し、気象状況から、市内の放射線危険度レベルの推移を推定できるようなシステムの研究を検討する。

5 周辺火山噴火災害に関する研究

本市では、周辺火山が噴火した際の降灰等粉塵について、周辺火山噴火時に市内に降る火山灰量の推定を行うシステムの研究を検討する。

6 旋風・突風・竜巻災害に関する研究

旋風・突風・竜巻災害については、その予測システムの開発を内閣府が行っているところであり、本市はその活用方法について検討を行う。

7 反社会テロ災害に関する研究

本市においては、サイバーテロを含み反社会テロは未経験であるため、他の機関の情報や過去の事例等を収集し、本市としての対応を検討する必要がある。

8 風評被害対策に関する研究

風評被害については、過去の発生事例とその対策と効果を解析し、本市で発生した場合の有効な対策の研究を検討する。

9 津波被害対策に関する研究

本市は、東海地震等により、津波被害が予想された場合の被害想定と対応に関する研究を検討する。

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 総合的な復旧・復興計画

被災した施設等の原状復旧、修復又は改良の実施等、早期復旧を目標に、総合的な復旧・復興計画を策定し、その実施を図る。災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

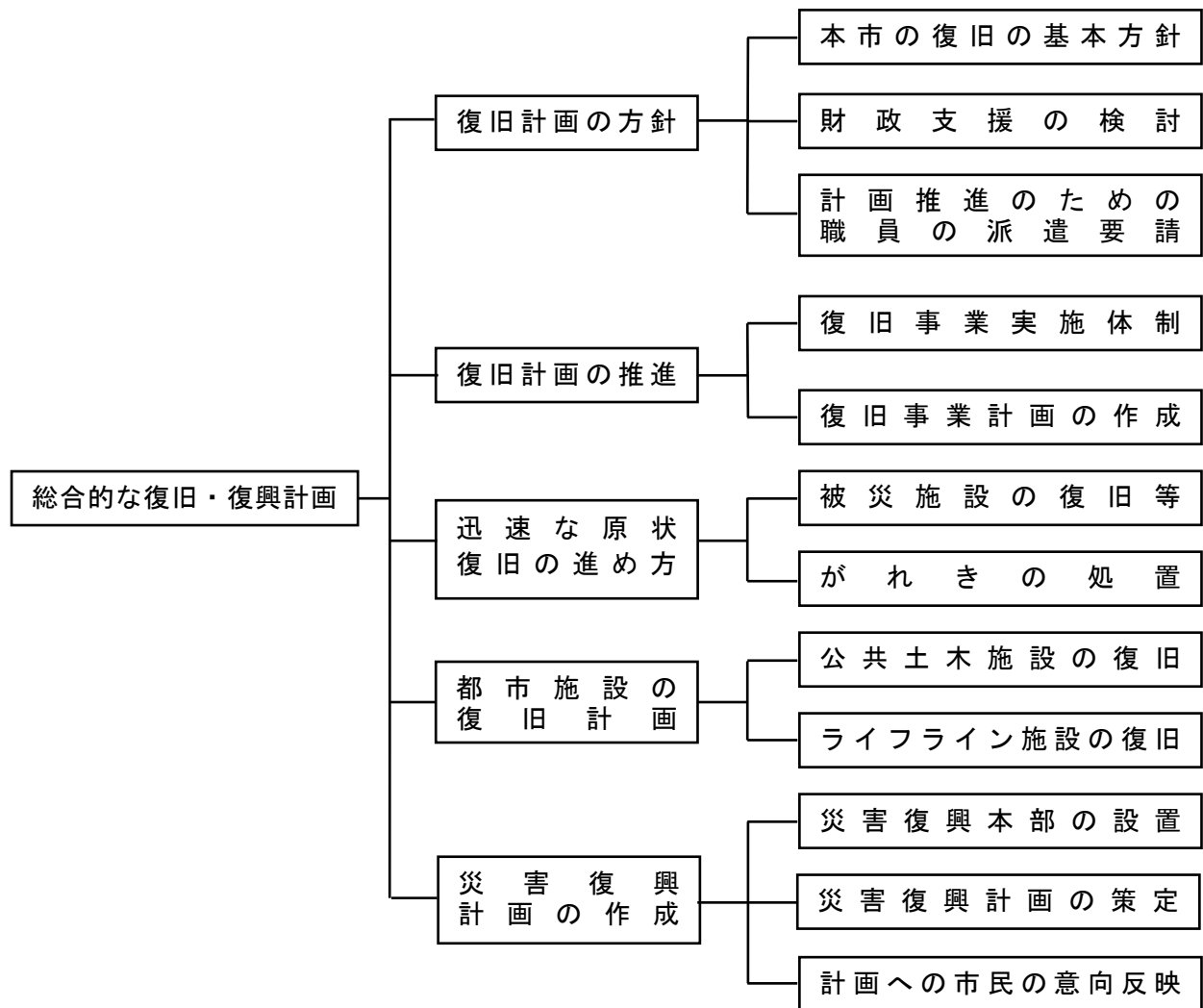


図3-1-1 総合的な復旧・復興計画に係る施策の体系

第1節 復旧計画の方針

表3-1-1 復旧計画の方針に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部 各区	① 復興方針・計画の策定、関連事務手続等の実施 ② 事前復旧対策の検討 ③ 関係機関との連携強化 ④ 市民の復旧ニーズに関する情報収集 ⑤ 復旧・復興分野への女性の参画の推進
総括部	① 国、県、他市町村に対する職員の派遣、その他協力の要請
情報・避難部	① (仮称)災害復興検討委員会の設置
財政・被害調査部	① 国、県に対する財政支援の要請

災害により地域の社会経済活動が低下することから、被害者の生活再建のための基盤整備と、都市機能の回復を目指し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

第1 本市の復旧の基本方針

【各部、情報・避難部、各区】

原状復旧を優先させるが、復興方針を念頭に復旧の基本方向を定める。

1 迅速な意思決定等

地震災害・風水害・その他災害発生後、市の被害状況を的確に把握、分析し、原状復旧を進めると同時に、情報・避難部は「(仮称)災害復興検討委員会」を設置し、復興方針の作成に着手し、速やかに決定する。

なお、復旧・復興方針を速やかに策定するため、市の各計画等を踏まえ、分野別(被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり等)に基本的な方向性を事前に検討しておくものとする。

2 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を参考に事前に処理できる項目については対策を実施する。

3 関係機関との連携

復旧に伴う行政上の手続を迅速に進めるため、事前に関係機関との連携強化を図る。

4 復旧支援体制による被災者支援の促進

災害時における活動組織を解除する時点において、住家の損傷が一定以上確認^(注) 又は見込まれる場合においては、必要に応じて復旧支援体制(庁内で住家の被害状況等を共有し、被災者支援と生活再建に向けた迅速な対応を行う体制)を設置することができる。

(注) 住家の損傷が確認される一定以上とは、床上浸水の場合はおおむね 50 世帯以上 半壊の場合はおおむね 30 世帯以上をいう。

第2 財政支援の検討

【財政・被害調査部】

本市の応急対策、復旧・復興対策において多大な費用を要することから国・県に、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を求める。

第3 計画推進のための職員の派遣要請

【総括部】

災害復旧・復興対策の推進のため、技術面、事業面等必要に応じ、国・県・他市町村に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 復旧計画の推進

表3-1-2 復旧計画の推進に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 復旧事業実施体制の整備
各区	② 復旧事業計画の作成

災害時の応急対策を実施した後、公共施設復旧の事業実施体制、事業計画の作成、復興計画の作成等を行う。

第1 復旧事業実施体制

【各部、各区】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携し、復旧事業を実施する。

そのため、実施に必要な職員の配備、職員の支援及び派遣活動体制について、必要な措置を講ずる。

第2 復旧事業計画の作成

【各部、各区】

災害応急対策を実施した後に、公共施設の被害の状況を十分調査・分析し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の基本方針は、次のとおりである。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災要因、被災状況等を的確に把握、分析し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分な連絡調整を図り、計画を策定する。

2 災害復旧事業の種類

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、関係機関と十分に連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

表3-1-3 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類	
1	公共土木施設災害復旧事業
2	農林水産業施設災害復旧事業
3	都市災害復旧事業
4	上下水道災害復旧事業
5	住宅災害復旧事業
6	社会福祉施設災害復旧事業
7	公立医療施設、病院等災害復旧事業
8	学校教育施設災害復旧事業
9	社会教育施設災害復旧事業

第3節 迅速な原状復旧の進め方

表3-1-4 迅速な原状復旧に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① がれきの処分方法の検討 ② がれき処理に関する環境汚染の防止措置
復旧計画部	① 改良復旧の検討
施設復旧部	① 改良復旧の検討 ② 国への復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化の要請 ③ ライフライン、交通輸送等の関係機関に対する復旧予定時期の明示の働きかけ

本節においては、迅速な原状復旧の進め方にあたって被災施設の復旧等、がれきの処置について次の体系に沿って進めるものとする。

第1 被災施設の復旧等

【復旧計画部、施設復旧部】

本市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域支援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、ライフライン施設等の復旧のため、可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続の簡素化を国に求める。

さらに、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関には、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示してもらい働きかけを行う。

第2 がれきの処置

【環境部】

1 処分方法の検討

本市は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うとともに、迅速ながれき処理に付いて必要な支援を国に求める。

また、がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 環境汚染の防止

がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、アスベスト、放射性物質を含むがれき等などによる環境汚染の未然防止又は、住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第4節 都市施設等の復旧計画

表3-1-5 都市施設等の復旧計画に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
復旧計画部	① 施設復旧部への支援
施設復旧部	① 道路施設の復旧 ② 河川施設の復旧 ③ 下水道施設の復旧
水道部	① 水道施設の復旧
市内鉄道事業者	① 交通施設の復旧
東日本電信電話(株)埼玉事業部	① 電気通信施設の復旧
東京電力パワーグリッド(株)	① 電力施設の復旧
東京ガス(株)、 東京ガスネットワーク(株)	① ガス施設の復旧
東彩ガス(株)	① ガス施設の復旧

道路、河川及び上下水道、電気、ガス、電話、交通機関等の都市施設は、都市生活の基幹をなすものであり、都市生活を営むうえで極めて重要な機能を持っている。これらの諸施設については、災害時に応急復旧措置が講じられるが、本節では、応急措置に続く本格的な復旧について重要な施策を定める。

第1 公共土木施設の復旧

【復旧計画部、施設復旧部】

公共土木施設が地震災害・風水害・その他災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を必要とするものについて、迅速かつ計画的に実施する。

1 道路施設

道路管理者は、道路・橋りょう・道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公共占有物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の崩壊又は陥没等により、交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の崩壊又は陥没等で、これを放置することにより、二次被害を生じるおそれがあるもの

2 河川

河川管理者は、河川が地震災害・風水害・その他災害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。なお、市が管理を行う準用河川の災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要し、かつ市長から要請することで、権限代行制度により国（国土交通省）による支援を受けることができる。公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 護岸の破損で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防の決壊のおそれがあるもの
- (3) 護岸の脚部の洗堀で根固めをする必要があるもの
- (4) 埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

第2 ライフライン施設の復旧

【施設復旧部、水道部、秘書・広報部、市内鉄道事業者、東日本電信電話(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

災害時には、上・下水道施設、電力施設、電話通信施設、ガス施設、交通施設などのライフラインに被害が生じることが考えられるが、これらの諸施設は住民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。このため、一刻も早くこれら諸施設の機能を回復し、供給、運行等を再開することが必要である。

1 水道施設

復旧にあたって、配水調整等により順次給水可能区域を拡大しつつ、次により速やかに復旧に努める。

(1) 浄配水場施設の復旧順位

- ア 取水・導水・浄配水場施設
- イ 電気機械施設

(2) 管路における復旧順位

- ア 主要配水幹線として指定した給水上重要な管路
- イ 配水支管

ウ 給水装置(緊急病院、指定避難所、公共施設、福祉施設等の重要な施設)

以上の順に行うが、災害の状況、各施設の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の能力等を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を行う。

2 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が地震災害・風水害・その他災害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) ポンプ場施設の機能障害等の発生により、汚水流下に支障をきたし、住民生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 防災拠点と流域下水道を結ぶ路線の破損等による汚水流下に支障をきたすもの
- (3) 緊急輸送路下の管路破損等により、路面の陥没などの二次被害を招き、災害救援活動に支障をきたすもの
- (4) 避難地と流域下水道を結ぶ路線の破損等による汚水流下に支障をきたすもの

3 電力施設

復旧計画の策定及び実施にあたっては、次の表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

表 3-1-6 復旧の優先順位

設備名	復旧順位
送電設備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間発電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう)
配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所・指定避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 給電指令回線(制御・監視及び保護回線) 2 災害復旧に使用する保安回線 3 その他保安回線

4 電気通信設備

- (1) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これを積極的に協力する。

5 ガス施設

(1) 復旧計画の策定

ア 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に挙げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (ア) 復旧手順及び方法
- (イ) 復旧要員の確保及び配置
- (ウ) 復旧用資機材の調達
- (エ) 復旧作業の期間
- (オ) 供給停止需要家等への支援
- (カ) 宿泊施設の手配、食料等の調達
- (キ) その他必要な対策

イ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

(2) 復旧作業の実施

ア 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

イ 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- (ア) 高・中圧導管の復旧作業
 - a 区間遮断
 - b 漏えい調査
 - c 漏えい箇所の修理
 - d ガス開通
- (イ) 低圧導管の復旧作業
 - a 閉栓作業
 - b 被災地域の復旧ブロック化
 - c 復旧ブロック内の漏えい検査
 - d 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - e 本支管混入空気の除去
 - f 灯内内管の漏えい検査及び修理
 - g 点火・燃焼検査（給排気設備の点検）
 - h 開栓

(3) 再供給時事故防止措置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。この操作を誤ると思わぬ事故に結びつくため、下記のとおりの手順をもって慎重に行う。

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い、各設備の安全性を確認したのち、標準作業に基づいてガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家施設

各需要家の内管検査及びメーター個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

(4) 災害時における広報宣伝

ア 広報活動

(ア) 害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点においてその状況に応じた広報活動を行う。

(イ) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のため広報活動を行う。

イ 広報の方法

(ア) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知を行う。

また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

6 交通施設

交通施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、早急な復旧が望まれる。このため、各交通機関は、応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立てる。

第5節 災害復興計画の作成

表3-1-7 災害復興計画の作成に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害復興事業の実施 ② 災害復興計画の事前検討
総括部	① 災害復興本部の設置
情報・避難部	① 災害復興のための相互調整

災害復旧を進めると同時に、災害復興方針に基づき、被災地域の再建にかかわる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

第1 災害復興本部の設置

【総括部】

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて国・県・他市町村職員の派遣を要請する。

第2 災害復興計画の策定

【各部】

「（仮称）災害復興検討委員会」の策定した災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織し、復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受けて市街地開発事業、土地改良事業等を実施するものとする。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

1 （仮称）都市復興基本方針及び（仮称）都市復興基本計画の策定

本市は、災害復興方針に基づき市街地復興の基本的な考え方を示す「（仮称）都市復興基本方針」を策定するとともに、復興都市づくりの基本計画として、市街地復興に関する計画のうち「（仮称）都市復興基本計画」を策定する。

（仮称）都市復興基本計画の策定にあたっては、被災前の市街地の整備状況、建築物・都市基盤の被災状況、応急住宅対策、生活再建支援、地域経済復興支援などを踏まえ、被災市街地における復興事業の導入などまちづくりを行う地域の検討を行うと同時に、必要に応じて建築行為の制限等の区域指定等都市計画の検討を行う。

2 男女共同参画の視点に立った災害復興計画の策定

少子高齢化の急速な進展、単身世帯の増加などに伴い、地域課題が複雑さを増す一方で、活動の担い手の高齢化や固定化が指摘されている。地域のさまざまな課題の解

決に向け、男女がお互いに尊重し合い共に支え合うコミュニティを構築し、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進する必要がある。本市は、地域での災害復興・防災対策の取り組みにおいても、男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら進めていく。

また、性的少数者（性的マイノリティ）等多様な立場の方への配慮が必要である。

3 市街地復興事業のための行政上の手続

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災市街地において土地区画整理の必要が認められる場合において、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行うことができる。

(2) 被災市街地復興推進地域の指定

被災市街地において建築制限等の必要があると認められる場合においては、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域の指定を行うことができる。

4 災害復興事業の実施

(1) 専管部署又はプロジェクトチームの設置

本市は、災害復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。

(2) 災害復興事業の実施

本市は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第3 計画への市民の意向反映

【各部】

被災地の復旧・復興は、本市が主体となって市民の意向を尊重し、共同して計画的に行う。

1 復旧ニーズの把握

市民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映させる。

2 復興計画への反映

防災に強い街づくりを踏まえた復興計画は、市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定を進める。

3 復旧・復興分野への女性の参画の推進

復旧・復興の諸事業には、政策・方針決定過程への参画も含めた女性の参画を推進し、女性の意見を計画に反映させる。

第2章 民生安定のための措置

大規模な災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

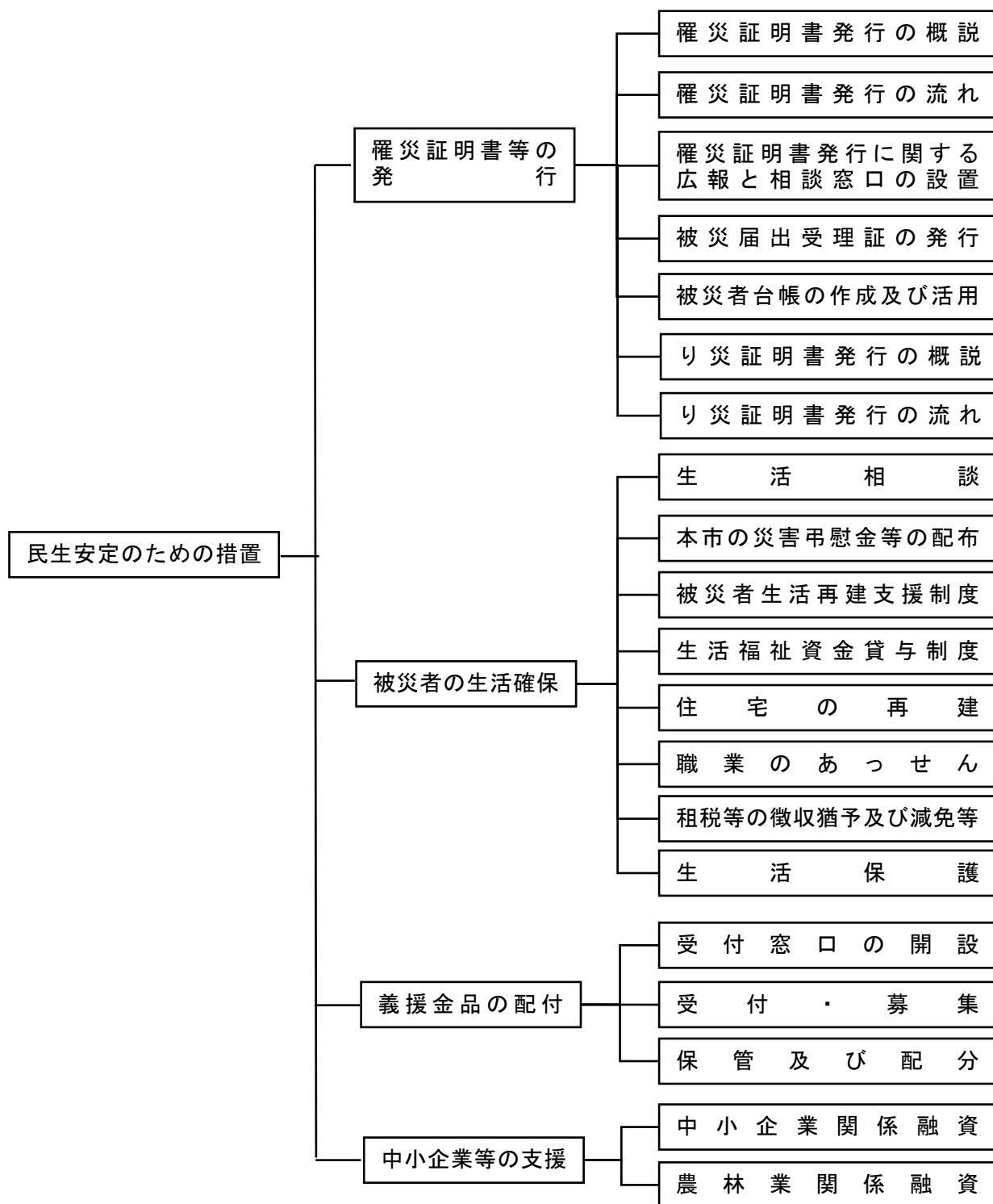


図3-2-1 民生安定のための措置に係る対策の体系

第1節 罹災証明書等の発行

表3-2-1 罹災証明書の発行に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 罹災証明書、被災届出受理証の発行事務の統括 ② 他自治体との協力体制の確立 ③ 他都市職員の支援派遣要請 ④ 被災情報の提供
秘書・広報部	① 罹災証明書等の発行に関する広報の実施
情報・避難部	① 被災情報の提供
財政・被害調査部	① 被災地域の航空写真の調達 ② 被災家屋調査の事前調査の実施 ③ 被災家屋調査員の確保 ④ 調査備品等の準備 ⑤ 被災家屋調査の全体計画の策定・実施管理 ⑥ 被災家屋調査の支援 ⑦ 被災家屋調査員の登録 ⑧ 被災家屋調査判定基準等の研修・教育の実施推進 ⑨ 調査備品等の備蓄
消防部	① 火災による罹災証明書の発行
各区	① 火災以外の罹災証明書、被災届出受理証の発行 ② 調査備品等の準備 ③ 被災家屋調査の実施 ④ 罹災台帳の作成・提出 ⑤ 罹災証明書発行に関する広報の実施 ⑥ 罹災証明書発行に関する相談窓口の設置 ⑦ 調査備品等の備蓄

罹災証明書及びり災証明書は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は消防署長が確認できる被害の程度について証明するものとする。

第1 罹災証明書発行の概説

【総括部、財政・被害調査部、各区】

罹災証明書発行の概説は、次のとおりである。

1 罹災証明書の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、住家及び非住家の次に掲げる被害の程度について証明する。

(1) 住家

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）並びに床上浸水及び床下浸水等の被害

(2) 非住家

損壊の有無並びに床上浸水（土間のみ非住家、束立のある非住家）、及び床下浸水等の被害

2 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、区統括班が担当するものとする。

3 罹災証明書の発行

罹災証明書は次に掲げる交付対象からの申請に基づき、前項の罹災証明書を発行することにより行うこととする。

- (1) 居住者であり、所有者（同居家族の所有・共有を含む）
- (2) 居住者（借家人）
- (3) 居住を伴わない所有者（同居家族の所有・共有を含む）
- (4) 管理者
- (5) 使用者

4 証明手数料

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

5 罹災証明書の様式

所定の様式による。

6 被害家屋の判定基準（上記1（1）に係わるもの）

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、「損害割合」により被害の程度を判定することを原則とする。

第2 罹災証明書発行の流れ

【総括部、情報・避難部、財政・被害調査部、各区】

罹災証明書の発行は次の流れで実施する。

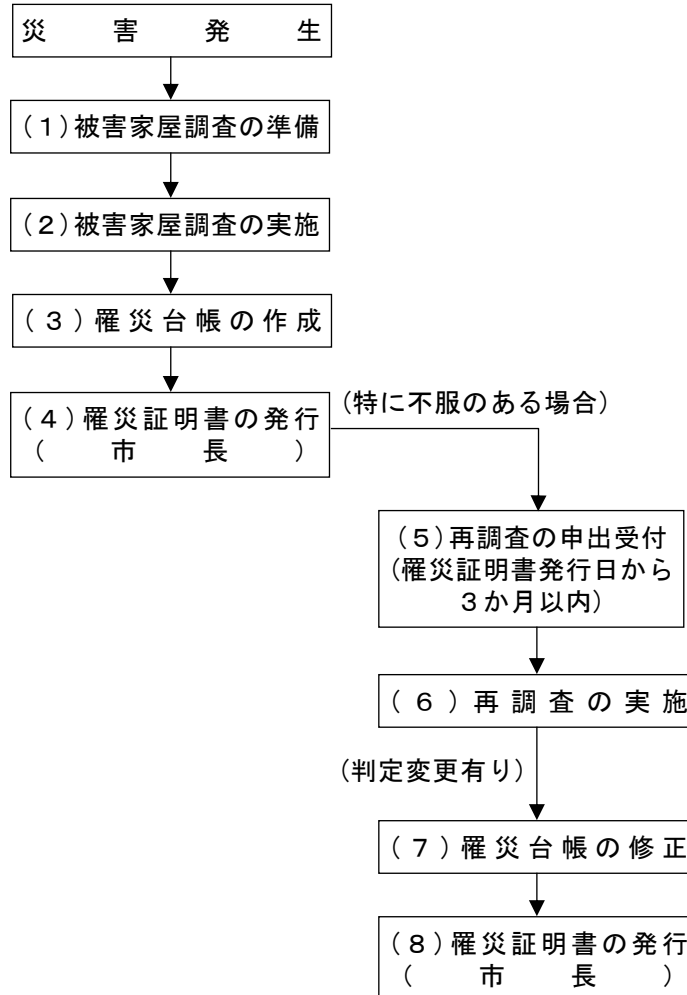


図3-2-2 罹災証明書発行の流れ

1 被災家屋調査の事前準備

財政・被害調査部及び各区は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、次の項目を実施する。

- (1) 調査統括班は、被害地域の航空写真を調達する。被災地の航空写真は、災害発生後3週間以内を目途に市内全域（縮尺1/1000）を調達する。
- (2) 調査統括班は、総括部（又は情報・避難部）からの情報を基に被害全体状況を把握するなど、事前調査を実施し、調査概要を検討して調査全体計画を策定する。
- (3) 調査統括班は、調査員を確保する。
 - ア 市職員の確保
 - イ ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
 - ウ 他部署への応援要請及び統括部本部班への県・他地方公共団体職員の派遣要請
 - エ 調査班編成と調査地区割りの検討

(4) 被害調査班は、調査備品等を準備する。

ア 調査携帯品（調査票、筆記用具、携帯電話、傾斜計、メジャー等）の調達、準備

イ 調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）

ウ 調査員運搬用車両の確保

なお、車両が不足する場合、被害調査班は、調査統括班を通じて管財班に配車を要請し、市全体で効率的な車両の活用を図る。

2 被災家屋調査の実施

被害調査班は、次の要領で調査を実施する。

(1) 概略工程

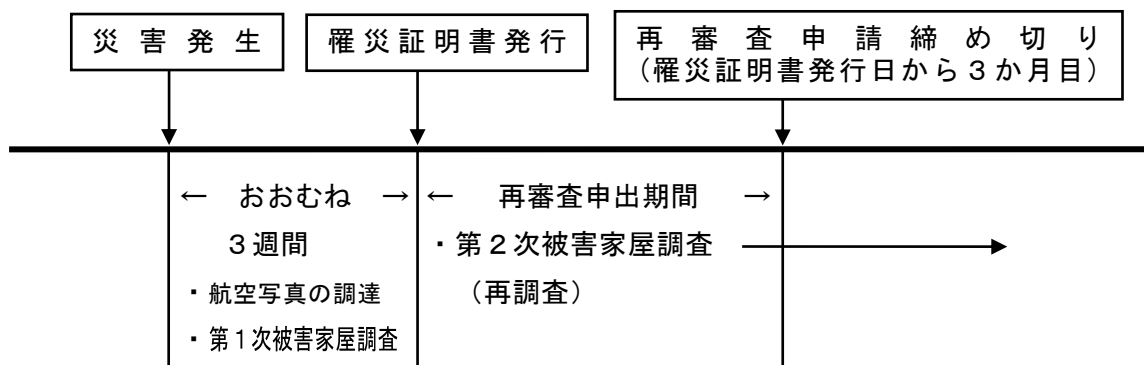


図 3-2-3 被災家屋調査の概略工程

(2) 調査方法

ア 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

イ 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申出に基づき、2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

(3) 調査体制

ア 人員：2人1組

イ 調査員：市職員（税務担当職員）、ボランティア調査員（民間建築士等）等

ウ 支援：被害調査班は、必要がある場合は調査統括班に応援要請をする。

3 罹災台帳の作成

被害調査班は、罹災証明書発行の基本台帳となる罹災台帳を作成する。罹災台帳には、被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積する。

4 罹災証明書の発行

総括部総務班は、罹災証明書の発行事務を統括する。区統括班は、申請のあった被災者に対し、罹災証明書を発行するものとする。

5 再検査の申出と再調査の実施

被災者は、罹災証明書の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかつた家屋について、罹災証明書発行日から3か月以内の期間であれば再調査を申出ることができる。なお、2次調査後の再調査は原則として1回とする。

申出のあった家屋に対し、被害調査班は迅速に再調査を実施し、判定変更があった場合は罹災台帳を修正する。

区統括班は、再調査の結果を被災者に連絡するとともに、判定変更があった場合、罹災証明書を発行する。

6 罹災証明書の発行期間

罹災証明書の発行期間は、災害発生日から6か月以内とする。ただし、災害の規模や被害状況により期間を延長することができる。

なお、病気・怪我のため入院・療養していた方や市外に避難していた方等で、罹災証明書の申請が困難だった方については、相談に応じるものとする。

第3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

【総括部、秘書・広報部、各区】

総務班及び区統括班は、広報班を通じて、罹災証明書に関する市民広報を実施するとともに、報道機関への情報提供により被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、地震災害・風水害・その他災害後に実施される被災建築物応急危険度判定と被災宅地危険度判定、被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、罹災証明書に関する相談窓口を各区役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

なお、大規模災害時は被災者に更なる負担をかけないように、火災による罹災証明書の発行も含めて窓口を一本化（区役所等）する等、研究する。

第4 被災届出受理証の発行

【総括部、各区】

次に掲げるいずれかの場合は、被害の程度ではなく、被災届出を受理したことを証明する「被災届出受理証」を必要に応じて発行する。

なお、総括部及び各区は、申請の受付、受理証の発行等を速やかに行うよう努める。

- (1) 住家及び非住家が被災した場合であって既に改修等により被害が確認できない場合
- (2) 住家及び非住家以外のものが被災した場合

第5 被災者台帳の作成及び活用

【総括部、各部、各区】

被災者ごとの情報や援護の実施状況等、各種援護の漏れや同種の支援・各種手続きの重複等を回避できるよう、被災者に関する情報を一元的に管理する被災者台帳の活用について検討し、被災者支援業務の迅速・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第6 り災証明書発行の概説

【消防部】

1 り災証明を行う者

火災によるり災証明は、消防署長が行うものとし、各署所が担当するものとする。

2 り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋、車両及び物件の所有者、管理者及び占有者の申請に基づき、前項の消防署長が作成し発行するものとする。

各署所は、り災状況一覧表に基づき、申請のあった被災者（り災者）に対し、火災によるり災証明書を発行するものとする。

3 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

4 り災証明書の様式

所定の様式による。

5 り災状況一覧表の作成

各署所は、り災状況記録票を活用し、り災証明書発行の基本台帳となるり災状況一覧表を作成する。

6 り災証明書の発行期間

り災証明書の発行期間は、指定しないものとする。

第7 かり災証明書発行の流れ

【消防部】

かり災証明書の発行は次の流れで実施する。

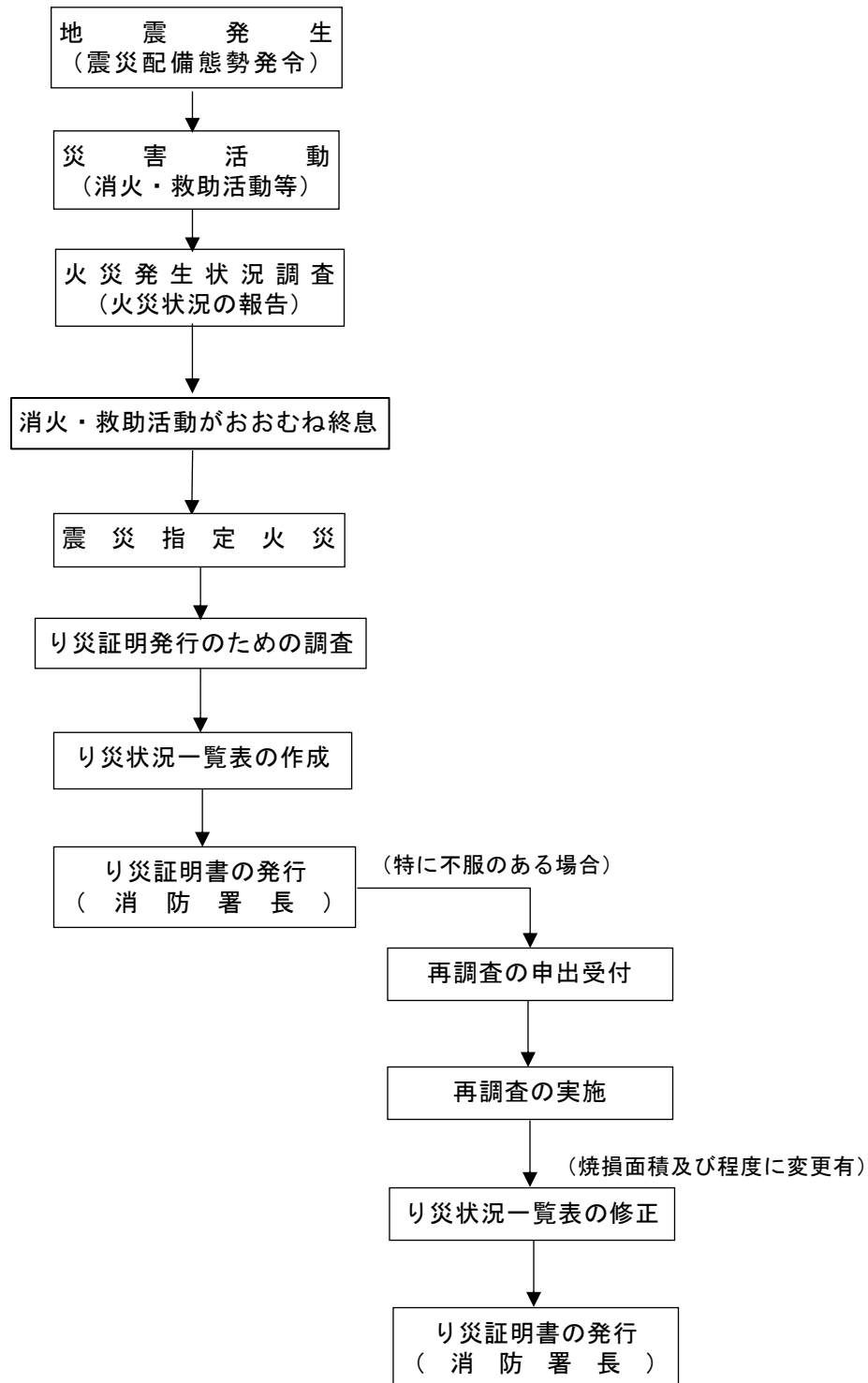


図3-2-4 かり災証明書発行の流れ

第2節 被災者の生活確保

表3-2-2 被災者の生活確保に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 各種相談窓口の設置
財政・被害調査部	① 市税の徴収猶予及び減免
福祉部	① 災害弔慰金、災害障害見舞金の配布 ② 災害援護資金の貸付 ③ 災害見舞金等の配布 ④ 被災者生活再建支援金の配布 ⑤ 地震保険等災害保険の普及促進 ⑥ 生活福祉資金の貸付 ⑦ 被災者の生活保護法に基づく保護の実施 ⑧ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支援金等の配布
経済部	① 離職者の状況把握と関係機関への報告 ② 臨時職業相談窓口の開設
施設復旧部	① 民間住宅再建への支援
各区	① 災害弔慰金、災害障害見舞金の配布 ② 災害援護資金の配布 ③ 災害見舞金等の配布 ④ 被災者生活再建支援金の配布 ⑤ 国民年金の免除申請の受付 ⑥ 国民健康保険の免除申請の受付 ⑦ 被災者の市税の相談、徴収猶予及び減免等 ⑧ 後期高齢者医療制度の一部負担金や保険料の減免 ⑨ 介護保険料の減免

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の配布、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずるものとする。

第1 生活相談

【各部、各区】

各機関の実施する生活相談は、次のとおりとする。

1 市役所・各区役所

被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

特に、被災女性に対しては、専用の相談窓口を設置し、女性への配慮を心がける。

2 指定避難所等での相談所開設

指定避難所等に相談窓口を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。

相談窓口の設置に際しては、被災女性のための専用窓口の設置など、女性への配慮を心がける。

3 ライフライン各事業者

市民生活の早期回復に協力するため、安全設備普及のための指導・相談及び復旧の

ための指導・相談等を実施する。

第2 本市の災害弔慰金等の配布

【福祉部、各区】

本市は、さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例及び条例施行規則により、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸付けを行う。

また、さいたま市災害見舞金等支給条例及び条例施行規則により災害見舞金・災害弔慰金の支給を行う。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金（さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例）

表 3-2-3 災害弔慰金、災害障害見舞金（受付窓口：区福祉課）

災害弔慰金、災害障害見舞金		
災害弔慰金	支給対象	市民が災害により死亡した場合
	支給額	主たる生計者が死亡した場合 5,000,000円 それ以外の者が死亡した場合 2,500,000円
災害障害見舞金	支給対象	災害による負傷・疾病により精神、身体に障害が発生した場合
	支給額	主たる生計者に発生した場合 2,500,000円 それ以外のものに発生した場合 1,250,000円
支給の制限	災害弔慰金は、次に該当する場合には支給しないものとする。 1 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条で規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合	

2 災害援護資金（さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例）

表3-2-4 災害援護資金（受付窓口：区福祉課）

災害援護資金										
貸付対象	1 被災日現在で、市内に居住の世帯 2 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊・流出 3 世帯員数に対する市町村民税における前年分の世帯の総所得金額が下欄の額以内の世帯									
	<table border="1"> <tr> <td>1人</td> <td>2,200,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>4,300,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>6,200,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>7,300,000円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>7,300,000円に世帯人員が1人増すごとに300,000円を加算した額 ※ただし、住居が滅失した場合は、12,700,000円に緩和</td> </tr> </table>	1人	2,200,000円	2人	4,300,000円	3人	6,200,000円	4人	7,300,000円	5人以上
1人	2,200,000円									
2人	4,300,000円									
3人	6,200,000円									
4人	7,300,000円									
5人以上	7,300,000円に世帯人員が1人増すごとに300,000円を加算した額 ※ただし、住居が滅失した場合は、12,700,000円に緩和									
貸付区分及び限度額	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 (1) 当該負傷のみ 1,500,000円 (2) 家財の3分の1以上の損害 2,500,000円 (3) 住居の半壊 2,700,000円（※3,500,000円） (4) 住居の全壊 3,500,000円 2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合 (1) 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 (2) 住居の半壊 1,700,000円（※2,500,000円） (3) 住居の全壊（エの場合を除く） 2,500,000円（※3,500,000円） (4) 住居の全体の滅失又は流失 3,500,000円 ※被災した住居を建て直すに当たり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、()内の金額とする。									
貸付条件	1 償還期間：10年（据置期間を含む） 2 据置期間：3年（特別の事情がある場合は、5年） 3 償還方法：年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 4 貸付利率 (1) 保証人有の場合：無利子 (2) 保証人無の場合：年1%（据置期間中は無利子）									

3 災害見舞金等（さいたま市災害見舞金等支給条例）

表3-2-5 災害見舞金等（受付窓口：区福祉課）

災害見舞金等			
支給対象者	1 市民が災害により住居に損害を受けた場合 2 災害により死傷した場合 3 被害を受けた世帯の世帯主又は遺族に対して支給		
支給額	1 住居の損害	(1) 全焼、全壊、流失	ア 1世帯当たり 30,000円 イ 1人当たり 20,000円 アとイの合計額
		(2) 半焼、半壊、床上浸水	ア 1世帯当たり 20,000円 イ 1人当たり 10,000円 アとイの合計額
	2 死傷	(1) 死亡した場合	1人につき 100,000円
		(2) 重傷の場合	1人につき 50,000円
支給の制限	見舞金等は、次に該当する場合には全部又は一部を支給しないものとする。 1 災害による被害が一時的に多数生じたとき 2 災害による被害が、その被害を受けた者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき 3 災害による死亡がその死亡者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき 4 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条の規定に基づき災害弔慰金が支給されるとき		

第3 被災者生活再建支援制度

【福祉部、施設復旧部、各区】

地震災害・風水害・その他災害等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。なお、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 被災者生活再建支援制度の概要

表3-2-6 被災者生活再建支援制度の概要（被災者生活再建支援法）
（受付窓口：区福祉課）

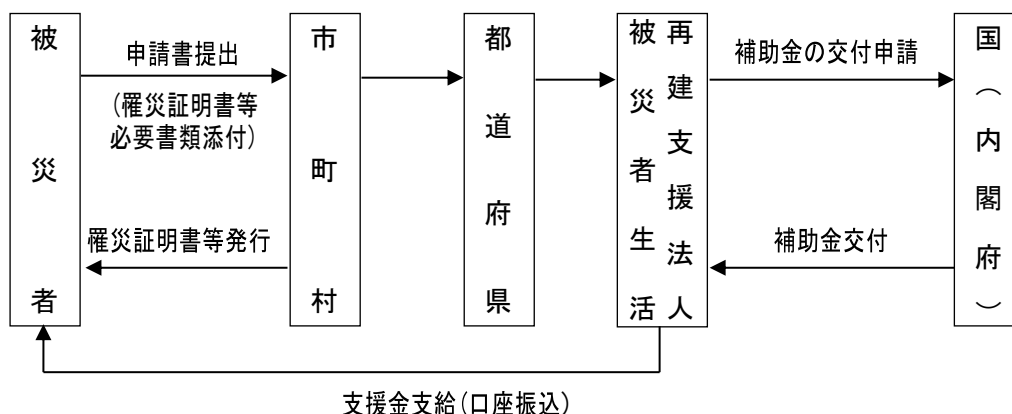
被災者生活再建支援制度の概要					
1 目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。				
2 対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)				
3 対象被害災害の規模	政令で定める自然災害 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 (3) 県において100以上の住宅が全壊した自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口100,000人未満に限る）における自然災害				
4 支援対象世帯	住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊し、又は、敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により当該住宅を解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）				
5 支援金の支給額		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
	①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円	

被災者生活再建支援制度の概要	
	※世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3/4の額) ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合の支援金合計額は、それぞれ住宅を建設・購入又は補修の額
6 支援金の支給申請	(1) 申請窓口 区福祉課 (2) 申請時の添付書類 ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） (3) 申請期間 ア 基礎支援金：災害発生の日から13月以内 イ 加算支援金：災害発生の日から37月以内

2 支援金の支給事務

表3-2-7 支援金の支給事務

支援金の支給事務	
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 5 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
県	1 被害状況のとりまとめ 2 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 3 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	1 国への補助金交付申請等 2 支援金の支給 3 支給申請書の受領・審査・支給決定 4 申請期間の延長・報告
国(内閣府)	1 被災者生活再建支援法人への補助金交付等



(注) 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している

図3-2-5 支援金の支給手続き

3 地震保険等災害保険の活用

地震保険等災害保険は、地震災害・風水害・その他災害等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震災害・風水害・その他災害における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、本市及び県は、その制度の普及促進に努める。

4 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

被災者生活再建支援法等の対象とならない被災者を救済するため、県及び県内市町村が共同で支援を行う。

表3-2-8 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要（受付窓口：区福祉課）

支援金の支給事務	
埼玉県・市町村半壊特別給付金（被災者生活再建支援法及び災害救助法の補完）	支援法が適用されない半壊世帯で、かつ、災害救助法の救助の対象とならない場合に、特別給付金を支給する。 1 支援の対象となる被災世帯 自然災害で住宅が半壊し、自ら補修又は賃借した世帯 2 支援金の額 最高50万円（単数半壊世帯の場合、最高37.5万円）
埼玉県・市町村生活再建支援金（被災者生活再建支援法の補完）	支援法が適用されない全壊世帯等に対して、法と同様の支援金を支給する。 1 支援の対象となる被災世帯 自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊又は中規模半壊した世帯（やむを得ず解体した半壊世帯を含む） 2 支援金の額 最高300万円（住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給）
埼玉県・市町村家賃給付金（災害救助法の補完）	特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。 1 支援の対象となる被災世帯 自然災害で住宅が全壊した世帯で、「特別な理由」 ^(注) により民間賃貸住宅に入居した世帯 （注）通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られるなど 2 給付金の額 1世帯当たり月6万円（5人以上の世帯は月9万円）を限度に最長12か月の金額

第4 生活福祉資金貸付制度

【福祉部、各区】

埼玉県社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立更正の資金として、生活福祉資金（福祉資金－福祉費）を、低所得世帯を対象に貸付ける。

このうち、災害を受けたことにより臨時に必要な経費は、次のとおりである。

表3-2-9 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金福祉費の貸付
（受付窓口：市社会福祉協議会各区事務所）

災害を受けたことにより臨時に必要な経費	
貸付限度	1,500,000円以内 住宅の増改築補修等に必要な経費2,500,000円以内
貸付条件	償還期間：6月の据置期間経過後7年以内

第5 住宅の再建

【施設復旧部】

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅再建へ向けての次の支援を行う。

1 相談・情報提供の実施

災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定による災害復興住宅資金等の融資情報を提供する。

(1) 住宅総合相談窓口の設置

ア 場所：市役所

イ 体制：本市、弁護士、税理士等の専門家や各専門機関等の協力を得て相談窓口の設置を検討し、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。
なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。

(2) 住宅情報等の提供

広報紙、掲示板等の様々な媒体を活用して、災害復興住宅融資など、住宅に関する様々な情報を提供する。

第6 職業のあっせん

【経済部】

災害によって離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。本市は、離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談窓口の開設を要請する。

第7 租税等の徴収猶予及び減免等

【財政・被害調査部、福祉部、各区】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に実施する。

1 市税の徴収猶予及び減免

市長は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

なお、国税及び地方税について国及び県では、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置が災害の状況に応じて実施される。

2 国民年金

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所宛に免除申請する。

3 国民健康保険

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

また、災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

4 後期高齢者医療

被保険者又は主たる生計維持者が、災害により家財又はその他財産について著しい損害を受け、保険料を納付することが困難である場合は、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の減免及び徴収猶予の申請受付を行う。

5 介護保険

被保険者又は主たる生計維持者が、災害によりその者の所有に係る住宅又は日常使用する家財その他の財産について著しい損害を受けた場合、介護保険料の減免、及び介護サービス費等の利用者負担額を減免する。

第8 生活保護

【福祉部】

被災者の恒久的生活確保のため本市及び県は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置を講ずる。

第3節 義援金品の配付

表3-2-10 義援金品の配付に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部	① 義援金品の募集に関する広報 ② 義援金の収納額及び使途等に関する広報
財政・被害調査部	① 義援金の保管
福祉部	① 義援金品の受付窓口の設置 ② 委員会の設置 ③ 義援金の配付 ④ 義援金の配分状況についての委員会への報告

市民、他都道府県民及び企業等から本市に寄託された被災者あての義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、本市と関係機関で構成される委員会を設置し、義援金品の受付、保管、事務分担等に関する計画を定める。

第1 受付窓口の開設

【福祉部】

本市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受付けるほか、銀行等に市本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受付ける。

第2 受付・募集

【秘書・広報部、福祉部】

義援金品の受付・募集は次の要領で実施する。

1 義援金品の受付

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(3) 委員会への報告

義援金品の受付状況については、委員会に報告する。

2 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て、広く広報を実施し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

第3 保管及び配分

【財政・被害調査部、福祉部】

財政統括班は送金された義援金を保管し、福祉部は委員会の配分計画に基づき配分する。

- 1 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。
- 2 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議する。
- 3 配分基準は、委員会で協議した結果を踏まえ、市が定める。
- 4 福祉統括班は、市が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- 5 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- 6 被災者に対し、ホームページへの掲載等により義援金の配分について広報する。
- 7 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

8 福祉統括班は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

第4節 中小企業等の支援

表3-2-11 中小企業等の支援に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
経済部	① 被災した中小企業への融資に関する県への要請 ② 資金需要の把握 ③ 中小企業者に対する融資制度の周知 ④ 農林業者又は団体に対する復旧の促進及び資金の融資

災害により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、本市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

第1 中小企業関係融資

【経済部】

本市は県と連携を図り、災害により被災した中小企業に対し、次の措置を実施する。

1 埼玉県への要望

県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施したり、また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

本市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

表3-2-12 中小企業関係融資

中小企業関係融資	
1	被災中小企業に対する復興資金の貸付
2	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の特例
3	中小企業金融公庫の災害貸付
4	国民金融公庫の災害貸付
5	商工組合中央金庫の貸付

第2 農林業関係融資

【経済部】

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。

また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

表3-2-13 農林業関係融資

農林業関係融資	
1	天災融資法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者に必要な資金の融資
2	農林漁業金融公庫法による融資
3	埼玉県農業災害対策特別措置条例による融資

第4部 災害時広域応援・受援計画

第1章 災害時受援計画

災害対策本部設置を要する規模の災害が発生した場合には、本市や防災関係機関のみで対応していくことには限界があり、国、県、他自治体、民間団体等からの人的支援、支援物資、資器材等の支援が必要である。

また、さいたま市業務継続計画【自然災害対策編】において、非常時優先業務である災害対策業務の実施に当たり、災害発生直後の初期段階だけでなく、長期的にも人員不足となることが明らかである。非常時優先業務を適切に実施するためには、外部からの応援職員等を適切に受け入れることが重要となる。

そのため、迅速かつ的確な対策の実行の観点から、早期に支援要請を行うことが重要である。

また、支援要請にあたっては、「支援を求める内容が明らかでない」場合や、「災害救助法の適用が決定されていない」などの事務的な要因がある場合でも、被災市民の生命と安定の確保の観点から、早く支援要請を行うことも念頭に置き、対応することが求められる。

これらの支援が円滑に受け入れられ、活用されるよう、以下の視点を基本とし、あらかじめ受援計画を定める。

- 1 人的支援受入れに係る役割分担の明確化
- 2 物資の調達や物流に係る受援体制の整備
- 3 受援対象業務を特定し、迅速に応援要請できる準備

さらに、支援受入れが長期にわたる場合、本市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。

また、食糧の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

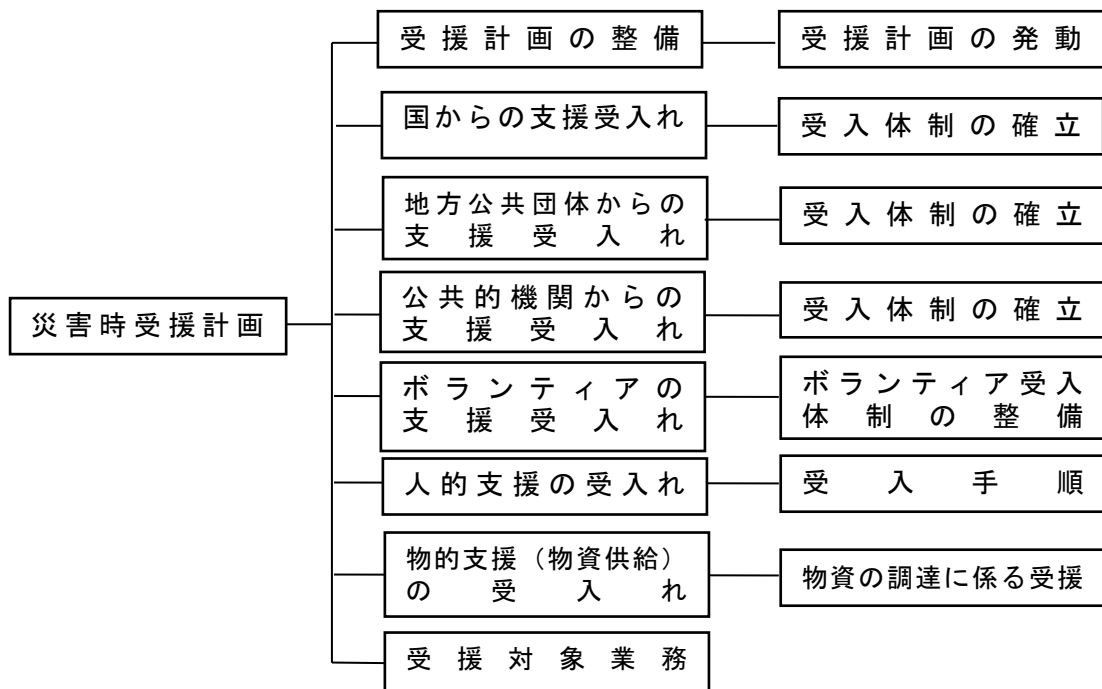


図4-1-1 災害時受援に係る計画の体系

第1節 受援計画の整備

第1 受援計画の発動

1 発動要件

(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合^(注)

(注)「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」の適用判断は、震度6弱以上の地震が観測された場合とされているため、他の地方公共団体等から先遣隊が派遣されることが想定される。

(2) その他、大規模な災害が発生し、市本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

2 本市の受援体制

(1) 基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部（以下「受援部」という。）において実施する。

また、危機管理センター内に総括部及び受援部の担当者と構成する「受援チーム」を設置し、受援対応・調整を行う。

(2) 担当者の設置

応援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、総括部及び受援部に担当者を設置する。

ア 総括部

応援に関する全体調整を担当する者を設置し、地方公共団体・自衛隊への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。あわせて、受援チームの設置・運営・調整を行う。

イ 受援部

(7) 指揮命令者

応援職員等^(注)に対して、業務に関する指揮命令を行う者

(注) 応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員などをいう。

(イ) 受援担当者

応援職員等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者

(ウ) 受援チーム担当者

応援職員等の受入れに関して、受援チームにおいて対応・調整等を行う者

第2節 国からの支援受入れ

表4-1-1 国からの支援受入れに係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 国への支援要請及び連絡調整 ② 支援受入れの統括及び各部との連絡調整 ③ I S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）との連携に関する事
物流オペレーションチーム	① 支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ② 輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請に関する事
情報・避難部	① 国への陳情・要望の伝達
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理 ② 支援物資集積場の開設及び閉鎖
保健衛生部	① 保健・医療に係る国への支援要請 ② ペット同行避難に係る国への支援要請
経済部	① 災害時支援物資輸送拠点、広域拠点備蓄倉庫の開設、運営の協力 ② 被災した中小企業の金融支援に係る国への要請に関する事
施設復旧部	① 国等関係機関との連絡調整に関する事
会計部	① 財政統括班、経済統括班、契約・物資受入班との連絡調整
各部	① 応援要請に関する事 ② 応援職員の受入れ並びに受援の実施に関する事
受援チーム	① 自衛隊への応援要請に関する事 ② 応援要請の統括に関する事 ③ 応援職員等の受入れに関する事

第1 受入体制の確立

【総括部、情報・避難部、財政・被害調査部、保健衛生部、
経済部、施設復旧部、会計部、各部、受援チーム】

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。そのため本市は、県との相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第3節 地方公共団体からの支援受入れ

表4-1-2 地方公共団体からの支援受入れに係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 県、他市町村への支援要請及び連絡調整 ② 支援受入れの統括及び各部との連絡調整
物流オペレーションチーム	① 支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ② 輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請に関する事
情報・避難部	① 県への陳情・要望の伝達
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理 ② 支援物資集積場の開設及び閉鎖
保健衛生部	① 保健・医療に係る県その他への支援要請 ② 他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整 ③ ペット同行避難に係る県その他への支援要請 ④ 他の地方公共団体・各団体等からの獣医療従事者並びに獣医療ボランティアの受入れ及び調整
経済部	① 災害時支援物資輸送拠点、広域拠点備蓄倉庫の開設、運営の協力 ② 被災した中小企業の金融支援に係る県への要請に関する事
復旧計画部	① 他の地方公共団体・各団体等からの被災宅地危険度判定士の受入れ及び調整
施設復旧部	① 他都市への支援受入れ及び調整
会計部	① 財政統括班、経済統括班、契約・物資受入班との連絡調整
消防部	① 他市町村等からの支援受入れ及び調整
水道部	① 日本水道協会、協定水道事業者及び県への支援要請及び連絡調整 ② 他水道事業者からの支援受入れ及び調整
各部	① 応援要請に関する事 ② 応援職員の受入れ並びに受援の実施に関する事
受援チーム	① 地方公共団体への要請に関する事 ② 応援要請の統括に関する事 ③ 応援職員等の受入れに関する事

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れる必要がある。

第1 受入体制の確立

【総括部、財政・被害調査部、保健衛生部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、会計部、消防部、水道部、各部、受援チーム】

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び本市が連携し、体制を確立する必要がある。

1 受け入れる支援体制の種類

表4-1-3 受け入れる支援体制の種類

(1) 法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ
(2) 応急対策職員派遣制度、その他の国等が関与する全国的に行われる仕組みによる支援受入れ
(3) 九都県市からの支援受入れ
(4) 21大都市からの支援受入れ
(5) 指定都市市長会からの支援受入れ
(6) その他協定等に基づく都道府県、市町村、企業からの支援受入れ
(7) 自衛隊からの支援受入れ
(8) 医療機関からの支援受入れ
(9) ボランティアからの支援受入れ

2 受入体制の整備

原則的には支援の受入れについては、市で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制整備の検討を行う。

- (1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- (2) 他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有を行う。
- (3) 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

第4節 公共的機関からの支援受入れ

表4-1-4 公共的機関からの支援受入れに係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 支援受入れの統轄及び各部との連絡調整
物流オペレーションチーム	① 支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ② 輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の支援要請に関すること
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理 ② 支援物資集積場の開設及び閉鎖
市民部	① 災害ボランティアセンター設置・運営支援に係る関係団体との連携
保健衛生部	① 他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整 ② 日本赤十字社との連絡調整 ③ 他の地方公共団体・各団体等からの獣医療従事者並びに獣医療ボランティアの受入れ及び調整 ④ 獣医師会及び動物取扱業者等との連絡調整
福祉部	① 社会福祉協議会及び社会福祉事業団との連絡調整
経済部	① 災害時支援物資輸送拠点、広域拠点備蓄倉庫の開設、運営の協力
会計部	① 財政統括班、経済統括班、契約・物資受入班との連絡調整
県	① 支援受入れに関する支援、連絡調整
各部	① 応援要請に関すること ② 応援職員の受入れ並びに受援の実施に関すること
受援チーム	① 応援要請の統括に関すること ② 応援職員等の受入れに関すること

第1 受入体制の確立

【総括部、財政・被害調査部、市民部、保健衛生部、福祉部、
経済部、会計部、県、各部、受援チーム】

本市は、公共的機関の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

1 本市が行う対策

その区域内又は公共的機関に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 公共的機関と活動の例示

(1) 公共的機関

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

(2) 求められる公共団体の協力活動の例

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、互いに関係機関に連絡すること
- イ 災害時における本市の広報活動に協力すること
- ウ 出火防止及び初期消火に協力すること
- エ 避難誘導及び指定緊急避難場所・指定避難所内での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊き出し及び支援物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること
- ク 動物救護に関すること

第5節 ボランティアの支援受入れ

表4-1-5 ボランティアからの支援受入れに係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
市民部	① 災害ボランティアセンターの設置
各部	① 専門ボランティアの受入れ・派遣状況の把握
各区	① 区災害ボランティアセンターの設置

大規模な災害が発生した場合には、全国から集まるボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる必要がある。

第1 ボランティア受入体制の整備

【市民部、各部、各区】

市は、地域以外からのボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、

さいたま市社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部、県社会福祉協議会などと連携し、市災害ボランティアセンターの受入体制を整備する。

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

本市は、必要があると認めたとときに市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受入体制を整備する。

また、市内で甚大な被害が発生し、区にも災害ボランティアセンターが必要と認められる場合は、被害が甚大な区に区災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアのコーディネートを行う。災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が市と協力して行う。

2 ボランティアの種別

表4-1-6 ボランティアの種別

種別	資格・職能
一般ボランティア	被災者のボランティアニーズに合わせて活動する個人・団体 (以下の資格、職能に基づいて活動をする者を除く。)
専門ボランティア	<p>特殊な資格、職能を有している者(担当部)</p> <p>①医師(保健衛生部) ②看護師(保健衛生部) ③保健師(保健衛生部) ④薬剤師(保健衛生部) ⑤歯科医師(保健衛生部) ⑥歯科衛生士(保健衛生部) ⑦栄養士(保健衛生部) ⑧精神保健福祉士(保健衛生部) ⑨臨床心理士(保健衛生部) ⑩応急危険度判定士(施設復旧部) ⑪被災宅地危険度判定士(復旧計画部) ⑫外国語翻訳・通訳(経済部) ⑬獣医師(保健衛生部)</p> <p>資格・職能を有している者(担当部)</p> <p>①アマチュア無線技士(総括部) ②大型運転免許所有者(施設復旧部) ③オペレーター(施設復旧部) ④手話通訳(福祉部) ⑤建設作業員(施設復旧部) ⑥被災家屋調査員(財政・被害調査部) ⑦その他(各部)</p>

(注) 災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。
そこで、各部・関係団体等は専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

第6節 人的支援の受入れ

第1 受入手順

1 応援要請

(1) 要請の決定

ア 各部は、非常時優先業務の実施に当たり、対応職員が不足する場合には、応援要請の必要性について各部の長が判断するものとする。

イ 各部の長は、応援要請の必要性を判断した場合は、受援チームに報告するとともに、担当者を受援チームに派遣するものとする。

ウ 応援要請の決定については、災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)で協議を行い、本部長が決定するものとする。

なお、緊急、その他の事情により本部員会議を開催できない場合は、会議を開催せずに本部長が決定する。

(2) 要請の実施

- ア 地方公共団体及び自衛隊への応援要請は、受援チームが行うものとする。
- イ 災害時応援協定（民間団体）を各部で締結している場合は、各部の長が要請するものとする。
なお、総括部が締結している災害時応援協定（民間団体）についても、所管各部の長が要請するものとする。
- ウ 応援要請を行う場合は、「要請内容・担当者名・連絡先・集合場所」等について、応援団体に電話等で連絡をとり要請を行うとともに、要請文書を提出するものとする。
なお、応援要請を行った場合には、受援チームに報告するものとする。

(3) 本部員会議への報告

受援チームは、各部からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況について、本部員会議に報告するものとする。

2 受入れの準備

(1) 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則として受援部で準備することとする。ただし、特殊な業務に係る資機材（自動車など）については、応援職員等に持参してもらいよう要請するものとする。

(2) 要請する業務内容・手順等の準備

受援部は、要請する業務内容・手順等を整理しておくこととする。マニュアル等を作成している場合は、配布することができるよう準備しておくものとする。

(3) 活動拠点の確保

応援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各部において各部の所管施設を活用して確保することとする。

(4) 宿泊場所及び食料等の確保

- ア 応援職員等の宿泊場所については、応援団体が自ら確保することを原則とするが、応援団体による確保が困難な場合は、各部において各部の所管施設を活用するなどして確保するものとする。
- イ 応援職員の食料・飲料水についても、応援団体が自ら確保することを原則とするが、応援団体による確保が困難な場合は、各部において必要数等を取りまとめて、総括部に要請し調達するものとする。

3 受入れ

(1) 応援職員等の受付

受援チーム又は受援部にて受付を行うこととする。その際、応援職員等の「団体名・氏名・活動内容・活動期間・宿泊場所」等を明記した応援職員名簿を作成するものとする。

(2) 受入れの報告

- ア 受援部にて応援職員等を受け入れた場合、受援チームに「団体名・氏名・人

数・活動内容・活動期間」を報告するものとする。

イ 受援チームは、市全体の応援職員等の受入状況を取りまとめ、本部員会議に報告することとする。

(3) 業務の実施

ア 受援部は、応援職員等が行う業務の内容や手順について、説明を行うこととする。

なお、原則として、毎日ミーティングを実施し、業務内容の指示や情報共有に努めるものとする。

また、業務の進捗状況を把握し、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討するものとする。

イ 応援職員等の交代に係る対応

(ア) 受援部は、応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮するものとする。

(イ) 受援部は、応援職員等の交代のつど、応援職員名簿を更新を行うこととする。

4 受援の終了

(1) 受援終了の判断・決定

ア 受援部は、受援対象の業務の終了、又は、業務に必要な職員が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合、応援団体と連絡調整を行い、受援終了の判断を行い、各部の長が決定することとする。

イ 受援部は、受援を終了した場合、受援チームに報告するものとする。

ウ 受援チームは、各部からの情報を集約し、本部員会議に報告し、本部員会議において本災害における受援終了時期を決定する。

5 応援の申し出への対応

(1) 外部から、応援の申し出があった際には、災害対策に係る事務分掌に基づき、当該業務を所管する各部の長が、団体との連絡調整や受援の判断を行うものとする。

なお、応援内容が複数の部の所管に係る場合は、受援チームで対応する。

(2) 申し出に基づいて応援を受け入れた場合においても、本市から応援要請を行った場合と同様の手順で行う。

第7節 物的支援（物資供給）の受入れ

第1 物資の調達に係る受援

災害が発生した場合、本市は、指定避難所の避難者や避難所以外の場所に滞在する被災者に対して、食糧、毛布等その他の生活関連物資を供給する。

発災から3日間に必要となる最低限の物資について、備蓄整備を行っているが、避難生活の長期化、物流の復旧に時間がかかった場合、物資が不足することが想定される。

物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務は、本市の職員の通常業務とは異なっていること、また、過去の災害において必要な物資の不足、集積場所に物資が滞留することで、避難所への配送が滞るなどの混乱が生じる。

そこで、物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

1 物資の調達に係る受援

(1) 県からの物資の受入れ

ア 県の防災供給に関する基本的な考え方（「埼玉県地域防災計画」より）

(7) 備蓄物資

県では、市町村を補完する立場から飲料水、食糧、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

(イ) 国等からの物資の調達

国においては、県からの要請を待たずにプッシュ型により、県が開設する物資拠点（熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園））に緊急輸送することとしている。

また、県は市町村が開設する集積場所に搬入することとしている。

（注）国の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、国は県の防災活動拠点である熊谷スポーツ文化公園まで物資を輸送する。

また、県は、市町村が開設する集積場所まで物資を輸送することとしている。

イ 県の広域物資拠点（「埼玉県地域防災計画」より）

広域物資輸送拠点とは、国等からの物資を受入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資拠点候補地の中から選定する。

表 4-1-7 埼玉県広域受援計画で規定する広域物資拠点候補地

種別		備考
県有施設	防災基地	・ 5 基地 集配で屋内施設面積が不足する場合は、テント等で対応。
	大規模施設	・ 埼玉スタジアム 2002 公園
民間施設	民間倉庫	・ 県と埼玉県倉庫協会との協定に基づき指定する 30 倉庫。
	災害時応援物流団地	・ 県と災害時応援協定を締結する卸売団地 4 か所。
	佐川急便(株) 県内営業所	・ 県と佐川急便(株)北関東支店との協定に基づき、県内営業所を使用する。

出典：埼玉県地域防災計画 本編

ウ 県への要請

経済部は、拠点備蓄倉庫内の備蓄物資が不足し、災害時応援協定に基づく調達や救援物資の到着に時間がかかると見込まれる場合、本部班へ要請を依頼し、本部班が県に対して要請する。

なお、物資の要請については、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用できるよう、本部班はあらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2 災害時応援協定に基づく物資の調達

(1) 物資供給に関する災害時応援協定

災害時の食料品や飲料水などの生活必需品の提供については、民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか、自治体間相互応援協定においても、物資の供給が含まれている。

(2) 災害時応援協定に基づく物資の調達

支援物資の要請を行う場合、財政・被害調査部は、支援物資集積場を開設する。財政・被害調査部は、経済部及び各区等からの要請に基づき、集積場の在庫状況を確認したうえで、協定締結民間事業者に物資の提供を要請し、調達する。

なお、要請した場合は、本部班に報告するものとする。

また、財政・被害調査部は、自治体間相互応援協定に基づく物資の供給が必要と判断した場合は、本部班へ要請を依頼し、本部班が要請するものとする。

表 4-1-8 本市の支援物資集積場

種別	備考
さいたま市広域拠点 備蓄倉庫	発災初期に、県内自治体など近隣からの支援物資を受入れ、避難所に供給
さいたま市災害時 支援物資輸送拠点	県（国からのプッシュ型の支援含む）からの支援物資を受入れ、避難所に供給 ※国からのプッシュ型支援：発災後3日目までに輸送

3 輸送業務

(1) 災害時における物資の輸送業務に関する協定（資料編第4部）

本市は、一般社団法人埼玉県トラック協会、同大宮支部、浦和支部、岩槻支部（以下「一般社団法人埼玉県トラック協会等」という。）、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部及び AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、株式会社丸和運輸機関、福山通運株式会社浦和支店と、災害時における物資の自動車輸送に関する協定を締結している。

なお、さいたま市災害時支援物資輸送拠点に関する物流には、佐川急便株式会社と施設使用及び配送に関する協定を締結している。

(2) 物資の輸送の要請

物流オペレーションチームは、輸送ルートや輸送する物資の種類・量を決定し、一般社団法人埼玉県トラック協会等、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部及び AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、株式会社丸和運輸機関、福山通運株式会社浦和支店に、輸送を要請するものとする。

第8節 受援対象業務

受援対象業務の種類については、以下のとおりとする。

表4-1-9 受け入れる支援の種類

- | | |
|---|---|
| 1 | 災害救助に関連する業務
(例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等) |
| 2 | 医療支援に関連する業務
(例：医療班、獣医療支援等) |
| 3 | 被災生活の支援等に関連する業務
(例：物資の支援、応急危険度判定、避難所運営、罹災証明書発行等) |
| 4 | 災害復旧・復興に関連する業務
(例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉等) |
| 5 | 災害対策本部支援業務 |

第2章 災害応援計画

第1節 災害応援の基本

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上的配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入れ・支援、相互の応援隊等の中継基地としての支援等を実施する。

災害応援の実施に際し、どのような支援を行うかは、応急対策職員派遣制度（資料編4-1-1）等による被災地からのニーズ等を踏まえ、必要に応じてさいたま市支援対策会議（以降「支援対策会議」という）を開催し決定するが、実行可能な範囲での確かつ効果的な支援を行うことが重要である。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するような配慮も必要となる。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復興活動を的確に支援することが大切で、各市等がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことにより、結果的に本市の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映されるものとなる。

なお、災害応援の活動体制は市本部の組織を基本とし、事務分掌は災害対策に関わる事務分掌を準用するものとする。

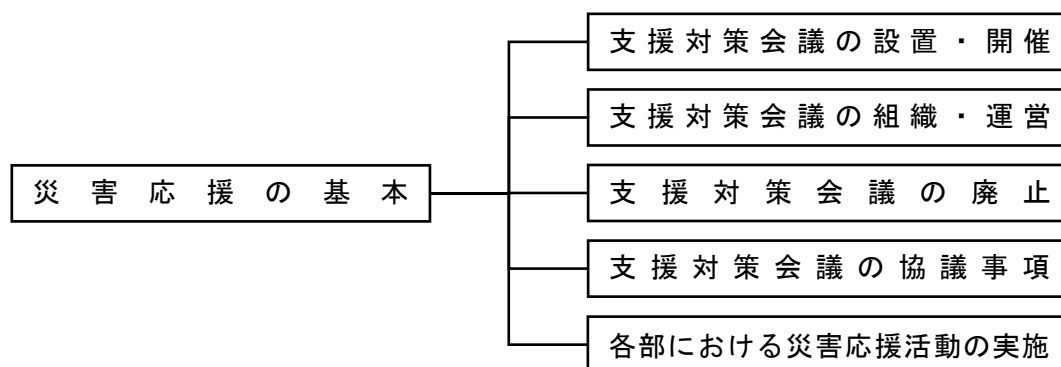


図4-2-1 災害応援の基本に係る施策の体系

第1 支援対策会議の設置・開催

表4-2-1 支援対策会議の設置・開催に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 支援対策会議の設置・開催

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、支援対策会議を設置することができる。

支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

- 1 災害時における相互応援協定等を締結している都県市の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災都県市で対処できないものであると判断したとき。
- 2 被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、被災市町村への応援を本市に求めたとき。
- 3 市域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害等の被害が発生したとき。

第2 支援対策会議の組織・運営

表4-2-2 支援対策会議の組織・運営に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 支援対策会議の運営
総括部	① 支援対策会議における事務
秘書・広報部	① 支援対策会議の設置に関する広報の実施

- 1 支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定する者及び関係する局長で組織する。
- 2 支援対策会議は、総務局担任副市長が座長となる。
- 3 支援対策会議に関する事務は、総括部本部班が所管する。
- 4 支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知するとともに報道機関に公表する。
- 5 その他、支援対策会議の組織及び運営については、別に定めるマニュアルによる。
- 6 なお、被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

第3 支援対策会議の廃止

表4-2-3 支援対策会議の廃止に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 支援対策会議の廃止

座長は、次の全てに該当する場合は、支援対策会議を廃止する。

- 1 市域外において大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれなくなったとき。
- 2 災害応援活動の必要がなくなったとき。

第4 支援対策会議の協議事項

表4-2-4 支援対策会議の協議事項に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 支援対策会議の協議

支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- 1 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- 2 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- 3 支援（応援）内容の決定
- 4 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- 5 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

第5 各部における災害応援活動の実施

表4-2-5 各部における災害応援活動の実施に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 実行可能な災害応援活動の実施

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ実施する。

応急時に各部が行う支援の内容は、原則として本市の「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものを主とするが、平成28年熊本地震においては、被災地からの支援の要請を受け本市からも職員を派遣し、災害応急活動を行ったところであるが、必ずしも「災害対策に関わる事務分掌」だけでは要請に対応できないこともあることから、柔軟な活動体制を構築する必要がある。また、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行うことも重要である。

東日本大震災の例にも見られるように、復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効であり、この場合、復興に数ヶ月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も検討する。

第2節 災害応援活動の展開

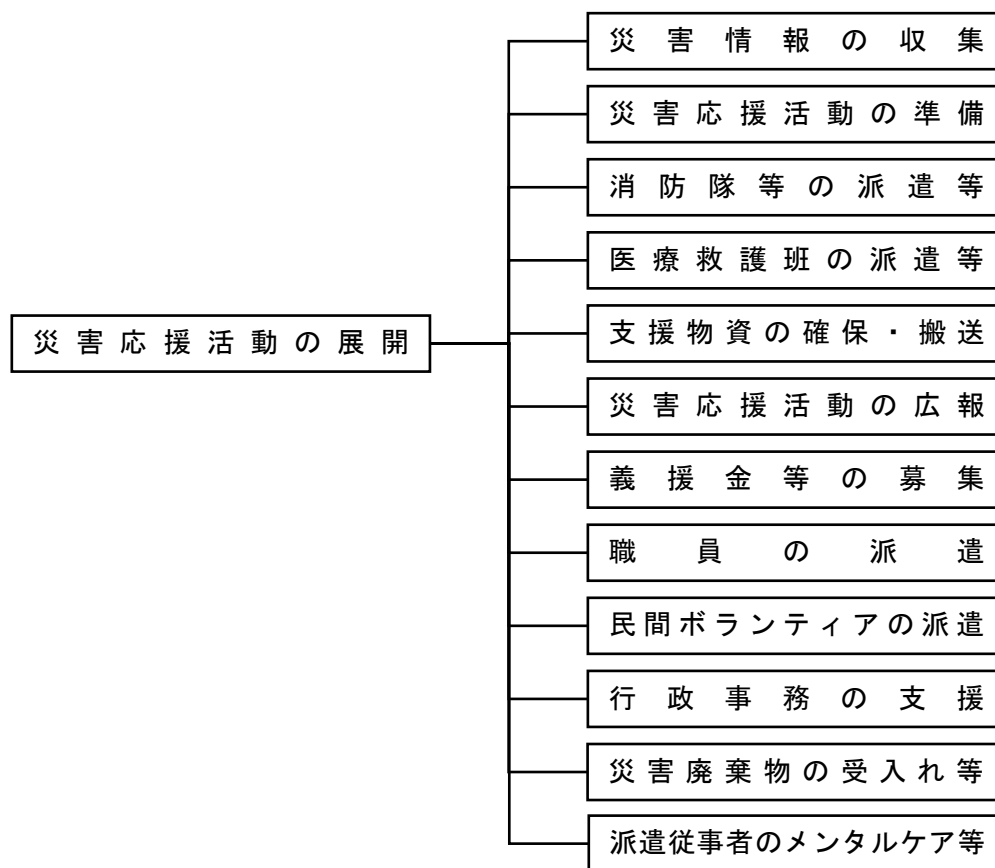


図4-2-2 災害応援活動の展開に係る施策の体系

第1 災害情報の収集

表4-2-6 災害情報の収集に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
情報・避難部	① 災害情報の収集・分析

支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や指定緊急避難場所・指定避難所・二次避難所・福祉避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うために何が必要かを分析する。

第2 災害応援活動の準備

表4-2-7 災害応援活動の準備に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害応援活動の準備

災害応援活動に係る各部及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から対応しなければならない。

東日本大震災の際に、被災地への支援内容が、被災地の希望するものと合致せず、効果的な支援ができなかった事例が報告されている。

このことから、支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

第3 消防隊等の派遣等

表4-2-8 消防隊等の派遣等に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
消防部	① 消防隊等の派遣

1 被災地からの応援要請

被災地において消防活動に関する応援の必要があり、当該自治体又は消防庁長官並びに県知事から消防隊の応援要請又は指示があるときは、速やかに消防隊等を被災地に派遣する。

2 消防隊等の派遣

消防隊等の派遣については、本市警防規程に基づき実施する。

3 長期派遣に係る留意事項

東日本大震災の事例では、行方不明者の捜索等が長期にわたることもあることから、隊員の体調管理やメンタルケア等の健康管理や個人的事情に十分配慮した上で、長期的に持続可能な派遣手法等についても検討し、有効かつ無理のない効率的な派遣の継続を検討する。

第4 保健師等の派遣等

表4-2-9 保健師等の派遣に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
保健衛生部	① 保健師等の派遣

被災地において被災者の健康チェック、健康相談、避難所の衛生対策の必要があり、当該自治体から派遣の要請があるときは、速やかに保健衛生部等を中心に保健師等を数日～数週間程度派遣する。

しかしながら、東日本大震災の事例では、数ヶ月の長期にわたる支援が必要になることもあることから、そのような場合の実行可能な支援方法も検討する。

また、高齢者や障害者等要配慮者の長距離避難時や長期避難所生活の付き添いなどについて体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮し、介護ボランティア等の派遣も可能な範囲で行うものとする。

第5 支援物資の確保・搬送

表4-2-10 支援物資の搬送に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理
経済部	① 支援物資の調達・確保 ② 支援物資の被災自治体への搬送
市民部	① 民間搬送車両・ボランティアの確保
施設復旧部	① 被災地緊急輸送道路・高速道路等の優先通行証の発行

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。

また、一般市民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。仕分けの手法等については、震災編第1部第7章第8節「支援物資の供給」に基づいて対応する。

なお、応急時の水・食糧の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要がある、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるよう手順等を検討しておく。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受け入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

医療機器・医薬品等の緊急要請があった場合は、震災編第1部第7章第4節「医療救護」に基づいて対応し、必要があれば県にヘリコプターでの搬送を要請することも検討する。

第6 災害応援活動の広報

表4-2-11 災害応援活動の広報に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部	① 災害応援活動に関する広報の実施

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人のボランティア活動は自己完結型で行う、支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する、支援を受ける側の心情を配慮する等の各支援における留意事項についても広報し、市民の支援活動についての知識の普及・啓発を図る。

第7 義援金等の募集

表4-2-12 義援金等の募集に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
福祉部	① 義援金等の募集

支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興に緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

第8 職員の派遣

表4-2-13 職員の派遣に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部等	① 職員の被災自治体への派遣
水道部	① 応急給水、応急復旧部隊等の派遣
施設復旧部	① 被災建築物応急危険度判定士の派遣
復旧計画部	① 被災宅地危険度判定士の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

なお、業務を所管する部だけでは対応が困難であり、他部からも職員を募集し、被災自治体へ派遣する必要がある場合においては、担当副市長に了承を得たうえで、各部から人員を募り、職員を派遣することとする。この場合、各部は業務に支障がない範囲において積極的に協力を行うこと。

東日本大震災や平成28年熊本地震の事例においても、復旧・復興時の被災自治体のマンパワー不足は大きな問題であり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことは有効である。しかし、復興に数ヶ月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

第9 民間ボランティアの派遣

表4-2-14 民間ボランティアの派遣に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
市民部	① 社会福祉協議会との連携による民間ボランティアの募集・派遣
財政・被害調査部	① 被災家屋調査員の募集・派遣

被災自治体の要請に基づき、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

なお、ボランティアの募集・派遣については震災編第1部第3章第4節に示す。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲で、ボランティア活動に対する支援を行う。

第10 行政事務の支援

表4-2-15 行政事務の支援に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 被災自治体における行政事務の支援活動

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、インターネット等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

第11 災害廃棄物の受入れ等

表4-2-16 災害廃棄物の受入れ等に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① がれき等災害廃棄物の受入れ・処理

災害時に、がれきや指定緊急避難場所・指定避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域では処理ができない場合がある。本市は、これらのがれき等災害廃棄物について、可能な範囲での受け入れを検討する。

また、放射能等の汚染廃棄物の処理についても、さいたま市民の安全が脅かされない範囲の処理について、支援を検討するものとする。

第12 派遣従事者のメンタルケア等

表4-2-17 派遣従事者のメンタルケア等に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部 保健衛生部	① 派遣従事者に対する、派遣終了後の体調不良相談、メンタルケア等の保健指導の実施

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

第3節 相互応援協定の発動

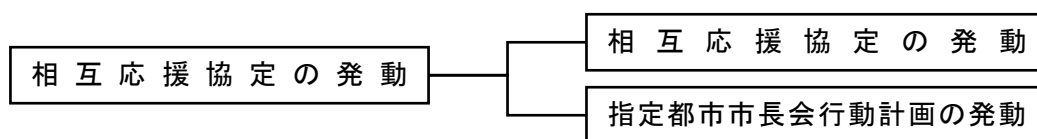


図4-2-3 相互応援協定の発動に係る施策の体系

第1 相互応援協定の発動

表4-2-18 相互応援協定の発動に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害協定に基づく支援の実施

応急対策職員派遣制度（資料編4-1-1）による応援を基本とするが、本市では、他自治体等と災害時相互応援協定等（資料編第4部）を締結していることから、災害が発生し、被災自治体から支援要請があった場合には、支援活動を実施する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時協定を括用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物により、長期間にわたり、市外（県外）に避難を余儀なくされた場合に備え、広域の区市町村との相互協定を締結するとともに、避難における移手段等の各種支援についても検討しておくものとする。

なお、東日本大震災の際に、水道施設復旧のため、支援に入った部隊が持参した資材が、被災地のものと仕様が合致せず、効果的な支援ができなかった事例が報告されている。このようなことを避けるため、協定を締結する際に、各種資機材の技術仕様等の情報交換などを行っておく必要がある。

第2 指定都市市長会行動計画の発動

指定都市市長会では、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むことを目的として「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」（資料編4-1-2）を定めている。

国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、広域・大規模な災害であり、指定都市市長会としての支援が必要と認めるときは、同計画に基づき支援を行う。

第4節 被災者の生活支援

表4-2-19 被災者の生活支援に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
福祉部	① 市内の福祉施設における要配慮者の受入れ ② 生活福祉資金の貸付
施設復旧部	① 市営住宅の提供 ② 民間賃貸住宅の情報提供

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設において、高齢者・障害者などの被災者の受け入れを行うとともに、市営住宅の提供や民間賃貸住宅の情報提供を通して、被災者の生活の場の確保に努める。併せて、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

東日本大震災の影響で放射能汚染地区となった地域からの避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく必要がある。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受け入れに対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対処していくものとする。

さいたま市地域防災計画 共通編

作成 平成13年5月 1日

修正 平成14年3月25日
平成15年3月20日
平成17年1月24日
平成18年3月22日
平成19年3月14日
平成21年3月27日
平成24年6月 4日
平成27年3月11日
平成30年3月20日
令和 3年7月30日
令和 6年3月14日

発行 令和6年3月

編集発行 さいたま市防災会議

〔事務局〕 さいたま市総務局危機管理部防災課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 048-829-1126
